昭和五十二年
第四回定例会（十二月十二日開会
十二月二十六日閉会）

日野市議会会議録

（第三十一号
第三十七号）

受付
53. 8. 18
日野市立図書館

日野市議会

日野市議会会議録

昭和五十二年
第四回定例会

目次

○十二月十二日　月曜日（第一日）

出席議員……1
欠席議員……1
出席説明員……2
議事日程……2
開会……5
議席の変更……5
会議録署名議員……5
会期の決定……21
市政経過報告……34
諸般の報告……34
議案第一一五号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について……35
議案第一一六号　日野市一般職の職員の昭和五十二年度十二月期における期末手当の特例に関する条例の制定について……36
議案第一一七号　昭和五十二年度十二月期における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について……37
散会……39

○十二月十三日　火曜日（第二日）

出席議員……39
欠席議員……39

出席説明員……
議事日程……
開議……
（一般質問）
市川芳太郎議員（南部地区の今後の実施計画を問う）……
市川芳太郎議員（混合ごみのグリーンボックスの配置状況について）……
板垣　正男議員（蚕糸試験場（日野桑園）筑波移転後の跡地と利用計画について、「市民総合運動場構想に関連して」）……
午後十一時四十六分休憩、後、再開にいたらず流会……
○十二月十四日　水曜日（第三日）
出席議員……
欠席議員……
出席説明員……
議事日程……
開議……
（議案上程）
議員提出議案第二〇号　日野市議会会議規則の一部を改正する規則について……
議員提出議案第二一号　日野市議会会議規則の一部を改正する規則について……
（一般質問）
板垣　正男議員（学校公園構想として市民のスポーツ、文化活動は地域の学校をセンターに、「第十七小学校建設を契機に」）……
竹ノ上武俊議員（地区センター（三井団地など）の新設をせよ）……
竹ノ上武俊議員（高幡地域の排水など環境改善について）……
橘　祐子議員（仮称第十六小学校早期開校のための環境整備と開校時の教育環境整備について）……
橘　祐子議員（下水道事業促進、終末処理場予定地関係住民への対策について）……
橘　祐子議員（高額療養費立てかえ制度（貸付制度）を五十三年度から実施せよ）……
散会……
○十二月十五日　木曜日（第四日）
出席議員……
欠席議員……
出席説明員……
議事日程……
開議……
（一般質問）
一ノ瀬　隆議員（町名地番整理の抜本的再考を）……
一ノ瀬　隆議員（自治会に対する施策について）……
島村　孝志議員（第四中学校北側、旭が丘地内市有地の都への売却を取りやめ、四中の校地拡張、児童館（学童クラブ）プール建設など市民要望を反映した使用目的に変更せよ）……
米沢　照男議員（南平駅周辺地域の環境整備について）……
米沢　照男議員（公社平山住宅の諸要求実現の見通しについて）……
米沢　照男議員（南平学童保育所開設に伴う諸問題について）……
石坂　勝雄議員（市長は選挙の公約を明年度予算に反映できるか）……
石坂　勝雄議員（私立の幼稚園、保育所の保護者に教育費の補助金を増額せよ）……

林　重義議員　（ごみと屎尿の問題点と対策について）
大下　博議員　（市民の健康管理について）……
散　会……

○十二月十六日　金曜日（第五日）
出席議員……
欠席議員……
出席説明員……
議事日程……
開　議……
（一般質問）
高橋　通夫議員　（第十九小（仮称）通学路について）……223
高橋　通夫議員　（西武団地と百草団地を結ぶ道路について）……225
杉山寅三郎議員　（第十九小（仮称）の通学路のその後の経緯について）……225
杉山寅三郎議員　（南平小の学区変更について）……226
杉山寅三郎議員　（第八小の過大校の解消対策について）……227
杉山寅三郎議員　（中学校の五十三年度以降の建設計画について）……228
杉山寅三郎議員　（高校誘致のその後の経緯について）……231
本間　久議員　（下水道事業の進展状況と東部地区開発（公共施設建設）について）……231
大柄　保議員　（文化財調査について）……241
大柄　保議員　（公園と遊園地の遊具及び照明について）……248
鈴木美奈子議員　（学校災害救済の互助制度設立について）……251
鈴木美奈子議員　（学童保育の将来展望と現状について）……259
秦　正一議員　（再び地元業者の育成について問う）……266
秦　正一議員　（不燃ごみ減量について）……268
剣持　佐吉議員　（これからの町づくりについて（なかんずくごみ問題））……274
剣持　佐吉議員　（市民文化祭の反省について）……280
散　会……288

○十二月十九日　月曜日（第六日）
出席議員……289
欠席議員……289
出席説明員……290
議事日程……290
開　議……295
（委員会審査報告）
議案第　七七号　議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について……295
議案第　八五号　市道路線の一部廃止について……296
議案第　八六号　市道路線の廃止について……296
請願第五二―二五号　都道一五五号線の信号機設置に関する請願……296
請願第五二―四一号　市内循環のマイクロバスを運行に関する陳情……299
請願第五二―四二号　南平二丁目四番八九地先のがけ崩れについての陳情……299
請願第五二―四五号　交番設置と防犯街灯増設に関する請願……299

請願第五二―四六号　信号機設置に関する請願　……299
請願第五一―四二号　市民要求を実現させる新財源として大企業固定資産税の超過課税実施を要求する請願　……300
請願第五一―四七号　減税、税制改革、自主課税に関する請願　……300
請願第五一―五一号　都営住宅払い下げに関する陳情　……300
請願第五一―五八号　小学校体育施設の一般開放及び七生中学校への夜間照明施設設置促進に関する請願　……307
請願第五二―三九号　通学路舗装の請願　……307
請願第五二―　六号　高齢者研修センター設立に関する陳情　……307
請願第五二―五四号　希望の家に保育室の増設に関する陳情　……308
請願第五二―　三号　豊田駅南口地域の排水処理の改善に関する請願　……308
請願第五二―二〇号　排水溝建設について陳情　……309
請願第五二―二二号　市道整備に関する請願　……309
請願第五二―二七号　滝合橋東口路の歩道設置の請願　……309
請願第五二―三三号　側溝改修に関する請願　……309
請願第五二―三八号　道路整備についての請願　……309
請願第五二―四〇号　道路側溝の整備に関する請願　……309
請願第五二―四三号　側溝のふたかけをし歩道の設置に関する陳情　……309
請願第五二―四九号　旧道復帰の請願　……309
請願第五二―五〇号　道路の舗装並びに側溝設置に関する請願　……309
（議案上程）
議員提出議案第一九号　日野市議会昭和五十一年度一般会計決算特別委員会設置及び委員の選任について　……312
議案第　九三号　神明上地区跨線道路橋設置その一（下部）工事請負契約の専決処分の報告承認について　……313
議案第　九四号　日野市立新坂下保育園（仮称）新築工事請負契約の専決処分の報告承認について　……314
議案第　九五号　昭和五十一年度日野市一般会計決算の認定について　……321
議案第　九六号　昭和五十一年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について　……322
議案第　九七号　昭和五十一年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定について　……322
議案第　九八号　昭和五十一年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について　……322
議案第　九九号　昭和五十一年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について　……322
議案第一〇〇号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について　……324
議案第一〇一号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について　……325
議案第一〇二号　日野市立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について　……325
議案第一〇三号　日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について　……325
議案第一〇四号　日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について　……327
議案第一〇五号　日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について　……328
議案第一〇六号　日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について　……330
議案第一〇七号　昭和五十二年度日野市一般会計補正予算について（第五号）　……331
議案第一〇八号　昭和五十二年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第二号）　……350
議案第一〇九号　昭和五十二年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第二号）　……350
議案第一一〇号　昭和五十二年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第二号）　……350
議案第一一一号　昭和五十二年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第二号）　……351
議案第一一二号　農業共済無事戻金の交付について　……352
議案第一一三号　市道路線の廃止について　……352
議案第一一四号　市道路線の認定について　……352
議案第一一八号　日野市衛生処理場電気設備改修工事請負契約の締結について　……353

（請願上程）
請願第五二―五六号　日野市下水道事業計画案反対について陳情……354
請願第五二―五七号　市議会議決事項の措置に関する陳情……354
請願第五二―五八号　通学路整備の請願……354
請願第五二―五九号　日野集合住宅建築許可についての陳情……355
請願第五二―六〇号　児童遊園地設置に関する請願……355
請願第五二―六一号　少年野球場確保に関する請願……355
請願第五二―六二号　バス路線新設に関する請願……354
請願第五二―六三号　日野台バイパス（都道二・一・四）へバスの運行方請願……354
請願第五二―六四号　日野第五小学校校舎改築に関する請願……355
請願第五二―六五号　公私立幼稚園保護者の教育費負担格差是正について請願……355
請願第五二―六六号　日野市民文化会館建設に関する請願……355
請願第五二―六七号　日野市民会館建設についての陳情……355
請願第五二―六八号　豊田学童クラブ移転に関する請願……354
請願第五二―六九号　市の循環バス計画に川辺堀之内を組み入れることについての請願……354
（一般質問）
三浦　重春議員　（農林省蚕糸試験場日野桑園の筑波移転に伴う跡地を市有地として買い取り、総合グラウンド市民体育館その他に有効利用する考えありや）……355
三浦　重春議員　（通勤者、通学者、ショッパーで自転車利用する者の利便のため日野駅周辺に市営の無料自転車置き場を設置する考えありや）……358
三浦　重春議員　（日野市土地開発公社の幾つかの用地取得について問う）……360
三浦　重春議員　（新市庁舎への移転に伴い日野地区の大部分の住民の行政上の不便を補うため動く窓口車を一台増車する考えありや）……365
散会……369

○十二月二十六日　月曜日（第七日）

出席議員……365
欠席議員……365
出席説明員……365
議事日程……365
開議……365
（委員会審査報告）
議案第　一〇〇号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について……379
議案第　一〇七号　昭和五十二年度日野市一般会計補正予算について（第五号）……379
議案第　一〇五号　日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について……379
議案第　一〇四号　日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について……390
議案第　一〇八号　昭和五十二年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第二号）……391
議案第　一〇九号　昭和五十二年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第二号）……391
議案第　一一〇号　昭和五十二年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第二号）……391
議案第　一一一号　昭和五十二年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第二号）……392
議案第　一一二号　農業共済無事戻金の交付について……393
議案第　一一三号　市道路線の廃止について……394
議案第　一一四号　市道路線の認定について……394
議案第　九五号　昭和五十一年度日野市一般会計決算の認定について……395

議案第　七四号　昭和五十一年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について……398
議案第　七五号　昭和五十一年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定について……398
議案第　九六号　昭和五十一年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について……398
議案第　九七号　昭和五十一年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定について……398
議案第　九八号　昭和五十一年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について……398
議案第　九九号　昭和五十一年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について……398
請願第五二ー六二号　バス路線新設に関する請願……398
請願第五二ー六三号　日野台バイパス（都道二・一・四）へバスの運行方請願……399
請願第五二ー六九号　市の循環バス計画に川辺堀之内を組み入れることについての請願……399
請願第五二ー五八号　通学路整備の請願……399
請願第五二ー六四号　日野第五小学校校舎改築に関する請願……401
請願第五二ー六五号　公私立幼稚園保護者の教育費負担格差是正についての請願……401
請願第五二ー六六号　日野市民文化会館建設に関する請願……401
請願第五二ー六七号　日野市民会館建設についての陳情……401
請願第五〇ー　三号　多摩川河川敷利用遊園地（広場）設置に関する請願……403
請願第五一ー五〇号　合併処理方式尿尿浄化槽汚泥収集経費の住民負担軽減措置に関する請願（二項）……403
請願第五二ー　四号　二小地域に児童館・児童公園を建設促進に関する請願……403
請願第五二ー二八号　平山小学校区内への学童保育所設置に関する請願……403
請願第五二ー六八号　豊田学童クラブ移転に関する請願……403
請願第五〇ー　一号　三菱銀行日野市役所支店開設反対請願……407
請願第五一ー　七号　四小通学路内駐車場建設反対に関する陳情……407
請願第五二ー三五号　新市庁舎への移転に伴い従来の庁舎跡に支所設置方に関する請願……407
請願第五二ー三七号　多摩動物公園駅裏口通路の閉鎖継続に関する陳情……407
請願第五二ー五五号　勤労青年のセンターとして現庁舎の一部を開放を切望する陳情……407
請願第五二ー五七号　市議会議決事項の措置に関する陳情……407
請願第五〇ー二六号　教育予算増額市財源確保に関する請願（五項）……407
請願第五一ー一九号　日野市立日野第四中学校増築と校地拡張について陳情……407
請願第五一ー二七号　公立幼稚園に二年保育実施に関する請願……407
請願第五一ー三八号　高校問題特別委員会設置に関する陳情……407
請願第五一ー四五号　昭和五十二年度日野市立幼稚園の四歳児入園に関する陳情……407
請願第五一ー五二号　仮称日野市立第十六小学校建設候補地の計画案変更に関する請願……407
請願第五二ー三二号　市立第五幼稚園増設に関する請願……407
請願第五二ー六一号　少年野球場確保に関する請願……407
請願第　五号　専用水道施設市管理に関する陳情……409
請願第五〇ー一〇号　日野市立総合病院に歯科を早急に設置に関する請願……409
請願第五一ー三七号　東町児童遊園地存置について請願……409
請願第五二ー二一号　地区センターを大地区センターに格上げし増築願う陳情……409
請願第五二ー二三号　日野市立病院歯科設置に関する請願……409
請願第五二ー五六号　日野市下水道事業計画案反対について陳情……409
請願第五二ー六〇号　児童遊園地設置に関する請願……409
請願第　六八号　浄化槽施設管理方に関する陳情……409
請願第　一一五号　平山台土地区画整理事業に伴う請願……409
請願第五〇ー一五号　東京ー八王子線（三十メートル道路）の計画撤回と廃線に関する陳情……409
請願第五〇ー四八号　一・三・一バイパス建設計画の廃線化を要請する請願……409

請願第五一一一　一号　地番整理の境界線及び作業促進に関する請願……409
請願第五一一　三号　町名地番整理の町名及び区域について請願……409
請願第五一一三二号　一・三・一バイパスの撤廃を要請する請願……409
請願第五二一一　八号　明星大学父兄会館建築に対する現時点での不許可方陳情……409
請願第五二一一一六号　生活道路建設について陳情……409
請願第五二一一一七号　程久保地区町名地番整理に関する請願……409
請願第五二一一一八号　道路新設に関する陳情……409
請願第五二一一三一号　道路の舗装並びに側溝の整備について陳情……409
請願第五二一一三四号　多摩平五丁目地区大型店舗建設反対に関する請願……409
請願第五二一一五九号　日野集合住宅建築許可についての陳情……409
請願第　四〇号　高層住宅建設反対に関する請願……411
市庁舎建設特別委員会の継続審査議決に関する件……411
下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件……411
物価対策特別委員会の継続審査議決に関する件……412
交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件……412
文化体育施設建設促進特別委員会の継続審査議決に関する件……412
汚職事件の原因を究明し再発防止のための調査特別委員会の継続審査議決に関する件……412
議員提出議案第二二号　義務教育諸学校の教科用図書の無償配布を存続させる意見書……412
議員提出議案第二三号　農林省蚕糸試験場日野桑園筑波移転跡地利用に関する意見書……414
議員提出議案第二四号　第八十三回臨時国会で改定された「健康保険法」の実施延期に関する意見書……414
閉会……415

十二月十二日　月曜日（第一日）

昭和五十二年
第四回定例会

日野市議会会議録

第三十一号

十二月十二日　月曜日　（第一日）

出席議員（二十九名）

一番	滝瀬政吉	君
二番	滝瀬敏朗	君
三番	奥住芳雄	君
四番	正国大治	君
五番	林重義	君
六番	飯山茂	君
七番	黒川重憲	君
八番	鈴木美奈子	君
九番	橘祐子	君
十番	坂垣正男	君
十一番	谷栄吉	君
十二番	剣持佐吉	君
十三番	石坂勝雄	君
十四番	清水芳雄	君
十五番	杉山寅三郎	君
十六番	市川芳太郎	君
十七番	秦正一	君
十八番	名古屋史郎	君
十九番	竹ノ上武俊	君
二十番	米沢照男	君
二十一番	高橋通夫	君
二十二番	佐々木昭雄	君
二十三番	日野源作	君
二十四番	三浦重春	君
二十六番	大下博	君
二十七番	大柄保	君
二十八番	島村孝志	君
二十九番	本間久	君
三十番	一ノ瀬隆	君

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	前川恒雄	君
収入役	杉本好次郎	君
企画財政部長	松村清栄	君
総務部長	加藤一郎	君
市民部長	田倉高光	君
生活環境部長	加藤一男	君
建設部長	森久保三次	君
都市整備部長	成井正夫	君
福祉部長	赤松行雄	君
水道部長	中島武男	君
病院事務長	遠藤政之	君
教育長	倉又秀作	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	中村亮助	君
書記	朝倉敏夫	君
書記	鈴木晴彦	君
書記	五十嵐隆	君
書記	荒井一雄	君
書記	樫村正男	君
書記	川上輝子	君
書記	安原清美	君
書記	小松恵美子	君

議事日程

一　議席の変更について
二　会議録署名議員の指名
三　会期の決定
四　市政経過報告
五　諸般の報告
六　議案第一一五号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
七　議案第一一六号　日野市一般職の職員の昭和五十二年度十二月期における期末手当の特例に関する条例の制定について
八　議案第一一七号　昭和五十二年度十二月期における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について

昭和五十二年十二月十二日（月）
午後一時開会

本日の会議に付した事件
日程第一から第八まで

午後一時三十分開会

○議長（名古屋史郎君）　これより昭和五十二年第四回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十七名であります。

これより日程第一、議席の変更の件を議題といたします。本件についてお手元の配付のとおり決定するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって議席の変更の件は印刷のとおり決定いたしました。

次に日程第二、会議録署名議員の指名の件については、議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、

五番　林　　重　義　君

六番　飯　山　　茂　君

を指名いたします。

次に日程第三、会期の決定の件を議題といたします。議会運営委員長の報告を求めます。

（議会運営委員長登壇）

○議会運営委員長（島村孝志君）　それでは今第四回の定例会の日程について御提案申し上げます。

議会運営委員会でる論議をいたしましたが、今定例会、非常に全体としての会期が短うございます。したがいましてかなり無理をした日程を組んでございますので、よろしく御協力をいただきたいと思いますけれども、全体的な日程を御報告する前に、議運の中で若干論議をされ、議運の申し合わせ事項として決定をみました問題について二点ほど申し上げ、その後、個々の日程について御提案申し上げたいと思います。

まず一点目は、新しい議場に移りました関係で、非常に出入り等々が従来の旧議場よりもしにくいというような実情もございまして、会議時間は原則として大体一時間程度会議をし、十分程度の休憩をとる、こういうことで運営をしていこうと、こういうことが申し合わされております。

もう一点につきましては、一般質問の問題ですけれども、従来、特に一般質問については、何時間一人でやっていようともその点については特に取り決めはございませんでしたけれども、今議運の中では時間制限、一人一時間三十分ということで時間制限をしていこうということが議運の申し合わせ事項として決められております。ただし、この問題につきましては、すでに報告されておると思いますけれども、全会議運一致ということで決定したわけではございません。多数決というようなことで決定をされておりますので、その辺もあわせて御報告いたして

おきたいと思います。

そういったことを前提にしながら今定例会の日程を組んだわけでございますが、すでにお配りしてございます手元の予定表のとおり、従来の時間は午後一時からでしたけれども、今定例会非常に会期が詰まっておるものですから、初日のきょうは一時ですけれども、明日十三日からの一般質問四日間とりまして、いずれも午前十時からということで日程を定めてございます。十七日、十八日が休会になりまして、十九日、議案上程その他審査報告、これは午後一時から、さらには二十日の常任委員会、これも実は議運の中では今後の常任委員会は二委員会ずつ二日間をかけて常任委員会を開催をしようと、こういうふうにさきの議運で取り決めましたけれども、全体的な日程の中で今定例会に限ってはこれが非常に不可能であるということから、従来どおり常任委員会は二十日、一日で今定例会は終わらせると、こういう予定で組んでございます。二十一日が特別委員会、これは時間はそれぞれの委員会でかわってくると思いますので、よろしくお願いをいたします。二十二日、二十三日が決算特別委員会、一般会計、特別会計含めてこの二日間で午前十時から開催ということで消化をしていきたい。昨年度をちなみに申し上げますと、一般会計、特別会計の決算、昨年度は三日間とってあります。したがいまして、これもかなり無理な日程が組まれております。これが二十二日、二十三日の決算委員会です。

二十四日、二十五日、休会にいたしまして、二十六日が審査報告、午後一時から、こういうことで全日程を終わらせたいというふうに考えております。つけ加えますと、十七日の土曜日、二十四日の土曜日、いずれも休会になっておりますけれども、その前のそれぞれの日程の進行状況によっては、この十七日の土曜日も二十四日の土曜日も、最終日を押さえるという意味合いで開会もあり得ると、こういうことをひとつ含みとして御承知おきいただきたいと、こういうことを議運の中で申し合わせております。

以上、第四回定例会の日程の報告をいたします。

○議長（名古屋史郎君）　ただいまの議会運営委員長の報告のとおり会期を決定するに御異議ありませんか。

（「議長、質問」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　剣持佐吉君。

○十二番（剣持佐吉君）　委員長の報告の中に一時間半という一般質問の時間を制限したことについて、私の聞き取り方が悪かったかしれませんが、悪い言葉になるかしれませんが、多少あいまいなうちにそういうふうに決まったというように受け取れるわけです。私は今度、意地悪く考えると、もしそのときに一時間半が過ぎた場合には、議長の運営のいかんにかかわると思うんですが、このままいくと何か一時間半を守らないで、たとえば二時間やっても制限をする何物もないような感じがいたしますので、その辺を明確にしていかないと、先に一般質問の時間をとった人に前例をならうことになって、この決まりが混乱するという恐れがないでもないと思いますので、その辺をはっきりしていただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　委員長からのお答えでよろしいですか。剣持佐吉君。

○十二番（剣持佐吉君）　どなたのあれでもいいんですが、いま、委員長の報告はそのまま私は受け取っているわけですが、そのまま受け取ると、多数決で決まったけれども、どこに権限があるかということになりますと、最後には議長の運営のいかんにあると思うんです。したがって、議長の態度が、一時間半でストップするんだとはっきり決めればそれで決まると思いますが、いまの状態でいったら議長の権限がなくなりはしないかという感じがするわけです。なくなるというと自主的に一時間半の制限は、自主的な判断、良心にお任せしましょうという感じに受け取れたので、これでは一時間半が守られないではないかという恐れがありますので、どなたの答弁でも結構ですが、一時間半なら一時間半ぴたりと、そのときにはもう議長が発言を締め切りますよと、しかしそれは議員全体が了承の上ならそれはできると思います。その了承をとってあるかどうかもまた多少問題が残りはしないか、したがってそのときの状況は、私は島村議員のもし訂正とか重複してまた理解のあるようにに説明していただければそれで結構です。しかし、運営は議長のその権限がどこまで浸透するかという問題が残りはしないかという恐れがあるので、それをどうするかということをはっきりしていただきたい。そうしないとせっかく決めたのが、良心に訴えるのか、制限を権力によって、議長の権限によってやるのか、その辺をきちっとしないと、最初に脱線するとそれがずるずるといって、せっかく議運でもって検討したのが守られなくなりはしないかという懸念からであります。どなたが答弁しても結構です。

○議長（名古屋史郎君）　議会運営委員長。

○議会運営委員長（島村孝志君）　私の答弁できる範囲で答弁したいと思いますけれども、いま、剣持議員からお説がありましたとおり、そういう危惧がございましたので、あえてきょう日程の御提案の中で申し上げたわけでございます。先ほど申し上げましたけれども、この問題につきましては、議会運営委員会、従来ですと、ほとんどのものが満場一致という形ですか、要するに全員の賛成ということで決まっていたのが、議会運営委員会の一つのルールであったといいますか、申し合わせであったといいますか、そういう経過があったようですけれども、今回に限りましては多数という形で決まっておりますので、なおかつ終始その中で反対される方は態度保留であるといいますか、要するに反対だという態度を変えておりませんか

ら、このまま推移しますと、決めたことが議会運営委員会の申し合わせであるとは言いながら、果たしてこのまま剣持議員の言われたとおり守っていかれるのかなという危惧がございましたので、あえてここで御報告申し上げ、皆さんの御審議の中でこの決定が決まるものならば、なおかつ確認をされるものならば、決めていくことがより議長としても今後の運営にやりいいんじゃないかというような意味合いであえて御報告を申し上げましたので、特に問題があればそれぞれ御提案いただきまして、今後の会議の中で御審議をいただければ幸いであるというふうに思います。

○議長（名古屋史郎君）　剣持佐吉君。

○十二番（剣持佐吉君）　この問題は議会運営に関する重大な条例改正の問題につながるわけです。したがって皆さんの了解を得なければ議長がその権限を発動することができないと思いますので、みんなの納得する方法ならば私は一時間半の制限が決して悪いとは言っておりません。ただ、決め方によってはせっかく決めたのが崩れやしないかという懸念から申し上げていますので、はっきりしたものを、いわゆる議長権限が、議会全体の総意に基づいて議長権限が発動するという姿にならないと混乱しやしないかという恐れから申し上げておりますので、そのように取り計らっていただきたい。したがいまして、今度具体的に二、三申し上げますと、委員長報告のとおり決定するに、ということは余りに条例の問題であるだけに、条例改正の問題であるだけに、余りにその中に包括するということは私は議長の計らいとしては適当とは考えられませんので、あえて反対するという意味ではありませんが、意見として申し上げますと、それが適当とは考えられませんので、その辺は私の発言を参考にして御判断をいただきたい。処理もそのようにしていただきたい。私ははっきりしていただきたいということを念頭に持っている理由であります。

○議長（名古屋史郎君）　議会運営委員長。

○議会運営委員長（島村孝志君）　いま条例という話がありましたけれども、この時間制限の問題は、条例等々とは関係がないようです。したがいまして申し合わせ事項という範囲の中で決め得る範囲の問題であるというふうに、その部分についてはお答えをしておきたいと思います。

それからもう一点の問題につきましては、剣持議員の全くおっしゃるとおりでございまして、これは議会運営委員会もそういう決定経過を踏まえて決まってまいりましたけれども、このまま放置しておくことによって果たしてこれが運営できるのかどうか、そういう問題がありましたので、あえてここで御提案を申し上げ、御報告を申し上げて、よろしく議長の方でお計らいをいただきたいという意味合いを含めてあえて日程の中で御報告申し上げたと、こういう次第でございます。

○議長（名古屋史郎君）　次に米沢照男君。

○二十番（米沢照男君）　先ほど議会運営委員長から、将来の議会運営にかかわる重要な問題についてきわめてあっさりと報告がされました。少なくとも議会運営委員会はこれまでいわゆる合議制といいますか、協議制のたてまえで運営をされてきたというふうに理解をしております。しかし、十一月三十日の議会運営委員会では、一般質問の時間制限について強行採決がされたというふうに聞いております。これはきわめて異常だというふうに私は思っております。この議会運営委員会での採決は無効だというふうに私は理解をしておりますけれども、その点についての委員長の見解をまず最初に伺いたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　議会運営委員長。

○議会運営委員長（島村孝志君）　無効だというふうには考えておりません。ごくあっさりというふうにおっしゃられましたけれども、かなり長時間かけまして、これは三十日だけではございませんで、それ以前の段階でもこの問題についての御提案を申し上げ、三十日の議運の中でさらにる検討をし、決められるものから一つの結論を出そうではないかと、こういう経過を踏まえながら三十日かなり長時間をかけまして議論をいたしました。その結果、多くの議員の方々の、この場合、決をとってでも決めるべきだと、こういう意見に従いましてこの結論を見出したわけでございます。しかしながら、先ほど申し上げましたように、一応の議運としての結論は出しておりますけれども、このままこれを放置することによって果たしてこの決めたことが守っていけるのかどうか、これは幾ら決めましてもそれぞれが守っていかなければ結局何もなりませんし、むしろ決めないことの方がよかったんではないかとすら思いますし、そういう意味合いにおきまして、きょうこの部分について御報告をあえて申し上げたのは、皆さん方の御意見というものを十分ひとつ議長の方でどう処理をされるか、今後の会議の中で議長の取り計らいによりまして、いわゆる御納得のいく方向で決めていただくことがより今後の議会運営にいい影響を及ぼすんではないかという意味合いで、あえて冒頭この報告を申し上げたんです。したがいまして、先ほど剣持議員からもお話がありましたように、議長の方でそういう問題が、何人かの方から問題提起があるならば取り上げていただいて皆さん、各議員の御納得いく線で一つの方向を見出し、決めた以上は守っていくということをひとつぜひお願いしたいものだということを申し上げたいわけでございます。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　米沢照男君。

○二十番（米沢照男君）　私は、協議制の議会運営委員会で、多数によって採決をするということはできないというふうに判断しております。その点はどうですか。（「そのとおり」

と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　議会運営委員長。

○議会運営委員長（島村孝志君）　これも先ほど申し上げましたように、できるとかできないということにつきましては、一つの決定した事項はないようです。したがいまして議会運営委員会の総意といいますか、多数の意見によりまして、この問題につきましてはここで決を取って決めるべきだと、こういう意向に従って決めてきた、こういう経過がございます。

○議長（名古屋史郎君）　米沢照男君。

○二十番（米沢照男君）　そういう権限はないと私は言っているんですよ。具体的に申し上げますけれども、市議会委員会条例をひとつ参考に申し上げたいわけですが、この十四条に表決という条項があります。「委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。」つまりこれは常任委員会を指しての表決をうたっているわけです。

議会運営委員会の規約で、この委員会の会議のあり方がどういうふうに定められているかといいますと、「委員会の議事は協議により決定するものとする。」明らかに決定の仕方の違いをここで明記していると思うんです。もしいま言われたような多数決でも委員会で結論が出せると、採決ができるんだということであるならば、ここの議会運営委員会の規約のここの条項の部分も常任委員会と同様にはっきりと、出席議員の過半数で決し、とこういうふうにうたわれていると思うんです。ですからいまこの条文を引用したように、はっきりと委員会の性格といいますか、違いがこの条例、そして規約で明記されているんですね、この規約ではっきり明記されているものを飛び越した形で特権的に、たまたまいまの議会運営委員会がこれを無視して採決で、つまり多数決で決めていくということは私は疑義があるわけです。その点についてもう一度お尋ねしたい。

それから議会事務局長の見解も伺っておきたいと思います。少なくとも議会事務局、それを代表する事務局長はあえて指摘するまでもなくここにうたわれている条例や、あるいは規約に基づいて正しく委員会なり議会が運営されるように補佐をしなければならない。それが議会事務局、そしてそれを代表する事務局長の重要なやはり任務だろうというふうに思うんです。この規約に照らして私は疑義があると、こういうふうに指摘しているわけですから、その点について明快な答弁をいただきたい。

○議長（名古屋史郎君）　議会運営委員長。

○議会運営委員長（島村孝志君）　再三申し上げておりますように、確かに米沢議員の言われますように、一般の常任委員会なり、特別委員会と違いまして、できることならお互いに話し合い、協議の場を通じまして、満場一致決定をすることがより望ましいことであることは間違いないと思います。事

の中身いろいろによりまして、必ずしも最終ラウンドどうしても満場一致の意見が見出せないという場合には、やはり最悪の場合やむを得ない場合もあるんではないか、というふうに私も考えております。しかしながら再三申し上げましたように、そういう決め方をいたしましたけれども、ただこのことはこれで果たして、すべてが決めたことが守っていけるのかといいますと、どうも私としてはかなり問題があるのではないか、というふうに思うわけです。

たとえば具体的に言いますと、その中で決定をいたしましたけれども、申し合わせを決めましたけれども、一部その部分について反対をしていた方々は、それにどうしても従っていかないということになりますと、当然のこととしてそのほかの議員の方もあそこだけが特例が認められて、ここには認められないのではおかしいということで、やはりその問題は、決めたことは守られていかない。したがいまして、さらにこのことを守っていくためには議長の計らいによりまして、何人かの方に疑義が出るならばこの問題の審議を議会の場でやっていただく、あるいは全協の場でやっていただく、そういうことがより望ましいし、そのことがより議会ルールを守っていくことではないか、という意味あいで、あえてきょうこの日程の中で御報告を申し上げたということですから、ぜひその部分についての御理解をいただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　議会事務局長。

○議会事務局長（中村亮助君）　第二点目の問題につきましてお答え申し上げます。いま議運の委員長からも申し上げましたように、議会運営委員会の規約というのは、あくまでもこの日野市議会内部の内規的な問題であるわけです。そういう中で議会の運営について幾つかの取り決めがなされていると、それが集約されたものが規約である、ということになっているわけでございまして、そこの規約の中にありましても一つの議会運営のケースの中で議長の裁断なり、あるいは議長が弾力的にそれを処理していくというふうな方法は幾つかあるわけでございます。で議会事務局、あるいは私の個人的な見解といたしましても、協議して決定するというような第九条の規約の議会運営委員会規約第九条の第三項にそういう規定が確かにございます。しかし議会運営というのは、やはり円滑にしていくと、そういう意味で議会運営委員会の方たちが協議して、できることならば円満に全会一致で決めていくと、それが確かに望ましいと思います。しかし議会運営全体を考えますと、一つのルールなり、あるいは申し合わせ事項、こういうふうなものを決めていかなければならない場合があろうかと思います。そういう場合に委員長がそういう今回取り扱いをしたと、こういうふうに私たちは解釈しております。

○議長（名古屋史郎君）　米沢照男君。

○二十番（米沢照男君）　私は納得できませんね、ここではっきり、先ほどもくどいようですけれども、一般の常任委員会、あるいは特別委員会の委員会のあり方、表決のあり方、この点がはっきり条例で明記をされていると、そしてそれとはまた別に議会運営委員会の規約がはっきり定められている。私が引用したこの部分は新旧の条文の、いわゆる対照表の新の部分を読み上げたわけです。したがって私は、こういう規約がはっきりとうたわれている以上、つまり常任委員会等の委員会とは違って、あくまでも協議をして決めていくということで、はっきりしている以上、それを飛び越えた形で特権的に、議会運営委員会が多数をもってこれを決めていくということはできない、というふうに判断しております。そうでなければ多数ですべての議会運営をやっていくと、それからいままでもやってきたというんならば、こういう規約にはなっていないはずです。

私は十六年議員をやっていますけれども、この中で多数で議会運営にかかわる問題で結論を出したと、そしてそれを押し切ったという前例は一つもありません。こういう長い間の慣行というか、ルールがこれまで貫かれてきたわけですから、それをここにきてそれを踏みにじるというか、そういうやり方については何としても納得できない。ここではっきり条例でうたわれている表決の仕方、そして規約で決められている議会運営委員会の運営のあり方といいますか、この辺はっきり区別して条文化されているわけですから、私はこの多数による採決は無効だ、こういうふうに判断するんですがね。事務局長のいまの答弁は詭弁ですよ。何やっているんですか、何のために規約がつくってあるんですか、いまの言い方ですと規約はあっても議会運営委員会は特権的な判断をもっていいんだ。何のための規約ですか。もっとルールどおりやりなさいよ。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）答弁ありますか。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　次に、三浦重春君。（「議長」「議長」「何だい」と呼ぶ者あり）

○二十四番（三浦重春君）　許可がありましたので、次に三浦重春君というのは私が発言していいんでしょう。（「どうぞ」と呼ぶ者あり）はい。

委員長に一、二御質問いたします。第一点は、委員長が将来にわたり、というようなことも言ってらっしゃいましたが、私、ほかの議運の方に聞きまして、将来ではないんだと、今回限りだというふうなことも、この取り決めにつきましては聞いているわけですが、それが将来の慣習として、申し合わせ事項として残すということの決め方であったか、あるいは今回、任期最終の特例として、一時間半という質問時間を決められたのか、その点一つお答え願いたいと思います。

それからもう一点は、制限した目的ですね。何のためにその時間制限をしなければならなかったんだ、という目的。これを

一つ教えていただきたいと思うんです。お聞きしたいんです。

それに付随しまして、過去の実例があるはずなんです、きっとね。そういう何か弊害があって、そうなったんじゃないかと思いますが、過去の実例を数字的データーの中で、どのような検討をされて、弊害があったから一時間半に短縮したんだと、その点御審議されていると思いますので、御質問いたします。

（「議長、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　米沢照男君。

○二十番（米沢照男君）　私はまだいっぱいあるんです。質問が残っているんですね、なぜ私の質問の途中に、しかも正確な答弁も出ない。納得もしてない状況でほかの議員に指名するんですか。

○議長（名古屋史郎君）　答弁がありますか、という答弁を…。（「なければ次の質問に入るんですよ」と呼ぶ者あり）それならそのように、そのときに言っていただかないとわかりませんから、じゃあとにかく三浦議員の質問に対しての答弁を願います。議会運営委員長。

○議会運営委員長（島村孝志君）　それでは三点についての御答弁を申し上げたいと思います。

将来にわたりという発言があったけれども、暫定的なのか、将来にわたっての慣行として残すのか、私は御提案の中で将来という言葉を使ったかどうかちょっと記憶しておりませんが、意味は暫定処置ではないだろうと私は判断しております。したがってもちろん時間の問題等々の移動は、今後の話し合いの中であるいはあるかもしれませんけれども、少なくとも現段階議運の中で話し合われた中では、将来展望に立ってこういうことを決めたというふうに私は考えております。もし誤っておれば後ほどまた訂正いたしたいと思います。

それから二点目についての目的ですけれども、この目的はそれぞれ各会派の選出されている議運の方からお聞き及びだろうと思いますので、重複になるかもしれませんけれども、御存じのように三番目の質問との関連がございますが、三十人それぞれ議員という形の中で、議員固有の一般質問の権利があるだろうというふうに思います。権利があるからといって、それぞれの方々が野方図にこの質問やっておれば、全体の会期の中で一般の議案等々どういうふうに処理をしていくか、長期にわたる議会もあり得てしまう。もちろんそういうことが悪いということではありませんけれども、ある一定の、やはり制限というものを設けながら、それぞれが一つの枠の中で一般質問の、いわゆる権利というものを行っていく、そういうことがより民主的、ベターではないだろうか、こういう意味あいで時間制限をつくることに、実は話し合いをしたわけです。

それで一時間半という時間ですけれども、この問題は過去のデータ等々を事務局にお聞きする中から、大体通常一時間程度

が一般的ないままでの傾向である。特に長いのは別でありますけれども、そういう中で大体一時間半ぐらいに押さえておけば、特に長い部分だけでも整理できるんではないか、そのことによって議員三十名がそれぞれ固有の一般質問、適正な時間の中で質問ができていくんではないか、しかも議会全体の運営がスムーズに行われるんではないか、こういう意味あいでこの問題が論議をされ、話し合われ、決められてきた、こういう経過でございます。三点、一応二点とダブりましたけれども御報告いたします。

○議長（名古屋史郎君）　三浦重春君。

○二十四番（三浦重春君）　続いて御質問をいたします。

三点の質問は大体同じような系統で、これはわかるわけでございますが、そういういま委員長の説明の中で若干考えられるのが、いわゆる一般質問としての性格ですよね。これは那辺にありやと、これはたとえば部長だけで回答ができることだとか、あるいは課長でも回答ができるようなことが一般質問の内容ではないと思うんです。問題は市長でなければ回答できないような問題がはらんで議員の皆さんが質問しているはずなんです。それでなければまた一般質問じゃないと思うんです。一応理事者に対しての質問は、そうなるとこれは運営の問題だと思いますが、市長がなかなか忙しくて、いろいろなところへ会議にも出られるし、また出張もされると、いろいろなことでなかなかじっくりと政策審議をするということが非常に最近むずかしくなっている状況なんです。そうすると、少なくとも選ばれた三十名の議員は、私はこう考える、やはりちゃんとした席を外さないような状況の中で、ちゃんと話し合って一人一人の政策と突き合わせを考えなければならないんじゃないか、その場所は一年間に四回きりないんだと、こう考えればあえて時間制限をすることは議会の審議権を放棄させるんじゃないか、こういうふうな考えがありますので、その点につきましてどのような考え持っていらっしゃるか、またどういう審議の過程でされたかお答え願いたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　議会運営委員長。

○議会運営委員長（島村孝志君）　私、議会運営委員の一人としまして、それなりの見解を持っております。しかしながら各それぞれ会派から議会運営委員の方が選出をされまして、その中で十分な討議の中からこういう問題が決められ、現在報告しているわけですから、私の個人的な見解をここで申し上げて、いまの御答弁に申し上げることは、むしろ差しさわりがあるんじゃないか、ここまで申し上げて果たしていいのかどうかわかりませんけれども、そういった意見についての論議、具体的に何といいますかね、非常に申し上げにくいわけですけれども、そういった提起がございませんでしたので、あえて論議がなかったということを申し上げて御答弁にしたいと思いま

す。

○議長（名古屋史郎君）　三浦重春君。

○二十四番（三浦重春君）　最後に質問の時間を一時間半と、これはどうしてもみんながやれというんならば、私は従わなきゃなんないと思っております、一議員といたしまして。ただ、先ほど言ったことは、十分尊重する必要があるんじゃないか、とこういう考えの中で、議長がどのような判断をするか。あくまでも申し合わせ事項ということで、審議が一時間半になった、ほら、もう終わり、こういうふうにやれるような状況のときなら、それでいいかわからないけれども、そうでないときに、議長がどうされるか、この問題もあるというような中から、一つの考え方があるんです。一時間半というのは、質問して答えるという時間が一時間半でなくして、質問者が質問する時間を、これはもう後は言わなくてもわかると思うんですね、内容は。なぜ私がそう言ったかということは。質問者が質問する時間を三十分とか四十分とか一時間に規制する、これなら結構だと思うんです。質問者が質問する時間ですよ。質問して十分な答えがない、また質問しなきゃなんない。それはさっき言ったとおり、十分な答えがあればいいんですが、核心に触れていない答えをされて、また質問、また質問ということになっていたんでは困るので、そういうときに、じゃあ具体的に言いますと、質問者が、これは私の質問に十分答えてない、じゃあもう少し煮詰まった回答をもらうために休憩をしてもらいたい、時間が一時間半きりないなら休憩してもらいたい、それで両者の交渉をしながらまた再開するというようなことになればこれは一時間半でもいいかもわかんないです、休憩ということを質問者が言ってしまえばですね。一時間半で自分でいけるように考えますから。そういう中でやればいいんですが、それやると多分より以上長くかかりますよ。そういうことも考えられたかどうか。要するに質問時間ですね。質問する人の質問の発言時間でとらえるような意見が出たか、出なかったか。あるいは運営の問題で、休憩という問題が質問者から出た場合、それをどう扱うか、そこいらが非常に時間がかえって延びるもとになるんじゃないか、とこういうふうに考えますが、その点の審議もされたかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　議会運営委員長。

○議会運営委員長（島村孝志君）　特に審議はしておりません。

それからついでで申しわけございませんけれども、再度申し上げますけれども、何人かの方から、一時間半という時間制限については問題だ、というお話がございます。それから米沢議員の方から、いわゆる議会運営規定上の問題がある、こういう問題提起がされております。いずれにしても従来の議会運営委員会すべて満場一致だ、というような状況が必ずしもすべてで

あったかどうか存じませんけれども、そういった一つの申し合わせた中で進んできた、議会運営委員会の中でこの問題を決めてきたわけです。いわゆる多数決といいますか、そういう方法で決めてきた。ところが、先ほど来申し上げてますように幾ら決めましてもこれはあくまで申し合わせ事項ですから、一部これをだれかが破れば、すべてこの決めたことは守っていけないだろうという危惧から、私は御提案申し上げてるわけです。したがいまして、できることならば、もちろん権威ある議会という場で、満場一致あるいは満場一致にいかなくても、議会という正式な場所で決定をされれば、これは一つの権威ある場所ですから、さらに守っていけるんではないか、議長も運営しやすいんではないか、こういう意味合いで実は開会冒頭にこの報告を申し上げましたので、私を中心にしていろいろ答弁やっておりましても、私も実は各会派の代表の方と議運という場で話し合っておりますから、その方が出さない問題、あるいは違う問題提起をされましても、その会派代表の議運の方の立場がありますから、下手な答弁をしますと、あとで非常にまずい結果になります。したがいまして、むしろ私は議会という場で議長計らいで、あるいは全協という場でも結構だと思いますけれども論議をいただいてもっと権威ある場所で決めていただくことがより有意義ではないか、とこんなふうに思いまして、あえて冒頭に申し上げてるんだ、というふうに御理解いただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　三浦重春君。

○二十四番（三浦重春君）　よくわかりました。ただ私一番問題は、先ほど言いました議員の三十名は、やはり市民のための市政をやっておりますので、いろいろと政策の問題についてもいろいろお考えだと思うんです。それが極端に言うと、開かれた場所は一年に四回きりないんだと、それが一時間半とすると六時間きりできないんだと、こういうことなんですよ。しかも回答の時間を合わせてまで六時間なんだ、ということでは、非常にさびしい話だし情けない話だ。そこで先ほど市長の問題をちょっと言いましたが、ちょっと市長にお聞きしたいんですが、われわれがひとつこういう問題で会いたいというときに、それは旅行に行ってるとか、いろいろ会議とかそれがあれば、それはやむを得ないですよ。そうでないとき、ちょっと時間をうまくはずして、必ず会っていただけるような状況になれば、一般質問の時間も、その質問の議題が少なくなってくるはずです。そこにおいて、本当ならそれでもいいと思うんですよ。そうすれば一般質問なんてやらなくてもいいですからね、話がわかれば。そういうわけで、市長がどういうふうな態度をとられるか、その点につきまして委員長をおいて悪いんだけれども、議長が許されるならばお答えを願いたい、とかように思います。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　思いがけない方向に質問を受けることになったんですが、私は、日ごろ努めて市民のどなたにせよ、議会の諸先生にせよ、面会を求められればお断りしたということはないと思っております。つまり時間が許す限り、どなたとでもお会いをする、というのが私の基本的な考えでございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　米沢照男君。

○二十番（米沢照男君）　質問終わったときには、終わりましたとこう言いますから、それまでは次に他の議員を指名しないように、あらかじめお断りしておきます。

先ほどの質問、もう一度念のためにしたいと思いますけれども、協議制をはっきり明記している委員会で、あえて多数決による採決が行われた。これは、私ははっきりと無効だというふうに申し上げてるんですがね。先ほどの事務局長の答弁は、余りにも詭弁過ぎる。何のための規約ですか。議会運営委員会の議事の取り扱いや運営はこうしましょうや、こうしなさいよ、と決めてあるのが規約でしょう。これに沿わない委員会の運営は無効でしょうが、こんなことあたりまえでしょう。議会事務局長がそんな判断できないなら、任務勤まらないと思いますよ。そんな特権的な議会運営あるいは委員会運営ができるはずはないんです。何のための規約ですか、その点をもう一度議会事務局長にお尋ねをしたいと思います。

それからこれは委員長への質問になりますけれども、先ほどから何回か申し上げてるように、議会運営委員会の議会運営にかかわる問題については、すべてこれまで合議制で行われてきました。多数で押し切るなんていうやり方は、これまで一度も私の知る限りございません。あればいつそういうことがやられたか教えていただきたいと思うんですけれども、そういう中であえてここで強行採決してまで時間を制限しなければならない意図はどこにあるのか、積極的な理由が私にはわからないわけです。全く理解できないんです。議事を進行するという点では他の会派に劣らないくらい私どもはそうすべきだ、というふうに考えております。決して、のんべんだらりと牛のよだれのような質問を展開するとか、議会運営をやってればいいんだ、なりゆきまかせでいいんだなんて、これっぽっちも思っちゃいないんです。スムーズに議事を進行するということであるなら、たとえばきょうの開会、三十分ずれてます。いつもいつもこれまでの議会の開会は、きょうと同じような開会時間のずれが、いろいろ事情あるのはわかりますけれどもされていた。本当に議事をスムーズに進行するんだということであれば、むしろそういう点での改善によりウエートを置くべきであって、議員の固有の権利である発言時間を制限するような形で、議事の進行を無理やりに多数で押し切ってまでやるという、これは本末転倒してると私は思うんです。その点について、お答えがあれば委員

長からお答えをいただきたい。

○議長（名古屋史郎君）　議会事務局長。

○議会事務局長（中村亮助君）　お答えいたします。先ほども申し上げましたように、われわれも規約なら規約一つとらえた場合でも、何か一つの基準があって、明確にこう判断できるというものはないわけでございます。そういう基準がないわけですから、やはり先ほども申し上げましたように、日野市議会の内部の問題として、いろいろ約束ごとなりが規約の中に集約されてるということですから、その場その場の必要な場合の一つの判断をする決定の方法として、確かに協議して決定するというふうには、規約の中では定められておりますけれども、その協議して、大多数の方たちがその方向でいこうということで意見が一致すれば、全会一致という形は望ましいわけですけれども、そうでない場合もあり得るんじゃないか、（「そんなこと聞いてるんじゃないんだよ」と呼ぶ者あり）こういうふうに思っております。したがって、協議をして決定するというのは、あくまでも全会一致という裏づけの中で協議で決定する、とこういうふうなすべてそういう場合だけというふうには限らないんじゃないか、というような考え方でございます。

（「もっと明確に答弁しろ、答弁が違うぞ」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　議会運営委員長。

○議会運営委員長（島村孝志君）　二点目についての御答弁若干申し上げておきたいと思うんですけれども、米沢議員に再三御答弁申し上げておりますように、御指摘があります、いわゆる議会運営委員会は、従来、多数決でとったことは一遍もないわけだ、あったら例を示せと言われておりますが、私も別にそういう例を存じているわけではございません。したがいまして、多数の意見によって、一応、議会事務局長が言われるような、一つの前提に従いながら決めてはまいりましたけれども、このまま放置することによって、はたして運営ができるのかどうか、いわゆる一時間半という状況で運営ができるのかどうかいわゆる議長としてその辺が取り扱っていけるのかどうか、非常に私自身として疑義がございましたので、あえて会議冒頭にこの問題を御報告申し上げて、むしろ正式な場所の中で討議いただくことが、よりスムーズな議会運営をすることではないか、こういうことをるる申し上げておりますので、そういう面で、ひとつぜひ問題があれば御討議いただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　米沢照男君。

○二十番（米沢照男君）　私は決して、言葉じりをとらえるわけじゃありませんけれども、先ほどの委員長の答弁の中に、野方図な質問をしていったんでは、議事の進行あるいは議会の運営に支障を来すんだ、という意味の野方図という表現を使われましたけれども、私は少なくとも長い間の議会運営を振り返って、ここであえて議員固有の権限である発言を規制しなければ、議事の進行や議会運営に支障を来す、というような質問がされたことはないんじゃないかと思うんですよ。もし例があれば指摘していただければいいと思うんですが、ですから私は、あえてここで任期切れ間もない議会で、これから先の新しい構成メンバーでスタートするであろう次期の議会のあるいは議員の運営に枠をはめるような先走ったと言っちゃ語弊があるかもしれませんけれども、とりようによっては、非常に越権的な行為にも等しいこの最終の議会で、あえてそういうことを、しかもまだ合議が成立してない段階で、しかも協議制がはっきり明記されているこの議会運営委員会で、あえてそういうことをおやりになるというのは、どういうことなんだろうか、その辺に私は非常に疑問が残るんです。ここのたとえ四年でも、あるいはさらにさかのぼって八年振り返ってみても、そうそう多数で押し切ってまでも、押さえつけても規制をしなければならないほど議会が混乱し、そして事務の執行その他に支障を来したなんていう例は、たったの一度も私はないだろう、とこう思ってるんです。むしろ議会の、たとえば一般質問が三日の予定が四日になり、五日に延びたとしても、私は市政全体の問題から見て、そう支障は来さないし、議員はそれぞれ数多くの市民の信託を得て、市民の声を市政にどう反映させるか、こういう立場で議案の審議もやり、一般質問もやるわけですから、これは裏を返せば、その市民の信託にこたえて、その任務を全うするために、積極的にやっぱり発言しなけりゃならないという義務があるわけですね。したがって、権利もあるわけです。それをやはり、しかも議会運営委員会の構成というのは、長い間のこれも悪しき慣例ですけれども、一人会派の意見は直接には反映されない。しかし一人会派の議員であっても、三十名中の一名の、一議員としての固有の権利はあるわけです。しかし結果的に、その一人会派なり一議員の意向が組み入れられないまま議会運営がされていく、特にこの問題は、そういう点が指摘できる、というふうに思うんですね。私はくどいようですけれども、十一月三十日の議会運営委員会の多数による採決ですね、これは無効だ、どう判断してもこの規約に明記されている以上、これを飛び越えて特権的にものごとを決めていくという特別の権限などは議会運営委員会にはあり得ない。もし、これを部分的に文章上変えていこう、あるいはいじっていこう、ということであるなら、これはやっぱり全体の意思を反映すべきであって、綾ら各派の代表で構成されているからと言って、議会運営委員会が独断でそういうことをやるというのは行き過ぎだ、こういうふうに言わざるを得ないんです。

○議長（名古屋史郎君）　答弁が必要ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）議会運営委員長。

○議会運営委員長（島村孝志君）　再三答弁申し上げておりますけれども、議会運営委員会の中では少なくとも米沢

議員の言われる規約という問題、いわゆる議会運営規程、これのいわゆる問題の中で協議制という部分についてどうとらえたかということは、いま、るる説明しておるような状態でとらえて、こういう結論を出したというふうに御答弁を申し上げざるを得ないと思います。そこで米沢議員のお言葉をお借りするわけではありませんけれども、もしその部分に問題ありとするならば、米沢議員のおっしゃるように全体として決めていただきたいということを再三申し上げているんです。議会運営委員会としてはあくまでそういうふうなことはできるんだと、こういう討議の経過を踏まえて決めてきたわけですから、それでまずければ米沢議員のおっしゃるように、私も再三申し上げておりますけれども、全体の意向として再度諮っていただきたいと、ひとつ議長としてこれを諮っていただきたいということを再三申し上げているんです。

○議長（名古屋史郎君）　米沢照男君。

○二十番（米沢照男君）　私は一貫して過日の議会運営委員会の採決は無効だというふうに、これははっきり言っておきます。私はくどいようですけれども、議員は多くの市民の信託を得て、市民の声を市政に反映させていくと、そういう立場から積極的に発言をする、そういう権利そして義務を負っているわけですから、そういう立場からいけば、協議制がはっきりと明記されているこの規約に照らしても、議会運営委員会のやり方は重大な誤りだと、まちがいはやはり気づいたところで改めるべきだと、私はこう思うんです。いま、議長扱い云々という委員長の発言ありましたけれども、この場でそれを、議長扱いでまたその問題をこの場で十分協議することなく採決というようなやり方で決めるとすれば、なお重大な今後への禍根を残すことになりますので、もしそういう扱いをするとすれば暫時休憩をして、各派で協議するなり、全員協議会を開くなり、しかるべき措置をしていただきたいということを意見として述べて、取りあえず私の質問を終わります。

○議長（名古屋史郎君）　それでは議事の都合で、ただいまの議会運営委員長の報告のうち一般質問の時間制限の問題等はしかるべきところで御相談を申し上げるということで、この会期の決定についてお諮りをしたいと思いますが、そういう取り扱いでよろしいでしょうか。（「議長」と呼ぶ者あり）

滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　いまの議長の発言で、私はこういうふうに理解しているんですが、議会運営委員会の権威といいますか、非常に何か委員長も先ほどもっと権威のある場所で決めていただきたいと、こういうふうな発言があったんですが、これは私はちょっとまちがっているんじゃないかというふうに思います。議会運営委員会が十一月三十日に開かれまして、私副委員長ですから発言をさせていただきますが、その前に議会

運営委員会があったわけですけれども、その際に各会派で調整をしてもらいたいと、こういうふうなことを申し上げていたわけです。そこで三十日になったわけですから、この議会運営委員会の決めというものは、ただ八人の議会運営委員だけの決めじゃないわけです。全員の了解の上で決められたというふうに私は理解をしています。そういうふうなことでありますから、この議会運営委員会というものが権威の問題で、先ほど委員長も申し上げましたが、権威がないからもっと権威のあるところでやるというふうなことであるならば、議会運営委員会なんていうものは私はいらないんじゃないかというふうにも判断をしています。その辺を明確にはっきりさせていただきたいというふうに思うんです。

○議長（名古屋史郎君）　私からお答えするのはおかしいですが、権威云々ということでなく、権威を持って進めてきたけれども、疑義が大変出されるので、しかるべき場所で協議をしてお願いしたいと、それでそのことを除いて会期の決定に御賛同いただきたいと、このように思いますが、よろしいですか。滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　先ほど申し上げましたように、議会運営委員の八人で決めたことじゃないということを申し上げているんです。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）そういうことでありますから、その辺を議会運営委員会の決めということだけじゃないんですから、皆さんの総意でこれを決めたということですから、御理解を願いたいというふうに思いますし、その辺の判断をお願いしたいというふうに思います。

○議長（名古屋史郎君）　その辺、大変よくわかりますけれども、議事の都合でしかるべき場所でまた御相談を願うことにして、さしあたり会期の決定についてお諮りしたいと思います。よろしくお願いいたします。

ただいまの議会運営委員長の報告の中の、一般質問の時間の問題についてはしかるべきところで協議をすることにいたしまして、会期を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって会期は本日より十二月二十六日まで、期日十五日と決定いたしました。

次に日程第四、市政経過報告を行います。市長から市政経過報告を求めます。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　本日より昭和五十二年第四回十二月定例会をお願いをいたすわけでございます。また新しい議場においての初議会でもありますが、何とぞ市民の負託にこたえて提案を慎重に御審議の上、決定をしていただきますようにお願いを申し上げます。

九月議会以降の主要な市政の経過につきまして、私から六点ほど挙げて御報告をいたします。

第一は、日野市事務所の移転についてであります。これは去る九月定例議会におきまして議決、制定をされました日野市の事務所位置条例に基づき、十月二十九日、三十日の両日にわたって移転をし、十月三十一日より当所にて事務事業を開始し、本日に至っております。なお、これに先立って十月二十四日、議会と共催の形で市民各位の御参加のもと、落成式を挙行いたしましたことは御承知のとおりでございます。

二番目は、下水道事業方針の説明会についてでありますが、下水道事業は申すまでもなく非常に大きな事業でもあります。したがってこれが取り組みにつきましては、まず説明を十分市民に浸透をはかりまして、御意見を徴しつつ実施に移していこう、こういう基本的な考え方でございます。すでに七月以降、市内の各地におきまして九月半ばに及ぶまで一応終了いたしました。その後は下水道処理場予定地内の権利者に対し個別に説明をし、また協力を要請しております。十月半ばには下水道問題相談所を開設し、権利者及び周辺住民の相談に応じました。十月終わりごろから周辺の自治会の一部より処理場建設について反対意見が起こり、さらに周辺七自治会長の会議で反対が確認をされ、現在、下田、新井地区に反対の立て看板が出されております。市といたしましては、今後下水道事業方針案の説明を一応終わりましたので、その中の意見要望を検討しながら、さらに周辺自治会住民との話し合いを続け、また技術的な問題については都下水道局流域下水道本部と協議を重ね、事業方針を固めていきたいと考えております。

報告の第三は、東町に予定をいたしております二・二・十路線の陳情についてであります。十月十日、立川市長とともに二・二・十号線の建設促進について東京都建設局に知事あての要望書を持参し、陳情を行いました。建設局技官に面会をして、日野、立川両市の実情を訴え、特に日野市の場合、都市下水路の敷設に関連があり、その緊急性から早急な建設を要望した次第であります。都側の回答によりますと、本年度、橋梁についての概略設計を実施するので、これができると多摩川堤防との取りつけ関係が明らかになり、五十三年度は日野市分の道路の路線変更を含めて事業決定を行いたいとのことでありました。日野市としては、五十三年度、都の橋梁概略設計完了後、道路の取りつけ関係について協議を行い、その後住民説明会を開くことにいたしております。

次は日影規制の説明会についての報告であります。昨年十一月、建築基準法の改正がありまして日影規制が実施されることになり、その改正は対象地域、規制時間については、地方公共団体がその地域の状況により基準を選択することが決められております。これを受けて東京都と各市との検討の上、東京都全

体の一定基準を設け、広域規制の東京都条例とすることに決定しました。そこで、本年八月、都の指定基準案が発表になり、この案をもとに各市が素案を作成し、地元説明会を開催して意見を聴取いたしました。説明会は三回開催をし、十名の参加者があり、日野市の素案に対しては大きな変更意見はありませんでした。そこでこの説明会の意見を踏まえて、十二月五日、都市計画審議会、これは市の審議会でありますが、都市計画審議会に諮問をし、日野市案を原案どおり決定しました。なお日野市案は東京都の指定基準案と同様であります。

五番目は神鋼電機工場の情報についての報告であります。神鋼電機は日野市に早くから進出をした五社の中の一企業でありますが、本社におきまして東京工場を処分することによって企業の再建をはかりたい、こういう計画があるということの報告を受けました。非常に事が重大でもございますので、特に多年にわたって日野市民として居住いたしました従業員対策をまず完全にやってくださいと、その上で用地、財産等の処分を考えられるという順序でなければ事は円滑にまいりません。そういう指導を行いまして、いま、経過を見守っておる状況であります。

それから六番目、旧庁舎の使用方針についてであります。新庁舎に移転することに伴いまして旧庁舎があいておりますが、とりあえず本庁舎の別館という位置づけで管理をいたしております。新庁舎に移転することに伴いまして旧庁舎があいておりますが、そのほかに二つ追加させていただきまして、合計四項目につきまして御報告申し上げます。

○助役（前川恒雄君）　私から二項目として挙げてありますが、本社におきまして東京工場を処分することによって企業の再建をはかりたい、こういう計画があるということの報告を受けました。非常に事が重大でもございますので、特に多年にわたって日野市民として居住いたしました従業員対策をまず完全にやってくださいと、その上で用地、財産等の処分を考えられるという順序でなければ事は円滑にまいりません。そういう指導を行いまして、いま、経過を見守っておる状況であります。

それから六番目、旧庁舎の使用方針についてであります。新庁舎に移転することに伴いまして旧庁舎があいておりますが、とりあえず本庁舎の別館という位置づけで管理をいたしております。

以上、市政経過報告といたしまして六つの主要な項目について御報告をいたしました。終わり。

○議長（名古屋史郎君）　次に、助役から報告を求めます。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）　私から二項目として挙げてありますが、そのほかに二つ追加させていただきまして、合計四項目につきまして御報告申し上げます。

まず行政事務法律相談の開設でございますが、現在行政事務も複雑多様になっておりまして、法律上の疑義のある問題、あるいは訴訟になるおそれのある問題等が発生しております。そのような事務を円滑に遂行するために、行政事務法律相談を開設いたしました。これには栗山和也弁護士、稲山恵久弁護士、両弁護士をお願いいたしまして、毎月一回、御一人が相談を受ける。つまり御一人年に六回ということでお願いをしてございます。十一月二十四日最初の相談をいたしました。今後毎月一回ずつ行う予定でございます。

次に、綱紀確立委員会報告についてでございます。この委員会は汚職事件がございまして、私ども全庁を挙げまして、このような事件が二度とないようにしたいということで、綱紀確立委員会を設置いたしました。メンバーとしまして、構成員は、各課の課長、主管、係長を構成員とし、委員として庁議のメンバーを当てております。委員長は助役でございます。六月一日より鋭意各部ごとに検討をいたしまして、お手元に配付してありますような報告を市長にいたしました。

第三番目は、第十六小学校の用地についてでございます。第八小学校が非常に過密でございますので、この過密の解消をはかるため仮称十六小学校の用地の確保を急いでおりましたが、去る十一月二十二日、学校予定地内の地主全員の承諾を得ました。直ちに地主と契約手続を完了すべく事務手続を現在進めております。この用地の買収面積につきましては、現在確定を急いでおりますが、大体二万四百平方メートル、買収総額といたしまして七億八千万円ぐらいに達するものと思われます。ちなみに単価は、概算で平方メートル当たり三万八千円、坪で十二万五千円の概算でございます。

続きまして、日野市補助金等検討委員会の報告でございます。日野市補助金等検討委員会は五十一年十一月二十九日に市長から補助金検討委員を五名の方に委嘱いたしまして、委員会を構成し、鋭意検討を重ねていただいておりましたが、去る十二月八日に会長の肥後和夫氏より、日野市における補助金等のあり方について、という答申をいただきました。いただいたばかりでまだ印刷ができ上がっておりませんので、配付はしておりませんが、印刷でき次第御配付申し上げ、十分御参考に供していただきたいと思います。またこの報告を今後の予算に生かしていきたい、と私ども考えております。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君）　収入役以下については報告書のとおりですので報告を省略いたします。

これより市政経過報告全般についての質疑に入ります。橘祐子君。

○六番（橘　祐子君）　最初にお聞きしたいんですけれども、きょう市政経過報告の差しかえといいますか、ありました。これがどういうところが違っていてやられたのか、実は前

のと比べて見ますと、助役の報告にやろうとしてた、私の質問を予定しておりました、この日野市の開発公社に有する土地について、これだけが削除されただけで、後は私が目が悪くなければ、これは前のと同じなんですね、そうなりますと（「二つふえてるよ」と呼ぶ者あり）二つはふえたんですけれども、それは前のにも後のにも入っていないわけです。ただカットされたのはそこだけなんですけれども、それが前から配られて、それに基づいて私たち議員はここでこういう質問をしようとかやってくると思うんですね、それが何の説明もなくて、きょう本会議が始まる、入ってから差しかえられているんですけれども、これについての説明がございませんけれども、まずその説明を受けたいんです。

○議長（名古屋史郎君）　答弁願います。（「休憩」「議会事務局長でしょう説明は」と呼ぶ者あり）総務部長答弁願います。総務部長答えられませんか。じゃあ助役。

○助役（前川恒雄君）　ただいまの件でございますが、私が最初に予定しておりましたのは、確かに橘議員のおっしゃる一項目がございました。ただこれを予定しておりまして、その後実は、私が報告しようとしました内容につきまして多少疑義といいますか、問題があることがわかりましたので、この際報告は御遠慮したい、こういうふうに思いまして、削除をお願いしたわけでございます。それで議会事務局の方でやって下さったものと思います。そういうような経過がございまして、特に深い内容があって変更したと、そういうことじゃございません。

○議長（名古屋史郎君）　橘祐子君。

○六番（橘　祐子君）　そういうことではないんですね。助役のはわかりました。それだけなんですかって聞いているんですよね、もうずっと前に私たち市政経過報告書というのはもらっているんです。それに基づいて私たち見てきているんです。それがきょうの本会議の冒頭配られて、差しかえて下さいと言って差しかえされたわけです。ところが何のために差しかえたのか、どこが間違っているのか、という説明も何にもないんです。たまたま見て見たら後はまるっきり同じで、私自身が質問したいなと思っていたところはカットになっているわけです。そのカットの部分については助役さんが言っていることでわかりましたけれども、そういう場合当然前もって説明されるのが当然だと思いますし、あと全部五十ページ近いの、一ページだけが違っているという全部やり直すことがいいことなのかどうか。その点も今後検討していただきたいと思います。じゃあいいです。

○議長（名古屋史郎君）　石坂勝雄君。

○十三番（石坂勝雄君）　第一点は、この市長の下水道の説明会についてという点に関して、市長自身もいまの段階、

当初からもあるんですが、特に私が聞きたいのは、あそこの電建の団地が五、六十世帯できているんですが、当初処理場の区域に、あそこに処理場ができるということを知っておって電建が計画をしたのか、さもなければ全然そういうことに関係なく、いわゆる私有権の尊重の中でやったのか、そういう点が第一点です。

それからその次は、いま助役の報告の中で十六小が、いま橘議員も最初の報告書の中になかったのですが、いわゆる十六小の用地の交渉が妥結したということの報告を受けたんですが、非常によろしいことではないか、というふうに考えますが、この建設計画は非常に第八小学校が過大校なので、ここで正式契約がなされていないので、まだ具体的なことを申し上げるのは大変困難ではないかと思いますが、大まかな今後の見通しについてお答え願えれば幸だと思います。以上二点をお伺いします。

○議長（名古屋史郎君）　答弁願います。市長。

○市長（森田喜美男君）　下水道の説明会に伴いまして、その状況が市民に浸透するにつれまして処理場の設置予定地の周辺からいろいろ質問を聞いております。そしていま御質問の電建団地というのが、やはり反対表明をしておる自治会であります。電建団地は、これは下水道処理場の予定地が、われわれの下水道調査会の中で予定地として想定される以前に開発施行されておった開発行為であります。したがって住んでいる人が事前にその事を知らなかったということを理由にしておられる状況はございます。いずれにいたしましても公害の抜本的な除去手段であります下水道事業が、また地域によって公害を生むということではいけませんから、十分御説明もし、われわれもまた設備につきましての十分な検討をして了解をいただこう、こういうふうに考えております。

それから十六小のことなんですが、まだ用地が一応確保できたという段階でありまして、都市計画上の多少の手続も行わなければなりませんし、それから買収処理が完了しましたら早速造成にかかりたい。その造成も相当複雑な造成になりますので、かなりの期間を要する、それらのことを推測しますと開校はおそらく五十五年あたりじゃないだろうか、こういうふうに考えております。以上です。

○議長（名古屋史郎君）　石坂勝雄君。

○十三番（石坂勝雄君）　これは確認なんですが、処理場の問題の電建の人は、お買いになって入られた人は、あそこに処理場ができることを知らなかったと理解していいんですか。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　当時まだ処理場予定地という想定が成り立たないときですから、もちろんわれわれも知りませんし、それから住まっておられる方ももちろん御存じない、こういうことです。ただ造成がすでになされておりますから言

いようもございませんが、場所としてはわれわれの事業には感心した場所ではなかった、こういうふうに考えますけれども、こういうことを住民の方に言うわけにはまいりません。十分施設についての御理解をいただいて、納得をしていただこうと、こう考えております。

○議長（名古屋史郎君）　石坂勝雄君。

○十三番（石坂勝雄君）　その問題は結構なんですが、十六小は市長、五十五年って言われたけれども、五十四年ではないんですか。五十五年ですか。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　はっきりしたことを申し上げるまではなっておりませんが、造成等の期間を込めまして、また建築の期間を込めますと、どうしてもそういうふうな期間が必要である。こういうふうになるわけであります。

○議長（名古屋史郎君）　次に、黒川重憲君。

○七番（黒川重憲君）　新坂下の保育園の件で市長に御質問したいと思います。

日野市職員組合の保育園部会から、私の手元にある二通のパンフレットがもらってあります。「これでよい保育ができるのでしょうか、保育園はつくればよいというものではありません」とか「市民の皆さんに訴えます」とか、いろいろなタイトルで出てるわけですが、まず五歳児を措置してないと、それから保育室と遊戯室が一緒である。また五十三年度、翌年にすぐ増築計画がある。あるいは職員の配置が不十分である。このような項目を掲げまして「市長と保育園部会との話し合いがなされたけれども、市長は一度だけ会って次には何の職場の声も聞こうともせず」このようなことが書いてありますが、果たして入札も終わりまして、工事にかからなければ四月一日の開園に間に合わない、こういう状況下にある中で、こういう保育園部会との話し合いが一体どのようになっているのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私からあらましをお答えしまして、もし必要でしたら担当部長の方からお答えをいたします。

新坂下保育園は明年四月開園という予定で取り組んでおります。規模の定員が変則的と言えば変則だものですから、職員であります保母からいろいろと意見を申してきております。しかしこれはお互いが状況に応じた努力をいたしまして、そして十分可能だと思っております。保母部会とも二回ほどお話しをしておりますが、別段その開園を左右するほどの理由はないと思ってあります。以上です。

○議長（名古屋史郎君）　補足ありますか。黒川重憲君よろしいですか。

○七番（黒川重憲君）　結構です。（「関連」「議長関

連は取るんだよ、この関連は」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　谷栄吉君。

○十一番（谷　栄吉君）　従来この議案写しを見まして、次に交通事故の出ていないときはないくらい報告がなされておるわけでございますが、この去る十一月二十五日ですか、発生した交通事故については事前の示談が成立したために載せなかったのかどうか、まずそれを一点お伺いします。

○議長（名古屋史郎君）　答弁願います。総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　お答え申し上げます。従来議会の方へ報告する場合は、専決処分を当然行いました中で、損害賠償ですね、こういったことにつきましての報告を申し上げてるわけでございます。今回の場合におきましては、まだそういった状況にございませんので出していない、ということでございます。

○議長（名古屋史郎君）　よろしいですか、谷栄吉君。

○十一番（谷　栄吉君）　先ほど助役の方から二番の綱紀確立委員会の報告を市長に答申したということでございます。もちろんこれには部課長踏まえた中での協議が数回もたれたということも聞いております。それらの中で今回の交通事故の発生につきまして、非常に無謀と申すか、大変間違った運転がなされた中での事故につながったわけでございます。中身を申し上げますと、勤務中であると同時に、部長の決裁も取らずに自分の判断で行動を起こした、同時に時間規制中の道路を通行した。車を運転しておった。同時に運転者には書かれた交差点においての優先道路、これらを意識しながら、狭い道路から一時停止もせずに飛び出してしまった。絶えず私はこの事故発生のときに当たって、いつも担当部長に質問しておりますが、いまだにせっかく出された綱紀のこういうふうなりっぱなものがありながら、また事故を起こしておる。徹底していないのではないかなあ、こんなふうに思うんですけれども、どんな教育をしておるのか、指導をしておるのか、これからなされようとするのか。それらを明細に御説明をいただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　答弁願います。総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　従来からお答え申し上げてるとおり、安全教育につきましては、一般職員に対しまして、職員課中心に行うもの、あるいは安全会等で行う講習会ですね、こういったものにつきまして、出席をするようにということで十分指導しておるわけでございますが、こういった事故がたまたま起きてしまいまして、今後ともこういった教育につきましては、指導を十分行っていきたい、とこのように思っております。

○議長（名古屋史郎君）　谷栄吉君。

○十一番（谷　栄吉君）　くどいようですけれども、職員が勤務中に自分の自家用車で用事をしておったということ、

それにつきまして、この事故補償をどういうふうに扱うか、公金で扱うのか、その事故を起こした本人に負担させるのか、それらを明快にお答えをいただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　現在、そこまで調査が十分いっておりませんので今後の検討だと思います。

○議長（名古屋史郎君）　谷栄吉君。

○十一番（谷　栄吉君）　あのね、事故を起こしたのは十一月の二十五日ですよ。まだ調査してないとは何ですか。幾日たってると思ってるんだよ。一年もたっちまうじゃないか、そんなことしていりゃ。来年になっちまうよ。時効だよ、時効だよ、あんた。勤務中、とにかく自家用車は運転をしてはいけない、という規制はあるでしょう。それを堂々と行わせているんでしょう。それらはどういうふうに取り扱うんですか。毎回私がこの問題には取り組んで、全く事故をなくそうということで、われわれは自分の時間を割いて、自分の仕事を放棄して、それで無事故を願っておるわけですよ。何ですか、十一月の二十五日といったらもう先月ですよ。まだ何にもしてないんじゃないか。どこまでやったんだよ。それをはっきりと答弁願いたいなあ。何をしてるんだよ。だから部長、勤務中に自家用車を運転してはいけないという規制はしてあるんでしょう。それをどういうふうに取り扱うかということ、いわゆる自家用車を運転したということは、もう市長の言うことを聞いてないということだよ。まして部長の許可も受けないで、どこ歩ってたかわかりませんけれども、そういう時間帯によって、そこへ車を乗り入れてはいけないところへ車を運転してるんですよ。もう幾つも違反を繰り返してる。だからそれについて理事者はどういうふうに考えてるのか。自家用車を運転して事故を起こした場合に、いわゆる相手方への補償、それらをどういうふうに公金をお支払いするのか、市民の税金を。それとも、その事故を起こした本人にそれを出させるのか、それを聞いてるわけです。そんなこと簡単でしょう、考えることないですよ。

○議長（名古屋史郎君）　答弁願います。市長。

○市長（森田喜美男君）　公務の中の事故であるか、あるいはそうでないかということの判断をいま明確にしようと指示をいたしております。そして、いろいろな根拠法規に基づいて違法があれば処分をする。それからそれぞれの当事者間の車の補償でありますとか、事故補償についても行うということで取り組んでおりますから、もうしばらくお待ちください。

○議長（名古屋史郎君）　よろしいですか。谷栄吉君。

○十一番（谷　栄吉君）　とにかく議長、一時三十分ということ、これだけははっきりと時間銘記しておいてくださいね。一時三十分ということは休憩時間以外で行動しておったということですから、その中で、今議会中に御答弁を願います。

よろしいですね。

○議長（名古屋史郎君）　市長、いまの要望についてよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　それでは前後しましたが、板垣正男君。

○十番（板垣正男君）　もう大分進行しておりますので、ちょっと時期はずれじゃないかと思いますので、また、あとで機会をとらえてやります。

○議長（名古屋史郎君）　次に市川芳太郎君。

○十六番（市川芳太郎君）　私は工事請負契約の中で、ナンバー十の日野市立第十九小学校の建設の報告がなされておりますけれども、それに伴う通学路についての住民要望を市当局はどうお考えでいらっしゃるか、その点についてお伺いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　答弁願います。助役。（「一般質問があるぞ」と呼ぶ者あり）

○助役（前川恒雄君）　この件につきましては、一般質問の中で高橋議員、杉山議員からございます。大まかに言いまして、いい方向に行ってる、ということだけただいま御答弁申し上げて、詳しくは一般質問の中で御答弁いたしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　よろしいですか。市川芳太郎君。

○十六番（市川芳太郎君）　いま助役から答弁ございましたけれども、また一般質問も通告なさってる方もありますので、私の方は、委員会の中でも再三にわたって、これについては住民の意向を十分取り入れて通学路をつくろべきだ、ということも申し上げてありますので、その点も含めて、これからの開校に伴う通学路を、住民要望を入れてお願いしたい、こういうふうにお願いしておきます。以上で終わります。

○議長（名古屋史郎君）　次に高橋通夫君。

○二十一番（高橋通夫君）　用地誌の報告の三の程久保小学校用地追加買収でございますが、これは坪数が少ないわけですけれども、後になってこれだけの土地をどういう必要があって買収されたか、その理由を御説明願いたい。

○議長（名古屋史郎君）　答弁願います。総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　これにつきましては、小学校の北側の部分でございますけれども、隣地との擁壁がございますけれども、のり部分ですね、この部分がちょっとかかりますので、一部かかりますので、これを買収したということでございます。いわゆる北側ののり部分でございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　次に秦正一君。

○十七番（秦　正一君）　市長の報告の中で、六番目の

君。

○十六番（市川芳太郎君）　いま助役から答弁ございましたけれども、また一般質問も通告なさってる方もありますので、私の方は、委員会の中でも再三にわたって、これについては住民の意向を十分取り入れて通学路をつくろべきだ、ということも申し上げてありますので、その点も含めて、これからの開校に伴う通学路を、住民要望を入れてお願いしたい、こういうふうにお願いしておきます。以上で終わります。

○議長（名古屋史郎君）　次に市川芳太郎君。

○十六番（市川芳太郎君）　私は工事請負契約の中で、ナンバー十の日野市立第十九小学校の建設の報告がなされておりますけれども、それに伴う通学路についての住民要望を市当局はどうお考えでいらっしゃるか、その点についてお伺いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　答弁願います。助役。（「一般質問があるぞ」と呼ぶ者あり）

○助役（前川恒雄君）　この件につきましては、一般質問の中で高橋議員、杉山議員からございます。大まかに言いまして、いい方向に行ってる、ということだけただいま御答弁申し上げて、詳しくは一般質問の中で御答弁いたしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　よろしいですか。市川芳太郎君。

「旧庁舎の使用方針について」というのがありますけれども、この中で、先ほど第一庁舎の分を市民ホールというふうに申しておりましたけれども、その内容、どの程度のものか。私以前、九月定例会で一般質問で取り上げまして、一階は少なくとも、四、五百名の人が入れるような施設にしてもらいたい、という意見を申しておきましたんですけれども、そういった面の意がかなえられるかどうか、ただ市民ホールじゃこれはちょっと理解に苦しむので、一階の部分はそのようになるのではないかと思いますけれども、一応、確認の意味でお伺いしたいと思います。さらに二階は、大勢乗るのは危険でしょうから、細かく分けていろんなサークル活動に使うということを申しております。一階の部分について確認を願いたい、このように思います。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いま使用の方針を打ち出したところでありまして、これからどういうふうにそれを施設をし、住民の方の使用に供するかということは、いま検討いたしております。しかし、スペースがもう定まったことですから、どれぐらい入れるか、おのずから推測ができるような感じです。できるだけフルに使うということは結構ですから、そのようにいたしたいと思っております。

○議長（名古屋史郎君）　よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次に奥住芳雄君。

○三番（奥住芳雄君）　先ほど市長の報告の中で、五番の「神鋼電機工場の情報について」というのがございましたけれども、簡単な見守ってるという報告でございます。しかし、私の聞くところによると、すでに神鋼電機は、三菱信託を通じまして、あの用地の買収を急いでいるというお話でございます。まことに神鋼電機に対してはお気の毒でございますが、市長といたしまして、この用地について、日野市の公社により先行取得なりをしておくということのお考えがあるかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今後の推移による以外にはないんですが、いずれにいたしましても、日野市もまた公共用地という必要も全市的にはあるわけでありますから、そういうことで可能であれば公共用地のことも考える、というふうに頭の中で考えております。

○議長（名古屋史郎君）　奥住芳雄君。

○三番（奥住芳雄君）　頭の中でお考えになってるようでございますが、すでに三菱信託を通じて売りに出してるということでございます。だいぶ事が進んでいるように思われるわけでございます。私の申し上げたいのは、日野市民の多くの要望と、また議会の皆様方も都の方へ要望書を出したと思われますが、高校誘致の問題でございます。日野市の公社によって先

買いをしておいて、都の方に買っていただいて、高校をつくっていただきたいと私たちは思ってるわけでございます。都の計画は、高校の計画は三年計画でございまして、五十一年より五十三年度の高校急増対策によらない限り、高校の設置は難しいのではないかと言われております。現在、京王沿線では、北野高校、日野高校、それから稲城、永山等にも高校がございます。また、日野の旭が丘、多摩平方面は、八王子の東高校がありま す。都立高校の新設は、ゆえに日野駅の周辺でなければできないんではないか、と都の方々は言われております。こういう見地からいたしましても、この神鋼電機の用地を取得していただいて高校誘致をしていただきたいと思うわけでございます。その点についてお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　都立高校のこと、あるいは公立中学校のこと、それらも合わせて考えておるということなんですが、多少、都とも意見交換はしておる、こういう状況であります。それからよその機関が、たとえば不動産、信託等が云々を仮にいたしましても、これはすべて日野市の行政指導のもとでなければ動けないはずですから、御心配はない、とこういうふうに言えると思っております。

○議長（名古屋史郎君）　奥住芳雄君。

○三番（奥住芳雄君）　それでは、とにかくいずれにしても先ほど私が申し上げたとおり、高校は日野駅周辺でないと都の方でなかなか認めがたい、というようなお話を承っております。ぜひともそういう見地から、神鋼電機の用地を何らかの形で日野市が中に入って買収をして、高校の誘致に全力を挙げていただきたい、とかようにお願い申し上げておきます。終わります。

○議長（名古屋史郎君）　次に大柄保君。

○二十七番（大柄　保君）　市長の市政経過報告の中で、二点ほどお伺いをしたいと思います。「日野市事務所の移転について」ということで、結構な庁舎が完成をしたわけですけれども、これに伴って、旧庁舎から新庁舎に連絡バスがただいま通っておりますけれども、この乗車なさる市民の皆さん方は、いままで何名ぐらいあったか、この点です。

それから第二点目は「二・二・十路線の陳情について」、このことについても先ほど市長の方から報告がございまして、都に対して立川の市長さんと一緒に陳情をした、ということですけれども、聞くところによりますと、地元で市長も出席をなさって説明会というか、何といいますか、地元の皆さん方との話し合いを持たれた、というようなことも聞いております。とにかく地元としては、非常に二・二・十の問題につきましては、神経質に皆さんがなっていると思いますので、この点、地元の様子はいかがか、ということが二点目です。

それからページをめくりまして、教育についてちょっとお伺いをいたします。後の方に日光の移動教室だとか、あるいは臨海学校ですか、これが六月から七月ごろにかけて行われたというのが、ただいま十二月の定例議会に報告になっておりますけれども、これはできるものならば九月ごろの報告でも間に合うのではないか、と考えて質問をいたします。

それといま一つ、教育長。第七小学校のことなんですけれども、この庁舎の場所が六二〇〇番地ということで、位置指定がなされておりますけれども、どういうものですか、第七小学校の所在地が神明上区画整理地内ということで、各所に対外的にも封筒にも印刷がしてございますけれども、この点はどうなってるのか、お聞かせを願いたいと思います。以上です。

○議長（名古屋史郎君）　答弁願います。市長。

○市長（森田喜美男君）　前段の二・二・十にかかわる御質問についてお答えいたします。東京都に対します陳情は、先ほど報告したとおりであります。それで地元にも、ちょっといま正確な日にちを記録しておりませんが、説明をいたしました。これは都から聞いたとおりのことも説明をいたしましたし、むしろわれわれとしましては、道路の開通よりも排水管の工事を早くしたいということが主題でございました。そして地元ではこの路線のことのみならず、周辺のことも含めていろいろ御質問、それからお答えをいたしました。会場の雰囲気といたしましては、むしろ仕事を促進するがよいと、あるいは現在排水等で困っておるからして暫定措置、あわせてそういう抜本措置を取り組むということについては、大きい異論は言葉の上ではございませんでした。したがってこれから誠意をもって説明をし、御理解を得ながら実施を進めていくことが可能である、というふうに判断をいたしております。

○議長（名古屋史郎君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　バスの利用状況でございますけれども、利用者でございますけれども、往復一日、百八十人から二百人、これが現在の状況でございます。まだ集計はしてございませんけれども、一日の状況としてはこういう状況でございます。

○議長（名古屋史郎君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　校外のいろいろな教育活動についてもう少し早く報告したらどうかと、こういうことだと思いますが、これをごらんいただくとわかりますように、十月になって終わったところもございますし、全部まとめて御報告した方がかえっていいんじゃないかというのが一応の考えでございます。それについての御意見があればそういうことも十分参考にしたいと思いますが、いまはそういうことで、こういう形で御報告させていただいておるわけでございます。

それからもう一つ、七小の所在地の番地でございますか、こ

れについてはひとつ検討させていただきたいと、こう思います。

○議長（名古屋史郎君）　大柄保君。

○二十七番（大柄　保君）　ありがとうございました。このバスの問題なんですけれども、南部地帯、高幡方面からの市民の皆さん方は非常に便利に使っているんじゃないかなと、このように考えるわけですが、永久的にこれをやるんですか。その点ちょっと聞かせておいてください。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今後、道路網の整備が整って利用されなくなれば当然廃止をすべきだと思います。しかしそれはかなり先のことだろうと思いますし、あれを一つの基準において可能な拡大もまた考えなければならない、こういうふうに考えております。

○議長（名古屋史郎君）　大柄保君。

○二十七番（大柄　保君）　そうすると、道路が整備がされて、循環バスが通るようになる、これまで続けられると、こういうふうに解釈しておいてよろしいですか、いまの時点では。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　大体それでよろしいと思うんですが、利用者がなくなれば無意味ですからこれはやめなければなりません。しかし、恐らく旧庁舎の利用も進むにあわせまして、いまの路線は相当利用されるというふうに考えております。したがって、当分運行をするという考えです。

○議長（名古屋史郎君）　よろしいですか。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）ほかに御質疑ありませんか。なければこれをもって市政経過報告を終わります。

次に日程第五、諸般の報告を行います。会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。報告全般についての質疑に入ります。なければこれをもって諸般の報告を終わります。

議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後三時　三十分休憩

午後五時四十二分再開

○議長（名古屋史郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第一一五号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）　議案第一一五号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。これは昭和五十二年度人事院勧告及び東京都人事委員会勧告がなされた中で、職員組合の要求に基づき財政状況、都下各市の給与改定状況等を勘案し、職員組合と交渉の結果、合意をみましたので改正するものであります。なお、実施時期については昭和五十二年四月一日といたしたく存じます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって議案第一一五号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第一一六号、日野市一般職の職員の昭和五十二年度十二月期における期末手当の特例に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）　議案第一一六号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、昭和五十二年十二月における一般職員の勤末手当の特例に関する条例の制定であります。期末手当は職員組合と交渉の結果、給与額の二・六カ月プラス一律二万円で合意をみましたので、よろしく御審議のほどお願いいたします。なお支給日は十二月十五日といたしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御

異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって議案第一一六号、日野市一般職の職員の昭和五十二年度十二月期における期末手当の特例に関する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第一一七号、昭和五十二年度十二月期における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）　提案理由の御説明を申し上げる前に、恐縮でございますが、お手元の議案書の中にございます第一条の「報酬の月額に百分の…」の後が空欄になっておりますが、そこに三百二十と書き加えていただきたいと思います。

議案第一一七号の提案理由の御説明を申し上げます。本議案は昭和五十二年十二月における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定で、今期の支給率を百分の三百二十とするものであります。なお、支給日は十二月十五日といたしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって議案第一一七号、昭和五十二年度十二月期における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。十二月十三日から十六日までの会議は、議事の都合により特に午前十時に繰り上げて開くことにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって十二月十三日から十六日までの開議時間は、午前十時に繰り上げることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後五時四十九分散会

十二月十三日　火曜日　（第二日）

日野市議会会議録

昭和五十二年第四回定例会　第三十二号

十二月十三日　火曜日　（第二日）

出席議員（二十五名）

三番	奥住芳雄	十八番	名古屋史郎
四番	正国大治	十九番	竹ノ上武俊
五番	林重義	二十番	米沢照男
六番	飯山茂	二十一番	高橋通夫
八番	鈴木美奈子	二十二番	佐々木昭雄
九番	橘祐子	二十三番	日野源作
十番	板垣正男	二十四番	三浦重春
十一番	谷栄吉	二十六番	大下博
十二番	剣持佐吉	二十七番	大柄保
十三番	石坂勝雄	二十八番	島村孝志
十五番	杉山寅三郎	二十九番	本間久
十六番	市川芳太郎	三十番	一ノ瀬隆
十七番	秦正一		

欠席議員（四名）

一番	滝瀬政吉	七番	黒川重憲
二番	滝瀬敏朗	十四番	清水芳雄

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	前川恒雄	君
収入役	杉本好次郎	君
企画財政部長	松村清栄	君
総務部長	加藤一郎	君
生活環境部長	加藤一男	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	中村亮助	君
書記	朝倉敏夫	君
書記	鈴木晴彦	君
書記	五十嵐隆	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所所長　関根雪峰
速記者　清水聰一郎　君

議事日程

一　一般質問

峰

建設部長	森久保三次	君
都市整備部長	成井正夫	君
福祉部長	赤松行雄	君
水道部長	中島武男	君
病院事務長	遠藤政之	君
教育長	倉又秀作	君

書記	荒井一雄	君
書記	樫村正男	君
書記	安原清美	君

本日の会議に付した事件
日程第一

昭和五十二年十二月十三日（火）
午前十時開議

午前十時二十七分開議

○議長（名古屋史郎君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員、二十名であります。

これより日程第一、一般質問を行います。一の一、南部地区の今後の実施計画を問うについての通告質問者、市川芳太郎君の質問を許します。

（十六番議員登壇）

○十六番（市川芳太郎君）　ただいま議長から発言のお許しがございましたので、これから質問をさせていただきます。

本日、昭和五十二年第四回定例会が新庁舎落成において初めての議会であり、本日は日程どおり一般質問の第一日であり、この議場で、また演壇で最初の発言のできることは光栄であり……（笑声）また意義あるものと私は考えます。それで、これより質問に入りますが、通告質問にあわせまして答弁者の指名も一緒にあわせて報告してありますので、議長よりその点をよろしくお願いいたしたいと思います。

日野市も保守市政から革新市政にかわりまして、その後森田市長の革新市政が五年余になり、五十三年度の新しい年を迎えるに当たり、市長初め市当局は五十三年度の予算編成に取り組んでいることと思います。そこで、私はいろいろの問題を多くの市民から森田市長に、また市当局に要望されております。そのような観点から次の点を私は質問いたします。

公明党といたしましては、人間優先、人間尊重の立場から何点かの次の点について質問をいたします。

南部地区の救急医療体制の充実、強化についてでございますが、これについては昭和四十五年六月にも南部地区の市民から議会に、また市長に請願が提出されております。その後、森田市長が市長になりましてから、四十九年の六月に五千九百名の方々から再度救急病院の設置をという請願が多くの市民からも提出されております。議会側はもちろん、当然七生地区に、また南部地区にそのような救急病院の設置をすべきだということで採択もされ、その後現在もって何らそのようなものが、設置されておりませんので、市長の考え方、また今後の計画なりありましたら御答弁をいただきたいと思います。

二番目には、交通対策として京王線の高幡不動駅東の踏切でございますけれども、ここは再三多くの議員からも議会の場で質問されておりますけれども、これは、あそこの東の踏切が、渋滞している原因は、多摩動物公園があるからあそこが渋滞するということは間違いない事実だと思います。東京都多摩動物公園の玄関と申しましょうか、そこにちょうど京王線の踏切があるということで、これにはかなりの、多分の東京都の責任があるように私は考えます。それについて市側がどうお考えか、また実施計画をどのようにお考えか、これも伺います。

それから、三点目といたしまして、庁舎に通ずる一番橋から

吹上に通ずる道路をかなり多くの方からも要望されておりますし、私が、この庁舎ができまして一番橋からこの庁舎に来るまで、私個人がずいぶん不便に感じております。ということは、平山地域の方、高幡の地域の方が、あの一番橋から吹上に道が通じれば多くの市民が非常に便利であるということを考えているというふうに私も感じますので、その点について御答弁をいただきます。

それから、平山六丁目と八王子の行政境を流れる排水路でございますけれども、これは一部改修工事がなされて、防災対策、また災害対策が解消いたしましたけれども、まだまだ市民が文化的生活を行うためには、悪臭公害が非常にあそこは特にひどいということを住民からも市側に提出されています。

それから、もう一点は二番目に、南平四丁目の八の六、南平地区センターがございますけれども、その西側の鹿島団地からの排水路でございますけれども、これも同じように、先ほど申し上げたように一部改修工事がなされておりますけれども、地区センターの西側の地域住民が、悪臭でこの夏あたりから非常に苦慮されております。その南平地区センターの西側の排水の悪臭公害はどうお考えか伺いたいと思います。

それから、市民施設についてでございますが、七生中学校の夜間照明の設置について伺いたいと思います。いままで多くの市民から要望されていることでございますが、いつごろ夜間照明の設置をなされるか伺いたいと思います。

それから、南平小学校の西側にある市有地に体育館が設置される予定でございますけれども、それに伴う進入路の京王線に沿っての地主さんとの交渉をしておるということを伺っておりますけれども、地主さんとの交渉がどうなっているかその点を伺います。

それから、七生文化会館、仮称、の建設についてでございますが、先般私が質問いたしましたその回答には、七生農協さんの土地をいま交渉しておりますということですが、その交渉の結果をお伺いいたしたいと思います。

それから、教育長に伺いたいと思いますけれども、三沢の第五幼稚園のことでございますが、第五幼稚園は当初四クラスというふうに地元の方々が希望しておりましたが、現在二クラスで八十名、そして五十三年度の園児の募集は八十名の定員のところを九十五名というふうに、十五名もの多くの園児が、また父兄の方が願書を提出されておりますけれども、今後の考え方として、あそこをもう少し落川まで行きますと都営住宅がいま建設されているように思いますけれども、都営住宅があそこにできますれば当然幼稚園もふやさなければならない、こういうことがありますので、第五幼稚園の増築をする考えがあるかないか、その点について伺いたいと思います。

それから、潤徳小学校の西側にあります、全農との土地の交

換について、前回、企画財政部長から御答弁がありましたけれども、その後の経過をお伺いいたします。

以上、何点か質問をいたしましたけれども、議長の方からの御指名で御答弁をいただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　市川芳太郎君の質問についての答弁を求めます。南部地区の医療体制の充実、強化。七生文化会館の建設。市長、答弁願います。

○市長（森田喜美男君）　御質問の南部地区の医療体制特に救急施設につきましてこれまでも幾たびかその要請を聞いておりますし、何とか実現をしたいものということで考えておりますけれども、まだ確立いたしておりません。やはり、工藤医院に診療施設を払い下げましたときの約束もありますし、もっと東の方に、多分その意欲を持って開院をされております医院も承知しておりますので、そのあたりともっと積極的な詰めを行いまして、なるべく実現に努力したいと、こう考えております。以上です。

○議長（名古屋史郎君）　助役。

○助役（前川恒雄君）　七生農協との土地の交渉につきましてお答え申し上げます。七生農協と土地の交渉をやっておりますが、平山にあります市の所有地と七生農協裏の土地との交換につきましては、原則的な合意を得まして、現在細部につきまして事務的な詰めを行っている状況でございます。細部と申しますのは、両方で付帯的に細かな条件が出てまいりまして、それをどのようにやるかという、そういう詰めを事務的に両方の事務サイドで行っていて、詰めが終わりましたらすぐ交換の仕事に入りたいと思っております。以上のような状況でございます。

○議長（名古屋史郎君）　京王線高幡不動駅東踏切。都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　それでは、お答えいたします。

この京王高幡不動駅の東の踏切の立体化の問題でございますが、今年度は予算を計上してございます。そういうことで概略の測量をいたしたいと、こういうことで実は十月の六日に地元の説明会を実施いたしております。大方の賛同をいただきましたので、その後測量の業者も決まりました。そういうことで現在測量の準備中でございます。

それから、一番橋から吹上に通ずる道路の件でございますが、これにつきましてはこの路線、二・二・五号線の建設ということになろうかと思いますが、これにつきましても今年度概略の設計の予算を計上してございますので、この間の土質の調査、このためのボーリング作業と、こういうものを含めまして近く発注をすると、こういう予定になっております。年度内工事を完了したいと、こういうふうに考えております。以上でござい

ます。

○議長（名古屋史郎君）　平山六丁目。助役。

○助役（前川恒雄君）　平山六丁目と八王子市の行政境の川でございますが、御指摘のとおりあそこの川に非常にごみが多く投棄されておりまして、悪臭公害などがございます。それで、あの川はちょうど真ん中を八王子市と日野市の境が通っておりまして、何をするにも八王子市と協議しないといけないわけですが、ごみの問題につきまして私ども直接見てまいりまして、これはどうにもならんということで土木課の職員に命じまして、一度全部さらいました。あれにつきましては工事か何かをするというよりは、やはりあの近所の方が、あそこへごみを投棄しないようにしていただかないとどうしようもないと思います。私どもが見た中でも、乳母車を捨ててあったり、相当大きなごみが捨ててあります。そういうことをやはり注意していただかない限りは、多少いじってみてもどうにもならないんじゃないかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君）　南平地区センター西側排水路。建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　お答えいたします。

南平四丁目、南平地区センターの西側の排水路の件でございますが、御指摘のとおり悪臭が発生しております。したがって、建設サイドでの改良を実施するとすれば、暗渠構造にすることが解決策でございますので、今後検討してみたいと思っております。以上です。

○議長（名古屋史郎君）　次に七生中学校の夜間照明と市立第五幼稚園。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　お答えいたします。

七生中学校の校庭の夜間照明の施設でございますけれども、これにつきましては第一中の夜間照明がすでに四十六年にできている。さらに、五十年には七生にも照明をつけたいと、こういう方針でずっと進んできているわけでございますけれども、現在のところはまだ完成しておりません。あるいは、手がついておりません。しかし、市民の要望なども非常に強いと私たちは確信しておりますので、来年度に向かって、その方の建設についてまた市長部局といろいろ交渉して、つくるように努力したいと、こういうふうに思っております。

それから、第二番目の三沢にある第五幼稚園のことでございますけれども、これは昭和四十八年に開園されまして、そのときは二クラス、八十名ということでずっときているわけでございますけれども、その地域の人口がふえたわりあいには応募者がわりあいに安定しておりまして、七十名、七十二名、七十八名、七十七名というようなことであったんですが、本年十月、昭和五十三年度の園児募集を行ったところが、御指摘のように九十五名と、十五名だけはみ出してしまったわけでございます。

これについては、ことしは応急の措置として市長部局にもお願いしまして、プレハブのリースでその場をしのぐということにしております。来年度以降どうするかということでございますけれども、これは、果たして九十五名というのは今後もずっと安定していくのかと、いま市川議員の方から落川の方に団地もできるんだから多くなるんじゃないかと、こういうお話もありましたけれども、その辺をひとつ確かめてみて、幼稚園の園児の上がり下がりというのはなかなかつかみにくいのでございますので、その辺をもう一回見きわめた上でどうするかという態度を決めていきたい。なお、そういうふうに考えておりますが、じゃあ、いまのままただふえさえすれば建設していくのかということになりますと、その辺についても市全体の中でもって何とかうまい工夫はできないものかと、といいますのは、本年の募集人員は八百名なんでございますけれども、しかし市全体で見ますと、応募者数というのは六百八十九名で、定員に百十一名は不足していると、こういう状態をどういうふうにして解決していかなきゃならんかということが、一つの私たち教育委員会に課せられた非常にむずかしい問題でございますけれども、この辺とのあわせでこのことについては検討させていただきたいと、こういうふうに思っております。以上。

○議長（名古屋史郎君）　次に南平小西体育館進入路。企画財政部長。

○企画財政部長（松村清栄君）　南平中学校の西側に約七千平米弱の土地がございまして、ここに二千五百平米程度の体育館を建設したいということで、現在設計の段階に入っておりますが、この体育館の進入路につきましては、ことしの夏ごろより南平小学校の裏側にあります道路を延長いたしまして、幅六メートル、長さ百六十メートルの道路を建設いたしたいということから、地主と交渉を持っておったわけでございますけれども、地主の了解がどうしても得られないということで、この小学校の建設のためには道路認定が必要でございまして、南平の小学校の裏側の道路を市道と認定いたしまして、それで建設に入りたい。それから、南平－豊田線というのが現在たんぼの真ん中を通ってございますが、これも整備をいたしまして、ここからは自転車とか、あるいは人間が通れるような状況にいたしまして、西からも入れるようにいたしたいと、このように現在考えております。

それから、二番目の全農と市当局の交渉の経過につきましてのその後の経過でございますけれども、全農は昭和四十七年に、七階の一棟百七十三戸分の分譲住宅を建設いたしたいと、こういうことで、市有地でございます浅川の堤防沿いに三千二百六十平米の市の土地がございますが、これと交換をいたしたいと、こういう申し入れがございました。私どもといたしましても、

この土地は市営住宅を建設するということから、十年間というものは他の目的でつくっちゃいけないと、こういうこともございまして、都と交渉いたしましてこの許可をいただいたわけでございます。しかし、その後全農におきましては石油ショック等もございまして、この住宅建設の計画が白紙に戻ってしまったわけでございまして、その後、これらの利用状況、市とそれから全農との利用計画と、こういうものがまだはっきりいたしておりません。全農そのものがこれらの利用計画を市に提示いたしまして、市とそれから全農との交換が完成いたしますと、高幡三号線というのがございますが、都道百五十四号線から通ずる道路でございますが、これらを拡幅しようと、こういう計画も持っておったわけでございますが、まだ全農が今後の利用計画を市に提示されておりませんので、これらを現在われわれは督促をいたしている状況でございます。以上です。

○議長（名古屋史郎君）　次に七生文化会館の建設について。助役。

○助役（前川恒雄君）　先ほど答弁いたしました。

○議長（名古屋史郎君）　市川芳太郎君。

○十六番（市川芳太郎君）　再度質問をいたしますが、市長初め各部長の答弁が、鋭意努力するというような答弁でございますけれども、本日、私が質問している件については初めての質問ではないように私は考えますけれども、たとえば七生地域の救急病院の設置については、再三私も議会の場で質問もしております。いま、ここにも請願書が森田市長あてに五千九百名の署名がなされておりますけれども、いまの市長さんの答弁ですと、いままでどのようにそれに対する市民の要求を取り入れて真剣に取り組んできたか、ということが、余り御答弁の中に伺われないように私は感じました。

順がちょっと違いますかと思いますけれども、あと何点か質問をしたいと思います。

七生中学校の夜間照明の件については、非常に日野市全体から見ても、当然七生地域の人口から見ても、いま日野市の十三万五千の人口の中で約半数の六万五千の人口がいらっしゃる中で、当然七生地域に、南部地区に市民のスポーツの夜間照明は、もういままでに設置されるべきが当然であると私は考えますけれども、いまの教育長の答弁ですと、まだまだこれから時間もかかるように思いますけれども、早急に来年度、五十三年度の予算で何とかつけられるように努力していただきたい。これは教育長に要望しておきます。

それから、教育長に一点あれしますけれども、南部地区の中で新井都営住宅、それから平山都営住宅の中に市立の保育園がございますけれども、そういうことを落川の都営住宅に市立の幼稚園、保育園とか、そういうものの考えがあるかないか、一点伺いたいと思います。

それから、企画財政部長に伺いますけれども、この前の質問の中には、高幡計画の中で全農の話が部長から出ておりますけれども、これもいまの答弁で、同じような答弁でございますけれども、私は、あそこのすぐそばに市営住宅がございますけれども、その市営住宅の排水が本当にたれ流しになっている状態が見受けられますけれども、そのことで私が、全農との交渉がどうなっているかということでこの前質問いたしましたけれども、そのときの答弁が、全農との話し合いがなされればそこの排水の解消をしていくという答弁がございまして、非常に市営住宅の、市がそういう住宅をつくっているにもかかわらずその排水がたれ流しになっているということが申し上げられると思います。ですから、全農の方がなかなか話し合いができなかった場合には、市営住宅の排水を早急に改修工事をしていただきたい、これを要望しておきます。

それから、都市整備部長の方でございますけれども、一番橋から吹上の二・二・五と申しましょうか、これの接続の道路は、いつごろまでにあれを貫通する予定で計画を進めているのか、その点伺います。

それから、南平小学校の西側の体育館でございますが、進入路を設置するようにいま地主さんとの交渉も非常にむずかしいということも部長からありましたけれども、私はあそこに体育館とかそういう市民施設ができた場合に、防災上の関係で災害のことを考えた場合に、当然救急車、また消防車がいち早く入ってくるような道路は必要であると、こう考えます。二、三日前にも市営住宅の中で火災が起きまして、せっかくのりっぱなはしご車が駆けつけても、道路が狭いために中に入れない。これは、本当にいま申し上げた体育館の進入路が都道の百七十三号線というか、そこまで出ないとりっぱなはしご車も駆けつけられない状態でございます。ですから、その進入路についても市が積極的に設置できるように交渉をしていただきたいと思います。

それから、生活環境の中で、平山六丁目と南平四丁目の排水路でございますけれども、先ほど助役から、また建設部長から話がございましたけれども、これはもうなかなかむずかしい点もありますけれども、そのままこれからずっとおくということはできないかと思います。いろいろ予算の関係とか、また六丁目の場合は八王子市との関係もございますけれども、むずかしいからとそのままおくわけにはいかないと私は考えます。できる限り努力して改修工事が進まれるように要望しておきます。

何点かあえて質問いたしましたけれども、その質問に対しての答弁をいただきます。

○議長（名古屋史郎君）　市立保育園の点について答弁。福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　幼稚園でしょう。

○議長（名古屋史郎君）　市川芳太郎君。

○十六番（市川芳太郎君）　ちょっと質問が答弁側にわからなかったかと思いますけれども、私は落川の都営住宅に、

たとえば新井の都営住宅、また平山都営住宅の中に保育園がありますけれども、落川の都営住宅に保育園なり幼稚園を設置するとか、そういうお考えがありましょうかと、条件の中でそういうことも条件をつけてあるかどうかということでございます。わかりましたでしょうか。

○議長（名古屋史郎君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　では、保育園のことだけについてお答え申し上げたいと思います。落川の都営住宅の建設の計画が大体固まりつつございます。その中で落川の第一でございますけれども、開発行為として保育園用地の提供を求めております。これらにつきましても、都営住宅側で開発行為として、条件として入れるという段階に来ておりますので、将来セットされるということになろうと思います。そういうふうに考えております。

○議長（名古屋史郎君）　次に二・二・五。都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　それでは、お答えいたします。

二・二・五号線の今後の予定と、こういうふうなことでございますが、これにつきましては五十一年度に測量をやりまして、五十二年度、今年度は概略の設計とそれから土質の調査のためのボーリングと、こういうふうなことで予算を計上して、これについては実施をするということで進んでおるわけでございます。今後の予定でございますが、五十三年度につきましてはこれらの資料、こういうようなものをもとにいたしまして、地元の権利者の方々と十分な話し合いをいたしまして、ぜひともこの道路の建設についての御協力をお願いすると。こういう中でさらに細かい測量を来年度実施したいと。中心線測量とか、あるいは幅のくいの測量ですか、そのほかいろんな細かい測量があるわけですが、そういうものもぜひとも実施をして、地元の方々の御了解といいますか、お話し合いの中で事業決定まで持ち込んでいきたいと、こういう手続を取りたいと、こういうふうに現在は、事務当局としては考えておるわけでございます。そういうことになりますと、その後は約二年ぐらいかかりまして用地の買収と、それからその後二年程度で道路の建設と、こういうことになろうかと、いまのところ事務当局としてはそういうふうに考えておるわけでございます。

○議長（名古屋史郎君）　市川芳太郎君。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）市川芳太郎君どうぞ。

○十六番（市川芳太郎君）　あと一点だけ質問いたしますけれども、高幡の東の踏切については前回市長が、これについて最大限の努力を東京都に働きかけて対策を考えていきますと、このような答弁をいただいておりますけれども、市長の答弁を、どのように東京都に……（「議長、おかしいぞ」と呼ぶ者あり）働きかけをなされているか伺いたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　市長答弁。

○市長（森田喜美男君）　高幡駅東踏切は、これはいますでに経過につきましては御承知のとおりだと思います。そして、東京都により積極的に取り組んでもらうために、市はみずからの経費でその一番前段になります現形測量をすると、こういう作業を今年度の予算で行うわけであります。いま、市内の、特に南北関係の交通整備をするためにその高幡踏切も立体化することが必要であります。それから、いま質問がありました二・二・五路線の整備が必要であります。ようやく、その西側の平山橋通りは、これも都道でありますが、地主との話がついて、そして一定の年次計画で見通せる段階までなりました。こういう大きな仕事というものは、相手には地主があり、それから関係するいろいろな問題を処理しながら進むわけでありますから、何年計画でということは事務的には持ち得ますけれど、それらの交渉が一年延びれば全体計画もやっぱり一年延びると、こういうことを避けられない現実であります。したがって、もちろん、特に都の事業でありますから、都に強く要請をいたしております。しかしまた、都いわく、二・二・十、二・二・六、それから高幡踏切、そういう三つの仕事を一つの市の中で一挙にやるということは、これまた都の財政においても無理があると、こういうふうに聞いております。いずれにしましても必要な事業でありますから、なお熱意を込めていろんな形の要請をして、早く実現をするように努力をすると、こういう考え方でございます。（「これに関連した議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　剣持佐吉君。

○十二番（剣持佐吉君）　二・二・六というのは平山橋のあそこだと思うんですが、そうですか。平山橋のあそこにシグナルを立てるということについてそうですか。（「違う」と呼ぶ者あり）平山橋の……。二・二・六というのは……。（「二・二・五は一番橋」と呼ぶ者あり）一番橋。二・二・六というのは……（「平山橋」と呼ぶ者あり）平山橋ですね。そうすると、あそこの東側に、南側っていうんだか東側っていうんだか知りませんが、あそこにシグナルをつけてくれという請願が出ておりまして、総務委員会で検討した際に、あそこの橋をかけるのは五十四年度とか、完成する予定で進行しているという説明がありました。それについて、それを基礎にして総務委員会はその案件を審議したはずであります。ところが、いま説明によりますというと、それが必ずしもそうでないように伺っているわけです。そうするとどっちが本当なのか、あるいは市長が言われる、これを目的とするけれどもそれは約束はできない、それは多少延びるかもしれないと、これでもいいんですが、ただ、二年後にできるという前提のもとに審議したものが、その基礎になるものが違うわけです。その辺は調整してもらわ

ないと今後の総務委員会の審議にも影響すると思いますし……。

○議長（名古屋史郎君）　はい、わかりました。市川芳太郎君、ちょっと質問をもう一回あれして、それで答弁をお願いします。どうぞ。

○十六番（市川芳太郎君）　私が部長に答弁を求めたのは、一番橋から吹上に通ずる二・二・五と申しましょうか、通称は、まだ道路ができておりませんけれども、二・二・五に通ずる黒川の踏切のことを申し上げて質問しているわけでございますので、私の質問は、都市整備部長のいま申し上げたとおりの路線のことを質問したわけでございます。（発言する者多し）

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　じゃあ、ちょっとその関係の整理をいたします。いま、私が二・二・六を言いましたのは、市川議員が高幡駅の東側の踏切のことを言われましたので、二・二・六、それから高幡駅東の立体化の工事、それから二・二・十という立川ー日野間の工事、これは都道でありますから、したがって都はそういう考えを持っておるということを三つの例を言ったわけであります。市川議員が質問されているのは、二・二・五という一番橋通りの市道であります。市道は、これは市が直接工事をいたしますので、先ほど部長がそれぞれ説明いたしました。これとてまた年次計画を持ちたいということはもちろんでありますけれど、やはり地主さんもありますので、いままで進んでおるのがようやく現形測量を終えて、地質調査をして、これから用地買収を行って、道路の築造にかかると、こういうための年限が必要である、というふうに答えたわけであります。

○議長（名古屋史郎君）　市川芳太郎君。

○十六番（市川芳太郎君）　一応、市長さん初め各部長さんから答弁がございましたので、いま何点か質問した点については、南部地区の市民がそのように市長初め市当局に要望されているということを最後につけ加えて、また森田市長が非常に南部地区へ七生文化会館、仮称でございますけれども、または体育館とか、そういうものを設置する計画も進めておられますので、今後とも七生、また南部地区をさらに革新市政の前進とともに進めていただきたい、このように申し上げて質問を終わります。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって一の一、南部地区の今後の実施計画を問うに関する質問を終わります。

次に一の二、混合ごみのグリーンボックスの配置状況についての通告質問者、市川芳太郎君の質問を許します。

○十六番（市川芳太郎君）　混合ごみのグリーンボックスの容器の配置状況についてということで質問いたしますけれども、日野市の各地区連合の十四地区連合と申しましょうか、幾つか地区連がございますけれども、地区連単位で結構でございますから、配置されていない地区と、それから何％ぐらい配置されているのか、その点を伺います。

二番目には、五十三年度はどのようなグリーンボックスの容

器についてのお考えがあるか伺いたいと思います。と申しますのは、このグリーンボックスのポリ容器が市の政策によってかえられたわけでございますけれども、三年計画が五十二年度で終わると私は考えますので、五十三年度はどのようにお考えかということを質問するわけでございます。

以上、二点でございますがお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　市川芳太郎君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（加藤一男君）　ただいまの御質問に対しましてお答えを申し上げます。

第一点の御質問はグリーンボックスの配置のされていない所、それから配置された所が何％ぐらい配置をしているかという御質問でございます。まず、配置されていないという所は地区連合単位に申し上げますとないわけでございます。それから、普及率といいますか、配置率といいますか、そのパーセントを申し上げますと、これは数値をお示ししませんと御理解いただけないかもしれませんが、御承知のように昭和五十年から昭和五十二年度までの、御指摘のとおり当市はグリーンボックス化の計画を立てまして、本年度で終わるわけでございます。現時点で全体から申し上げますと、配置のパーセントは六八％を占めております。最高の配置率はもちろん百でございますが、最低の配置が二二％という状況でございます。後ほど詳細には御連絡を申し上げたいと思いますが、ごく大ざっぱに申し上げますとそのような配置率になっております。これが第一点のお答えにかえさせていただきます。

それから、第二点の御質問の五十二年度でダストボックスの配置は終了するが、五十三年度以降をどうするかという問題でございます。五十三年度につきましては、もちろん三カ年間で計画をいたしましたダストボックスの未設置の所につきましては、地域の自治会長さんを初め皆さんと御相談をしまして、配置をいたしたいと考えております。若干おくれて大変恐縮でございますが、そういう考え方で進んでおります。しかしながら、現時点でも、各自治会によりましては交通事情とか、あるいは道路の関係、その他もろもろの問題で隘路に乗り上げている地点がございます。五十三年度以降はそういう考え方で進めさせてはいただきますけれども、どうしても設置ができない所が出てくるであろう、このように考えておるわけでございます。いろいろ三カ年間を実施いたしました現時点で、いろいろ反省をいたしておりますけれども、もう一度この問題については十分担当課等と協議の上で、再考していかなきゃいけないんじゃないかというふうに現時点では考えておるわけでございます。したがいまして、ボックス化を進めましても一〇〇％の普及率にはどうしても無理であろうと、こんなふうに考えておるわけでございます。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君）　市川芳太郎君。
○十六番（市川芳太郎君）　部長から詳細にわたって説明がございましたけれども、最初の地区連での配置の状況がいま説明がございましたけれども、私と部長の答弁がちょっと違いますので、もう一遍それについての質問をさせていただきますけれども、たとえば地区連では未配置の所がないというふうに聞きましたけれども、それでよろしいんですね。と申しますのは、たとえば高幡のほ組の自治会では、図面をつけて清掃課に出しているけれどもいまだに配置されないと。そのことを清掃課にお話しいたしましたら、地区連が全部そろわないと、たとえば高幡の駅前、繁華街でございますけれども、現在もポリ容器を使って混合ごみを処理されているということがありますので、私は地区連としては全部、いま部長の答弁で配置されていない所はないというふうに答弁があったけれども、私の部長の答弁の指摘で、それで何か答弁があったら伺いたいと思いますけれど。
○議長（名古屋史郎君）　生活環境部長。
○生活環境部長（加藤一男君）　お答えを申し上げます。
私が、ない、と申し上げましたが、高幡の例をお引きいただきまして、あるんではないか、ということでございます。私がいま手元の資料からお答えをさせていただいておりますけれども、若干地区連との相違はあるかもしれませんが、私どもの方では、あの高幡地区につきましては南部、西部地域と呼んでおるわけでございまして、言いかえれば高幡の駅から南方面、したがいまして三井とか電建とか、そういう所を含めた南部、西部地区と私どもの方では呼んでおるわけでございます。そういう意味からいきまして設置していない所はないと申し上げたわけでございます。そういうことで御了解をいただきたいと思います。
○議長（名古屋史郎君）　市川芳太郎君。
○十六番（市川芳太郎君）　部長の再度の答弁で了解いたしましたけれども、次の点で質問いたします。
当初、このポリ容器を緑のグリーンボックスにかえられたお考えが、ポリ容器を使って市民が容器の購入までしているということを市側がかわってボックスの容器に切りかえたと、こういうことを考えます。そうであるならば、これからの、来年度と申しましょうか、これからのポリ容器を使っている自治会とか、またそのような場合、来年度はポリ容器の購入を市がかわってしていただけるのかどうか、その点伺います。そうでないと、非常に五十年度に配置された市民といまだに配置されない地域とは、市民の格差と申しましょうか、市側に市民に対する格差があるように私は思いますけれども、それについてのお考えは。

○議長（名古屋史郎君）　生活環境部長。
○生活環境部長（加藤一男君）　お答えを申し上げます。
三カ年で市がダストボックス化にしようということは御承知のとおりでございますが、いまの御質問は、私が先ほど申し上げましたように、三二％に見合う世帯に対しましてポリの容器をどう考えているかという御質問なんでございます。このことにつきましては、後刻御質問をいただく議員さんもいらっしゃるわけでございますけれども、若干重複をいたすわけでございますが、このポリ容器につきましては確かに御指摘のとおりだと思います。しかしながら、現時点では、このポリに対しまして市が購入するか、あるいは購入しないでも若干の補助をするかということでございます。現時点ではこの方向は出ておりません。しかしながら、いまの御指摘の点は私も了解いたしますので、今後検討をさせていただきたいと思います。
○議長（名古屋史郎君）　市川芳太郎君。
○十六番（市川芳太郎君）　いま、部長の答弁で混合ごみのグリーンボックスについては了解いたしましたけれども、今後、いま部長の答弁がありましたような、非常にポリ容器に亀裂がして、そのうちにボックスが入るんであれば、いま一個千円以上もする容器を買わなくて済むのに、その点早くグリーンボックスを配置してほしいという市民からの声もございますし、まだ来年になってもボックスが配置されないことについて、ポリ容器の購入費、これも検討していただいてお願いしたいと思います。
以上で私の質問を終わらせていただきます。
○議長（名古屋史郎君）　これをもって一の二、混合ごみのグリーンボックスの配置状況に関する質問を終わります。
お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時二十七分　休憩
午後一時十分　再開

○議長（名古屋史郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。
二の一、蚕糸試験場（日野桑園）筑波移転後の跡地と利用計画について、「市民総合運動場構想に関連して」の通告質問者、板垣正男君の質問を許します。
○十番（板垣正男君）　発言に入る前に、この通告一覧表の私の質問の表題はミスプリかと思いますけれども、字が抜けているんです。「筑波移転後の跡地」の後に「の処理」という字があるはずですから、その点を確認していただきたいということと、それからもう一つ、二番目の「学校、」となってい

ますけれど、この「ちょん」はないはずですから、この点もちょっと確認していただきたいんです。よろしいですね。

○議長（名古屋史郎君）　はい。さよう確認願います。

（十番議員登壇）

○十番（板垣正男君）　質問をしたいと思います。

最近、新聞でも大きな話題といたしまして報道されておりますように、あるいはこの四、五年、毎年新年の特集記事、あるいはそのほかの報道機関で取り上げられてまいりました筑波移転の問題が、いよいよ大詰めを迎えておるといいますか、移転の完了時期を間近に控えてきているということが報道されております。この筑波移転の経過は後ほどすぐ述べたいと思いますけれど、日野市にも関係するということから、特に私たち市民にとっても強い関心の的であったわけであります。東京に残された最後のオープンスペースとして、市民だけではなくて、都民全体がこの跡地をどう利用するか大変深い関心を持ち、それぞれの立場で関係機関に働きかけるということが行われております。私たちも、この問題に議会を挙げて運動を行うというような場面にも直面するかもしれませんし、また市側においても、一層の努力をお願いするということにもなるのではないかと思います。

ここで簡単に移転問題の経過について触れてみたいと思いますが、筑波地区に研究学園都市を建設するとの閣議の了解が行われたのは昭和三十八年であります。それから今日まで十四年間を経過しているわけでありますけれど、当初移転計画は、いわば予定の域を出なかったとも言われております。しかし、昭和四十五年、筑波研究学園都市建設法の成立以後、移転機関の決定の動きが急速に強まりました。昭和四十六年、筑波研究学園都市建設計画の大綱等ができ、その後各省の移転機関の決定を行いました。日野市にあります農林省蚕糸試験場の移転が決まったのも、四十七年に決定されたわけであります。移転時期については、当初の昭和五十二年予定が田中内閣によって繰り上げる方向が示され、しかしながら石油ショックを契機にいたしまして、建設費の暴騰と事業のおくれから計画どおり推進できずに、農林省の研究機関では、昭和五十四年までに移転を完了する、このように閣議決定されてまいったものであります。しかし、今日の時代に立って考えますと、部分的な事業のおくれがあるとも聞いておりますけれど、この五十四年度移転完了はほぼ間違いなく完了するのではないかと思われます。こうした移転問題の進行に合わせまして、関係する機関、あるいはそこに働く職員、労働組合等が、それぞれの立場で移転問題に対応してきたこともすでに御承知のとおりであります。たとえば、労働組合では移転問題を単に場所の移転や建物建設に矮小化しない。よりよい研究、労働、生活条件の確保のためにみずからの要求を対置して実現を迫る。それらを背景にした自主的、民

主的な研究所づくりを進めるというような、この三つの点に要約される点でこの移転問題に対処し、それぞれの立場から移転を速やかに、そしてより研究を発展させるという立場で取り組んできたとも聞いているわけであります。こうした条件整備等の一方の取り組みが行われておる段階で、早急にわれわれが跡地利用云々という形で、ただ関係機関に迫るということは差し控えてきたということも、それなりの理由があったわけであります。しかし、今日の時点でこの問題を議会で取り上げ、理事者においても、一層その跡地の利用についての努力をしなければならない時点に差しかかったものと判断し、この質問を取り上げたわけでございます。

こうした経過のもとで、これまで行政機関を通じて移転問題の進行や推移、そして今後の方向等についてどのように情報がもたらされ、あるいは積極的にその動きをつかもうとしてきたかという点について市側にお伺いしたいと思います。

二つ目は、日野にあります農林省蚕糸試験場の跡地、三つの地域に分かれておりますが、この跡地の面積がそれぞれどのような広さを持っているのか、そのことと、政府の跡地処分の方針がどういうものになっているか、あるいは今後どういう処分の仕方をしようとしているのか、特に自治体との関係でどういう方針を持っているか等について市側の把握の程度をお聞かせいただきたいのであります。

また、その跡地を自治体が獲得する場合、どういう問題点、あるいは見通し等があるか、その点もあわせてお伺いしたいわけであります。

四点目の質問でありますが、跡地を利用する場合、一体何に利用するか、このことにも大きな関心が払われてくるわけであります。最近、朝日新聞でも報道されましたが「頭かかえる時価処分」ということで、都内の跡地の一覧表が載っておりました。その中によりますと、日野の場合は跡地利用に運動公園、下水道関係、保育園というふうに述べられております。この新聞報道に沿った計画を市側では検討されているのかどうか、その点をお伺いしたいわけであります。特に私は、日野第一桑園約九万四千平米とも聞いておりますが、この桑園跡地を利用する上で、市民総合運動場を構想として持っているということも伺ったわけであります。この総合運動場がどういう内容のものなのか、現段階での検討到達点をお知らせいただきたいわけであります。

五番目でありますが、跡地確保の運動について質問したいと思います。同じく朝日新聞の記事の中にも、地元を優先させるのか、あるいは国家的な見地で利用するのか等について報道があり、各地域の跡地獲得の運動の状況が詳しく述べられてあります。この運動を進めるために、単に理事者だけが運動すればいいということでもなさそうであります。地域によっては市民

ぐるみ、あるいは議会も市も一体となって、この跡地獲得のために関係各庁に運動、陳情を行っているということも聞いております。市側ではこうした問題についてどう考えておられるのかお伺いいたします。

以上、五点について質問いたします。

○議長（名古屋史郎君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（松村清栄君）　桑園の跡地の問題につきまして五つほど御質問がございました。

第一点につきましては、先ほど議員さんもおっしゃられたとおり、昭和五十四年度までに移転をするということが閣議決定されていると聞いております。なお、現在一部の職員はすでに筑波の方へ移転しているということも聞き及んでおりますが、残務整理等もございますので、昭和五十五年の三月までにはすべて終了するという意向のようでございます。また、中央審議会というのがございまして、ここではっきり私どもの方には示してございませんけれども、都の首都圏整備局長からの通達にもございましたとおり、昭和五十一年の四月の九日にそういう通達が来ておりますが、これについての跡地の都の考え方、そういう点につきまして協議をいたしております。まだ、はっきりしたことは私ども打ち出しておりませんけれども、いずれ昭和五十三年度中には、これらの点についてははっきりしためどがつくであろうと私ども考えております。

跡地の、二番目の、面積でございますけれども、第一桑園においては九万四千六百四十九平米ございます。それから、第二桑園でございますが、一万五千六百八十平米となっております。それから、第三でございますが、これは神明上にございます千五百二十平米。このようになっておりますが、第一回目に市が要望をいたしたのは、学校とかあるいは幼稚園、公園と、こういうことで要望を出してございますけれども、第二桑園につきましてはその後、下水道処理関連の事業に充てたいということで、変更を出してございます。筑波移転につきましては、御案内のとおり特定国有財産整備特別会計といいまして、特特会計といっておりますが、これに基づきまして経理されるために、既存の施設を処分いたして、その資金をもって新しい施設を整備すると、こういうことになっております。国は、先ほど申し上げましたとおり、国有財産中央審議会で現在検討中でございまして、跡地の処分についてははっきりした結論はまだ得ておりません。なお、このほかには局別の地方審議会というのがございます。これは局別でございますが、これにもかかることになっておるわけでございます。

それから、第四点は何に利用するかということでございますが、先ほど第一桑園につきましては運動公園ということで、この中には緑地が六万三千平米ございます。この緑地は変更することはできません。それから、第二は下水道関連施設、第三は幼稚園施設と、こういう跡地の利用を考えておるわけでございます。それから、市民総合グラウンド、こういう構想があるかどうかという御質問かと思いますが、これも私どもが現在考えておりますのは、運動公園、スポーツ公園と、こういうことで緑地をはさみまして運動施設を建設いたしたいと、このような構想を持っておるわけでございますが、まだこの構想だけでございまして、その内容についてはまだ固まっておりません。

それから、今後の跡地の確保の運動についての検討でございますが、これはもう当然この緑地は唯一の所でございますから、市がどうしても手に入れたい。特に、国有財産法の第二十二条の無償貸し付けという条文がございます。これは、たとえばスポーツ公園にいたしますと、その半分は無償貸し付けという条文がございます。これを無償で借りるとその半分だけを、これは特特会計でございますから、時価かそれ以下で市がやはり買っていかなきゃならないと、こういうことになろうかと思います。しかも有利な方法で市が手に入れるということで、現在私どもは研究を重ねておるわけですが、都におきましても、この筑波学園都市移転跡地の利用計画策定についてということで文書がまいっておりますが、これらの利用計画に基づいて、私どももどういう方法が一番有利であるかということで、現在跡地利用のつまり計画を、都並びに国に提出してある状況でございます。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君）　板垣正男君。

○十番（板垣正男君）　跡地の面積、そして説明範囲内の移転の進行、それから構想段階のようでありますけれど、跡地をこういうふうに利用したいということの説明があったわけであります。ほぼ新聞に報道されたような内容でいま説明があったわけであります。緑地をはさんで運動公園にするということであります。運動というのはどういうものを指しての運動かということの説明がまだありませんでしたけれど、要するに多摩川に接する約三万坪近い土地に、緑地をはさんで各スポーツができる施設をつくるということのイメージではないかと思います。それ以上具体的な検討は進んでいないということであれば、今時点ではやむを得ないことでありますけれど、そういうイメージを持った一つの公園、運動場ということで、市の構想をとらえておきたいと思います。私はこの跡地の利用を検討する場合、果たして自治体に有利な方向で払い下げができるかどうか、この点が一番大きな問題点ではないかと思います。いま、部長からも説明がありましたように、文部省を除く筑波移転の場合は特定国有財産特別会計に組み入れられ、移転の費用に充当すると、こういう方針になっているようであります。しかも、昭和四十七年五月の大蔵省理財局長通達で出された一つの政府の方針があります。これによりますと、一種の三分割有償処分

方式がうたわれているとも聞いております。御承知のように、基地の跡地の処分が三分割の有償払い下げという方針が出されておりますけれど、もしそういう方式でこの筑波移転の処分がなされるということになりますと、大変な費用の負担、そして跡地利用の計画にも大きな影響を及ぼしてくるということにもなるわけであります。最近までそういう方向がとられるというふうに私たちはとらえていたわけでありますけれど、しかし国会での答弁等を聞きますと、必ずしもそういう方向ではないのではないかということもあらわれてきているわけであります。それは、大きな都民的な運動がいま展開されているということの反映も一つはあったんではないかと思います。たとえば、十一月の一日でありますが、参議院の大蔵委員会で共産党の渡辺武議員の質問に答え、大蔵省理財局の川崎次長が、筑波の場合は有償三分割方式は適用されない、ということを言明いたしております。ここに私はその議事録の一部を持っておりますが、詳しいことは一々紹介はいたしませんが、要するに政府の方針も、四十七年当時出しました方針を若干変更してきているということが伺えるわけであります。いま、部長も紹介しました国有財産法第二十二条、あるいは国有財産特別措置法第二条に基づく無償貸与方式を適用すべきではないか、という質問も同時に行ったわけであります。そのときの答弁に、有償払い下げが原則であるが、一つ一つのケースについて双方満足のいくようにしたい、このように答弁をしております。要するに、ケース・バイ・ケースで無償もあり得るということを示唆したのではないかと思われます。そういたしますと、たとえ面積の半分が無償で貸与されたとしても、残る半分をもし時価で払い下げるということになりますと、一体どのぐらいの予算が必要になるか、概算で結構ですが、市側でもしそういう試算をはじいていたら紹介していただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（松村清栄君）　第一桑園が時価で譲渡していたということになりますと約三十四億でございます。第二桑園が四億八千六百七十万、第三が四千八百七十五万、総額三十九億四千百万と、このようになろうかと思います。

○議長（名古屋史郎君）　板垣正男君。

○十番（板垣正男君）　三十九億からの予算を用意しなければならないということにもなっていくわけであります。大変な財政負担になるわけであります。私たちは、この跡地は全面的に無償払い下げ、あるいは無償貸与すべきであるという要求を持っております。また、そうなるべく運動も行っていかなければならないのではないかと考えているわけであります。だからこそ各地で大きな運動が盛り上がり、大蔵省初め関係機関に必要な陳情や運動を展開しているということにもなっているのではないかと思います。

最後に、私は市長に跡地の利用について、運動公園という構想を具体的なイメージとして持っておられるのかどうか、この辺をお伺いしたいということと、もう一つはできるだけ有利な方法で自治体に払い下げあるいは無償貸与、そういう有利な払い下げを獲得するために、市長が先頭に立って市民に呼びかけ、そして市民ぐるみで政府に運動を展開すると、こういう考えは持っているかどうか。聞くところによりますと、三多摩のある市で、やはりこの跡地の問題で市長みずから呼びかけ、市民ぐるみの陳情運動を展開しているということも聞いております。そうした事例も踏まえ、市民的な規模で運動を展開し、そしてこの跡地利用を進めていくということが必要ではないかと思います。その点についての考えをお伺いしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　農林省蚕糸試験場日野桑園跡地、その第一、第二、第三の桑園は日野市が期待をいたします国有地としての大きな財産であると考えております。そこで、よそに、よそといいましょうか、他に取られるようなことのないように日野市自身が確保していくと、市民のために確保していくということが、最も大切なことであるというふうに考えております。先ほどお話のありました第一桑園はスポーツ公園に、第二桑園は下水道処理場関連の用地に、それから第三桑園は保育園用地に、ということはすでに東京都の筑波跡地の移転のまとめの中で、日野市としては申し出をしておるところであります。これからどういう推移を経て処分が行われるかということに最も注目をし、かつまた必要な運動をしなければならないわけであります。特に、第一桑園の跡地は約十ヘクタールという広い面積を持ちますし、それからその六割は緑地指定がなされておる。また、ほぼ真ん中に都市計画道路が通ずることになっております。したがって、用地の道路による分割ということになるわけでありますが、総合グラウンド、つまり緑地側には総合グラウンド、それから緑地ではない方の部分には日野の中央体育館をと、こういうふうな構想を内部では検討しております。必要な運動はこれから市民的な規模で取り組みもいたしまして、ぜひ日野市に、日野市の市民のために、また日野市民施設に活用できるような、そういう確保をぜひやらなければならないとこう考えておるところであります。これから一層この処分の問題につきましても注目をいたしまして、誤りのないように取り組んでまいらなければならないということが、いまの私どもの決意でもあるわけでございます。まだ、具体的にややわれわれも把握しかねておる面もありますので、一層情報を確実にキャッチしたいと思っておりますので、今後あらゆる方面からのそういう資料を、お願いできるものであれば求めてまいらなければなりません。それから、議会側の運動も、時宜を得た方法を

もってぜひお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（名古屋史郎君）　板垣正男君。

○十番（板垣正男君）　いまの市長の答弁で大体わかったわけでありますが、一点再確認したいんです。必要な運動をしなければならないということでございますが、私が質問したような方法も含めて運動を行っていくと、そう確認してもよろしいですか。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　はい。一番有利に、しかも間違いなく確保できるという方法が共通のわれわれの願いでありますので、そのようにまた運動等も、今後必要に応じて市民にもお訴えをしたいと、こう考えております。

○議長（名古屋史郎君）　板垣正男君。

○十番（板垣正男君）　現時点での市側の構想、そして移転の状況の把握の程度といいますか、現段階での把握状況等について理解するものであります。私は市長の言われるように、日野市に残された最後の広大な緑地、あるいはスポーツグラウンド、体育館等の建設のできる用地を市民のために利用される、あるいは跡地を払い下げられる、このことができるならば何にも増して喜ばしいことだと思うわけであります。そのために必要な運動を展開しなければならないわけでありましょう。私はイメージとして、多摩川を北側に、そしてそのサイドに公園、あるいは運動施設、これらが一体となった市民の一つのレクリエーションといいますか、運動といいますか、そういう施設があるならば、これは日野市にとっても大きな市政の前進の一つにもなり得るものと思います。仮に、多摩リバーバークというような名前が適当かどうかわかりませんけれど、そういうイメージを持った一つの市民施設が完成されるということを想像する、予想するだけでも市民に希望を与え、また私たち自身が希望に燃えるイメージではないかと思います。今後の取り組みを議会側も挙げて運動を展開されることを訴えまして私の質問を終わりたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって二の一、蚕糸試験場（日野桑園）筑波移転後の跡地の処理と利用計画について「市民総合運動場構想に関連して」に関する質問を終わります。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）米沢照男君。

○二十番（米沢照男君）　昨日の一般質問の発言時間の規制というか、制限の問題をめぐって昨日やりとりがされて、全員協議会が開かれていろいろ協議した結果、今議会に限って発言時間についてはこれまでの論議を踏まえて、自主的に判断して発言をすると、こういう確認できょう開会がされ、一般質問のスタートが切られたわけですけれども、議会運営委員会でいわゆる強行採決をされて決めたと称する問題は、一般質問の発言通告の規制だけじゃなくて、関連質問の取り扱いについても強行採決をされていると。きょう、どうも経過をちょっと見ますと一向に関連質問をとる議長の扱いになっていません。これは昨日の論議でも明らかなように、議会運営委員会の規約に照らして、あの強行採決は無効だというふうに私どもは主張しているわけですけれども、その点について規約の条文の解釈をめぐって、議会全体としてまだはっきりした判断が出ていないわけですから、したがって一般質問の時間制限については先ほど言ったような取り扱いになったと、しかし関連質問については強行採決をされたその結論のままでこれからやろうとするのはちょっとつじつまが合わないんじゃないかと思うんです。私はきのうの論議の経過から見て、関連質問も従来どおりやるべきだと、こういうふうに思うんです。そのように議長は今後の議会運営を進めるように、この機会に改めてお願いをしておきます。

○議長（名古屋史郎君）　議事進行ということでの御発言ですけれども、今議会に限っては、というきのうの話の経過などの中で、この関連質問、関連事項のことが特段論議された経過はなかったと思います。それで、私としてはこの関連質問、あるいは関連事項ということは議運の皆さんの御了解といいますか、合意、協議が整っているものと、こういうふうに解釈をして運営しているので、そのようにこの際御協力願いたいと思います。　米沢照男君。

○二十番（米沢照男君）　私が申し上げているのはむずかしいことを申し上げているのではなくて、一般質問の時間制限が、つまり多数決で決められたと、この関連質問も同じように多数決で押し切って決めているんですよ。その決め方が委員会の規約に照らして違反すると、無効だということを私どもは主張しているわけです。その主張の中で、きのう全員協議会が開かれて、今回に限ってそれぞれ自主的な判断で発言すると、こういうことできているわけですから、半ば私どもの主張が入れられたというふうに私は理解しているんです。もし、そのことについて反論なり意見なりあるなら、私はきのうの全員協議会の時点に戻していただいて論議をしたいと。重大な、私は、問題だというふうに思っております。そうでしょう。同時に強行採決された問題を、一方の時間制限についてはいわば自主的に従来どおりということになったと、一方の強行採決された関連質問については、これは強行採決された、つまり結論が出たんだというきめつけ方で議会を運営していくということはちょっとちぐはぐでしょう、やり方が。きのうの経過から見て、当然関連質問も今回に限ってというか、従来どおりと、こういうことに扱いとしてはならなければ、結局私どもが無効だと主張しているその強行採決が一方では生きると、認めると、こういうことになってしまうんですね。そうでしょう。私はそういう点では議長のいまのまとめ方では納得できません。必要なら休

憩をとって全員協議会を開くなり、代表者会議を開くなりして協議の場をつくっていただきたいと、こう思います。（「同感」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　それだけですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）お答えします。関連質問、関連事項については、議会運営委員会の中で強行採決をしたようには、私は認めておりません。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）したがってきのうの全協のそれを踏まえて、そして運営をしておりますので、御協力をお願いいたします。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

竹ノ上武俊君。

○十九番（竹ノ上武俊君）　議長とそれから議会事務局長に質問いたしますが、議会運営委員会の討議資料として議題をコピーしたものをわれわれ議会運営委員はいただきまして、そして議会運営委員会では、回数の問題について最初に討議がなされたわけです。この回数の問題については、日野市の議会運営委員会の規約によりまして、前段、後段と申しますか、二回に、というようなことがありますので、これを規約としては守り、かつまた慣行としては回数を答弁次第によりましてふやしたりしておりますので、このことについては全会一致で現状ということになっておりますが、時間の問題、それから関連質問の問題については別々に議会運営委員会で議題になりまして、そして私が一人この強行採決に反対し、採決権はないけれども議長の方も強行採決には遺憾の意を二回にわたって発言され、そういう中で時間制限の多数決がとられたわけです。その後において、関連質問についても多数決をされたので、私の方でそういうことを認められないと、今後も関連質問とか時間制限については十分にできるような方向で努力していく旨の宣言などもしておりますけれども、そういうことになっておりますので、その間のいきさつを、関連事項については何か採決しなかった、多数決でもなかったようなことをおっしゃっておりますので、記録に基づいて正式に御答弁をいただきたいと、こういうふうに思います。（「議事進行」「委員長報告だってしていないじゃないか。議会で確認しなきゃだめですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　じゃあ、関連してどうぞ。三浦重春君。

○二十四番（三浦重春君）　そっちの方で回答してからと言われたので……。（「答弁を最初にお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　関連があるんでしょう、いまの。（「内容的にはね」と呼ぶ者あり）じゃあ、無理じゃなくていいですか。（「次にやらせてもらえば……」と呼ぶ者あり）はい。

私は先ほどから繰り返し申し上げているように、関連質問、関連事項について多数決といいますか、強行採決といいますか、

そういう形はとっていないと了解しています。協議が整ったと、こういうふうに思って、きのうもそのことは特段論議の対象にならなくて、時間の制限の問題がいろいろ御論議があったと、こういうふうに解釈しています。したがって、それに基づいて進めているわけです。以上です。竹ノ上武俊君。

○十九番（竹ノ上武俊君）　事務局長の答弁もあわせてお願いします。並びに、必要ならば全議員にあの討議資料を配付していただくように要求します。

○議長（名古屋史郎君）　議会事務局長。

○議会事務局長（中村亮助君）　お答えいたします。

確かに、議会運営委員会で、一般質問をめぐりまして今後の取り扱いをどうするかということで、幾つかの課題が出たわけでございます。その中に関連質問の問題も確かにございました。関連質問につきましては一つの基本的な方向として、通告質問性の本質を生かして、その上に立って関連質問はやはり御遠慮いただこうと、こういうふうな諮り方で御協議いただいた上で、いま議長が申し上げましたような結果が出たと、こういうことでございます。

○議長（名古屋史郎君）　竹ノ上武俊君。

○十九番（竹ノ上武俊君）　事務局長のただいまの答弁のその協議してという協議の内容は、よく事務局長が言う多数決などとも、委員会で多数決で決まったということになれば協議のうちだという説明をときどきしますが、そういう調子の協議ということで、実際に採決が行われたのではないかと、こういうふうに思います、というよりも行われましたけれども、その件について具体的に答弁してもらいたいと思います。採決を行って、その結果を事務局長は協議と見たのかどうか、その点についてだけ正確に答弁してもらいたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　議会事務局長。

○議会事務局長（中村亮助君）　お答えいたします。

議会運営委員長が、この関連質問をどうするかということでお諮りをしたわけですけれども、その中で、その決定の方法として採決という方法ではなくて、それぞれ議会運営委員会の委員さんにつきましては各会派を代表して出ておられるということで、議運の委員長も各会派の意向を議会運営委員会のそれぞれの委員さんから伺って、その総意の中で一応の方向が出たと、こういうことです。したがって、挙手による、たとえばの話でございますけれども、採決をしたと、こういうふうなことで、はっきりした決め方ではございません。先ほど議長が申し上げましたように、一応そういう方向の判断をした上で、関連質問は一切本定例会から認めていかないように議運としては決定したと、こういうふうに理解をしております。

○議長（名古屋史郎君）　竹ノ上武俊君。

○十九番（竹ノ上武俊君）　きのうの答弁でもいろいろ

事務局長の答弁がございましたが、いま議長、それから事務局長の答弁は事実に基づかないうその答弁でございますので、この際休憩して議会運営委員会を開くなり、議会運営委員長の確認というものをしていただかないと、このままでいきますと議長や事務局長が、録音をしてありませんので、口頭で言ってしまいますとそれが通ってしまうと。そうすると事実と違う場合もあるわけですから、その辺をしっかりとするための処置をとってもらいたいと思います。私は、いま発言しましたように、議長や事務局長と違いまして、私の抗議の中で、関連事項についても正式の議運の議題として挙手、各会派の数を数えて、そして多数決ということで委員長がまとめております。その後、特段意見を求められまして、私はこの関連質問についても今後は、もちろん自粛という点は考えますけれども、通告質問者の利益は守りますけれども、必要な場合には関連質問をするものであるという趣旨の発言もしておりますので、その辺を明らかにする処置をとってもらいたいし、また事務局長もその場面をよく思い出してもらって、もし先ほどの報告に若干不十分な点があればそのことを補足していただければ、それで私のこの質問そのものは終わりますけれど、そういう採決、多数決ということで決せられておりますので、議運委員長が、その点を明らかにしてください。

○議長（名古屋史郎君）　それでは、先ほどから三浦重春君の手が挙がっておりますので、三浦重春君。

○二十四番（三浦重春君）　米沢議員とか竹ノ上議員等が今回の議長の関連質問につきましての取り扱い、ひいては先日行われた一般質問の時間制限ということにつきまして、質問とか議事進行の中で質問を加えているようでございますが、私も同じような議事進行という中でやはり申し上げさせていただきたいのは、共産党議員団の方は規定の解釈、規定の解釈って、要するに規定の取り決め方の解釈というようなことで大分言葉が出ているようでございますが、もともと議運の委員会の性格からいたしまして、やはり議会の大部分がそれを了解すれば、やはりある程度は事実経過の中でそれを尊重しなきゃならないと、これが民主主義のルールであり、議会制民主主義のルールである、というような感覚の中から昨日は私も発言させていただきましたが、規定の取り決め方のあり方とか、そういうものではなくして、むしろ内容にわたりまして時間制限というものに若干疑義があるというふうなことから申しておるので、しかも最終的な決定をする機関ではない議会の運営委員会というようなことも、一応法的には考えまして発言したわけで、最終的には議会の全員協議会で、一時間半を自粛するというか、一時間半ということの規定の中でみんなでやろうというふうになったんだと思いまして、これは結構だと思います。しかし、あのときには、議運の委員長は関連質問につきまして確かに説

明はしておりません。しかし、私ども代表者から聞いたことにおきまして、すでに了解をしているわけです。私ども日政クラブは、もう当初から関連質問はすべきではないんだと、大体、通告質問をやっているところに飛び込んで関連をするということ自体が議員の常識を疑われるんじゃないかと、こういうような考えの中から、質問をしたかったら通告でいたしなさいと、今回できなかったら次にもいたしなさいと、こういうふうな考え方でおりましたので、議運の委員長さんが改めて報告しなくても、もうすでに伝達事項ということで了解ということでやっておりますので、現在その議運の委員会でも決まったこと、あるいは了解事項につきまして、議長がその取り扱いの中で議事の運営をされているということであえて差しつかえないと、かように思っております。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　本間久君。

○二十九番（本間　久君）　ただいま竹ノ上議員とそれから三浦議員の方からも疑義が出されたようですけれども、私は昨日の全員協議会の場で、大方の時間を、ほとんどそうなんですけれども、費やされたのが発言の時間の問題で、一時間半の問題ですね、一時間三十分の問題をめぐっては議論をされまして、それが先ほど米沢議員の言うような形にはなったというふうに思いますけれども、いわゆる関連質問については別に議論はされなかったと。しかし、私が最後の方に、同一会派ぐらいはいいんじゃないか、というようなことを言いましたけれども、そういうことになっていないんだよ、ということでたしか終わっているということであれば、昨日は関連質問に対しては疑義は出なかったと、これは暗黙に皆さんそれぞれ了解をしていたというふうに解釈ができるんじゃなかろうかと。もう一つは、きょう市川議員から始まりました一般質問の際にも、もう二問すでに終わっておりますけれども、その場合でも関連質問がとられなかったと。そのときに疑義があれば当然出るんじゃなかろうかと思っていたところがそれも出なかった、ということであればこれは認められたというふうに解釈をしていたわけですけれども、しかしいま米沢議員の方からも、竹ノ上議員の方からも、共産党さんの方からそういったような疑義が出るということは、恐らくその解釈なり話し合いが十分、何かされていないんじゃないかという気もすると、あるいは議長の答弁、事務局長の答弁と質問者との間にどうも受け取り方の相違があると、回答の相違があるというふうな感じにもなりますので、若干休憩をとってその辺の調整をしたらどうかというふうに考えておりますけれども……。休憩を主張します。

○議長（名古屋史郎君）　議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め暫時休

憩いたします。

午後二時　九　分　休憩

午後五時五十三分　再開

○議長（名古屋史郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後　五　時五十四分　休憩

午後十一時二十一分　再開

○議長（名古屋史郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま高橋通夫君外四名から議員提出議案第二〇号、第二一号、日野市議会会議規則の一部を改正する規則の二件を日程に追加し、議題とされたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

この際、議員提出議案第二〇号、第二一号、日野市議会会議規則の一部を改正する規則の二件を日程に追加し、議題とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）板垣正男君。

○十番（板垣正男君）　いま議長から議員提出議案第二〇号、二一号が一括議案ということで、日野市議会会議規則の一部を改正する規則、案ですか、とにかくこういうものが提出されました。いま議題にするということになったわけでありますけれども、内容を見てみますと、一般質問のいわゆる時間制限、質問者の質問時間は答弁時間を含めて一時間三十分以内とする、関連質問は認めないものとすると、この二つの内容を持った動議であります。私もこういうのは初めてですからいろいろ議会規則等を参考にいたします。それで議題に上らせることができるのかどうか、ちょっと疑問がありますので、その点について質問を行いたいと思います。標準会議規則では、「発言の制限」、第五十七条、ここには「議長は、必要があると認めるときは、…」ということで議長が発言を制限する権限が与えられております。さらには第二項には「議長の定めた時間の制限について、出席議員の〇人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって決める。」と、こういうふうに規定されております。さらにこれに基づきまして、議会の図

書室から中島正郎さんの書いた詳解議員提要という中に、この発言制限のことについていろいろ解説がされております。この項だけちょっと読み上げますと、「発言制限が議会の議決で制限を行うという場合は、議員の動議による場合であるが、」これはいまの場合ですね、「これは多数会派等が自分達の都合のよいように乱用される恐れがあるので、規則では、議員の動議による制限は認めていない。」と、こう解説しているわけであります。それで、今回提案されている議員提案動議は、これは発言時間の制限を行うという会議規則の変更にかかるものでありますから、標準会議規則に照らしても動議になり得ないのではないか、そのように思うわけであります。さらに念のため、地方自治制度研究会が編集いたしました地方議会読本という一種の解説書でございますが、これは全議員にも配付されたものであります。私ももらった覚えがあるものですが、この百三十七ページにも「動議の種類」ということで二十八項目にわたる動議の種類が列記されております。この中に見ましても、発言時間を制限する動議というのは含まれていないんです。発言時間を制限するというのは議会の議決、動議において議決するという権限が与えられていないと、こういうことになっているわけであります。議長、この点についていま議題にすることができるかどうか、会議規則等に照らして御説明いただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　議長に対する質問ということが可能かどうか不勉強でよくわかりませんけれども、せっかくの御質問ですから若干お答えいたしますけれども、私はこの実際の取り扱いとして、実際に挙手を求めてしまった後ですから、議事進行ということからの御質問ということには答える時間ではないと、こういうふうに解釈します。（「議長」と呼ぶ者あり）　板垣正男君。

○十番（板垣正男君）　議長が議題として提案する際に、した際に私は挙手を行っているわけでありますから、議長に質問する時点は過ぎたということにはならないと思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）議長が答弁できないということであれば、それにかわって議会事務局長が答弁するということはこれは通例あることですから、それにかわって議会規則に詳しいであろう局長から説明いただくということでも結構ではないかと思います。この議案が動議として五名の議員から提出された際、事務的な検討も当然されていると思いますが、議会規則に沿った処理がなされたのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　議会事務局長。（「何でもできると思ったら大間違いだぞ」「よく、答弁しなさい」「だめだよ、できないことを何でも多数で押し切るなんてやり方は」

「こんなの全国の議会にないぞ」「みっともないことやるなと言っているんだよ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

○議会事務局長（中村亮助君）　それではお答えいたします。私の知っている範囲内でお答えしたいと思いますけれども、まず五十七条という御指摘でございますけれども、現行に直して申し上げますと、現行会議規則は四十六条だろうと理解をしております。それから九月三十日に議決をいたしまして、来年の三月九日に施行されます会議規則につきましては、五十五条というふうに私どもは理解しておるわけでございまして、これの中で確かに御指摘のとおり現行四十六条の中には、時間を制限することができるという規定がございます。議長が、ということでもちろんそうでございます。ただし、この四十六条につきましてはいま御提案がございました動議の中の、いわゆる一般質問につきましては、この規定は適用されないということでございます。したがって、現行の五十一条の中で改めて一般質問についての時間制限なりを規定する、というふうなことであろうというふうに私どもは理解しております。

○議長（名古屋史郎君）　板垣正男君。

○十番（板垣正男君）　私が質問したのは日野の会議規則を取り上げて言ったんじゃないんですよ。ちゃんと言いましたように、標準会議規則の五十七条にそのことが明記されていると、こういうふうに言ったんです。そういうことで、わかっているようにうなずいているならそのように答弁されたらよろしいんで、とんでもない勘違いの答弁をされると、だから議会が長引くというようなことにもなるわけですから。

○議長（名古屋史郎君）　議会事務局長。

○議会事務局長（中村亮助君）　ですから先ほど私が申し上げたのは、現行の中の五十一条という形で置きかえてお答えしたつもりなんです。確かに標準会議規則はございます。標準会議規則と私どもの現行の会議規則の条文とは即、当てはまっておりません。ですから現行の関係につきましては五十一条の中に一般質問の関係がございますし、それから四十六条の関係につきましては先ほど申し上げたとおりでございます。時間制限の問題につきましては、これは確かに中島先生の解釈もございます。あるいはそのほかの学者の解釈もございます。私のいま、手元に西村先生の解釈の参考書がございまして、これを見ますと、「一般質問についても時間制限はできる」と、「こういう解釈をするのが正当である。」というふうに西村先生はおっしゃっておりますので、それらを考えますと、中島先生の解釈、あるいはその他の学者の解釈、これらを総合して一応時間制限、一般質問についてもできるという判断を私たちはしておりますし、それからもう一つは、会議規則そのものが一つの標準的な全国的な市の段階、あるいは町村の段階、そして都道府県の段階と、三つに分けまして会議規則がございますけれども、この会議規則そのものにつきましては、やはりその議会の実情に合ったいわゆる法的に何ら根拠のない内規的なものでございますので、そういう意味からいきますといろいろな解釈がございますけれども、その市の議会運営を円滑にしていくと、そういうために必要なものであれば会議規則の中に規定できるんじゃないか、こういう解釈をしております。

○議長（名古屋史郎君）　板垣正男君。

○十番（板垣正男君）　解釈の問題を言っているんじゃないんですよ。動議として取り扱うことができないということをぼくは言っているんですよ。会議規則にはっきりとそういうことがうたわれているわけですよ。いま局長が言われたことは、一般質問は発言制限ができると、時間制限ができるということについては、議長ができる、ということを言っているんでしょう。一般的な解釈や議長の権限について言っているわけじゃないんですよ。議員が動議として提出して議決するということはできない、ということを私は言っているんですよ。できるという根拠はありますか。（「そんなことできたら、多数派の会派が常に動議、動議で少数会派の発言を封じることができるんですよ。そんなことができるわけないんだよ。だから禁止しているんだよ」と呼ぶ者あり、その他発言する者あり）動議として議決できるというなら根拠を示しなさい。（「少数会派が全く口を封じられちゃうことになるんですよ。そんなことを認めるわけはないんですよ、法律で」「動議は認められてないんだよ。議長がやるなら別なんだよ」と呼ぶ者あり）根拠を示しなさい。

○議長（名古屋史郎君）　議事進行それで…（「いや、示しなさいと言っているんですよ」「明らかに法的に疑義があるということで問題提起しているわけですから、法的に解明しなさいよ」と呼ぶ者あり、その他発言する者あり）

○議長（名古屋史郎君）　議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め暫時休憩いたします。

午後十一時三十五分　休憩

後、再開に至らず　流会

十二月十四日　水曜日（第三日）

昭和五十二年
第四回定例会

日野市議会会議録

第三十三号

十二月十四日　水曜日（第三日）

出席議員（二十五名）

二番	滝瀬敏朗君	十七番	秦正一君
四番	正国大治君	十八番	名古屋史郎君
五番	林重義君	十九番	竹ノ上武俊君
六番	飯山茂君	二十番	米沢照男君
八番	鈴木美奈子君	二十一番	高橋通夫君
九番	橘祐子君	二十二番	佐々木昭雄君
十番	板垣正男君	二十三番	日野源作君
十一番	谷栄吉君	二十六番	大下博君
十二番	剣持佐吉君	二十七番	大柄保君
十三番	石坂勝雄君	二十八番	島村孝志君
十四番	清水芳雄君	二十九番	本間久君
十五番	杉山寅三郎君	三十番	一ノ瀬隆君
十六番	市川芳太郎君		

欠席議員（四名）

一番	滝瀬政吉君	七番	黒川重憲君
三番	奥住芳雄君	二十四番	三浦重春君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	前川恒雄	君
収入役	杉本好次郎	君
企画財政部長	松村清栄	君
総務部長	加藤一郎	君
市民部長	田倉高光	君
生活環境部長	加藤一男	君
建設部長	森久保三次	君
都市整備部長	成井正夫	君
福祉部長	赤松行雄	君
水道部長	中島武男	君
病院事務長	遠藤政之	君
教育長	倉又秀作	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	中村亮助	君
書記	朝倉敏夫	君
書記	鈴木晴彦	君
書記	五十嵐隆	君
書記	荒井一雄	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所所長　関根雪峰
速記者　清水聰一郎　君
書記　樫村正男　君
書記　川上輝子　君
書記　安原清美　君
書記　小松恵美子　君

議事日程

昭和五十二年十二月十四日（水）
午前十時開議

一　議員提出議案第二〇号　日野市議会会議規則の一部を改正する規則について
二　議員提出議案第二一号　日野市議会会議規則の一部を改正する規則について
三　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第一から第三まで

午前十一時三十七分開議

○議長（名古屋史郎君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十一名であります。

お諮りいたします。これより議員提出議案第二〇号、日野市議会会議規則の一部を改正する規則、議員提出議案第二一号、日野市議会会議規則の一部を改正する規則の件を一括議題といたしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。（「議事進行」「議長横暴」と呼ぶ者あり、その他発言する者あり）高橋通夫君。

（二十一番議員登壇）

○二十一番（高橋通夫君）　それでは提案理由を説明申し上げます。

この一般質問については、議会運営委員会におきまして、再三、再四検討されたわけでございますが、この十一月三十日の議会運営委員会におきましては、大体結論を得ておるわけでございますが、島村委員長はさらに慎重を期しまして、全員協議会を昨日持って、そしてさらに議会の賛成を得るために努力されたわけでございますが、その中には、質問時間については御承知のように答弁を含めて一時間三十分、そういうことを自主的にやるというようなことで、昨日一般質問に入ったわけですが、午前中を終え、さらに午後になって板垣議員が二つのうち一つをやって、そのときに米沢議員から発言が出まして、そして関連質問についてはまだよく検討されてないからやるべきだ、とそういうことになって、いろいろそこに問題が起こったわけですが、これを今回の問題点ということは、結局、この規則にはっきりうたってないというようなことから、この問題が起こったわけでございまして、議会運営委員会においていろいろ申し合わせが実行されないというところに問題点があるので、これを結局、議事規則に入れ、そうしてこれによってやろうということで、この改正案を提出したわけでございますが、「質問者の質問時間は答弁を含めて一時間三十分以内とする」「関連質問は認めない」というものにするということでございまして、これは交布の日をもって施行するということでございます。なお二一号議案につきましては、九月の三十日に議決された新しい改正が来年の三月の九日から施行ということになっておりますので、今度の新しい議案は、規則の改正がそれに続いてまた効力を発生する、というようなことでございまして、以上のようなわけで、この議案を提出したわけでございます。（「提案になっていない」「ごりっぱ」と呼ぶ者あり）よろしく御審議、御賛成のほどお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　これより質疑に入ります。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）板垣正男君。

○十番（板垣正男君）　きのうは議長も御承知のような形で終わったといいますか、流れたといいますか、そういうことになったわけですね。きのうの議会ときょうの議会の続きというのは、どういうふうになるのか。一たん提案されたのが、議案が流れたのではないか、こうも思いますし、その方の説明が何もなされず、いきなり提案説明ということになったんですが、最初にその関係をひとつ説明していただきたいと思うんです。

○議長（名古屋史郎君）　きのうも申し上げたように一々議長が質問に答えるという形が議事進行という発言の中で正しいかどうかは別として、せっかくの御質問ですからあえてお答えしますけれども、議事日程の編成権の権限は議長にございます。したがって私の権限で、きょう議事日程に入れたわけです。実際にもう質疑ということに入っておりますから議事進行、直接関係ないと思いますので、そのようにお答えいたします。（「議長」と呼ぶ者あり）何ですか。議事進行ですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）はいどうぞ。板垣正男君。

○十番（板垣正男君）　事務局長にお伺いしますけれども、一たん流れたものを、議長の編成権だということで提案されたようですけれども、議運等の開催、これもなかったようにも聞いておりますし、こうした手続は通常行われているのかどうか、局長のひとつ見解を求めたいと思います。（「問題は違うよ」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　局長にかわって答えますけれども、通常、議事日程の編成というのは議長権限ですからやっておりますし、それから議運という御質問ですけれども、議員提出議案ということの御了解は、議運の御了解は得てるはずです。共産党の方の御了解も得て、議員提出議案を出すという御了解は得てるはずです。それに基づいて、きのう流れ、きょう編成権を議長が行使したわけで、何らおかしいところはない、とこういうふうに考えております。（「議長」と呼ぶ者あり）板垣正男君。

○十番（板垣正男君）　きのう流れたわけでしょう。きのう提案するということでその話は行われた、というふうに聞いておりますけれども、それが一たん流れたわけですから、それをきょうの日程にのせるということであるならば、当然改めて協議をするということにならなければいけないんじゃないですか。（「議会史上大変なことになるぞ、こういうふうな手続をすると」と呼ぶ者あり、その他発言する者あり）大体、いままでこういう例は、日野の議会でもなかったようにも思えるし、あんまり前例がないんではないですか。そういうことが一つあるわけであります。それからきのう議長に質問した、あるいは事務局長に質問した私の質問についての回答がないまま休憩、流会になる、こういう事態になってるわけです。（「引き続きやれるんだったらそれだって回答しろ」と呼ぶ者あり）ですからそのことに答えずして、議事をさっさと進めてしまうということは、それこそ議事の運営に大きな支障をもたらしている、そう判断せざるを得ない。もし議長の権限でこの議員提出議案を提案したということであるならば、きのうの休憩前になる質問について、明快なる答えを事務局長から求めたいと思うんです。（「議長、議事進行」「答弁が先だよ」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　いまのに関連してですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）島村孝志君。

○二十八番（島村孝志君）　ただいま本日の日程に二〇号、二一号の議員提出議案をのせることはおかしい、こういう議事進行上の意見、質問が出されましたけれども、私、議運の委員長という立場で昨日行いました議運の経過などをお話をしておきたいと思います。昨日議運を開催いたしまして、議員提出議案をどう取り扱っていくかということにつきまして、各会派のそれぞれ代表である議運の方々が議運の委員会を開催をいたしました。その中で、当然のことながら議員提出議案の形を整えておりますから、これはいわゆる議案として日程に追加をする、これについては、全員一致でこれを了解をしたわけです。そこできのうの時点ですけれども、きょうやろうか、それともあしたの日程にのせるか、という論議をいたしましたけれども、その段階での論議の中では、昨日のいわゆる十一時ちょっと過ぎてると思いましたけれども、その段階での日程にのせて、これだけはひとつきょう消化をしよう、こういう実は議運での確認の中で、きのういわゆる日程追加の動議として議長から取り計らわれたという経過だ、と私は記憶しております。それが議事進行の意見の中で、若干のトラブルがありましたといいますか、問題が生じまして、議長の計らいで休憩になり、そのまま続けられているというのが、きょうの議会だろうと私は思います。したがいまして、当然、議運で日程に追加すると確認されておるわけですから、きょうの日程、新しくつくる日程ですから、その中に議長権限として、議運で確認をされている議員提出議案をのせることにして何ら支障はない、このように考えておりますので、その点についての議事進行上の意見を申し上げております。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　それじゃ局長に答えさせます。先ほどの答えをということですから、答えをやりますから。議会事務局長。

○議会事務局長（中村亮助君）　お答えいたします。昨日の板垣議員さんの御質問の中にございました、動議の関係につきましての範囲といいますか、こういうものは動議としてできる、あるいはこういうものは動議としてできない、こういうふうな御質問、また、御指摘があったわけでございます。

この点につきましては、動議そのものにつきましては、非常に多種、多様でございます。したがって、法的な裏づけがあるもの以外、たとえば時間制限をする、こういうふうな問題につきましては、議会内部の内部的なルールの問題でございますので、何ら法的な規制もございません。したがって、いろいろ専門家の間で異論もございます。そういう中で、これといった決めてはございません。したがって本日も中島先生にも直接お聞きをいたしまして、私どももその範囲をさらに確認をしたわけでございます。そういう中で、何ら制限もない、ということでございます。したがって、幾つかの項目があって、それ以外のものについては動議として出せないんじゃないか、こういう御意見もございましたけれども、それらの点につきましては、いま申し上げましたようにお答えをいたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　議事進行の発言じゃなくて、質問の繰り返しでしたら停止しますから。板垣正男君。

○十番（板垣正男君）　局長のいまの発言ですと、われわれこれまで何回も繰り返して発言しておりますけれども、決まった定説はない、ということであるならば、勝手にそのときどき多数の意見で議会の運営が変えられてしまう、こういうことに道を開くことになるわけです。議員の発言というものは、これは議会の運営、根本にかかわる問題であるわけですから、その発言を確保するために動議としてその発言を制限することはできない。だから、そのことは標準会議規則にもはっきりとうたわれているわけですよ。うたわれてるというのは、発言の制限は議長にしか与えられていないんですね。議員が動議を出して発言を制限するということじゃないんですよ。そうでしょう。私はこの問題は、上級機関に一度諮ってといいますか、問い合わせをして、通例どういうふうに行われているか、あるいは行政実例等があるかどうか、そういう点もよく調査を行い、客観的な根拠をやっぱり示すべきである、そう思うんです。その点はどうですか。

○議長（名古屋史郎君）　議会事務局長。

○議会事務局長（中村亮助君）　私がお答えいたしましたのは、その動議の種類といいますか、その範囲については制限がない、とこういうふうに申し述べたつもりでございます。したがって、議員さんの発言の自由とかそういう関係とは、全く関係のないことでございます。たとえば、ただいま議長の方から上程いたしました会議規則の一部変更につきましては、これは手続上の問題として、明らかに議員の権限に属する議員提出議案として、地方自治法の百二十一条に基づく所定の手続をとったものでございます。たとえばそのほかにそうでないもの、卑近な例で申し上げますと、一般質問の時間制限をする、こういう時間制限をする必要があるんではないかという形で、口頭で議員さんの中からそういう形の動議もできる。それを議長が取り上げまして、そういう一つのルールを規制するために、本

会議の場で議決をしていく、こういうことはできる、こういうふうに申し上げたつもりでございます。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　米沢照男君。

○二十番（米沢照男君）　まず一点お伺いしたいと思うんですけれども、昨晩、板垣議員から、議長並びに事務局長に動議のあり方についての疑義を提起したわけです。十分納得できる回答が得られないまま休憩に入り、時間切れで議会は流会した、こういう経過だと思います。したがって、それを引き継いだ形できょう議会が開会されたわけですから、同じ状態でもとに戻すべきだろうと思います。板垣議員の質問に対する回答が宙ぶらりんのまま、議案に対する提案理由の説明が今日では先行した、こういう経過ですね。正しくその点は昨日からきょう引き継がれた、ということにならないんじゃないんですか。

○議長（名古屋史郎君）　私の方からお答えいたします。引き継がれたことになります。それで実際問題として、もう質疑に入ってますから、せっかくの議事進行上の発言ですからお答えしてるわけですけれども、この辺で打ち切りたいと思います。（「とんでもない」と呼ぶ者あり）

質疑に入っておりますので、どうぞ御質疑のある方。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）米沢照男君。

○二十番（米沢照男君）　それでは質疑に入ります。いまの議長の答弁を了解したということじゃありませんけれども、大分先を急いでるようですので、まず一点質問したいと思います。一つは、再三申し上げてるように、この日野市議会での一般質問の発言の取り扱いについては、これまで時間制限がされないで、関連質問も認めてきた。そういう点では、議員の発言の自由がこれまで保障されてきた、こういうふうに言えると思うんです。この時点で、どうして時間を制限する、発言のワクをはめなきゃならないか、すでに何回かこの点は繰り返しでありましたけれども、改めて提案者にお伺いしたいわけです。ここで時間を制限する、そうしなければならない積極的な理由が、私にはどうしても理解できないんです。過去の議会を振り返って、具体的にどういう支障を来したのか、その点指摘できれば指摘してもらいたい、こういうふうに思うんです。まずその点一点。

○議長（名古屋史郎君）　高橋通夫君。

○二十一番（高橋通夫君）　過去においては、別に制限がなく行われたわけですが、関連質問も出たり、時間が非常に浪費されて、非常に議会運営に支障を来したというようなこと——それでわれわれが各市を視察に行ってみますと、そういう制限をやって、きちんきちんと市によっては代表質問制というのをやって、そうして十分議会活動もできてるわけです。それで

非常にむだな時間を費やしたという点から、能率的にやるというようなことが主眼になってるわけです。それでスムーズに一般質問の時間をなるべく短縮して、そうして短時日に議会を終了させる。

○議長（名古屋史郎君）　米沢照男君。

○二十番（米沢照男君）　議会をスムーズに運営していく、なるべく短時間にとこうおっしゃいましたけれども、私は必ずしも議会のあり方から言って、とんとんと短時間に事を済ませればいいんだ、ということじゃないと思うんですね。くどいようですけれども、少なくとも大勢の市民の信託を受けて、この声を市政に反映させる、こういうやっぱり任務を持って議会に送り出されてきてるわけですから、当然のこととしてその立場から、一つのルールに基づいて自由な発言が保障されなければならないと思います。私はこれまでの時間の、議会の経過から見て、ここであわてて、しかも反対を押し切る形で採決を強行しなければならないほど、そう大きな議会運営上の支障はなかっただろう、積極的な理由がないじゃないか、こういうふうに申し上げてるんですが、もう一度。

○議長（名古屋史郎君）　高橋通夫君。

○二十一番（高橋通夫君）　いままでは、野放しと言うと大変失礼ですけれども、そういう制限がなかったんですけれども、質問の事項は簡単なんですけれども、それに輪をかけて言っちゃなんですけれども、余計なことも国会でしゃべるようなことも相当入って、そうした余計なことと言っちゃ失礼ですけれども、単刀直入にやればわかるようなことでも、非常に時間が冗費された、むだに費やされた、というような面もあるので、それを要領よく簡単に自分の思ってることを発言して、そうして理事者側から答弁をいただいて、そうすれば小ぢんまりとできるものを、いままでは相当時間を費やしていた、というのが現状ではないかと思います。そうして、別に言いたいことは、言うべきことは自由にそれは言ってもいいわけですけれども、それを時間を短く、要領よく言ってもらうということが改正の趣旨でございます。ただ、だらだらと長く言っちゃ困るということなんですよ。

○議長（名古屋史郎君）　米沢照男君。

○二十番（米沢照男君）　もう一つ、別の観点から一つ質問しておきたいと思うんですが、先日も私は申し上げましたけれども、この議会はいわば任期切れ寸前です。来期は恐らく新しい構成メンバーで議会がスタートすることになると思うんですね。何人かはここで議員をやめるという話も聞いていますけれども、もちろん結果は選挙を経なければわかりませんけれども、かなりの部分、議員が入れかわるということは事実だろうと思うんです。それを任期切れ間もない議員が、ここで将来にわたって議会運営上の重要な問題について枠をはめていくということは、私は行き過ぎだと、こういう重要な問題は任期切れ間もないというこの時点で考えれば、やはり新しい構成メンバーの来期の議会にゆだねるべきだと、こう思うんですがね。その点について。

○議長（名古屋史郎君）　高橋通夫君。

○二十一番（高橋通夫君）　これは今回やめられるという、次に出ないというような人が発起人というか、そういうことでやったわけではなく、全体としていままでの議会運営がよくなかったので、そして議員全体、そちらの方の派の議員さんを除いたほかの議員の人が、将来をさらに心配して、いままでやったけれども非常にまずかったと、やり方がまずかったと、そういうことで次の新しい人にこういうまずいことを残してはさらにまずいということで、この際今後やりいいようなそうした会議規則をつくって、そしてやりましょうということで、決してやめる方だけがそういうことを発言してやったんじゃなくて、全体の空気としてやったわけです。（「全体じゃない」と呼ぶ者あり）共産党さんを除いた全体…。

○議長（名古屋史郎君）　米沢照男君。

○二十番（米沢照男君）　引き続き質問しますけれども先ほどのやりとりもありました。もう一度、私は提案者に伺いたいわけですが、これは私は確信として持っております。――それはつまり、多数の会派がその気になればいつでも動議を出して発言を規制すると、こういうことをできるならこれは大変なことだと思うんです。常に少数会派は多数会派のいわば横暴によって議員としての任務が果たせない、こういうことになるんですよ。だからきのうから坂垣議員もその点については疑義をはさんでいるわけですけれども、その点について提案者どう思いますか。私は、くどいようですけれども、たとえば二十名の会派があったとする、もう一つは十名の少数会派、常に対立関係にあってどうも少数会派の発言が多数会派にとってはしゃくの種だと、ひとつ発言を規制しようということで、多数会派の横暴で動議で発言を禁止すると、あるいは規制すると、こういうことができるということになるんです、先ほどの議会事務局長の説明では。私はそれは重大なことだと思うんです。もし、そういうことがまかり通るなら、全国数千とある自治体の議会、一人会派やそれに次ぐ少数会派の議員の発言はことごとくその手法によって抑え込まれてしまう、封殺をされてしまう、そういうことになると思うんです。しかし現実問題、そういうことは聞いたことがない、私はできないと思うんですね。その点についてどう思いますか。

○議長（名古屋史郎君）　高橋通夫君。

○二十一番（高橋通夫君）　お答えいたします。われわれ幾つも会派がありますが、大会派だから少数会派を圧迫するとか、そういうことは絶対ないわけでございまして、われわれ

はお互いに会派の発言は尊重するつもりでおります。しかし会派がたくさんあって、そしていろいろ申し合わせをして、議事をスムーズにやろうとしているわけでございますが、これは全体的からみてこれならいいということにおいて、そしてなかなかまとまらないということで、そういうことで今度こうした会議規則の改正ということになっているんですから、決して一つの小さい会派を圧迫するとか、封ずるとか、そういうことは毛頭ないわけでございます。議事をスムーズにやっていくというのが主眼でございますので、その点、誤解のないように御了解願いたいと思います。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　次に正国大治君。

○四番（正国大治君）　ただいまいろいろな質疑がなされているわけでございますけれども、現在の会議規則を見ますと、同一議題について二回を超えることの質疑はできないということになっておりますので、米沢議員の質疑は四回以上を超えているわけです。そういう点、議長のスムーズな議会運営をお願いいたします。（「質問」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　質問というのはありませんから。質疑ですから。竹ノ上武俊君。

○十九番（竹ノ上武俊君）　高橋議員に提案者として質問したいわけですけれども、その前に若干、いまの運営のことについても触れながら入りたいと思います。第一は…

○議長（名古屋史郎君）　運営のことに触れるのはおやめください。質疑ですから。

○十九番（竹ノ上武俊君）　第一番目は議長の議事進行の発言に対する指名の仕方ですが…。

○議長（名古屋史郎君）　質疑だけにとどめてください。質疑の時間ですから。

○十九番（竹ノ上武俊君）　私が議事進行で発言をした際に、島村議員の議事進行を先におとりになったときに、発言、発言と言った際に議長の方が板垣議員の質問に回答せよという声があるからということで事務局長の答弁がございました。それで次は私の番であろうかと思っておりましたが、この議事進行を取り上げないと、こういうことで非常に議会運営がやはり公平を欠くというふうに私は思っているわけです。こういうことなどを続けていったのでは、日野の議会が民主的ではないと、市民の批判を仰ぐようになるのではないかという点を恐れております。

それから第二点で言いたい点があるわけですけれども、それは先ほどの島村議員からの議運の扱いで…。

○議長（名古屋史郎君）　質疑なんですから質疑をお願いいたします。御意見の場はありますから。

○十九番（竹ノ上武俊君）　高橋議員に提案者として質問をしております。議長に対して質問をしているのではございません。

現在、私は高橋議員に質問をいたしておりますので、そういう形で議事進行…。

○議長（名古屋史郎君）　質疑をしてください。質問はありませんから。

○十九番（竹ノ上武俊君）　質疑をいたしておりますので、そういう点でぜひ議長の方で議事進行をしてもらいたいと思います。

なぜ、こういう質問の具体的な前に私が意見らしきことを言っているかと申しますと、高橋議員の提案の仕方がきのうときょうと違う点がございますので、そういう点を明らかにするために前段の点を言っているわけです。きのうの議運の扱いについて島村議員が先ほど議事進行で発言をされましたけれども、きのうの議運の席ではどういうふうであったかという点について、私が知っているのは、一つは私が議運の席で確認いたしましたように、これが動議として八分の一以上、四人以上の体裁は整っているかどうか、この点を確認しましたが、これは整っていると、動議としては成立しているということを議運の席でも認めたわけです。それから日程に加えるかどうかという点で、これも動議として成立しているので日程に加えるという点でもきのうということに限りまして、本来はきのうは一般質問でありましたが、きのうに限りまして日程に入れるということを私も認めております。ですから議運では満場一致だったわけです。

しかしそこで私が明らかにいたしましたように、議案の内容というものは議運の席で論議する問題ではないので、議案に関する質問は一切いたしませんということで、時間などをいただきまして、そうして再開という形になったわけです。それで私ども議運では満場一致で決定しているのは、本日は一般質問ということを決めていたわけです。ですから、きのうきょうのつなぎ方についていろいろな見解があるようですけれども、私は議運の委員として、第三点目になりますけれども、けさ議運の委員長に質問したわけです。その点はけさ出席が遅くて、私ども共産党議員全員五人、十時前から待機いたしておりましたが、なかなか十五人にならないので、十五人の出席確認された段階で、議運委員長に早く一般質問をやるように要請したらどうだと、こう質問しましたところ、議運委員長が、「本日は議運委員長はつんぼさじきだと、正副議長で話し合っているのでわからない」と、こういうことであったわけです。ですから私は本日は当然一般質問ということになっていくと思っておりましたが、こういう事態になりますと、非常に残念に思っている次第であります。

高橋議員に第一点目にお聞きしたい点は、今回の提案の仕方です。きのうはこれは議員提案、動議であるということで議運に申し込まれまして、議事日程にのせてほしいという相談をされたわけですけれども、きのうその議事日程が壊れまして流会

という形になっております。この流会という点は高橋議員も認めておられると思うんですね。一般的な常識からいって、提案した議案が流案になった場合は、再度、議事日程で決めなければいけない。ところが本日議運にお願いをしないで、高橋議員がいきなり本会議で動議を出して提案をすると、そういう扱いをされて、議運に申し入れもしないでその提案の手続をされたその考え方を第一点目として聞きたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　高橋通夫君。

○二十一番（高橋通夫君）　議長の方で…。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　島村孝志君。

○二十八番（島村孝志君）　非常に一方的な質疑という中で、全く質疑とは関係のない意見、質問、そういうものをしゃべっていること自体にルールを守らないという問題点があると、私は思うんです。たとえば現在出ている議員提出議案、これはひとつの形を整えておりますから、当然議案になるべきことは権利として保障されているわけです。議運で、のせるのせないの確認があろうとなかろうと保障されているわけです。体裁を整えている以上。なおかつ議会運営委員会を昨日開いて、ではひとつ順番としてはどこでのせようかと、一般質問に入る前にのせようと、こう論議が決まっているわけですから、昨日したところが結局問題が議論までいかなかった。次はきょうの冒頭しかないじゃないですか。

もう一つは共産党の諸君は誤解をしているんだと思うんですね。きのうは、よく勉強しろと言われましたけれども、逆に勉強してほしいと思うんです。昨日、問題が共産党の板垣議員から提案があったのは、このいわゆる議員提出議案を動議としての問題提起をしているわけです。ところが、昨日、議長の方から諮ったのは、議長からも話がありましたけれども、議員提出議案を日程に追加をするという行為そのものが動議として提出されているわけです。それが昨日はああいう状態で終わってしまったと、きょう改めて日程を組む中に日程追加して何のおかしさがあるかということを申し上げたい。したがいましてひとつ議長の段階で、発言については十分ひとつ質疑あるいはそれ以外のもの、区分けをしていただいて整理していただきたい。内容的には全くどうも誤解があるんではないかというふうに思いますので、十分ひとつ勉強願いたい、こう思います。

○議長（名古屋史郎君）　高橋通夫君。

○二十一番（高橋通夫君）　これは昨日の続きでございまして、これはきょう日程にのせるということで議長の方から連絡があったので、別に代表者が同意ということはないわけです。（「なぜ共産党だけ除いた」と呼ぶ者あり）聞いたらあったというわけですから、そういうわけで、私が聞いたらやるということで別に…。

○議長（名古屋史郎君）　竹ノ上武俊君。

○十九番（竹ノ上武俊君）　そうすると、本日は、高橋議員がこの提案をされる前に議長の方から呼びかけがあって、議事日程に議長の権限でのせると、そういうことがあったので提案をしたと、こういう形で了解していいですね。（「聞いたところ、議長がやるからということで…。そういうわけです。」と呼ぶ者あり）それではそういうふうに了解しまして、第二点目に移りたいと思いますけれども、私はこの提案の仕方が非常に議運を無視した、議長の前例をみない一方的な議事日程の追加と、こういうふうに判断せざるを得ないわけです。

第二点目の質問は、標準会議規則との関係ですけれども、地方自治法で関連しまして標準会議規則等がございますが、この中には一般質問の項目については通告制にするということだけを明記するのが標準会議規則の考え方であるわけです。それで標準会議規則にない時間制限とか、関連質問を禁ずるというのは、どこの市議会でもいわゆる申し合わせによってそういう制限をしているはずです。地方議会における議会規則というのは、標準会議規則にのっとってつくっていくというのが大体通例になっております。日野の市議会だけが会議規則にそういう時間制限を申し合わせではなく明文化するという点は、この標準会議規則の考え方からいたしまして、高橋議員はどうお考えなのか、私は行き過ぎであると、こういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（名古屋史郎君）　高橋通夫君。

○二十一番（高橋通夫君）　標準会議規則は標準であって、かつ市の実情においてやらなければならないわけです。日野市においては申し合わせでやればいいわけですけれども、申し合わせでできないから今度のこういった改正になったわけです。

○議長（名古屋史郎君）　竹ノ上武俊君。

○十九番（竹ノ上武俊君）　高橋議員の見解は非常に行き過ぎだと思うんですね。もちろん標準会議規則にも弱点もあると思います。そういう点は地方議会人がいろいろ検討して、今後より市民に奉仕するようなそういう立場で、標準会議規則も全国的な立場から改正していくということはあり得ますし、地方自治法の改正のたびに標準規則も改正されてきているわけですから、もちろん弱点はあると思います。しかし私はやはり標準会議規則を逸脱するようなことを明文化するというのは非常に行き過ぎであるというふうに思うわけです。ですからこういう明文化して、議員立法でいきなり多数派がこういう会議規則を日野市でつくっていくということは、非常に遺憾であるというふうに思っております。それでまた討論の時間もありますので、そこで私の意見はいろいろまた述べたいと思いますけれども、最後に高橋議員の基本的な考え方、これを聞きたいと思

いますけれども、きのうも三浦議員なども発言されましたように、一般質問というのは結局は年間六時間ということになるということになりますね。これについては議会運営委員会でもいろいろ意見を徴しまして、結局は強行採決という形で決まりましたが、質問の時間、行きだけを一問につき一時間半にしようとか、いろいろな意見があったわけです。その背景は議運でもいろいろ論議したように、やはり一般質問というのが市民要求を市会議員が実現していく上から非常に重要な権限といいますか、そういう場であるという立場から、日野の市議会は長い間やはり議員の権利を尊重していままでいい慣例をつくってきたと思うんですよね。そういう一般質問の考え方からして、時間制限を、そのときの情勢によって申し合わせで制限する場合はあり得ると思いますよ。自粛することもあり得ると思います。しかし規約に明記するようなことが果たして市民の要望にこたえるものなのかどうなのか、その点について最後に質問したいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　高橋通夫君。

○二十一番（高橋通夫君）　この時間を制限するということは、本来から言えばまずいことであることはわかっておりますが、しかし、そうしないと議会運営がスムーズにいかないというようなことで、こういうことになったわけですから、ひとつ御了承願いたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　板垣正男君。

○十番（板垣正男君）　質問いたします。

○議長（名古屋史郎君）　質疑をしてください、内容について。板垣正男君。

○十番（板垣正男君）　谷栄吉議員、島村孝志議員、高橋通夫議員、榮正一議員、大柄保議員から提出されました、この日野市議会の会議規則を改正する一般質問の発言を制限する、あるいは関連質問を一切認めない、こういういま提案がされてるわけです。私は、きのうも申し上げましたし、先ほども提案そのものに問題があるんじゃないか、そう思ってるわけです。実際の提案者に直接質問したいのでありますけれども、たとえば行政実例にこういうことがあるんですよ。「地方議会の議員が、議場で行った演説、討論または表決について憲法第五十一条のごとき保障の規定はないが、これは保障しない法意である」、法の意味は、地方議員にはそこまで保障しないんだ、ということを言ってるんです。国会議員は、これは憲法五十一条の保障というのは、議院内の行為というものをですね、国会内で発言したものについては、院外で責任を問われない、刑法、民法上の責任を問われない、そういう規定があるんです。地方議員にはそういう規定はない、保障はないということを言ってるんです。憲法にうたわれてないからそれがない、そういうことを言ってるんです。これは行政実例です。昭和二十三年六月十六日

に出てるんですね。だからこのことは、標準会議規則にうたわれてない、権限を議員には与えられていないんだ、ということを言ってるんですよ。発言の制限は議長が行うということが、この五十七条に書いてあるんですよ。ですからきのうから私は質問しているけれども、何ら納得のできるような見解が示されない、こうなってきてるわけですね。ですから高橋議員はこうした問題について、なお提案をして時間制限するということをどう考えておられるのか、そういう法的な根拠に基づいて、お考えをひとつ示していただきたい。

○議長（名古屋史郎君）　高橋通夫君。

○二十一番（高橋通夫君）　板垣議員がおっしゃることはわかりますけれども、標準、標準とおっしゃいますけれども、標準は一つの標準であって、決定的な、絶対的なものではないわけですから、議長が時間制限ということは、権限が付与されておりますけれども、それだけでは日野市の議会の運営がスムーズにいかないから、今回のようなことになったわけですから、この点御了承願います。

○議長（名古屋史郎君）　板垣正男君。

○十番（板垣正男君）　関連質問一切認めないということについても、やはり行政実例が出てるんですね。これは昭和三十四年十一月二日、こういうのが出てるんですよ。行政実例が出てるというのを御存じですか。

○議長（名古屋史郎君）　高橋通夫君。

○二十一番（高橋通夫君）　それは知ってますね。

○議長（名古屋史郎君）　板垣正男君。

○十番（板垣正男君）　行政実例が出てるんですけれども、その内容について御存じですか。

○議長（名古屋史郎君）　高橋通夫君。

○二十一番（高橋通夫君）　内容については、全部は読んでおりません。

○議長（名古屋史郎君）　板垣正男君。

○十番（板垣通夫君）　こういう内容があるんですね。「関連質問を一切認めないとすることは、議事運営の実情に即さないと思われる」こういうふうに書いてあるんですよ。

○議長（名古屋史郎君）　高橋通夫君。

○二十一番（高橋通夫君）　ただ関連ですけれども、関連、関連でたくさん出ますと、通告質問したもとの人の発言権というか、それが侵されるというと大げさになるけれども、結局、ひさしを貸して何とかを取られるというようなことで、全然最初の、なんですね、関連やるならば最初から質問した方がいいわけですよ。それを人が質問するからと言って、その場でいい気になってそうやるということになると、時間がどんどんかかっちゃって、そしてなかなか議会運営がスムーズにいかないというようなことで、今回は一般質問について関連質問はや

めようじゃないか、ということが全体の空気としてそうなったわけですから、多少御不満があるかもしれませんが、ひとつ御協力願いたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　次に鈴木美奈子君。

○八番（鈴木美奈子君）　私は、ほかの議員がそれぞれ質問いたしましたので、この私どもが行います一般質問、これは市民に対し、また市政に対してどういう位置づけを持っているものか、こういうものを高橋議員にお聞きしたいと思います。私ども議員として、市民の代表として市議会に送り出していただいて、私ども共産党の議員団はこの四年間、交通、財政問題及び福祉、あらゆる問題で、市に新しく積極的な提案を行ってまいりました。こういう中で、この四年間一回も一般質問しない議員もいるわけです。私たちは、そういう中で長い間の市議会のいい面、時間制限もなし、自由に発言できるという、こういう先輩が残してくれたこの慣例を、やはり残していかなければならないと思うんですね。しかし、いまここで私ども新しい議員が送り出されるというこの議会の中で、いままでのこのいい慣例を、わざわざここで私たちが自粛するということを言っていながら、わざわざ議員提案ということで出しているということについて、とてもいままでの高橋議員の発言についても納得できないわけです。きょうまた十時から始まるものが、十一時半でしょう。もっともっと一般質問の時間制限をしなくても、時間を詰められる点はたくさんあるわけです。そういう点で一般質問というものを高橋議員はどういうふうに考えていらっしゃるのか、そういうことをお聞きしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　高橋通夫君。

○二十一番（高橋通夫君）　一般質問は、皆さんも御承知のように自分のわかっていないことを、はっきりしないようなこと、あるいは今後、理事者の方でこういう問題について、どう解決してもらうのかとか、あるいはまた、理事者が気がつかなかったことを、そこを直してもらうとか、学校教育、福祉、あらゆる面においてそういうことを、また悪いところは正してそうして市政を正しく真っすぐに運営して、そうして市民の福祉の増進を図る、ということだと思います。

○議長（名古屋史郎君）　鈴木美奈子君。

○八番（鈴木美奈子君）　そういう意味であるならば、一時間半という時間制限の中で、たとえば今回の議会の中でも、五問やる議員も出ております。一時間半の中で五問の質問と討議ができると思いますか。私たちはこの市政をやっていく中でほんとうに市に積極的ないろんな提案をする中で質問するわけですから、私は自粛する中で解決できると思うんです。私どもは、四十九年から四年間の議会で五人で三十問です。私どもは、自粛すればこういうことは解決できると思います。ですからこういうことについては異議がありますけれども、あとで討議に参加する議員もおりますので、ここで質問を終わりますけれども、やはりこれについては、私は疑義があります。

○議長（名古屋史郎君）　高橋通夫君。

○二十一番（高橋通夫君）　今後は、やはり自分の出す質問の数、あるいは厳選して、そうして事務局へ行って聞けばわかるようなこととか、急を要しないことは後回しにして、これぞと思うようなことを時間内に処理するように能率的にやって、議会運営をスムーズにやるよう御協力願いたいと思います。以上終わります。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。原案反対者の発言を求めます。竹ノ上武俊君。

（十九番議員登壇）

○十九番（竹ノ上武俊君）　ただいまの提案に対する反対の意見を述べたいと思います。

第一点目は、もともとこの提案に無理があるという点から私は反対したいと思いますし、先ほども質疑応答の中で明らかにしたとおり、この提案の仕方自体も私どもは認めるものではないわけです。いままでの質疑応答の中で明らかになりましたように、もし今後、議会で発言時間の制限などをする規則を決める場合に、多数会派が一方的にそういう提案をして、規則で縛っていくということが実現すれば、今後、少数会派になった会派というものはどうにでもこの議会の規則というものを変えることができるわけですから、非常にいままで日本の国民が積み上げてきましたこの議会制民主主義というものが、根本から破壊されてしまうわけです。そういう点で、この動議の出し方についても、そういう動議の出し方というのはよくない、ということが専門家の間でも言われておりますし、われわれが挙げました中島先生の書物などにも出ているわけでございます。もちろん一般の議事進行中に質問などが長いということで、緊急動議で時間制限をするとか、そういうことはできることになっておりますが、今後の議会運営全般を規則で縛っていく、そういうことは認められない、また事務局長も、いろいろ説がある、こういうことを言っているわけですからそういういろいろ説があるところを、強行的に多数決で時間制限の問題を提案していく、そういうことは無理があるのであり、私は日野市議会史上初めてでもあるし、かつまた全国の市議会に対しても、日野市議会の弱点というものをさらす結果になりまして、非常に残念に思うわけでございます。できることならば、この提案を撤回してもらいたい、そういうふうに考えております。

それから一般質問に対する関連質問の禁止の項でございますが、これも先ほど質問の中で私どもが指摘しましたように、関連質問を禁じるということも、いろいろの専門家の筋ではそう

いうことはできない、こういうことが言われているのでありまして、日野の市議会が、こともあろうに会議規則に、関連質問を禁じるなどということを明記するなどということは、とんでもないことでございまして、この点も反対をしていきたいと思います。もともと提案に無理があるというのは議運の審議経過を明らかにすればわかることでございます。すでに議運の採決結果というのは無効ということで、いま、こういう本会議で議運の多数決を有効にしようということで、議員提案がなされたものと思いますが、議運の経過はどうであったかという点について、簡単に報告、発言をしましてそして皆さんに理解していただきたいと思います。

議会運営委員会は、何回もいままで本年度も開かれております。また、議会運営については、規約等の改正委員会というのも開かれております。私は、その両委員に入っておりますが、そこで何回にもわたって、一般質問のあり方、一般質問の意義について訴えてきております。きのうの議運の委員長の説明では、三浦議員の質問に対して、そういう問題は論じていないということでございますが、私が何回も論じて、場合によっては外国の例まで引きまして、委員長にもるる説明し、説得を試みてもきた次第でございます。ところが、こういう私の意見を無視するようなかっこうで、とうとう十一月三十日に一方的な採決が行われた、こういう事態でございます。委員会の公式の発言でございますので、一つだけ明らかにしておきますと、公明党の黒川議員は、この議運の委員会での採決は反対である、継続審議にしてほしい、こういうことを一貫して主張しておりました。また、議長も採決権といいますか、そういうものはないわけですけれども、二回にわたりまして、そういう慣例を破ることになる、そういう採決は遺憾であるということは言っていたわけでございます。しかし休憩をとった後、私一人を除きまして、共産党の代表だけを除きまして、一方的な採決、こういうことが行われてきたわけです。その後において、今度は委員長の方で議員提案ということで、本会議に諮ろうという趣旨が説明されました。ところがそのときに継続審議を主張していたが、万やむを得ず賛成をされた公明党の黒川議員は本会議に出すというようなことで私は採決に賛成したのではない、本会議に出すようならそういう採決をすべきではなかったと、こういう発言までされております。こういう雰囲気を知っていただくなら議会運営委員会がいかにあせってこの一般質問の時間制限などを強行して決めようとしてきたかということがおわかりいただけると思っております。

また議運の席では関連質問につきましても、私どもはこれを関連質問ということは一切認めないということには反対をしましたが、これも多数決で関連質問は認めないという方向を進めております。共産党は議運の席、そのほかにおいて一貫して主

張しておりますが、議事の運営を市民本位にスムーズに運営するために、一般質問の時間も議事進行がスムーズに進むように自粛ということも主張をいたしております。そして現に平均時間をとって見ますと、共産党市議団はいつも一定の時間で一般質問を行ってきております。また関連質問につきましても、議長が関連質問ありませんか、ととった場合に議事が込んでいる場合には自粛することは協力をするものだと、こういうことも明らかにしているわけです。それを議長が関連質問ございませんか、ということも省略すること事態がきのうありまして、私どもその点の行き過ぎを指摘をしたわけでございます。

第二番目ですけれども、提案者の高橋議員は盛んに、日野市の議会をスムーズに運営するために一般質問の時間を制限するということを何回も何回も強調されております。ところが市議会の現状を見ていただきたいと思います。本日も午前十時に全会派一致して一般質問を開始する、という議運の決定があるにもかかわらず、十一時ごろになっても成立しないような出席の状況、新庁舎になりまして出席した議員はボタンを押して表示する機械をつけてもらっております。このボタンが非常にばらばらである、こういう事態をいままで繰り返してきております。共産党市議団は一貫して時間を守って出席をしてきております。むしろ議会の運営をスムーズにしたいのであるならば、いつも遅刻する議員の諸君、あるいは欠席の多い議員の諸君、こういう方々が協力をすれば日野市の議会は市民に対してスムーズな運営ができるのであり、それ以外に解決の道はございません。そういうことをしないで一般質問を制限するということは、これまたとんでもないことでございます。

いままでの議事が、日程が、会期が延びた理由は一般質問において延びたということはほとんどございません。一般質問の中で理事者の答弁が不十分だったために休憩になって延びたとか、あるいはそのほか各会派の調整で延びたということはありますが、一般質問によって会期が延期された、というようなことはないのでございまして、この提案者の心得違いもはなはだしいものである、というふうに私は考えまして、この提案に反対するわけでございます。

第三点に、反対の理由の最も重要な点でございますが、一般質問のこの性格、意義でございます。私どもが議運の席でも、また本会議場でも、るる何回にもわたって議員の皆さんに訴えてまいりましたように、一般質問というのは、市政の一般的な事務について、あるいは国政のことについてまで市民の生活に関係あるならば質問が許されている、そういう市議会議員にとっては最も大切な、市民要求を実現するための質問の権利でございます。保守派を名のっておられる三浦議員もきのう発言されておりましたように、市長に平常の時間会えない、そういうときに本会議の席で市長を制約しておいて、質問を自由にでき

る、こういう重要な一般質問であるということを強調されておりましたが、私もその点について全く同感でございます。そういう一般質問の意義、これを考えるならば一般質問の時間などは制限しないで、日野市議会が長年かかって蓄えてきた前議員の知恵による一般質問の質問時間の自由、これを明確に保障しておいた方が市民要求を実現するために有意義でございます。いままでも共産党市議団は、特にそうでございましたが、それ以外の議員の皆さんでも一般質問を通じて市長に公式の要求実現の約束をさせて、それによって市の行政が施策として実現をした。一般質問において、市長に約束をさせそれを追及することによって要求実現を早めた、こういう事例がほとんどでございまして、非常にたくさんあるわけでございます。こういうことを知っていながら一般質問の制限をすることは許されないわけでございます。

私ども共産党市議団はもちろん先ほども申し上げましたように、会議規則に時間の制限をしない場合に議事全体が年末、あるいは議案が多い、そういうときには自粛するという点についてはいままでも協力しておりますし、今後していくわけです。会議規則に一般質問の時間を明記するということは、私どもは反対するわけでございます。特に標準規則というのがございます。標準会議規則、これは拘束力はもちろんございません。考え方によっては地方自治法の改正のたびに地方議会の権限を弱

めるために政府側が意図的にこの標準会議規則を改悪していく場合もございます。こういう点も心得ております。しかし現在の力関係の中で標準規則というのは全国の市議会が尊重しているわけでございます。その標準規則において、一般質問については通告制だけしか明記しておりません。それ以上のことはこの議会運営委員会によって申し合わせて運営をしていく、これが全国の市議会の姿でございます。それも標準会議規則に反しまして、日野市の議会の規則に明文化するなどとはとんでもないことで、これは非常に民主主義の道に反して、一般民主的な、保守的な質問とか、議会の討論とかそういうのを形骸化していく方向につながるものとして、私ども反対しているわけでございます。これは関連質問についても、先ほども述べたとおり全くそういうことでございます。主な反対の意見はそういうことでございます。今回新政会の高橋通夫議員、公明党の秦正一議員、日本社会党の島村孝志議員、民社党の大枘保議員、日政クラブの谷栄吉議員、この五人によりまして市民の要求を実現しなければいけない一般質問の発言を制限していこうという提案がなされたことは非常に残念であり、また市民の立場に立つならば大変な怒りを私は感じております。ですから今回こういう問題で解決することすら反対でございます。しかしもし皆さんがこういう点で発言の自由、先ほど申し上げましたように、多くの地方議会人が何十年、もっと長い年月を費やしてかち取っ

てきた、こういう議会制民主主義、その中での議会の運営の進め方、こういうことを破ろうとするならば、私どもはさまざまな手段を通じてでも、今後ともこの発言の自由を確保していくために、市民の皆さんと活動をしていかなければならないと考えております。そしてまた議会運営委員会のあり方についても、これもるる論議がありましたので、全部の見解は申し上げませんが、常任委員会、特別委員会の規約、条例に明記されておりますように、各種委員会は過半数によって議決をする、しかし議会運営委員会の規約にはこれまた明記され、全議員が賛成しておりますように、議決については協議によって決する。となっているわけです。この違いを明らかにする。当然意見の一致しない点は慣行によって運営をしていく、一方的な採決をしてはならない、こういうことになっておるわけでございますので、議会運営委員会の運営についても、今後とも私どもは民主的な運営が保障されるように、市民の立場から奮闘していきたい、というふうに考えております。私どもは、本日もし市民や全国の市議会議員、こういった常識に反して採決等が強行されました時には、しかるべき対応策を講じていきたいと思います。これにはさまざまな道も残されております。

そしてもう一つは、きのうも傍聴され、おとといも傍聴された市民の皆さんの声です。こういう多数派の人たちが、いままで培ってきた議会運営を、一方的に議員の発言を時間制限して

いくということでは本当の議会制民主主義はなくなる、こういうことを口々に言っておりました。また私ども共産党市議団には、日野市議会ではこういうことをしてほしくない、こういう要請もたくさんきております。そういう議会制民主主義を守ろうとする市民の皆さんとも相談をしながら、今後とも一般質問の発言の自由、また関連質問の保障、こういう点を実現していくために奮闘していくものである、という点を付け加えまして、ただいまの提案に対する反対討論としたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　次に、原案賛成者の発言を求めます。本間久君。

（二十九番議員登壇）

○二十九番（本間　久君）　それでは、私はただいまの議員提出議案第二〇号及び二一号、日野市議会会議規則の一部を改正する規則に対する賛成の討論を述べたいというふうに思います。また、ただいま本来われわれの友党であるべき共産党の議員から反対の討論がなされ、次に社会党を代表して私が賛成の討論をする、この姿は、余り好ましくないというふうに私自身は考えております。

そこで今回、高橋議員の方から提案されたというのは、この二〇号及び二一号の、特に一般質問の時間制限、及び関連質問の取りやめ、それは明記をされる規定をつくろうということでございますけれども、私は本来このような姿が必ずしも得策で

ある、というふうには考えておりません。それはただいまの共産党の竹ノ上議員からも言われましたように、本来無制限であるべきことが一番いいと、しかしそもそも議会の日程を決める、会期を決めるというのはそれそのものがすでに制約を受けているということではないでしょうか。そうしますと、たとえば十五日間の会期の、日程の中でどの部分がいわゆる一般質問にするのか、そして議事日程の中で特に議案提案権はいつ行使するか、あるいは常任委員会、特別委員会はいつ行うか、そういうことで日程を決めていきますと、どうしてもそれぞれの部分で制約を受けていると、また同時にそれに伴う質問の時間等につきましても当然制約を受けてくるということになるんではないかと思います。おのずから、したがって会期を決める、日程を決める、そのものがすでに制約があるということで解釈しております。そういう状況の中で今日まで日野市議会の中に条例等改定委員会ができました。そして議会運営に対しても合理的かつ円滑に議事が進められるように討論が開始されてきたというふうに思います。これは周知の事実でありますけれども、また議会運営委員会においても日程や会期、運営をめぐって各会派選出の委員が協議を重ねてまいりました。そして円滑な議会運営の申し合わせを行い、全体がその申し合わせを守るということで今日まで来た。ですから議運そのものは一般の特別委員会や、常任委員会と違ってお互いのルールを守っていこうと、紳士協定を守ろうと、それを一つの委員会であるというふうに理解をしているわけでありました。当然そういう中では、先ほど言いましたように、会期が決まり、日程が決まるわけですが、その中で一般質問をどうしていくか、ということの場合に、当然一種の約束事が交わされなければならないでしょう、こういうふうに思います。

私は今回の五人の方、新政会の高橋議員、公明党の桑議員、社会党の島村議員そして市民クラブ、民社党大柄議員、それから日政クラブ谷議員、それぞれの各会派の代表が連名によりまして規則の一部を改正する問題が出されたわけですけれども、私はこのような事態になってきたということ自体が非常に今後われわれ自身も考えなければならないし、またなぜそのような形になってきたかと言えば、当然私は議会運営委員会の中で一つのルールに従って申し合わせに沿って決めてきたことが、結局それが守られていかないというところに大きな問題があったんではなかろうかと思います。今回の場合は十一月十八日、十一月三十日の二回、あるいは三回にわたって議会運営委員会の中でも十分議論されてきた、というふうにも聞いております。ところが十二日の議運の委員長の報告の中で、特に共産党の中から質疑が出まして、問題提起がありまして、休憩をとって全協を開いた。全協の中でも相当この問題についても双方がやりあったわけですけれども、そこでは結論というものが一応は出

たような感じがいたしましたけれども、残念なことにそのとおり事が運ばなかったということで、今回出てきたんではないかと思います。

ただいま共産党竹ノ上議員が言いましたように、規則の問題、あるいは発言の時間の問題を無制限にしろという提起だと思いますが、そういう意味から反対である。そうでなければ一般市民要求が実現できないんだということだと思いますけれども、私は必ずしもそうではないと思います。昨日も、たまたま中島先生の書かれた本をもとに板垣議員からも発表されましたけれども、ちょっと私の方からそれを参考に提起したいと思います。こういうふうに書かれております。「一般質問については、質疑のところで述べたのでそれを参考にしていただきたいが、ただ、議会運営委員会とか、議員協議会で発言時間、発言者数の制限、順序（代表質問、個人質問等）等について協議決定したことに対し、一部の議員が会議規則が優先か、協議が優先か、とした質問がときおりあるが、規則の優先が当然だが、多数で約束した事柄は多数人が守る道義上の義務がある。協議が法的根拠がないといったならば、協定はいつでも破棄されるし、議会の秩序にも及んでくるので、十分討議して約束したことは、その議会の権威からも守るべきである。議会も小社会であり、その構成員としての議員は主張や意見を述べる権利があっても、やはり多数の意見に従うところに民主主義の根本原理が働くので多数決定に服する雅量が必要である。」とこのように言っているわけでございます。いわゆる強行採決であるかどうか、どこを指して強行であるか、私はその点についても全協の中にも質問しましたけれども、そのような形での私は理解に立っていない。少なくとも議運という委員会の中で、どうしても折り合いがつかなければそこでもって多数が強行じゃないというふうに思うんですけれども、申し合わせによってそのルールをそこで無理な場合には本会議の場でもって全員の中で決するということが当然である、というふうに思います。それでなければ少数の会派の意見に振り回されてしまって、そのために議会運営が困難になるということこそまさに市民要求を実現できなくなってしまう、一つの報答だろうというふうに思います。少数意見が尊重されるからこそ議会が進められているのでありまして、今日まで少数意見が無視されたということは一つもないということを私は考えております。むしろ私どもは単に本来ならばわれわれ与党として、やはり共産党さんにももう少し協力がほしいというふうに思いますけれども、この問題につきましてもやはり先ほど中島先生の解釈で言いましたように、やはり市民を守るその中でも多数の意見にほぼ従っていくということがないと、結局その規約なり、規定を改定せざるを得ない。それによってそれを守ってもらう約束を明記することは当然のことですから、そういう形でいかざるを得ないと私は思います。そうい

うふうなことでぜひひとつ反対の人も、やはりできる限りこの賛成者の、この議員提出議案の日野市議会会議規則の一部を改正する規則にひとつ賛成をしていただきたい、というふうに思います。

そしてもう一つつけ加えなければならないのは、私は少なくとも議員が一般質問するというのは、固有の権利であります。したがって三十人が全部一時間三十分やる権利を持つということ、平等に持つということ、一回も質問しない議員はいないはずです。私はそのような観点から議員がそれぞれ平等に一時間三十分は持ち時間として与えられる、というふうに解釈せざるを得ない。ただその場合問題は、一時間三十分の規定があるからと言って、全員が一時間三十分やったら会期の延長、これまた大変なことになるでしょうから、そういう場合についてはまた同じように議会運営委員会の中で、さらに時間調整していくことも私はあり得るというふうに思うわけです。そういうことを決めていくのが、規則にないものを決めたり、規則があってもやはり議会運営上話し合いで申し合わせていく、この場が私は議会運営委員会ではなかろうかと思います。

共産党諸君の言うのは、議員固有の権利を主張していいんですけれども、当然一般に考えることは代表質問制の問題と、おのおの個人が通告すればできるという問題と、若干混同しているんじゃないかと思います。混同している、とそういう意味で私は一般質問の場合、代表質問制の場合は関連質問というふうに云々ありますけれども、代表質問制でない場合は全部権利を持っているわけですから、通告をするのが当然である。よりよい回答を求めるというのが当然である。もしそこでもってどうしても発言できない場合は別な手続があるはずですから、常任委員会なり、特別委員会で問題提起すればいいという場が残されているんですからそういうところで発言すればいい。そういう意味からいきまして、私は今回の場合はむしろ共産党さんの方が議会運営委員会のお互いの約束事を守るということであれば、こういう事態にはならなかったろうと思います。私もむしろマッチポンプという言葉がありますけれども、あるいはやぶへびという言葉がありますけれども、私はそういう形になってしまったということを聞いて、非常に残念であるし、私自身これをいわゆる議員提案そのものを、これは必ずしもいいというふうに、先ほどから言っておるように、思っておりません。この改正をしていくのも、やはり多数の力だし、来期三月以降これをかえることも幾らでもできるわけです。今回の、いままでのあり方から言いまして、私はかなり幅の広い解釈に立ったものであるというふうに思います。

共産党もそれは言っているように、やはり平均一時間ぐらいで終わっているというふうなことも言っておりますし、私ども少なくとも四十五分で上げるということであれば、なおさらのことであると思います。少なくとも私は今回の規則の一部の改正の問題につきましては賛成をせざるを得ない、というふうに考えます。そしてあくまでもこれが今後とも議運も開かれることだと思いますけれども、議運が全会一致ということをうたっていないにしても、やはりその慣例は守るようにお互いが努力をして、やはり多数で決めたものについては、それを守っていくということ以外にないんじゃないか、もし少数が意見述べる場合には、やはりそういう世論をかもし出す運動もあれば、あるいは議員おのおのを説得する技量も必要だろうと、そういう中で多数を占めたときに自分たちの意見が初めて通っていくということで、これは民主主義のルールの中で、残念ながらやむを得ないというふうに思います。

私は、少なくとも当与党としまして議会をスムーズに運んで、また市民要求を一日も早く通すために、現在のところ、この議員提出議案に対して賛成という立場で討論に加わり意見を述べながら終わりたいと思います。以上です。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（名古屋史郎君）　起立多数であります。よって議員提出議案第二〇号、日野市議会会議規則の一部を改正する規則、議員提出議案第二一号、日野市議会会議規則の一部を改正する規則の件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後一時十二分休憩

午後二時二十二分再開

○議長（名古屋史郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問に入りますが、助役から公用のため暫時欠席という連絡がありましたので、お知らせをしておきます。

それでは、二の二、学校公園構想として市民のスポーツ、文化活動は地域の学校をセンターに、「第十七小学校建設を契機に」の通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

（十番議員登壇）

○十番（板垣正男君）　私は学校公園構想という一つの構想を立てまして、そのもとで地域の市民がスポーツや文化活動をその学校をセンターにして活用すると、あるいはそこを中心にスポーツ活動、文化活動を展開する、こういう問題につい

て質問を行っていきたいと思います。特に、第十七小学校建設を契機に、そういう構想を施策として展開されてはいかがかという考えに基づくものであります。御承知のように日野市は、つい先ごろも小学校の体育館を開放するということが行われまして、すでに開放されております中学校の市民の利用ということと合わせまして、より広範囲に市民のためのスポーツ開放の実績が広まっているわけであります。翻って見てみますと、昭和四十六年に第一中学校に夜間照明がつけられまして、照明設備のもとでのスポーツ活動も盛んになってきたわけであります。学校開放がもともと始まったのは、東京都が昭和二十九年に始めてから、その後全国的に普及したというふうに聞いております。学校開放の背景となったものが、たとえば学校というのは児童の教育の場だけというふうな限定ではなくて、社会教育観の導入というのが、今日の教育の中にも相当盛り込まれているということが、一つの背景となっているとも言われております。そして、一方では現実的な要請として、過密な都市の中で子供の安全な遊び場、あるいは市民のスポーツのできる場として学校開放が行われてきたということが言えるのではないかと思います。私は、こうした学校開放のより地域住民のための利用という観点を進めるためにきょうの質問を行うわけでありますけれど、いわば全国的にも先進の例に属するのではないかと思われます日野市の学校開放を、今後どうあるべきかということで、施策の面で一つの考えとして学校公園構想というものを提起したいわけであります。

そこで、ひとつお伺いいたしますが、学校開放の現状と今後の方針等についてお伺いしたいと思います。どの程度地域の住民やあるいは市民に利用されているか、そういった裏づけ等も御説明いただきたいと思います。

二点目には、いまは学校開放、スポーツ開放が主に行われているようでありますけれど、将来は文化活動にも学校を開放するという考えがあるかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

三点目に、学校開放の問題点といいますか、現状における問題点というのは幾つかあるようであります。私は神戸市の学校開放の例なども調査いたしましたり、あるいはいろいろ話をお伺いするという中で、この学校開放の問題点をどういうふうに克服していったかという点に注目を行ったわけであります。既設の学校を開放するわけでありますから、利用者の面からの問題点、あるいは学校側からの問題点等々があろうかと思います。それに加えて、周辺住民の側からの問題点というものもあろうかと思います。こうした問題をとらえて、これらの問題があるために学校開放を発展させることができないというような消極的なとらえ方ではなくて、それをどういうふうに克服するかという点にあることは、私は詳しく申し上げるまでもないことであると思います。それらを克服するために、たとえば一つは学校の整備、条件等を充実していく、利用者のマナー、こういったものももっともっと改善を重ねていくための努力も行わなければなりません。たとえば、生徒が教材用のために花壇をつくったと。それが一夜にして荒らされてしまうというような話を伺ったこともあります。そのほか建物自体に傷をつけるというような問題もあろうかと思います。こうした面での問題点、さらに施設計画上の問題点。多くの既設校というのは学校開放を前提とした施設になっていないというのが大方の学校かと思います。したがいまして、どうしてもいろんな問題点をその施設に含んでいるということになるわけであります。したがって、この施設整備の充実ということと、利用者のマナーを高めていくということについて、どのように教育委員会あるいは市側では考えておられるのか、その点を三点目としてお伺いしたいと思います。

さらに四点目に、こうした学校開放の発展と、そして施設整備の充実を進めていく上に立って新しい学校を建設する場合、これまでの経験を生かして町づくりの中にこの学校をしっかりと地域のスポーツや文化の拠点として位置づけるという考えにも発展してくると思います。神戸市では、これは一つの例でございますが、須磨ニュータウン、高倉台小学校の建設が行われた際、このニュータウンの建設全体の中に、学校をしっかりと地域のコミュニティースクールという位置づけで取り組んだという経験があります。私はたまたま、いま社会教育委員の一人として議会から選出されておりますが、社会教育委員会の中においてもこの学校の例がいろいろ話題になり、論議もされました。詳しくは私が申し上げるまでもなく教育委員会でも現状を把握されております。このように、学校をつくるというときにこうした学校開放を前進させる、発展させるという位置づけを行う必要があるのではないかと、そう考えますので、この点について四点目にお伺いしたいと思います。

さらに五点目でありますが、十七小学校建設が計画化されております。この際、地域的にもこの小学校をその地域の文化やスポーツの活動の拠点にしていくと、そういう学校施設と学校の配置を考えていくという一つのいい機会になるのではないかと思います。申し上げるまでもなく教育面からの検討も当然なされなければなりません。教育を疎外したり、あるいはそこに働く教職員の労働条件を、地域の利用等による負担を負わせるということは、当然避けなければならないことであります。そこに私が今度の質問の表題に掲げました学校公園構想というものが浮かび上がってまいるわけであります。と申しますのは、十七小学校建設の予定地でありますその周辺は、たとえば西側に日野段丘の緑地帯、東側には小さな公園でありますけれど新坂下公園、そして学校とは少し距離が離れますが、多摩川が北

に流れているという位置にあります。こういう自然環境との調和の中で、一つの構想をまとめていくということを考えるならば、これまでただ単に学校そのものをつくるということだけに焦点を合わせるのではなくて、地域の人たちの利用を広めるということも周辺の自然条件や環境との調和が図れるのではないだろうかと考えるわけであります。市長は、ことしの広報の紙上でもマイタウン計画を提唱しております。そのもとで小学校区単位で市民参加による地区市民会議を設け、地域の町づくり、手づくりの市民参加の町づくり構想を発表しております。こうした構想を実現していく一つといたしましても、この小学校建設に学校公園構想を盛り込むということも一つの方法ではないかと思います。

こうしたことについて教育委員会、また市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　ただいまの学校公園構想として市民のスポーツ、文化活動というようなものを考えた学校づくりというものをどのように進めているかと、現在はどうであるかというようなことについて御質問がありましたけれども、それに対して順次お答えさせていただきたいと、こう思います。

第一番目の現状はどうであるかということでございますけれども、これについてはさっきも御指摘がありましたように、昭和四十六年から、全国的に言えばわりあいに早くから学校開放ということに取り組んで、それを実践してきております。中学校につきましては、これは御指摘のようにスポーツ開放ということでございますが、これについては校庭及び体育館というようなものについての開放は大変順調に進みまして、しかもかなり大きく利用されております。それですから、さらにこれを広めていこうということで、今年度から体育館につきましてはさらに、従来は日曜日、祭日、それからウイークデーの一回ということであったんですけれども、それをもう一つ広げまして、ウイークデーをもう一回ふやしまして、合計しますと一週間に三回は少なくとも学校開放の方にいこうということで、ことしからそれを実施しておりますし、今後ともその回数などは広げられるものならば広げていきたいと。ただしこれは、中学校といいますと課外のクラブ活動などを、学校教育活動の一環としてやっぱりやっているわけでございますので、それとの調和をどうしていくかということは、これを広めていく場合における一つの問題点であるかと、こういうふうに思っております。小学校につきましては従来、遊び場開放と、こういうことでやっていたのでございますけれども、これは学校によっていろいろ違いはありますけれども、その活用状況というのをそれぞれ調べてみますと、そう多く利用されていなくて、むしろ子供たちのスポーツなどについても、もう少しこれが利用できないかというような声がだんだん上がってきておりますので、小学校につきましては、これはことし試みに七校だけを選んだのでございますけれども、学校においては午前中はスポーツ、午後は学校開放、幼児に対する学校開放でございますが、遊び場開放ですね、そういう方向で進んで、もうすでにそれを実施しているというのは御指摘のとおりであります。それから、さらに小学校は体育館というものをもう少し使えないものだろうかということがやはり問題になりまして、これにつきましても体育館はいま祭日の午後、あるいは日曜日の午後、それからあるいは夏休みとか春休みとか、そういうときの午後をスポーツのために開放するという方針でいま進めております。それで、現に、すでに開放しております。

それから、文化活動でございますけれども、これにつきましては従来も決して学校を文化活動から離しているわけじゃございません。たとえば、各学校においては家庭教育学級というものを設けまして、そこでもって、主にこれは父兄でございますけれども、それが社会教育の主管のもとでもって、学校の教室などを使って、家庭教育学級というのを行っておりますし、そのほか音楽とか、合唱とか、演劇などのグループ活動にも、要望があればそういうものには校長の許可のもとでこれを開放しております。それから、青少年の健全育成を目指す団体等における映画鑑賞、あるいは市内全域の子供会の合同レクリエーション大会、こういうようなものの要請があればこれに対しても開放して、使用に供して大変喜ばれていると、こういうふうに考えております。しかし、文化活動の場合はどうしても屋内というような場合が多いものでございますから、小学校とか中学校の教室というようなもの、そのものが教室の場というものと常に重なり合うもので、なかなかその点で、たとえばいす一つとりましても、大人の使ういすと子供の使ういすというようなことで問題があることもありますけれども、できるだけそういうようなものに対しても開放していくという積極的な姿勢は持っているわけでございます。

それから、その次は、実際に学校を開放する場合に、その施設の管理とかそれの充実などを一体どんなふうにしているか、それからその利用はどんなふうになっているかということでございますけれども、その施設管理につきましては、これはできるだけ整理を進めてもらって、学校教育に差し支えないということをできるだけ確保していかなきゃならんと、同時に、そういうふうにして施設設備をつくることがまた学校教育のためにも大変プラスになっていくと、そういうようなものをねらっていろいろお願いしているわけです。それで、たとえば防御網をつくっていただくとか、あるいはスポーツの用具を入れる倉庫をつくっていただくとか、あるいはまた更衣室などもときには

つくってもらうというような形でもって着々と整備をしていただいているわけです。そして、あくまでやっぱり学校教育活動の場と、それから開放のために使う場というようなものをできるだけ分離するような形の方が、結局両方のものを疎外し合わない展開でも大切なんじゃないかと、こういうような基本的な方針でやっております。

それから、利用者のマナーの問題もいま指摘されましたけれども、それはいま御指摘のとおりで、この辺についての、これからひとつ利用のあり方というようなものを指導していかなきゃならんということが一つの大きな課題だと、こういうふうに思っております。そのためにただ無責任に開放するんじゃなくて、それを使う人たちのグループを登録させまして、そしてそのグループの人たちに責任を持って使っていただくと、こういうふうなことをしております。それから、さらにその管理人などについての指導を十分するためのいろいろな努力をしておりますし、それからそういうようなものを使うための心得というようなものを、それぞれ借りに来た人たちについてはその場でもって徹底するような形でひとつ協力を願っていると。それでもさっき言われたようなときにはまずい場合が出てきます。そういう場合には、それが繰り返される場合にはひとつその次からは使用を遠慮していただくというようなことなどで、利用の方についてのマナーの向上というようなものに努力しております。

それから、その次のコミュニティースクール等についてでございますけれども、これはいままでの学校教育活動のところでも述べておりますように、学校というようなものはその地域から孤立している傾向にあったのが従来の学校だったと私は思っております。これではやっぱりまずいんでして、私はたまたまこちらへ赴任しまして、学校開放というようなものを見まして、やはり学校というものはもっと積極的に開かなきゃならないんだということで、校長会あるいは教頭会、あるいは学校の集まりなどにおいては、開かれた学校という形で積極的にそういう方向に進んでおります。そうすることが、さっき板垣議員のおっしゃるような、コミュニティースクールというような性格にだんだん近づいていくことになるかとも思っておりますが、しかしこれは初めから構想していくのがいいのか、あるいは一つ一つ現状を踏みながらそういうふうにして近づいていくのがいいのかというのは、私はやっぱり既設の学校というのを持っている以上は、一歩一歩既設のところから漸進的に充実していくということの方が、実際に合うんじゃないだろうかと、こういうふうに思っております。（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）そういうような意味で、開かれた学校ということを考えておりますが、開かれた学校というのは一体どういうことかというと、一つは私はやはり施設設備を開放すると、これが一つ物理的な

問題でございますが、しかしもう一つは学校の教育の内容そのものが地域から全く孤立して学校の独善に陥ってはならないんだと、そのためにはやはり地域の人々の意見というようなものに十分学校そのものが耳を傾けていくと、そしてそういう上に立ってどういう教育が必要なのか、それで私たちはこういう教育をしていますということを地域の人にまた十分理解していただくということが一番大事なことじゃないかと、こういうふうな気持ちで開かれた学校というような方向を積極的に進めていきたいと。そして現在もその方向に進んでいるつもりであります。

最後に、十七小の学校公園の構想はどうだと、こういうことでございますが、いまおっしゃるように小公園とか、その自然とか、あるいは多摩川とか、こういうようなものといろいろ関連を持つということは一つの方向だとは思いますけれども、さあ、それをまとめて一つの構想の上で学校をつくるということになると、これは大変むずかしい問題ですし、それからさっきも御指摘がありましたように、神戸の場合は須磨ニュータウンという広大な一つの地域、その中で学校公園という形で高倉台小学校をつくったと、そういうふうに私は、実際はまだ見ていないものですからあれなんですけれども、いろいろ視察をした人から聞いたり、あるいは資料を取り寄せたりした場合に、そういうふうになっております。したがって、さあ、それをすぐに十七小に適用できるかと。下手にそういうものを取り入れてくると、よく言われますけれども「二兎を追うものは一兎をも得ず」で、学校本来の教育というものとそれとの調和をどうするかということにかなり研究を要するんじゃないかと。来年、再来年にできた。そこで、さあ、できるかできないかと、こう言われても大変苦しい立場だなあと。われわれ大いに勉強していかなきゃならんということは重々わかりますけれども、さあ、それをすぐに、そこに実現がしていけるかどうかということについては、いまのところはちょっと責任ある「こうします」という断言はできませんけれども、そういうようなものは今後とも十分取り入れていきたいと。現に、新しくつくる学校などにつきましては、たとえば体育館というようなものをつくる場合には、そこに手洗いを必ずつくると。そしてその体育館をつくる場合に学校の校内に入っていかなくてもいいとか、あるいは家庭科教室というようなものを、これは将来恐らく地域の御婦人団体などに使われる可能性というものがわりあいに多いんじゃないかと。そういうようなことから廊下を通らないでそこへ入れるような設備というようなものも市の方にお願いして、少しよけいに金がかかるんでございますけれども、そういうふうにお願いして、学校開放にどういうふうにすればいいかというようなことへの方向は、十分配慮しながら進んでいるつもりでございます。今後において、さらにいま言った、私も機会があ

ればその神戸の学校などを視察させていただいて、そしてその中からいいものを、そして現実に合うものはひとつどんどん取り入れて、そしていい学校、同時に社会教育にも役立つような学校をつくっていくのが務めじゃないかと、こういうふうに思っております。

ざっとお答えいたしました。

○議長（名古屋史郎君）　板垣正男君。板垣正男君に申し上げます。十分前ですから、制限時間の、御承知の上よろしくお願いいたします。（「答弁の方が長いじゃないよ」「文句言うんじゃない。議長の言うとおりに聞け」「押し通して何を言うの」と呼ぶ者あり）

○十番（板垣正男君）　あと残り時間十分だそうで……（「自由にやれ」と呼ぶ者あり）大分質問が押し詰まったようでありますが……。

一つは、学校開放が喜ばれているということが教育委員会から示されました。これを大いに前進させていただきたいものであります。それから、管理、運営、あるいは施設の充実等、あるいは利用者のマナーという点については、私は利用者、学校側、そして市側と、この三者による協議の機関といいますか、そうしたものを設け、そこで十分に論議をするということが必要なのではないかと思います。この点を今後検討していただきたいと思います。さらに、開かれた学校を目指しているという要請を、直接会議に出席をしてお願いをしております。公園の中に学校があるというようなことは、大変夢のように望ましいことなんですが、今日はその機能性のみを追求して、必ずしもそういっていないうらみはあると思います。特に日野市のような人口の急増都市、したがって郷里の感覚の少ない市民社会ですから、努めてそういうコミュニティーづくりに努力をすることが、とりもなおさずいい町づくりにいい影響が出てくると、こういうふうに私は信じております。そういう意味で学校単位にマイタウン計画ないしは市民会議のようなコミュニティー活動の核になるような、そういう仕事をできないものかというふうに考えておりますが、まだ実施までに至っておりません。新しい学校をつくります際に、なるべく機能的に双方が成り立つような、そういう設計を考えるということは御指摘のとおり必要だと思っておりますので、できる範囲でそういうことに努力をしたいと、こういうふうに思います。特に学校緑化ということに私は重きを置いておりますので、ひとつ学校当局にも大いにそういう考え方を受け入れてもらうような、そういうまた教育委員会の指導も頼まなきゃならんと、こう考えております。お説には極力沿えるような方向で努力をしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　板垣正男君。

○十番（板垣正男君）　長い歴史をかかって一つの学校開放の歩みが進められてきたわけでありますから、急速な変化、飛躍というのもなかなかむずかしいわけでありましょう。一つ一ついいものを取り入れ、そしていま市長の言われたような構想に近づけるというのが、市政の私は努力であろうかと思います。そうした点でこの学校建設とあわせて、地域の本当の核として、中心としての学校開放が行われるよう希望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって二の二、学校公園構想として市民のスポーツ、文化活動は地域の学校をセンターに、「第十七小学校建設を契機に」関する質問を終わります。

次に三の一、地区センター（三井団地など）の新設をせよについての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

（十九番議員登壇）

○十九番（竹ノ上武俊君）　通告質問の地区センター、特に三井団地などを中心といたしまして新設をせよということで質問をいたしたいと思います。

一般質問をするに当たりまして、先ほどいろいろ論議がなされましたが、共産党以外にも、無党派の方が大いに一般質問をするようにという立場をとられたようでございますので、議長の方でも恐らく発言制限をするというようなことはないというふうに信じておりますので、納得のいくところまで十分質問をさせていただきたいと思います。また、答弁も要領よくぜひ御協力をお願いしたいと思います。

いま、市内各地に大小の地区センターがございます。大地区センターが二カ所ですか、小地区センターが三十カ所あるわけでございます。この地区センターは、日野市の市民が自治会の活動であるとか、あるいは自治意識を向上するためのさまざまの活動、また団体活動、サークル活動、こういうのに非常に有効に使われております。地区センターがない場所においては、強く地区センターをつくってくれという要望なども出されております。市は住民が望む場所にやはり地区センターというのは積極的につくっていく、そして住民自治を市の行政の力で支えていく、そういうことを推進していくべきであると考えております。そういう立場から六点にわたって質問をしてみたいと思います。

第一点目は、現在日野市にある小地区センター約三十カ所、これの配置の問題でございますが、三十カ所のうち五カ所が七生地域方面、南部地域と申しますか、にありまして、あとの二十五カ所はその他の場所にあるという点で非常に七生地域には配置が少ないと、こういうふうに考えております。全体の配置については公平に大体配置されているかどうかそういう点について答弁をしていただきたいと思います。

また、第二点目につきましては、七生地域にぜひ地区センターをふやしてもらいたいわけですが、市としては計画があるかどうか、こういう点で質問したいと思います。

第三点目につきましては、三井台団地の自治会の皆さんが一致して望んでおられるようでございますが、三井台団地、いわゆる通称三井団地、この地域に地区センターをつくる考えがあるかどうか、この点について質問したいと思います。

四点目は、団地などの問題でございますが、地区センターと称するような形では、たとえば公団住宅の百草団地、高幡台団地などにはないわけでございます。公団がつくり、住民の共益費などで賄っております集会所などはございますが、日野市がつくっている地区センターというものはございません。そういう点で市の方に質問したいわけですけれども、たとえば公団などが用地を提供すれば、大世帯が集合しておりますこういう団地の中にも地区センターなどをつくる考えがおありかどうか、この点について質問したいと思います。

第五点目は、地区センターに関連してですが、自治会館というようなものが各地にございます。この自治会館については増築、改築などに際して、市から二分の一程度の補助金が出ているようでございます。自治会館というものについても、私が考えますに、やはり市の行政サイドでも、こういうものを大いに建設をして、そして市民参加の市政を行うという観点からも、自治会館の建設などが進むのが好ましいと思っているわけです。しかし、自治会が管理する自治会館と申しましても、自治会は御承知のように住民が自由に集まってつくっている団体でござ

いまして、予算のあるところもあれば、予算額が少ないところもございます。概して、予算額が少ないところが多いわけです。今度、新しく自治会館などをつくる場合に、市として新設の場合にも補助金などを出すという援助をすべきではないかというふうに考えております。こういう点について検討していただく余地があるかどうか、答弁をしていただきたいと思います。

第六点目は、本年度、地区センターの計画が当初予算の段階で二カ所ほどというふうに聞いておりましたが、この予算の執行状況がどういうぐあいになっているか、現状について説明をしてもらいたいと思います。

以上についてまず御答弁をお願いします。

○議長（名古屋史郎君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　では、六点ございますけれども、第五点目については総務部長の所管でございますのでよろしくお願いしたいと思います。一点から四点までと、それから一つ飛びまして六点について私の方から御答弁申し上げたいと思います。

全体の配置でございますけれども、市の方としましては地区センターの設置基準がございます。それに照らしてみますと、大体全市で自治会館も入れまして一応ネットワークされているという状態でございます。それで、不足する点も二、三あるようでございます。これにつきましてはやはり全体計画として、指摘を受けましたように充足していきたいと、こういう考え方でおるわけでございます。

それから、七生地区でございますけれども、五十三年度以降になりますけれども、都営住宅の建設に伴う土地の提供という見通しもございますので、それらに従って計画していくつもりでございます。

三番目の三井団地でございますけれども、三井の不動産の方から百坪足らずの、足らずといいますと語弊があるわけですけれども、百坪未満でございますけれども土地がございます。御存じのハイキングコースに沿った土地でございます。それで、隣に三井団地の用水地があるところでございます。この土地につきましては、市の地区センターの設置基準に照らしますと非常に細長い土地でございます。それで、ハイキングコースからの落差が六メートルぐらいございます。急ながけになっております。それから、その百坪足らずの土地そのものが道路との落差が、がけが三メートルから四メートルという状態でございますし、見に行くたびにブロックが欠落しているというふうなひび割れもしております。非常に危険だということと、扇形に折れ曲がった、扇の紙を張った扇ですね、紙の部分、そういうふうな形態で、建物を建てるについては非常に不適当だというふうなこと。それから、最大の原因は危険だという状態でござい

ますので、市の方としては公式の地区センターを、はっきり言うとつくりかねていると、こういう状態でございます。

それから、四点目につきましては、百草台、高幡台でございますけれども、ここには市の地区センターというものは御指摘のようにございません。今後もむずかしいというふうには考えておるわけでございます。今後の課題として検討していくということかと思います。

それから、五点目は総務部長でございますけれども、五十二年の地区センターの計画につきましては、豊田の地区センターの建てかえというふうな消化状況でございます。その他特定の地域を予算化したわけじゃございませんけれども、五十三年度に実施を引き継ぐということになろうかと思います。そういう状態でございます。

○議長（名古屋史郎君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　お答え申し上げます。

自治会館につきましては、御質問のとおり現在、改築等につきましては二分の一の補助を行っているわけでございます。新設の際の援助はどうするかと。今後の問題でございますけれど、既設との自治会館の二分の一の補助という関係もございますので、今後検討させていただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　竹ノ上武俊君。

○十九番（竹ノ上武俊君）　ただいま福祉部長の答弁で、地区センターの全体配置のあんばいについての私の質問に対して、自治会館と地区センターを合わせれば大体適正配置になっているという答弁がございました。この点についてもう一度質問したいんですが、そうしますと市としては地区センターの性格、自治会館の性格を大体同一というふうに位置づけて見ていると、そういうふうに確認していいわけですね。それが第一点です。

それから、三井団地の地区センターの住民要望に対して、市の設置基準から見て、がけの下であり、ブロックにひび割れが入っていると、そういう点で危険であるというのが第一の理由で、地区センターをつくりかねているんだと、こういうお話でございましたが、その市の設置基準というのはどういうものなのか、そういう危険性については科学的な何か根拠を持って設置基準というものがあるのかどうか、それについて明らかにしてもらいたいと思います。

それから、公共住宅、住宅公団などの地区センターの扱いでございますが、今後の課題であるということでしたけれども、もし、これはまだそういう住民合意ができているとか、そういうものではありませんけれども、住民合意もでき、住宅公団なども土地を提供すると、こういうことになれば人口密集の程度などからいたしまして、つくるという方向ができるのかどうか、そういう条件が出てくればつくる条件が出てくるのかどうかという点を、もう少し明確に答弁をしてもらいたいと思います。

それから、本年度の地区センターの設置の進行状況ですけれども、結局は建てかえの工事の予算に新年度の予算を使ってしまったというような答弁であり、当初二カ所つくるというふうに議会に対して答弁があったように思うわけですけれども、それを来年度回しにするという点では、地区センターを早くつくってくれという点があるわけですから、そういう点でそういう住民要求を横に置いて、予算を執行しないで来年度に回すという点で、非常に不満なわけですが、その辺についてもう一言答弁をしていただきたいと思います。

大体以上について答弁をしていただいて、またさらに質問をしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　では、重ねて私の方から御答弁申し上げたいと思います。

全体計画の中でほとんどネットワークされているということではございませんで、七生地区の百草とか、百草といいますか、三沢ですか、三沢、落川、その辺が設置基準から照らしまして今後考えていかなきゃならん、要するに、全体のネットワークの中から考えれば、配置すべき状態にある地域だというふうに考えておるわけでございます。ですから、もう一つ努力が、全体のネットワークについては考えていく必要があるんだと、努力していくつもりだと、そういうことでございます。

それから、三井団地のことに関しての設置基準でございますけれども、市の設置基準は、前々から設置基準として考えてはおるわけでございますけれども、最近は非常にミニ開発といいますか、小さい敷地へ住宅が建つというふうな大体状態になってきておるわけでございます。それらの影響も受けてきておりますので、市の方の設置基準としてはこういうふうに考えておるわけでございますけれども、地区センターの設置については近隣への日照の条件ですね、日照問題なんかが起きるわけでございます。日照の条件だとか騒音の問題、及び配置空間というのは、近隣とのプライバシーの問題だとかいろんな問題がございます。これらを考慮しまして、広く地域市民の集会施設として有効に利用されるために、次の設置基準を定めるものだと、こういうことで、一としまして地区センターの敷地については、土地は開発行為等によって提供される土地、要するにいろんな形で提供される土地ということでございます。それで、七十坪以上の更地で、安全な立地条件にあるものと、こういうことでございます。二番目が、建物については二十五坪から三十坪を基準とする平家建てとすると。それから、地区センターを新しく建てる場合には、いままである地区センターとの間隔でございますけれども、原則として五百メートル以上の間隔に建てるんだと、こういうふうなことでございます。三井団地につきま

しては、さっき言いましたように、危険な点というのはハイキングコースから六メートルのがけの下に敷地があると、さらに道路からはさらに四メートルから三メートルのがけがあるという中段の敷地でございます。中段に設けられた敷地でございます。それで、非常に亀裂等も入っております。調査に行くたびにブロックが一枚、二枚と欠落するのがふえているというふうな状況でございますし、非常に細長い、建物が建たない細さでございます。そういうふうなことで、最低の二十五坪も建たないというふうな、ウナギの寝床みたいな敷地なものですから、市の方としてはこの地域の地区センターをほしいという気持ちはわかりますので、つくりかねているという状態でございます。市の方としては上からのがけ崩れとか、下へのがけ崩れとか、いろいろございますし、隣近所でやはり日照問題で反対しているような事情もございますので、危険というふうなことを考えますと、皆さんで工夫してほしいというふうな意向を持っておるわけでございます。市自体としては、さっき言いましたようにつくりかねていると、このような考え方でございます。

それから、四点目でございますけれども、日本住宅公団の要するに団地内への建設でございますけれども、さっき申し上げましたように、ひとつ考えさせてほしいということでございます。

それから、一番最後に五十二年度の地区センターの予算消化

についてでございますけれども、市民要望を横に置いて流してしまうということではございません。さっき言いましたように、いろんな形で提供される土地の上に建てていくというたてまえにあるものですから、そういう基礎的な土地の状態から整備されたところに建てていくということを踏まえておりますので延びたと、そういうことでございます。

○議長（名古屋史郎君）　竹ノ上武俊君。

○十九番（竹ノ上武俊君）　一般質問の進め方をせっかくスムーズにやろうとして努力しているわけですけれども、議長の方でも注意してもらいたいと思いますが、私の質問に対して答弁をしていただくということでないと、勝手なことをしゃべっていただくと困るわけで、第一の先ほどの質問は、自治会館と地区センターというものを同一の性格として考えているかどうかと、そう確認していいですねと、こういう質問をしたわけです。この点についての答弁がなかったので、その点をちょっと補足してもらいたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　時間を要約する意味で私からお答えをいたします。

自治会館と地区センターとは、全く性格が似ていても違います。どう違うかといいますと、自治会館は自主的に地域がつくったものであり、地区センターは市がつくって、市が管理するものであります。条例上、全く位置づけが違います。

それから、ことしの予算云々ですが、これは、ことしは昨年から考えておりました富士見会という地域、もう一つは落川方面に場所がないか、もし場所ができれば地域に不足であるからして建てようという考えは持っておりましたが、いまのところ用地が確保できませんので見込みが成り立ちません。

それから、三井団地の場合は、確かに住民から、二年ほど前からいろいろ要請を受けておりました。あの土地は市の赤道であったものを三井が造成の際に、つまり第二次の造成であったわけですが、ほしいといってきましたけれども、替え地をよこしなさいということで替え地を出させたわけです。ところが、現場で指導しなかったものですから面積だけ受け取ってしまって、全く不成形な、役に立たないというような土地を受け取ってしまったと。これは大変残念だったと思っております。したがって、もし地域の方が三井と交渉をして、四角い土地と交換をしてくれるならば、地区センターも考えられるというふうに答えてあります。いまの場所には、市としては建てる考えはありません。したがって、自治会館をお建てになるという気持ちがあれば、場所を無償でお貸ししましょうというふうに答えてあります。

それから、日野市の場合、地区センターは非常に特徴的にたくさん分布しておりまして、大変市民社会にいい影響、いい成

果を得ておると思っております。自治会館においても同様でありますが、一応これで今日の人口にはほぼ足りておるというふうには見ておりますけれど、もちろんこれから地域地域で要請があるに違いありません。たとえば、滝合自治会という造成地があります。ここには、協定には集会所用地のみでありましたが、きちんと地区センターを建ててもらって、そうして受領をいたしました。それから、いま指図をいたしておりますのは、日鉱不動産という南平に造成地があります。そこにも集会所用地として受け取る用地が用意されてあります。したがって、約束にはありませんけれど、最後の仕上げとして、地域に対する市民サービスとして建物を建ててくださいと、その上で受け取りますと、こういうふうに指導をいたしております。それから、百草台でありますとか高幡台でありますとか、あの方面には、公団の土地なんですけれど、たとえば湯沢会館というよそにない施設もつくりました。そういうことで、これから団地あるいは造成地等で得られる、というよりもこれからの交渉、そういう造成等がありますときには必ず用地を、規模のある、一定規模以上の造成等に対しましては、そういう集会所の用地と、あるいは建物をともに建ててもらって受け取るというふうにしたいと思っております。一般的に言いまして、そのように考えておりますことをお答えをして、御了解をいただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　竹ノ上武俊君。

○十九番（竹ノ上武俊君）　いま、市長の答弁と部長の答弁と食い違うわけで、非常に困るんですけれど、先ほどから私の質問している地区センターと自治会館は統一したもの、同じ性格のものとしてさっき部長が答弁をしております。合わせまして大体全住民をネットしている、こういうふうに言っているわけですが、この辺は取り消されますか、部長。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　部長はその機能について言っておるわけであります。私は管理の面で言っておるわけであります。意味は全く同じですから、つまりネットワークとしては、それらをともにまとめた中で成り立っておるというふうに申し上げているわけであります。

○議長（名古屋史郎君）　竹ノ上武俊君。

○十九番（竹ノ上武俊君）　いま、答弁の中で、最初に出しました五点目の自治会館への新設の補助の問題は、今後の課題として検討するという趣旨の答弁をされておりますので、この件については積極的に新設の方向で検討してもらいたいというふうに意見を出しておきたいと思います。要するに、機能の面では自治会館も地区センターも同じであると、こういうふうに市長も答弁しておりますので、積極的にひとつ関係部課の方で検討していただきたい。また、若干市長の答弁とニュアンスが違うんですけれども、密集の団地、例を挙げれば百草団地、高幡台団地などですけれども、こういう点についても今後の課題であるというふうに部長の方で答弁しておりますので、この点についても、もし住民合意があって用地提供があれば、ぜひ積極的につくる方向で検討していただきたいということをあれしておきたいと思います。

問題は、いまの部長の答弁の中で、地区センターの設置基準、どうも聞いておりますと、この基準というものが市の内規みたいなもののようでございますが、がけの問題とか危険性については明確なものがないという点を感じるわけでございます。そして、面積についてもですけれど、三十坪平均といいますけれど、二十五坪以上と言っていますが、あるいは間隔が五百メートルと言っておりますけれども、二十坪前後のものも現実にあり、あるいは距離的には五百メートルと、そういう関係に立っているものも方々にあるんじゃないかと思いますがいかがですか、その点は。

○議長（名古屋史郎君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　お答えいたします。古いものの中には二十五坪未満というのが三カ所ございます。これはいままでの古い経過の中でそういうふうな状態になってきたわけでございますけれども、設置基準の方では非常に人口増とか、あるいは集会施設の利用等がございます。非常に利用が盛んになってきているというふうなこと等もございますので、現状を

考えた設置基準としてはさっき披露申し上げたとおりでございます。ですから、三十七ございますけれども、そのうち三つがいままでの経過の中で二十五坪以下ですか、そういうことでございます。

○議長（名古屋史郎君）　竹ノ上武俊君。

○十九番（竹ノ上武俊君）　問題をしぼってまいりたいと思いますけれども、要するに設置基準というのは、これは条例とかそういうものと違いまして、住民の要望の実態に合わせていかなければいけないと思うわけです。五百メートルといいましても、たとえば団地である場合は五百メートルで千世帯、千五百世帯と集まっているわけです。過疎というと失礼ですけれども、まだ開発が進んでいない地域は人口が密集していない。しかし、地区センターが必要と、こういう点からいけば日野市の地勢、人口の密集の配分、そういう点からいけば五百メートルというようなことが絶対の基準になると、そういうことではないと思います。そういう点をひとつ考えてもらいたいという点が一つ。

そして、もう一つは用地の問題ですけれども、先ほどから部長は、用地があればつくる、用地があればつくる、ということを言っているわけですけれども、いま三井台団地自治会の方々がおっしゃっているのは、この三井不動産がちゃんと用地を提供しているわけです。そして、恐らく市に提供している土地ですから、この造成も、ブロックが落ちているとかなんとかおっしゃっていますけれども、市が管理して設計を指導してきているし、公共用地ということで住民にもそういう趣旨で話し、三井不動産もそういうふうに心得てきている場所ではないかと思うわけです。そして、私も実際にこの用地に何回も行きまして見ておりますし、またいまここに写真も持ってきておりますけれども、何もブロックが落ちて危険であるとかそういうことでもなく、一般の宅地造成以上にしっかりと造成がなっております。そしてまた、いま基準ということを言われておりますけれど、二十坪前後の小地区センターなら、専門の設計家にも聞きましたところ、十分に設計ができると、集会所として建設できると言っております。そういう点をひとつ考えてもらいたいと。

三点目の問題として考えてもらいたい点は、いままでの住民との関係のいきさつです。これは三井不動産が開発するとき、前古谷市長あるいは最近の森田市長、こういうところも開発の協定でいろいろ話し合いしていると思いますし、そういうやりとりの念書なんかもあると思いますが、そういう中で住民全体が一致して望んでいる。そして現在、日照権だ何だというような人は一人もいない。これほど最適の地区センターをつくれる場所というのはないわけです。もちろん、面積の点では若干の狭さという点はありますが、あそこの三百世帯前後という利用の範囲、若干広げれば五、六百世帯、それで利用する地区センターとしては最も適当な地域でございます。私も何回も見てお

りますけれど、あそこが危険だということになりますと、いまつくっている日野市の七生地域の多摩丘陵の開発の住宅は、全部危険ということになるわけです。そういうことを理由にして、これほど熱心に市民が望み、そして市議会でも、昭和五十年の九月議会だったかと思いますが、住民の集会の施設をつくってくれという請願を満場一致で採択して、市にも要望しているわけですから、そういう点をやっぱり三点目として考えていただきたいと思うわけです。この点についてさらに一言言いますと、いま財政危機ということが叫ばれております。そして、住民要望も山積しております。そういう場合に、ちゃんと用地を提供して地区センターをつくってくれというのがあるのに、その予算を浮かばせているというようなことでは、今後財政の危機という困難というのがさらに進んでくる場合は、最も大切な問題は住民と力を合わせてこの財政危機を乗り切っていくと、こういう事態を考えなきゃいけないと思います。日野市の場合でも来年度あたりになりますと公債比率とかそういうのが高まりまして、非常に財政が厳しくなっていくわけですから、せっかくつくった予算を当てもなく浮かばせておくというんじゃなくて、住民も望み、開発業者も土地を提供している、こういうところにあらゆる知恵をしぼって、市がやっぱり積極的な立場で努力をするということが必要ではないかと、私はそういうふうに考えております。ですから、設置基準がどうのというようなお役所根性的なことで住民に対して反発するのではなくて、設置基準というのは条例でもないわけですから、さっき言った立場からももっともっと何とかここに地区センターをつくって住民要望にこたえられないか、そういう観点で今後接触していくべきではないかと、そういうふうに考えているわけです。

問題をしぼりまして以上三つの点にいたしまして、部長でも市長でも結構ですが答弁をしてもらいたいと思います。考え方をですね。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　われわれは拒否姿勢で住民に臨んだことは一遍もないんです。何とかひとつできることはしたいという気持ちでまず考えるわけです。そして、土地は何か住民が三井からもらって市に提供するというふうに思っておられるようですが、そうじゃなくて、私が就任しまして三井が残っている一部分を二次的に造成すると。それで赤道か何か市の要するに公有地を分けてほしいということがありましたから、土地は絶対に分けないと、替え地をよこしなさいということで受け取った替え地です。そして、先ほども言いましたように、現地で具体的に指導しなかったものですから、面積だけは八十数坪の面積があるけれど、地形が全く利用価値のない地形であったと。せいぜい子供さんが親と一緒に行って遊べる程度、フェンスでもすれば何とか利用できるかもしれませんが、物を建

てるというような場所じゃありません。これはどなたが行ってみられても常識でわかります。（「そのとおりだ」「おかしいじゃないか」と呼ぶ者あり）いや、ですから、四角い土地と交換をしてくれるならば建てることを検討しますと言っているんですから、四角い土地を三井不動産が交換をしてくれれば問題は大きく前進するわけです。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）そういう姿勢で臨んでおるわけでありまして、住民に拒否をするということで物を考えているわけじゃありません。仕事をするからには安全であり、かつ有効であるものをつくらなきゃならんと、そういう考えであります。そして、もう一つ言いますと、あそこの方のお話を聞いてみると、自治会館でもいいように受け取れる面があります。したがって、もしそういうことであるならば、土地はなるべく安全な設計の中でお貸しをするということは結構ですと言ってあります。二年前からの懸案でして、三井の本社にも行ったりしていろいろ交渉した結果のそれが結論でありますので、急に始まった問題でもありませんし、われわれとしては三井がもっと住民にサービスすべきであるということを心から考えております。（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　竹ノ上武俊君。

○十九番（竹ノ上武俊君）　それでは、もう一度強調して確認したいんですけれども、いろいろありますが省略をいたしまして、私も三井不動産がもっと土地を市に提供すべきである、そういう点は市長と同じ考えを持っております。そこで、確認したいんですけれども、土地の問題ですけれども、市長が専門家でもないのに、だれが見ても地区センターはつくれないというのは、専門家に一度聞いてもらいたいと思います。私も設計技術者の方に聞いて、日野市で一番小さい形の地区センターなら設計ができると、図面でも引きましょうと、こう言っているわけですから、軽々しく、ここに写真もありますが、そういうことを言ってもらっては困ると思います。それで、今後住民に対しては、地区センターを三井不動産が土地を提供すればつくるという方向で、今後もよく会って話も進めていくということなのかどうか。私はそうしてもらいたいと思っております。それから、三井に対してもさらに、ここでもつくりかねるとか、設置基準がどうだこうだということで住民にはおっしゃっているようで、住民のどなたもが市に来て不満を感じていらっしゃるわけで、私が一般質問を行っているわけです。そういう立場でございますので、住民のために三井不動産に四角い土地とか、そういうのを出せというようなことは、住民が要望すれば一緒に行くとか、今後も市独自に交渉をするとか、そういう点の努力をしてもらいたいと思いますが、その点についての答弁をしていただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　何回も言っているわけですが、私どもの方が住民の方とより長く、より深く折衝をしております。（笑声）そして、そのことの理解は十分いただいておると思っておりますが、とにかく公共施設を、もちろんこれには基準が必要でありますし、何か変則の、一部分の部落しか使えないようなものは地区センターではないわけですから……（「そのとおり」と呼ぶ者あり）地域の人が広く使える、そういう場所に規格に合ったものをつくりたいというのが基本であります。三井にも行きました。しかし、土地はないと言って、くれないんです。（「大企業横暴」と呼ぶ者あり）はい。（笑声）ですから私は、よけいなことかもしれませんけれど、全部を宅地にしてしまって公園を一つもつくっていない、あるいは集会所用地を一つも残していない、これがまともな造成と言えるかと、欠陥造成であると、私は明らかにそれを指摘しているわけです。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　竹ノ上武俊君。

○十九番（竹ノ上武俊君）　今後も努力されるんですか。市長の答弁が、いま聞いてみればわかるとおり今後も努力すると、会うという点は話の中で感じるわけですけれども、もう行かないと、三井なんかにも交渉しないようなふうにも感じ取られるんですが、その点については私は今後とも住民とよく協力してもらって、三井不動産の態度、そういうことに対しても交渉してもらうという線で、もちろんこの地区センターができた場合に、当然の常識として、三井台団地の自治会だけで使うということはおっしゃっていらっしゃらないと思います。そういう点もよく理解して、住民の不満の声が出ないように今後ぜひ真剣な努力をしていただきたいと、こういう意見を加えましてこの件についての質問を終わりたいと思います。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　これをもって三の一、地区センター（三井団地など）の新設をせよに関する質問を終わります。

次に三の二……（「議事進行」と呼ぶ者あり）高幡地域の排水など環境改善についての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。（「議事進行」と呼ぶ者あり）島村孝志君。

○二十八番（島村孝志君）　議運の話し合いの中で、今後回答の関係等々もありますので、一時間やったならば十分程度休んでいこうというのが決められたわけです。その辺をルールとして議長自身が守っていただくことを要望いたします。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　お答えいたします。

私もそれについては大分考えたんですけれども、先ほど成立いたしました一時間半というこの一般質問、これとほかのこととはちょっと違うということで、一時間半の範囲で、竹ノ上さんの御質問が終わる時点で休憩をしたいと、こういうふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。竹ノ上武俊君。

○十九番（竹ノ上武俊君）　高幡地域の排水など環境改善についての通告質問に移りたいと思います。

高幡不動駅周辺は古い住民の人も住んでおります。また、市の方でも十分あの付近の環境については知り尽くしておられると思います。しかし、残念ながら日野市の中では非常に古い街角でございますが、環境整備という点になりますと昔の状態が依然として残されている、そういう状況でございます。道路整備を見ましても、それから排水の施設を見ましても、交通安全の上からも、非常にまだ問題点を残しております。こういう状況でございますので、一刻も早くあの周辺の環境整備をしていかなければいけないと思います。もとより、先ほどの質問でも関連いたしましたように、三井団地の上の今度は鹿島台団地、ここらの開発というようなこと。高幡不動尊の境内なども広くなっておりますけれど、特にその上の開発、このために水の流れが吸収がなくて、急激に川崎街道の方面からおりてくるという状況から、なかなか排水施設などが改善をされないという点になっていると思います。そこで、具体的に質問をいたしたいと思います。

第一点目は、川崎街道の高幡不動尊の先、八王子寄りの方ですけれども、あそこが雨が少し降ればすぐに溢水をすると。そしてしかも歩道がないために、車が水をはねて通行人も非常に迷惑をしているというような状況でございます。市民の方は、市の若干の協力などもあって、土のうを置いたりしてその場、その場をしのいでいるわけですが、夜中に雨が降れば夜中にすぐ飛び起きて防御措置をしなければいけない、こういう状態が残されております。この雨水や一部雑排水の排水について、どういうふうに解決しようと市は考えているか、抜本的な考えがあればそれを答弁してもらいたいと思います。また、東京都などへも働きかけているかどうか、その関連でも答弁をしてもらいたいと思います。

第二点目といたしましては、やはり高幡不動尊の周辺に小さな側溝がございまして、ふたかけがしていないために若干の雑排水がよどんで悪臭を発生したり、害虫を発生したり、また子供が遊んでいるときにおっこちたりという状況の所が数カ所ございます。こういう点について市としてふたかけなどの努力をする考えがあるかどうか、この点について答弁をしてもらいたいと思います。

また、三番目に歩道の問題でございますが、川崎街道の歩道についていま東京都が力を入れまして、新宿寄りの方面からと八王子寄りの方面から歩道の設置を着々と進めてきております。ところが、東京都も困っているようでございますけれども、やはり高幡不動尊の近辺の川崎街道には歩道ができておりません。

このことにつきまして、私どもも長年東京都や、あるいは日野市に対して要望してきておりますが、解決策について市はどういうふうに考えているか答弁してもらいたいと思います。

第四点目は自転車置き場の問題ですけれども、これも京王沿線についてたびたび私ども要望し、京王帝都本社にも参りまして自転車置き場設置を要望しております。高幡不動駅周辺は新井方面、あるいは南平方面、川辺堀之内方面、高幡方面、三沢方面、たくさんの人が利用をしておりますし、最近自転車もふえてきております。そして、商店街の前などに放置をして通勤、通学をしてしまうという状態になっております。いろいろ用水のふたかけとか、あるいはハイマートビルの付近とか、高幡駅周辺に適正な用地を提供するように私ども京王帝都などにも要請しておりますけれども、そういう点も関係しまして、一刻も早くあの駅に自転車置き場を完備していただきたいと思います。もちろん、他の駅にもさせていただきたいわけですけれども、今回は高幡不動駅に限ってひとつ答弁を、どういう状況であるか答弁をしていただきたい。

以上、四点についてまず質問したいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　お答えいたします。

ただいま御質問の高幡不動尊前の溢水でございますが、都道沿いに幅一・二メートルの水路がございますが、この水路は非常に狭く、したがって勾配がありませんので、土砂が堆積して浅くなっている上に曲折がございますので、用水として水のはけ口が非常に悪いという状態でございます。さらに、不動様の裏の開発が急激に進みましたので、少しの雨でも溢水するというのはただいま御指摘のとおりでございます。これにつきましては、建設部といたしましては、現時点ではこれといった改善策はございませんけれども、下水道サイドの計画化は別といたしまして、今後改善策があるかを検討いたしまして善処したいと考えております。

なお、都道の水路でございますけれども、土砂が非常に堆積しておりますので、これがしゅんせつについては都に積極的にしゅんせつするよう申し入れているところでございます。なお、都道の改善につきましても、都に積極的に働きかけていくつもりでございます。

○議長（名古屋史郎君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　三点目の御質問の歩道の確保、解決策でございますけれど、市といたしましても東京都に対しまして再三要望してまいりました。現状、御承知のとおり道路を拡幅しないと、歩道設置は不可能であるということでございます。そこで、突き当たりますのが用地買収でございます。現在、東京都におきましてもこの問題が一番大きな問題でございます。そういうことで、市といたしましても、これから東京都の方にさらに要望してまいりますけれど、現在のところなかなかちょっと困難であるというふうに考えております。

それから四点目の自転車置き場でございますけれど、先ほど議員さんの方から御質問の中でお話がございましたとおり、ハイマート裏の使用でございますけれど、道路をすでに置き場として使用しておりますが、さらに道路沿いの水路にふたかけをいたしまして、自転車を両側に置きたいということでございます。それから、用水組合はすでに了解を得てございますけれど、駅北側の水路にふたかけをいたしまして、同じく置き場をつくりたいということでございます。

それから、ホームの延長工事、現在行っているわけでございますが、完成と同時につけかえ水路にふたかけをいたしまして自転車置き場をつくりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（名古屋史郎君）　竹ノ上武俊君。

○十九番（竹ノ上武俊君）　最初に自転車置き場の件ですけれども、いま答弁のとおりに、市として努力をしているということであれば、京王沿線でも早目に自転車置き場が完成をするという感じがするわけでございます。そういう点でここは一刻も早く、最も多い利用客の駅でございますので、急いでいただきたいと思います。でき上がるめど、こういったものがあればこの件についてはそのめどだけひとつ答弁をしていただきたいと思います。

それから、第一点目の雨水の溢水の問題でございますが、私もすべての側溝と用水、この付近を全部、住民の方々と歩きまして調べてまいっておりますが、非常に困難な場所もございます。また、市が若干の用水の努力などをされて少し改善したところもありますけれども、何としても抜本的に一つは改善をしなければいけないという点があると思います。抜本的な改善として一点は、私のこれは考えでございますけれども、川崎街道から京王線に踏切のある地域がここにございます。これは高幡橋ではなくてもっと駅寄りの真ん中のところに踏切がございますが、ここをいま、昔の用水がかれてしまったような形でとまっておりまして、現在は細い側溝ができて、京王線の方にちょろちょろと流れている状態でございます。ここを利用して、京王帝都とも協力していただいて、この京王線を渡るような形で、高幡用水の方に排水を一本つくるという研究をしてみたらどうかと、こういうふうに思うわけです。そして、日野市の長期的な下水道計画、排水管、そういうものとの将来の結合、こういう点を検討をしてみたらいかがかと思いますので、そういうことが可能かどうか、あるいは検討できるかどうかひとつ答弁をしていただきたいと思います。

また、歩道の問題ですが、あの付近の歩道につきましては確かに道幅が、はかってみますと狭い所が六メートル三十七、八

センチ、広い所でも六メートル五十七、八センチと、カーブでございますから最低基準よりもちょっと道幅をとらなければいけないという点では、確かに用地買収の問題が解決の最大のキーポイントであろうと思います。しかし、用地買収というような話を住民とするにしましても、たとえば現在、もう川崎街道、あの付近は大変傷んでおりますから、打ちかえとかそういうこともしなきゃいけないと思います。そうすると、打ちかえなどをするたびにこれは川崎街道の方が上がってまいりまして、ますます水が民家に流れ込むと、こういう事態になってまいりますので、その辺でよく住民の意向を聞いて、住民の要望も聞きながら、あるいは地主さんの協力も得ながら住民との接触をしていただかなきゃいけないと思いますけれど、そういう点で住民とも協力して接触しながら、東京都と協力してやっていくという点でどういうふうに努力されるか、もう一度答弁をしていただきたいと、そういうふうに思います。

そして、もう一つ小さい点ですが、ちょっと答弁が漏れたように思いましたけれども、川崎街道から一方通行で高幡不動駅に入っていくところがございますけれど、あの付近の側溝については土木課あたりで、ふたかけをする方向で解決をすぐしてもらった方がいいんじゃないかと思いますけれど、もちろん住民の人の意見も尊重しながらやっていかなきゃいけないと思いますが、その辺について手を打っていただくかどうか、その点について一言答弁をしてもらいたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　自転車置き場につきましては、できるだけ早く設置いたしますよう努力していきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　竹ノ上武俊君。

○十九番（竹ノ上武俊君）　めどとしてはどうですか。何カ月ぐらいでもいいですけれど、何カ月ぐらい先には完成させたいとか。

○議長（名古屋史郎君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　用水のふたかけ、あるいは水路のふたかけにつきましては、これから現在の実際の現場等におきましていろいろ調べているわけでございますので、これにつきましては予算が、これは来年度ですね、新年度の中でいただければ早急にできるというふうに思っております。ただ、ホームの延長工事、これは京王側の問題でございますけれど、これが完成いたしませんとできませんので、これにつきましてはいまのところわかってございません。

○議長（名古屋史郎君）　竹ノ上武俊君。

○十九番（竹ノ上武俊君）　中央大学の移転問題なんかと関連いたしまして、来年三月近辺には一定のめどがつくんじゃないかと思いますがいかがですか、高幡不動駅の近辺は。

○議長（名古屋史郎君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　中央大学のことにつきましてはちょっと私も存じておりませんが、完成いたしますれば早急に手をつけてできるんではないか、というふうに思っております。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　次に建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　ただいまの排水路の場所でございますけれども、十分に検討いたしまして、高幡付近の溢水がこのままの状態では放置できないという考えから検討していきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　竹ノ上武俊君。

○十九番（竹ノ上武俊君）　側溝の件はどうですか。ふたかけの問題は。

○議長（名古屋史郎君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　側溝のことにつきましても十分検討いたします。

○議長（名古屋史郎君）　竹ノ上武俊君。

○十九番（竹ノ上武俊君）　それでは、いまの答弁で私の大体通告質問の中で望みました点が、ある点では非常に早く解決をすると、そういう努力もするということでございました。それを了といたしまして質問を終わりたいと思います。

しかし、一言つけ加えるとすれば、やはり高幡不動周辺は古い町でございますので、非常に解決が長引いたという点がございます。そして、さらに中央大学の移転等を考えますと、この交通の激しさというのは異常になるという気がするわけです。そういう点で、住民、そこに住んでいらっしゃる方、通行人、両方の意見をうまくくみ上げていただきまして、一刻も早く私が要望した点の解決をしていただくようにつけ加えたいと思います。

以上で終わります。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって三の二、高幡地域の排水など環境改善に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め暫時休憩いたします。

午後三時五十五分休憩

午後四時三十五分再開

○議長（名古屋史郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

四の一、仮称第十六小学校早期開校のための環境整備と開校時の教育環境整備についての通告質問者、橘祐子君の質問を許します。

（九番議員登壇）

○九番（橘　祐子君）　私は仮称第十六小学校早期開校のための環境整備と開校時の教育環境整備について質問をいたします。この仮称十六小学校は八小を母体校として建設される学校であります。現在の八小の現状、このことについてまず触れ、引き続き質問をしていきたいと思います。

第八小学校はすでに児童数が千二百八十五名、学級数三十一学級であります。来年度の見通しといいますと、現在の六年生が卒業いたしましても、新一年生が一学級ふえることがはっきりしておりますので、これで三十二学級、それに現在の五年生が六名、二年生が三名ほどふえますとこの学年もそれぞれ一学級ずつふやさなければいけません。そうなりますと、三十一学級が来年度は三十四学級にもなると、こういう現状になってきております。もちろん、プレハブ教室もふえてくることが予想されております。いま、第八小学校の中で大変けががふえているわけです。再三にわたりまして教育委員会と八小のＰＴＡの方々が交渉を進められたり、その他私どもが交渉する中で、教育委員会の方からプレハブ教室を悪い、悪いと言わないでほしいと、夏は暑く、冬は寒いというような点では解決されてきていると、こういうことが言われております。確かに私、その点では昔から比べますと大変改善をされてきていると思っております。しかし、このプレハブ教室の問題をただ単に夏は暑くて冬は寒いというだけの問題としてとらえていくかどうかの問題です。（「そうだ」と呼ぶ者あり）プレハブ教室が多いと。いわゆるプレハブ教室の存在といいますのは、特別教室の不足、また狭い運動場を意味していると思います。そういう点から、このプレハブ教室というのが、やはり学習におくれる子供たち、またはひ弱な子供をつくる一定の役割りをしているのではないか、こういうふうに私は考えております。そういう点からも、やはりこのプレハブの問題は考えていかなければいけないと思うんです。そういう形で革新市政も考えたからこそ、四年前三十近くありましたプレハブ教室が、現在では大変一部になって、一番多いのは第八小学校と、ここまで来れたのではないかと私はその点、革新市政を評価いたしております。こういう立場から多くの父母の方、また地域の方々から、どうしても八小を母体校とする十六小学校、仮称でございますが、これの早期開校を目指してほしいと、こういう要求が強まっております。一昨日の市政経過報告の中でも助役から報告されましたように、この用地が地主さんの御協力でほぼ確保されていると報告されております。学校建設にとりまして用地が確保されるということは、大部分学校が建ったに等しい、とこれまで言われてきました。そういう中で、やはり一昨日の市長の市政経過報告の中で、用地がほぼ確保されたにもかかわらず、開校は五十五年だと、いわゆる二年以上かかるんだ、という答弁がございました。

そこで、第一点目の質問は、なぜ二年以上開校までにかかるのか、具体的に答弁をしていただきたいと思います。

続きまして一つは、この第一点目の問題との関係でございますが、幾つかの学校を早期開校するための問題があると思っております。一つは都市計画を変更しなければいけないと、こういう問題があると思いますが、この都市計画についての変更をいつやり、そのために要する日数、日時といいますか、どのくらいかかるのか答えていただきたいと思います。

次に、この地域は九月議会でも私、質問いたしましたように、この春、東京都が発表いたしました急傾斜地の防災のところで、危険地域というようなことも出されております。そういう点で防災上からも安全な造成がなされなければいけないと思っております。この造成に要する日時、これを答弁していただきたいと思います。

続きまして、排水路の問題です。当然、二十数学級の学校がつくられることが予想されますので、そうなってまいりますと、常に問題になってくるのが排水問題です。この排水をどこを通してやるのかという問題です。九月議会の市長答弁の中で、私、西武の排水問題を取り上げました。この中で西武の現在の排水路に入れていくという答弁がありましたが、この西武の排水路がいまどんな状態であるのか、というのはここで繰り返しません。そのときに私は現地調査をして、宅造業者である西武に責任を持って直させるように、こういう提案をいたしました。都市計画部長、建設部長、並びに部、課長さんたちと現地調査も行っております。その結果、大変不備な点が出てまいっておりますが、その後の経過、西武との交渉はどのように進み、いま西武はどういう計画で排水路を整備しようとしているのか、また市は学校建設に伴って西武とどのように一緒になってやっていこうとしているのか、この点について質問をいたします。

次に、いま用地がほぼ確保されておりますこの地域の関係住民に対する対策の問題です。請願も出されております。いろいろ意見を聞いてみますと、一つにはあの西武団地を買うときに、そこに学校が建つというつもりで買ったのではないと、その点やはり問題があるのではないかと、こういうことが一点。一番大きな問題は、造成中の問題です。車はどこを通って入ってくるのか、騒音対策としてはどんな手がとられるのか、また、建った後、グリーンベルトなどそういうものを配置する気があるのかどうなのか、そうしたもろもろの具体的な問題について市からまだ何らの提案もないと。こういう点をどのように市は考えていらっしゃるのか。環境整備の点については以上の点を質問いたします。

引き続きまして、教育環境整備の問題でございますが、先ほど今後の新しい学校をつくるという上で、学校公園構想が板垣議員の方から提案をされました。これからの新しい学校は、市

長が答弁されましたように、社会教育、社会体育、社会福祉のコミュニティーセンターとしての役割りを果たしていけるような、そうした内容を含む学校建設にしていかなければいけないと思います。そういう点でこの学校そのもの、どういう状態の学校にしていこうとしているのかという問題です。三沢中学校の場合を見てみますと、学校がこの四月に開校されたわけでございますが、備品はほとんどそろっていなかったという中で、大変先生、父母から要求が出て、途中で補正予算を組んでもらうと、こういうことがありましたが、そういう点についても開校時には教育活動に支障のないように備品はそろえていくということが当然必要になってくると思います。その点、どのようにお考えであるか。

以上の点を質問いたします。

○議長（名古屋史郎君）　橋祐子君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　お答えいたします。

十六小の造成から開校までの期間でございますが、用地問題が無事に、折衝が順調に進みまして、五十三年の一月から設計等にかかれるとした場合ですが、調査、設計において三カ月、関係諸官庁の届け出二カ月、積算基礎三カ月、これは所管庁届け出と同時にやるといたしましても三カ月かかります。そのほか土木工事で十カ月、これは正月にかかりますので、土木作業員の故郷への帰還等で会社で人夫が集まらないということで、一カ月は仕事にならないということでございます。同じく建築工事で十カ月。そのほか基本設計、自主設計が建築関係にはございますが、これ等を勘案いたしますと、どうしても五十五年四月にならざるを得ないということでございます。土木工事と建築工事を並行してかかる場合には、土木工事、建築工事の作業員の競合がございまして、同時工事施工ということは非常に問題があるのでございますが、開校に間に合わせるという意味で同時工事をやって、五十五年の四月の開校にこぎつけるという日程でございます。

次に十六小の排水路でございますが、その前に現在の西武四団地の排水整備でございますが、先般、現地を調査、点検してまいりまして、都道と程久保川に通ずる排水路を点検した結果、相当の土砂が堆積しているということが確認されましたので、西武建設の責任者に至急土砂をしゅんせつするようにと申し入れましたところが、先般来土砂をしゅんせつしているようでございます。実際に土砂のしゅんせつするところを、私も行って堆積しているところも見ております。これを程久保川に放流する所まできれいにしゅんせつするようにということを申し入れてあります。土砂のしゅんせつが一メートル以上堆積しておりますので、七月の大雨にはマンホールのふたがはずれてはんらんするという事態に、これではなったのであろうということが

わかったわけでございます。工事が完成してから現在まで相当の年月の間、まだ一度もしゅんせつしていなかったということでございますので、このしゅんせつによって、いままでのようなマンホールのふたがはずれるというようなことはないのではないかというふうに考えております。

それから、造成時の際の地元対策でございますが、どうしても造成時につきましては、付近の地元市民の方々に対しては、若干のごしんぼうをお願いすることもやむを得ないのではないか、というふうに考えております。この工事期間というものは、無限に続くわけではございませんので、また公共の施設であり、市民の財産として、いつかはその人たちも使用するということで、御理解をいただきたいというふうに考えております。また、だからといってそのままにしておくわけではございません。これが対策については、業者に対して万全を期するよう努力する次第でございます。

以上でございます。

○議長（名古屋史郎君）　都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　それでは、第二点の都市計画の変更のことにつきましてお答えいたしたいと思います。

これにつきましては道路の線形が変わると、こういうようなことで一団地の変更と、こういう都市計画の変更があるわけでございます。そういうことで、この問題につきましては東京都の関係の課の方と協議を現在しております。そういうことで、協議が整い次第、これらについての手続上の問題、都市計画の審議会の決定、議も経なければならないと、こういうようなこともございまして、できるだけ早急に進めたいわけでございますが、これにつきましても、六カ月程度はかかるのではないかと、こういうふうに考えておるわけでございます。

以上です。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　質問の御趣旨は、母体校である八小がすでにもう過大の状況が蓄積されておるからして、早く新設校を開けということに尽きると思うのでありますが、振り返ってみますと、宅地造成は行われたが、学校を一体どこに建てるかということがかいもく考えられない当時の開発状況であったと。これが一つ大きく前提があります。そこで、何とか可能な場所を物色に努力をしたわけでありますが、いま予定をしております場所が、最終的に非常にむずかしい条件の中で、かろうじて開設ができるのではなかろうかということに達したわけであります。そこで、相当な期間を要しましたが、用地交渉の結果、用地の確保の見通しは整いました。もともと周辺を開発するときに、ここに学校を建てようということで予定をされておりませんし、それから地形上にはかなり無理もあります。

しかし、できさえすれば、ちょうど等距離間隔で子供の学校区を編成するにはまあまあである、こういうふうに思っております。ただ、地形が複雑でありますから、造成にも相当期間を要する。それから、すでに行われました都市計画決定等の変更も手続として必要であります。その理由づけもまたきわめてむずかしい面があります。それから、周辺のこれまでいろいろ問題のありました地域に対しましても、十分な説得工作を行わなければなりません。それらの手順をある程度確実性を持った期間を考えます場合には、どうしても五十四年が建設にかかり得る可能性の年であると。そうなりますと、どうしてもまたその翌年の五十五年四月が、開校ということのまず可能であって、しかもそれらの手続をすべて整える期間も含めた中での一応の見通しであると、こういうふうに考えております。確かに八小の状況からいいまして、早く新設校がほしいわけでありますが、それらのこれまでの前後の事情の中で、ようやく見通しを八割程度持ち得たと。まだしかしむずかしい問題も二割ぐらいはありますので、これらにつきまして鋭意打開していこうと、これが今日のわれわれの態勢でございます。そのことを御了解の上で、先に対してのいろいろな御心配もありがたいことではありますけれど、それらを一々対処しつつりっぱな学校をつくっていきたいと。そうして、つくるからには地元からもまた歓迎をされ、教育環境としてもよろしいと、こういうことに仕上げてまいらなければならないというのがわれわれの考え方でございます。よろしく御理解をお願いいたします。

○議長（名古屋史郎君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　一つはコミュニティーセンター的な役割り、このことについてはさっき板垣議員にお答えしましたように、学校開放という線でそれをよりよくするための方策というものをここにも取り入れるような努力はしていきたいと、そういうことをまた市当局の方にもお願いしたい、こういうふうに思っております。

それから、たとえば体育館とかプールというようなものについては、ほかの学校の開設と同じように、体育館についてはどうしても九月一日には完成と、それからプールについてはその年にすでにできるように、ほかの学校と同じように整備していただきたいと、こういうふうに思っていますし、していただけるものと考えております。

それから、教材とかその他の備品でございますけれども、これは一〇〇％完全というわけにはなかなかいきません。しかし、学校が基本的な教育をやっていくために必要なものについては、三沢中学でも私たちは整えていると思っておりますが、さらにそれに補正予算などをいただいてやったということは、これは実際に使ってみて、よりよいもののためにそういうようなことをお願いしたわけでございまして、当然基本的に必要なものは

出発時期において、すでに整えなきゃならんと、こういうふうに考えております。

○議長（名古屋史郎君）　橘祐子君。

○九番（橘　祐子君）　簡単に聞いていきますので、簡単に答弁をしていただきたいと思うんです。

設計ですね、そういうものに三カ月ということで、それから関係官庁その他の手続、二カ月、三カ月ということが言われましたけれども、それをやるのと並行して造成ができないのかどうなのか、この点一点お聞かせいただきます。

○議長（名古屋史郎君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　土木工事は一応、調査、設計が上がりませんとできません。積算の基礎とをにらみますと、どうしても半年かかります。ですから、一月一日から始めても、土木工事は来年の七月から十カ月を見なければ造成できない、というふうに予定しております。

○議長（名古屋史郎君）　橘祐子君。

○九番（橘　祐子君）　聞いていることが違うんです。十カ月かかるというのはわかったんです。大変なところなので、道路もつけかえなければいけないので、十カ月かかるというのはわかったんです。工事を始めるには、普通のところでたとえば造成する場合には、市に開発行為指導基準に基づいて申請したりするわけですね。そういうので許可される中で造成していくわけですけれども、こういう要するに取得した後、造成を始めるのに必要な書類だけ、事業認可だけといいますか、許可だ

造成はできるわけでしょう、造成許可を取れば。工事認可を取ればできるわけでしょう。そうしますと、さっきおっしゃった八カ月以後に、結局造成を始めなくとも、造成が始められる手続を先にしてやることはできるわけですね。その点を聞いているんです。

○議長（名古屋史郎君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　この十六小は平たんなところではございません。南が高く、三段階になるというような非常に複雑な敷地でございます。設計もしたがって三カ月というふうでございますので、さらにこの造成に並行して道路のつけかえもございますので十カ月の期間は必要であり、積算の基礎等の点検もございますので、工事の着工が七月というふうな日程でございます。

○議長（名古屋史郎君）　橘祐子君。

○九番（橘　祐子君）　聞いていることが違うんです。

け取れば設計ができてなくとも始められるのではないか、というふうに思うんですけれど、それはできないですか。

○議長（名古屋史郎君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　設計がなければ工事にかかれないことでございます。

○議長（名古屋史郎君）　橘祐子君。

○九番（橘　祐子君）　造成の工事もということですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）はい。そういう答弁でございますけれども、そういうことでいきますと五十五年の開校がむずかしいということになるんです。先ほどからずっと出していただきました。先ほどは土木と建設を同時工事ですね。多分、これは建物の部分から造成して建物を順次建てていくと、運動場を最後にやるというあの三沢方式ですね、三沢中学校ができた状態でやっていかれるんだと思うんですけれども、そういうことで計算をしていきますと、来年の一月から始まったとしても、五十五年には間に合わないんではないかと、四月に間に合わないんではないかというふうに考えるんですけれど、その点いかがですか。

○議長（名古屋史郎君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　ただいま設計、調査あるいは諸官庁届け出、積算の基礎等の事務は並行して行っておりますので、その延べではございません。したがって、土木工事あるいは建築工事等も同時に並行して行いますので、五十五年三月までには完成するということでございます。

○議長（名古屋史郎君）　橘祐子君。

○九番（橘　祐子君）　この問題について、まだまだこれから煮詰めなければいけない問題がたくさんあります。私はあと二問の質問を予定しておりますので、最後に幾つかの点で確認して終わりたいと思うんですけれども、一点目は、地元との話し合いの問題です。さっきやむを得ないと、がまんしてもらうしかないということが部長から発言されました。しかし、そういうことではなくて、やはり早期開校のために住民との話し合いを積極的につけていただきたいと思うんです。その場合に、先ほど幾つか住民の方の意見を言いましたが、やはりグリーンベルトの問題とか、それから車はどちらから通すんだというような問題まで含めて、具体的な市の案を持って臨んでいただきたいという要望なんです。これが一つです。

　次に排水路の問題で、一メートルも土砂が堆積していたと、これがいま取り除かれている途中だということでございますが、仮称十六小学校が建った場合、ここに排水を持ってきて、現在の一本で足りるというふうに考えていらっしゃるかどうかお答えいただきたいんです。これについてはもう私が再三言っておりますように、足りないと思っているんです。それで、これについては今後検討していかれるのかどうなのか。その点で結構

ですのでお答えをいただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　これから仕事を始めるわけでありまして、いろいろな隘路にぶつかることがあるだろうと思っております。その排水の問題のことにも、特に部内の調整会議におきましても、指示をいたしております。それらの積算等についてもなるべく誤りのないようにしなきゃならんと思っております。もちろん、これから作業を進めるプロセスの中で、住民との折衝、理解をいただく話し合い、もちろんこれはいたしますし、御指摘をいただくまでもなく、そんなことはすべて計算をした上での見通しでありますからして、お任せいただきたいと思っております。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　橘祐子君。

○九番（橘　祐子君）　仮称第十六小学校を早期建設する必要性については、もう私が言うまでもなく、行政自身が切実に感じていらっしゃる問題だというふうに理解いたしました。そういう点で、それを早期に実現するためにでき得る手だて、たとえばやはり十六メートルの問題、そうした問題などいろいろ出されてくると思うんですけれども、それに関係なくやはり建てられるものも一方にはあるんではないかというふうに考えております。そういう点で、どうしてもこの仮称十六小学校を早期に開校できるように、五十五年四月というふうにきめつけないで、この間ＰＴＡの方々とお話し合いをされましたように、五十四年の二学期からでもという、こうした要望にこたえられるようこれから努力を続けていただきたいと、このことをお願いしましてこの問題についての質問を終わらせていただきます。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって四の一、仮称第十六小学校早期開校のための環境整備と開校時の教育環境整備に関する質問を終わります。

　次に四の二、下水道事業促進、終末処理場予定地関係住民への対策についての通告質問者、橘祐子君の質問を許します。

○九番（橘　祐子君）　下水道事業促進、終末処理場予定地関係住民への対策について質問をいたします。下水道を完備して住みよい町づくりをという市民の声は、日増しに高まっています。特に少しの雨でも浸水したり、吸い込み穴をもう掘ることもできない用水が汚れてきている地域で、特に切実になってきております。私はこうした住民要求の実現を促進する立場から次の点を質問いたしたいと思います。

　まず、一点目の質問ですけれども、百草、落川、三沢地域に関係する南多摩流地下水道に関係する質問です。一つは、南多摩流地下水道に関係する地域、二百三十二ヘクタールの都市計画決定、また事業認可を取る時期ですね、これは来年度取るということは再三答弁をいただいておりますので、来年のいつ提出して取るのかと、具体的に答えてもらいたいんです。これが

一点目です。二点目は南多摩流域下水道に関係する何らかの予算、たとえばいま落川第一の都営住宅が建設されておりますが、ここの排水問題とも関係しながら、来年度の予算に何らかの予算をとっていくつもりがあるのかどうなのか、この点をお答えいただきたいと思います。

三点目は、国の第四次下水道事業計画は、来年で終わるわけです。私どもも建設省や東京都と交渉を進めてまいりまして、この南多摩流域下水道の大栗幹線の工事については、来年度東京都が四億四千三百万円の予算をつけると、こういうことを約束させてきておりますけれども、国の計画からすれば、これで終わりなんです。ところが、この幹線ができてきませんと、日野市の事業を進めても接続できないという問題があります。そういう点で、こうした問題について、国や、また都に対して市の方で働きかけ、こうしたことがやられていましたら、その実態を教えていただきたいと思います。以上が南多摩流域下水道に関した質問です。

二つ目には、いま日野市が今度基本計画案をつくりまして、住民に提案しております終末処理場、この終末処理場の関係住民に対する対策の問題です。これもやはり十六小学校の問題と同じような問題があるわけでございますが、いま反対の問題が出てきております。この地元の方々の意見を聞いてみますと、下水道の必要は認めるというのが一つ。それから市の案、この市の提案には地元対策の具体的案が提示されていないと。こういうふうに終末処理場を建設しますという青写真はあるけれども、それに基づいて、たとえば建設中にはこのくらいのうるさい音がするとか、においはこうなるというような点についてどのようにしていくんだという点では具体的に提示されていないと、そういう問題も含めて提示していただく必要があると、こういう意見も出ています。また、もう一つには衛生処理場がいまあるんですけれど、この衛生処理場がときどき地元に大変迷惑をかけている問題があるんです。迷惑をかけているというのは、あそこに余熱を利用した福祉厚生施設をつくったとかいうことでもわかるように、確かに迷惑をかけているわけです。私どもの方にも大変なにおいが来ることがあります。ああゆう横にいますと、いまの衛生処理場すらきちんとできない状態の中で、何でそれの何倍にもなるような終末処理場を建設して、住民に迷惑をかけないというような点が大変不安になるんだと、こういう意見も出されております。そういう点で、私は市が今後、計画案の中にもありました、どういう形でこの下水道事業を進めていくんだ、というわかりやすい図解の計画案が提示されておりますが、これをやはりもっと市民にPRして、それを一つ一つ市民の人たちにわかってもらうということが、どうしても必要だというふうに思うんです。こういう点で積極的に努力をしていただきたいというふうに考えているんですけれども、

いかがでしょうか。

以上について、簡単で結構でございますので、御答弁をいただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　橘祐子君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　それでは、ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず南多摩の流域下水道の関係でございますが、これにつきましてはいろいろの手続的な問題、あるいは住民の説明会と、こういうような問題もございますが、都市計画決定、事業認可につきましては来年度、できるだけ早く取りたいと、そういう考え方でございます。それから、予算の関係でございますが、実際、来年度はすぐ工事着手と、こういうわけにはまいりませんので、それらのいろんな事務手続上の書類作成、図面作成とか、そういう経費はとる予定でございます。その程度で大きな予算というものはいまのところは考えておりません。

それから、大栗幹線のおくれについての促進につき、国、都の働きかけのことでございますが、都は確かに積極的に来年度も進めると、こういうふうなお話でございますが、これにつきましても先ごろ、十一月三十日でございましたか、南多摩開発会議がございまして、市長が出席をしまして、この幹線のおくれについてぜひとも促進してもらいたいと、こういう発言を、知事が出席しておりまして、要望しております。その後、その場でもってあらかじめ申し合わせておいたわけでございますが、南多摩ニュータウン関係の市長、議長の構成によるニュータウン協議会がございまして、それの要望書をその場で施行していると、こういうことでございます。なお、国につきましてもそれらの写しを添えて、この会長が多摩市長でございますので、今年中に日を見て、全員参加というわけにはいきませんが、市長を先頭にしまして、御都合のつく市長、議長さん方、できるだけ大ぜい参加していただいて建設省に陳情したいと、こういうことになっております。

それから、第二点目の処理場周辺の住民の対策と、こういう関係で付近の住民の方からの要望と、声というようなものをお聞かせいただいたわけでございますが、それらにつきましては私どもの方も十分把握しております。具体的に臭気についてはどうするんだと、工事の騒音に対してはどうするんだと、こういうようなことの御指摘もございますので、それらについての対策を目下検討中でございます。もちろん、これにつきましては東京都の下水道局流域の本部と、こういうところとも十分打ち合わせをしておりまして、そのほかのいろんな要望もございますので、それらを含めまして検討、協議をしていると、こういう段階でございます。処理場のことを例に挙げられましたけれども、あの処理場とは大分下水の処理施設は違っております。

また、新しい施設が次々にできておるというふうなことでございますので、最新の技術と施設をもって臭気を一切出さないような、全部覆蓋というようなことも考えて検討中でございます。それらについての市民へのPRと、こういうことの努力をするようにということでございますが、十分これらについて煮詰めができましたら、全市的にそれらを発表して御協力をいただくと、こういうことを考えてございます。

○議長（名古屋史郎君）　橘祐子君。

○九番（橘　祐子君）　まず、一点目の都市計画決定と事業認可の件ですけれども、二点目と関係しますけれども、都営住宅ができるとその排水がやはりこの市の計画に基づいて入っていくわけです。そういう点では、四月にも都市計画審議会が行われるわけですから、やはり早くというだけではなく、具体的にたとえば四月からありますので、そこに提出していくという立場をとっていただきたいということが一つなんです。

それともう一つは、都営住宅建設に伴って、東京都があそこに下水道の雨水管の方を配管しようといいますか、布設しようとしております。これがやはり地域住民も使えるようにしていくということになりますと、当然市の予算計上ということもあり得ると思うんです。そういう点もだから都営住宅の建設とあわせてやはり検討を進めていただきたいと、このようにお願いをしておきたいと思います。

最後の市民との話し合いの問題ですけれども、冒頭に言いましたように、私、これまでのといいますか、保守時代のといいますか、計画を立てますと、住民の意見なんかも無視して次々に工事が進められると、事業が進められると、こういうことがずっとあったわけですけれども、今度の下水道計画の案、あれを見てみますと、そういう計画には全然なっていないんです。本当に、たとえば市民の人に提案すると、それで話し合いを持つと、そこでイエスになったら先に進むと、ノーになったらまた戻ると、説明をするというような形でずっと本当に市民との話し合う回数を大変多く持ちながら進めていこうとしていると思うんです。私はその点を大変評価しているわけなんです。しかし、残念なことにそれがまだ住民の人に理解されていないというところなんです。だからこの点については、大いに住民の人たちに理解をしていただけるように、これからも努力をしていただきたいということをお願いいたしましてこの質問を終わります。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって四の二、下水道事業促進、終末処理場予定地関係住民への対策に関する質問を終わります。

次に四の三、高額療養費立てかえ制度（貸付制度）を五十三年度から実施せよについての通告質問者、橘祐子君の質問を許します。

○九番（橘　祐子君）　高額療養費立てかえ制度（貸付制度）を五十三年度から実施せよということで質問をいたします。

現在、一家の中で一人でも病気をして入院をいたしますと、十万、二十万、三十万というようなお金がすぐかかってしまうわけです。なぜこうかかるかという点については、私はここで触れません。もう行政の方々、皆さん御存じのとおりです。そういう中で、いま、一人が病気をすると家庭経済そのものが破壊されてくると、こういう状態が出てきております。そこで、私は質問をしていくわけですけれども、わかりやすいようにするために、国保の加入者の問題を例にとりながら、やっていきたいと思うんです。国保の場合、いま自己負担の限度額が三万九千円です。三万円が三万九千円に昨年の七月に値上げされました。本会議などでも、私、大変これにいろいろ意見を言ったわけですけれども、そういうのにかかわりなく、三万九千円になったわけです。こういう中で自己負担が三万九千円に値上げされたと同時に、さまざまな医療費等で大変かかってきているわけです。いま、この国民健康保険の加入者の方々の層を見てみますと、大体が農家の人、中小商工業者の方、保護家庭に準ずる人たち、こうした方々が大変多いわけです。農家の方々の実態といいますと、もうすでに新聞その他で報道されましたように、今度の日照り続きで、大変な、豊作過ぎて喜べないというような、本当に矛盾しているわけですけれども、そういう状態が出てきているわけです。また、商工業の方々、この人たちの状態を見てみますと、市政経過報告の中で市長が述べられましたように、まさに倒産件数が大変ふえているという状態です。日野市の中の実態を見てみますと、不況に強いと言われておりました食べ物業者、飲食店とか八百屋さん、こういう人たちが廃業したり夜逃げをすると、こういう状態がここ数カ月続いているんです。こういう状態にあります。また、生活保護家庭とか保護家庭に準ずるような家庭では、今日の物価高とか、それからまた、さきの国会でこれもまた強行採決されました健康保険法の改悪、こういう中でなかなか病院にかかりづらいと、こういうことが出ております。こういう苦しい中で、いま日野市の高額療養費の支給状況はどうなっているかといいますと、八月、九月、十月のこの三カ月間を見てみますと、三カ月間で五百二十六件、一カ月平均百七十五件です。金額にしますと、三カ月で二千九十七万八千四百九十円、一カ月にしますと、約七百万円給付されているわけです。いま、病気になってかかりますと、自己負担が三万九千円、それ以上かかりました高額療養費については給付されると、こういう措置がとられておりますが、それが三カ月後、三カ月間は一時自己負担しなければいけないと、こういう状態にあるわけなんです。そうしますと、先ほど言いました日野市の支給状況、一カ月平均百七十五件、ま

た一ヵ月の金額が七百万としますと、一人当たりの平均が約四万円。この四万円のお金を三万九千円プラス四万円一時立てかえをしておかなければいけないと、こういう状態なんです。いま、日野市の中小零細業者、この人たちの平均生活費といいますか、一ヵ月の、十万前後と言われておりますそういう中で、この七万九千円のお金を出費していくということが、いかに大変かということなんです。これだけではないんです。差額ベッドその他いろいろ取られます。そうしますと、生活費が全然ないという状態がいま生まれてきて、この高額療養費の立てかえ制度、貸付制度でも結構ですけれども、こういうものがどうしても欲しいという市民の声が高まっているんです。そして、革新市政なんですけれども、他市の実施状況を見てみますと、もうすでにお隣の八王子を含めまして十三市、それから都内ではほとんど始めております。それで、いままた始めようとしているところもありますので、大変次々に他市はやろうとしております。これがもう最初にやったところになりますと、四十八年ぐらいからずっとやっているところもあるわけです。それが、この福祉優先を主張しているこの日野市で、できないはずはないんではないかということで、私もいろいろ検討し、考えてみました。そうしますと、他市のことを見ますと、大体貸付制度とか、立てかえ制度とか、いろいろの名称はありますけれども、大体三万九千円以上の高額療養費の八五%から九〇%、いわゆる百分の八五とか百分の九十を貸し付けると、こういう制度がやられてきております、すでに。それで、計算をしてみますと、百分の八十五で五百九十五万、百分の九十で六百三十万のお金になるわけです。じゃあ、高額療養費を給付される人たちが、すべてが三ヵ月間待てないかと言いますと、そうではないんです。私どもも幾つか相談を受けておりますが、やはりいままで無理に無理してきた方々、どちらかと言えば低所得者の方、病院にもかからない、かかったときにはすでに手おくれと、もう切らなくちゃいけないと、もうお金が大変かかると、通院だけじゃ済まないと、こういう人たちが大変困っているわけです。だから、すべての人がやらなくてもいいわけですから、そうなりますと、大体予算としまして五百万あればできるんではないか、というのが一点なんです。それから、この五百万がこの財政危機と言われている地方自治体の中で、すべて五百万が流れていくというんじゃなくて、三ヵ月後には必ず返ってくるというメリットがあるわけです。こういうことを考え合わせるならば、できないことはないという結論に私は達したわけです。

そういう点でまず一点目の質問は、この高額療養費立てかえ制度、貸付制度でも結構でございますが、やる気があるかないかということについて、質問したいんです。前は国保の中でも質問いたしましたが、福祉の問題なので福祉関係の方で何とか考えていきたいという答弁も前にもらっておりますが、いまは、国保の問題に例をとりながらやっておりますので、そういう点で考えられるかどうか、この点をまずお聞きいたしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　橘祐子君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　おっしゃるそのお気持ちはよくわかるんですが、社会保障あるいは医療保障という一つの日本の現状の骨組みもあるわけでして、それとの関係がどういうふうになっていくかちょっと私にもすぐにはのみ込めません。したがって、国保の中で、ないしは福祉施策の中で検討をしてみたいと思います。ただ、ここで何ともお答えができかねます。

○議長（名古屋史郎君）　橘祐子君。

○九番（橘　祐子君）　一般質問の通告をいたしましてすでにかなりの日数がたっております。この私どもの質問に対して答弁する最高の責任者は、市長であると思っております。そういう点で、いまだに検討していないというような答弁では、私は納得がいきません。具体的に提案をしているわけでございますから、お答えをいただきたいと思います。

ちょっと引き続いてやります。市長がいまおっしゃいましたように、確かにいまの自民党政府のもとで、老人医療費の有料化、保険税の引き上げ、高額療養費の一部負担の値上げ、来年八月にさらに五万一千円に値上げをしようとしていると、こういうようなことを含めまして、いま国民の健康と暮らしの条件がますます悪くなっていっているということは、確かにこの革新市政の責任というよりも、もっと上の方の責任ということがはっきりしているんです。そういう中で、この福祉を優先させる市の中で、せめてこのくらいはできないかということを質問しているんです。予算的にも五百万、そのお金も最終的には保険から給付されて戻ってくると、いわゆる三ヵ月間立てかえるというような、こういうやりくりができないのかどうかという問題です。もっと具体的に聞きますと、昨年の国保の予算、これの決算を見てみますと、お金が一般会計から一億円入れたにもかかわらず、三千万余ったということで戻されております。三千万あれば、私の計算でいけば六年やれるんです。そういうことに基づいて私はいま質問しているんです。ただ、詳しく余りしたくないというのは、時間の関係があるので……（「延長するんだ」と呼ぶ者あり）そうなってきますと、当然皆さん方がわかってくださっているということで、質問しているわけですから、本当にできないのかどうなのか。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　調査をして……（「実施する方向で…」と呼ぶ者あり）そうです。実施する方向で考えようということですから……（笑声）ここで、いたしますとか、いたしませんとかいうことは、申し上げられませんと、こう申し

上げておるわけです。やっぱり相当な期間を経て、調査をさせていただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　橘祐子君。

○九番（橘　祐子君）　いま、調査をして、ということでありますが、この高額療養費の貸付制度、立てかえ制度ともいろいろ使われておりますけれども、この制度に対する資料、大変多くもうすでに出されております、いろいろのところから。それから、前は国が、こうしたことを自治体がやっていくのは違法だというようなことも言っておりましたが、それを最近変えてきております。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）これも発表されております。やはり、もう検討し、もっと質問は五百万の予算で実施できると、もっと具体的に質問しますけれども、高額療養費の貸付制度、これが実施できる可能性はある、というふうに考えていらっしゃるかどうか、この点。実施するかしないかを聞いているんじゃないんですよ。可能性があるかどうかについてお聞きしたいんです。なぜかと言いますと、すでにさっき言いましたように、もう三多摩二十六市のうち十三市がやっているんです。それももう数年やっているところもたくさんあるんです。そういう点を踏まえて、可能なのかどうなのかだけ、お答えいただきたいんです。

○議長（名古屋史郎君）　答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　やはり、検討の時間を与えていただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　橘祐子君。

○九番（橘　祐子君）　じゃあ、具体的に要望しておきます。十三市の実施状況を見てみますと、それぞれの市でやり方が違っております。そういう点でこれから実施する方向で検討なさるということですので、提案をしておきたいというふうに思うんですけれども、一つは、この医療費の貸付制度につきまして、全般的に見ますと、国民健康保険、そういう保険の加入者の方々だけをやっているところと、それから各種社会保険加入者も含めて実施しているところと、こういうところがあります。そういう点で私は単にこれが国民健康保険加入者だけに適用されるということだけではなくて、やはり各種社会保険の加入者にも適用されるように努力していただきたいというふうに考えております。ただ、そのために国保の加入者の方々の実施がおくれる、というようなことのないようにしていただきたい、という要望が一点目です。

二点目は限度額の問題です。この貸付金の金額の問題で、百分の八十としたところもありますし、百分の九十と決めているところもありますし、また五十万円までというふうに決めているところもあるんです。この点につきまして、まず一点目は、お金で決めない、ということなんです。たとえば、さっき言いましたように、五十万円までとか、そういうことではなくて、やはりかかった療養費に対するたとえば何割、というような形で決めていただきたいと。それも現在一番多いところ、八王子などでございますけれども、いま百分の九十ということで実施をしておりますので、やはり近隣市との関係も考えてやっていただきたいと思います。あっ、八王子、立川市は限度額なしということで貸し付けております。こういうことも考えていただきたいということです。利子はすべての市が無利子になっております。この点をお願いいたしたいと思います。それとあわせまして、一つにはやはり早期に検討をして、五十三年度から実施をしていただきたいと、このことを強くお願いしたいと思います。

それに引き続きまして質問を出してあるわけですけれども、先ほど少し触れましたが、いま国民健康保険法の高額療養費の自己負担分の限度額が三万九千円ですけれど、来年の八月にこれがさらに五万一千円に値上げされようとしております。昨年の七月に、三万円を三万九千円にするときに、私は再三質問をいたしまして、その中で国の約束は三万円を三万九千円にすれば国の分担金、これはきちんと一〇〇％出るので、市の方の持ち出し分は少なくなるんだ、ということでありました。その当時、三万円のときは、大変市の持ち出し分が多かったんです。しかし、三万九千円になった今日に至っても、やはり国からの分担金というのは一〇〇％になっていません。相変わらず市が持ち出している状態です。私たち市民が自己負担をするとして、九千円上がったにもかかわらず、それに見合う国が責任を果たしていない、と怒るのは当然のことだと思うんです。そういう点でやはりこの問題については単に国の法令が変わったから市の条例も合わせて変えていくんだと、変えなければ違法だというような一方的なことで変えていくのではなくて、もっと内容に立ち入った審議がこれからされていく必要があると私は考えております。これがまた、三万九千円が五万一千円と大変な自己負担がかけられてきても、いまのままでは、市の持ち出し分は私は解決しない、というふうに思っています。そういう点で、どうしてもこれは市長にお聞きしたいんですけれども、そうした市の負担分、こういうものを解消していくような国への働きかけ、また高額療養費の自己負担分をこれ以上値上げして、それでなくても保険法の改悪の中で、病院にかかりづらくなっている今日の中で、負担分をふやしていくことについては、なお一層の病気にかかりづらい、緑と清流、市民の健康を守っていくという市の立場からすれば、こうした市民が安心して病気の治療もできないというような国のやり方については、やはり反対をしていかないといけないと。その立場にあるのではないかというふうに私は考えております。その点、市長はどうしても国に対する運動を進めていただきたい、というふうに思っておりますが、その点、市長いかがでしょうか。（「もう時間だよ」

と呼ぶ者あり）まだ十五分間ありますよ。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　運動をせよ、というお話なんですが、国民健康保険には南多摩レベル、あるいは都レベル、国レベルの協議会もありますので、それらの中で十分主張をしてまいりたいと、こう考えます。

○議長（名古屋史郎君）　楠祐子君。

○九番（橘　祐子君）　つけ加えて言っておきますけれども、私のさっきの質問は、いままでどおりのままでは一向に市の負担分がふえないという点なんです。いま、市が大変な財政問題で苦労されているということはだれもが知っていることだと思うんです。そういう中で、やはり国が当然責任を果たさなければいけない義務については、単に保健部会、そういうところでやっていくということだけではなくて、もっと市民に明らかにして、市民と一緒に運動していくという姿勢が必要だと思うんです。その点、いかがですか。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　国保につきましては国保運営協議会という三者――医療機関、それから加入者、それからその保健者と、こういう関係の協議体もありますし、それから御承知のとおり医療問題につきましては、地域保健協議会を持っているわけでありまして、そういう中で十分話し合い、かつ調整をし可能であると。しかもそれは一致した立場でそれぞれの、医師会は医師会なり、あるいはわれわれはわれわれなり、そういった形の運動を進めていくと。そしていわゆる医療保障としてより完成をさせていくということがやはり政治の目的にかなうと思いますので、そのように今後努めてまいりたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　楠祐子君。

○九番（橘　祐子君）　冒頭、私が述べましたように、いま高額療養費の自己負担、それに合わせまして三カ月間の一時立てかえ分、そのために大変な負担がかぶさって、家庭生活そのものを破壊している実例も日野市の中で出てきている。この状態をよく把握されましてやはり何らかの手だて、私は具体的には三カ月間の立てかえ制度というのを提案しているわけですけれども、こういうことも含めてやはり市側としても政策を打ち出していかなければいけないというふうに考えておりますので、ぜひこれは積極的に五十三年度実施する立場から検討を進めてやっていただきたいと、最後にこのことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって四の三、高額療養費立てかえ制度（貸付制度）を五十三年度から実施せよに関する質問を終わります。

以上をもって本日の日程はすべて終わりました。本日はこれをもって散会いたします。

午後五時五十三分散会

十二月十五日　木曜日　（第四日）

昭和五十二年
第四回定例会

日野市議会会議録

第三十四号

十二月十五日　木曜日　（第四日）

出席議員（二十五名）

一番	滝瀬政吉君	十六番	市川芳太郎君
二番	滝瀬敏朗君	十七番	秦正一君
四番	正国大治君	十九番	竹ノ上武俊君
五番	林重義君	二十番	米沢照男君
六番	飯山茂君	二十一番	高橋通夫君
八番	鈴木美奈子君	二十二番	佐々木昭雄君
九番	橘祐子君	二十四番	三浦重春君
十番	板垣正男君	二十六番	大下博君
十一番	谷栄吉君	二十七番	大柄保君
十二番	剣持佐吉君	二十八番	島村孝志君
十三番	石坂勝雄君	二十九番	本間久君
十四番	清水芳雄君	三十番	一ノ瀬隆君
十五番	杉山寅三郎君		

欠席議員（四名）

三番	奥住芳雄君	十八番	名古屋史郎君
七番	黒川重憲君	二十三番	日野源作君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長　森田喜美男君
助役　前川恒雄君
収入役　杉本好次郎君
企画財政部長　松村清栄君
総務部長　加藤一郎君
市民部長　田倉高光君
生活環境部長　加藤一男君
建設部長　森久保三次君
都市整備部長　成井正夫君
福祉部長　赤松行雄君
水道部長　中島武男君
病院事務長　遠藤政之君
教育長　倉又秀作君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長　中村亮助君
書記　朝倉敏夫君
書記　鈴木晴彦君
書記　五十嵐隆君
書記　荒井一雄君
書記　樫村正男君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所所長　関根雪峰君
速記者　本間ムツ子君　斉藤佐知子君

議事日程

一、一般質問

昭和五十二年十二月十五日（木）
午前十時開議

本日の会議に付した事件

日程第一

午前十時二十三分　開議

○副議長（杉山寅三郎君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は十六名であります。なお大下博君、林重義君から遅刻の届け出がございました。その他の方は届け出がございませんので、間もなくお見えになると思いますので、始めさせていただきます。

なお、きょうは議長が所用がございまして欠席でございますので、副議長が議長の職務を行います。特別の御協力をお願い申し上げます。

なお理事者の答弁についても、一般質問の時間等の関係がありますので、簡単明瞭に、的確に、効率的な議会運営にひとつ御協力をいただきたい。回答についても、十分質問者の意を介した、それに適応する答弁をひとつお願いいたします。

それでは一般質問を行います。五の一、町名地番整理の抜本的再考を、についての通告質問者、一ノ瀬隆君の質問を許します。

（三十番議員登壇）

○三十番（一ノ瀬　隆君）　三十番、一ノ瀬。私は、昭和四十九年九月の定例会で町名整理の促進について質問し、計画よりおくれている整理を早めるよう促し、町名を先にやることが、より効果的ではないかという提起もしました。ところが多摩平、新町、栄町、日野台、それに平山地区、豊田地区、旭が丘に続いてそれ以降昭和五十年七月一日に、南平が九丁目までの整理により施行されましたが、それだけでいまだに次が完成されていません。程久保地区でこの事業はきわめて難航しているようです。すでに二年半もかかっていますが、こんな調子でいくと、町名地番整理が全市に完成するのは、十年も二十年も先にいってしまいます。何とかしなければならないと思います。多くの市民がこの町名地番整理事業のおくれによって不便を感じています。市政を行うのにも当然支障を来しています。

市役所の各職場でどのように支障を来しているか、町名地番整理がされればどんな点が現在やりやすくなるかを、このほどアンケート形式の調査を行いました。各課に対するアンケートに御協力いただきましたことに対して、各課長に対してこの場をかりてお礼申し上げます。

三十六人の課長に対して御協力を願い、三十の課から回答をいただきました。うち二十一の課は、町名地番が整理されていないので、支障を来している。整理されればこんな点がよくなると回答されています。

その主なものを列挙しますと、教育委員会関係では、地域別、学区別の児童、生徒数の調査に支障を来しており、整理されれば学区区域の決定や、就学通知の発送に便利になると言っています。水道部では、市民に対する通知などの文書の発送に支障があり、整理されれば給水世帯に対する事務連絡などの効率を

向上させることができると言っています。福祉部では、いろいろな台帳が整理しにくい現状が、住所などの整理が明確にすることができると言っています。都市整備部では、地理に関係した苦情相談に支障を来し、時間を要していると言っています。生活環境部では、雑草地調査、伝染病、害虫発生等の通報の確認に支障がある。市民部では、滞納整理の調査や、土地価格調査の現場確認に支障がある。個別訪問調査で場所を探すのに困難である。総務部では、土地などの場所の把握が困難、同一地名に困らされる、火災通報などに整理が非常に効果がある。企画財政部では、各種の統計、行政資料の作成、活用、居住者の検索に支障があるが、整理できれば計画の立案ができやすくなると言っています。以上のような回答ですけれども、全体を通して郵便物の誤配、遅配などの支障があり、特に広大な大字日野は、番地だけではわけがわからず、依然として地名の飛び地があって困るというものが、全体を通して言われていることであります。以上が、各課に対してのアンケートのおおよその集約です。

このように、庁内各課の仕事の上からも町名地番整理がどうしても必要であり、さらに警察や消防署、保健所などの官公署を初め、市民を相手にする民間人など、未整理が多くの支障を来しており、その早期の整理が強く望まれています。以上申し上げ、質問いたします。

まず一番目として、現在の程久保の町名地番整理の状況とその見通し、二番目といたしまして、程久保完成後の方針、三番目といたしまして、全体の完成はいつなのか、四番目といたしまして、従来の進め方を抜本的に考え直して積極的に取り組む必要があると思うが、これについてどう考えるか、以上質問いたしまして、ここで私案を述べ、これについてどう考えるかもあわせてお答え願いたいと思います。

まず最初に、町割りの決定は、程久保以降の残された未整理地域を一括して行い、具体的には委員会などをつくって検討し、それぞれの仮の町名をつけ、広報に発表する。半年か一年ぐらいでこれができるのではないでしょうか。市民の反応によっては、時期を設定の上、修正をすることも考える。二番目として、町名の決定は、住民の意向を反映できるそれぞれの仮の町別内の委員会をつくり、ここで候補町名や参考意見を出し、これをもとに住民投票によって町名を決める。それぞれ分担してやることなので、全体が半年ぐらいでできるのではないだろうか。次に三番目として、町名の決定段階で一丁目、二丁目といった丁目を、並行して事務部門で作成し、町名の委員会などで検討、決定する。四番目として、町名を内定することができたら、議会での議決をし、実施は地番整理以降になるが、内部では利用、使用できるようにしておく。五番目として、地番整理の作業を順次行い、完成の都度町ごとに実施していく。以上が私案であ

りますが、これについてもどう考えるかをお聞きしたいと思います。以上です。

○副議長（杉山寅三郎君）　一ノ瀬隆君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　ただいまの御質問にお答えいたしたいと思います。

まず、第一点の程久保の町名地番整理の現況と見通しと、こういうことでございます。まあこの件につきましては四十九年以降、できるだけ早く整理をしたいというふうなことで、いままでの町名地番整理の手続方法によりましていろいろ折衝を重ねてないってきたわけでございますが、他の地域と違いましてこの地域につきましては、なかなか各自治会の合意、こういうものが得られませんで、現況、とんざをしているという状況でございます。打開策があればよろしいんですが、かなりの方の反対もございまして、市の原案といたします三分割の方式と、こういうふうな標準の方法ではできませんで、一本化の、程久保の町名一本で行ってもらいたいと、こういうふうな強い意見がありまして、これにつきましては現在、妥協の点が見出せませんので、一時中断のやむなきに至るのではないかと、こういう見通しでございます。そうしますと、それでは、この程久保だけにいつまでもこだわりまして、ほかの地域の町名地番はどうするのかと、こういう今後の方針でございますが、これがどうしてもできないとこういうふうなことでございますれば、現在私どもの方の予定といたしましては、多摩の境の方の三沢、落川ですか、落川、百草です。この地域につきまして内々実施をすると、実施をしたいと、こういうふうなことで計画、その方法について検討いたしておるわけでございます。

それから、全体の完成時期はどうだと、こういうことでございますが、これにつきましては、まだ、いつ終わると、全市が終わるというふうな時期については明言できないわけでございますが、御承知のとおり、現在は約市内の五〇％弱でございますが、実施が終わっているというような状況でございますが、先ほどいろいろ御指摘を受けましたように、市の行政事務を初めといたしまして、市の以外の各関係官庁につきましても、この町名地番整理の早期実施というふうなことが要望されておるわけでございますので、これにつきましてはできる限り早く進めていきたいと、こういうふうに思っておるわけでございます。

促進のそれから抜本策、こういうふうなことでございますが、これにつきまして、程久保以前の南平の整理までにつきましては、かなり順調にいっていたわけでございますが、この程久保につきましては、特別にむずかしい状況ができてきたというふうなことでございますので、その内容につきまして、内容を分析しましてその問題点をよく検討をいたしまして、いままでの方法を抜本的の改正というわけにもまいりませんが、これら

ついていままでの方法を改めまして、できるだけスムーズに全町名整理をする地域の住民の方によくその趣旨が徹底するようにやっていきたいと、こういうことについて考えております。場合によっては、地域から出ております特別審議員とこういうふうなメンバーの構成、こういうようなものにつきましても、自治会長だけに任せるというふうなことでなく、何らかの方法を考えるとか、あるいはまた、条例に基づく審議会のお力をお借りしまして打開策を図ると、こういうふうなことも考えていきたいと、こういうふうに思っているわけでございます。

それから、議員さんの方の私案と申しますか、いろいろ御指摘を受けました点につきましては、一々いますぐお答えできないわけでございますが、よく検討させていただきまして、これについて促進の方法についてさらに検討していきたいと、こういうふうに思っております。以上です。

○副議長（杉山寅三郎君）　一ノ瀬隆君。

○三十番（一ノ瀬　隆君）　私のこのようにやったらいいんじゃないかという案を示しましたが、これはできれば前もって連絡して、十分検討していただきたかったわけですけれども、時間がなくてそれができなかったのは残念です。これについては十分検討していただきたいと思います。

ここで市長に、町名地番のおくれに対して、これに支障を来しているということについてどう考えているか、そして、抜本的にこの事業を考え直していくつもりがあるかどうかについてお答え願いたいと思います。

○副議長（杉山寅三郎君）　市長、答弁。

○市長（森田喜美男君）　私の考えをお答えいたします。

町名地番整理は、これは、行政側の能率化、利便化ももちろんでありますが、市民生活の方になるべく紛らわしくない整然とした町とその名前、あるいは地番、これの利便さを図りたいというところに重点があるわけであります。そして、その自分の町に名前をつける、これをある程度市民側にゆだねる、こういうやり方をとってまいっております。こういうことはとりもなおさず、自分たちの町を自分たちでつくっていこう、考えていこう、このことにつながることですから、民主的な一つのいい方法である、こう思います。ただ、程久保の場合は、ややその役員になっておる人たちが当事者能力に不十分な点があって、要するに決め得られない、こういう状況があるわけであります。まあ状況によりましては、一つのある程度の合意を得た中で職権をもってするということも不可能ではないと思いますし、もっと広く市民の住民投票等によって一つの判断をする方法もあろうかと思っております。地域の顔役の方たちがお互いが突っ張り合っているということでは町はうまくなっていきませんから、それらを大いに打開しなきゃならんと、こう思っております。また、それができないようではこれは、行政の失政である

というふうにも考えております。あいまいにいつまでもほうっておくつもりはありません。

なお、事後の取り組みにつきましても、次々となるべく早く処理をしていきたい。御提案の項目につきましても十分検討させていただいて、よりよい民主的かつ能率的な方法で町を決めていくというふうにやりたいものだと考えております。以上です。

○副議長（杉山寅三郎君）　一ノ瀬隆君。

○三十番（一ノ瀬　隆君）　私は、町名地番審議会委員にさせていただきましてから二年近くたちましたが、一度の会合もなく、どうもこのまま終わってしまいそうで非常に残念です。このような状態を早く脱皮してもらいたいと思います。町名地番整理をやったがために、それがなかなか完成しないために、逆に迷惑している市民も多くいることも考えておくべきだと思います。たとえば、もともと豊田でありながら、豊田一丁目から四丁目あるいは東豊田にも入らないところなどがこれです。このような地域は何につけても疎外されがちなことが多いようです。

ここで一言言っておきたいことは、町名——町の名前について全体的に意見が一致しない場合、特に新旧住民の意向が相反したとき、そういうときには、古くからそこに住んでいる人たちの意見を十分尊重するようにすべきだと主張しておきたいと思います。意に沿わない町名が実施された場合の精神的な痛手は、比較にならないほど大きいと思うからです。

このことを申し上げ、町名地番整理事業は市民の生活を豊かにするだけでなく、生命、財産を守り、文化的な住みよい町づくりのための意義ある事業だということを明記し、町名地番整理を促進することについて最大限努力されるよう希望いたしまして、質問を終わります。

○副議長（杉山寅三郎君）　これをもって五の一、町名地番整理の抜本的再考を、に関する質問を終わります。

次に五の二、自治会に対する施策についての通告質問者、一ノ瀬隆君の質問を許します。

○三十番（一ノ瀬　隆君）　続けて質問させていただきます。

市政と自治会との関連を考えての、市が自治会に対していかなる施策を講じるかについての質問であります。日野市ではすべて自治会と呼ばれているようですが、他市では町内会と呼んでいるところも多くあります。町内会は、平凡社の世界大百科辞典によりますと、まず住民の自治組織であるとともに、行政機関の最末端組織と書かれています。このように、市政を執行するに当たって町内会、自治会は切っても切れないものだと思います。

もともと、町内会という言葉にはいやな思い出があります。

戦争中は市町村の補助的下部組織となり、その下に隣組が置かれ、戦時体制がしかれていました。昭和十八年には、地方行政制度の一環として法的根拠を与えられ、さらに大政翼賛会の下部機構の性格を帯びるに至りました。かくて町内会は、物資配給業務、貯蓄、国債の償還、政策伝達、防空活動などの業務とともに、精神面でも戦争政策に積極的に協力しました。こんな町内会は二度と御免です。しかし、現在の自治会は制度上行政末端機構ではないのでありますが、やはり市政伝達機関の性格を持っていると思います。

市政と自治会がどのように関連しているかを見きわめるために、市役所の各課に対してアンケートをとりました。御協力ありがとうございましたと、ここで協力をいただいた各課長に申し上げておきたいと思います。三十六人の課長にアンケートを依頼し、三十を回収しましたが、そのうち十七の課では、自治会に依存しているものがあるか、過去にあったか——依存したいものがある、との回答をいただきました。

主な回答を申し上げておきますと、建設部では、道路の側溝や公園の清掃をしてくれているし、公共施設の建設の周知徹底も自治会にお願いしている。そして、児童公園の自主的管理などの公園行政への協力が依存できたらよいと考えています。都市整備部では、町名地番整理事業に対する話し合いや、事業に伴うPR文書の配布を自治会にお願いしており、生活環境部では、自治会に依存しているものが多く、緑の羽根募金、ごみ置き場の設定、各種薬剤の希望世帯の調査と配布、害虫発生源消毒駆除の場所の指定と案内と立ち会い、自治会独自の消毒、各種健康診断のお知らせの配布などで、今後、ブタクサの除去を自治会と一緒にやったらよいと考えています。総務部、企画財政部関係では、消火器の管理や国勢調査への協力が現状であるが、今後、地域内の清掃、空きかん、空きびん等の回収、あるいは自主防災組織づくりなどを自治会へ依頼できたらと考えられています。その他の部では、納税組合の組織化、子供広場の管理、日本赤十字社の会員募集、市民スポーツレクリエーションなどが、自治会との関連で行われています。そして、献血事業の一層の充実を図るには、自治会の協力が望まれています。

以上のように、市政と自治会は大いに関連があり、今後もさらに自治会への依存、協力要請も考えられているようです。これらの状況を踏まえて質問いたします。

市政を進めていくのに自治会との関連を無視できないが、この関連をさらに強めていくのか、それとも、これを弱めていく考えなのかをまずお聞きしたい。そして、自治会に対する施策全般についての考えをお聞きかせ願いたいと思います。その中には、市長が提唱している市民会議との関係、自治会に支給されている行政協力費に対する今後の考え方も加えていただきたいと思います。以上です。

○副議長（杉山寅三郎君）　一ノ瀬隆君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　それではお答え申し上げます。

まあ自治会の関連でございますけれど、現在市がとられている一つの基本的な考え方でございますけれど、これにつきましてはもう御承知のとおりでございまして、市の行政と自治会とは相互に独立した立場をとっていると。これにつきましては過去のいきさつもあるわけでございますけれど、まあ当時、行政協力制度とこういうようなもので、下請機関とこういうことで自治会にお願いしたこともあるわけでございますけれど、現在はただいま申し上げたとおり、基本的にこういう立場をとっているわけでございます。しかしながら、自治会、いわゆる自主的な活動を行う任意団体ということでございますけれど、その活動は地域社会をよりよくするとこういうためにあるわけでございますので、市の行政も無視はできない。また一方、市の方といたしましても、この関係を市の発展のためを考えますれば、これを無視することはできない、このように考えられるわけでございます。そういう中で、今後の問題といたしましては、この関係は維持して、まあ関係といいますか、基本原則はこれはもう守っていかなければならないと、このように考えております。

さらに、市民会議、行政協力費等の問題ございますけれど、市民会議につきましては、これは市長の方からお答え願えるかと思いますけれど、行政協力費、いわゆる自治会の援助費だと思いますけれど、これにつきましては先般の議員さんにはお配りしてございませんけれど、補助金検討委員会の中におきましては、先ほど私らの方で申し上げました基本的な立場から、現在の援助費そのものにつきましてもいろいろ利点が出ております。そういうようなことから、今後につきましてはやはり検討していかなければならないと、このように考えております。以上です。

○副議長（杉山寅三郎君）　一ノ瀬隆君。

○三十番（一ノ瀬　隆君）　革新自治体は、住民本位の市政を行うために、この自治会対策に力をおいています。横浜市、武蔵野市、仙台市、名古屋市、京都市、神戸市などのそれぞれの市が、その先鋒であります。

これらの革新市の状況の把握などがいかになされているかなどを含めて、革新森田市長の自治会に対する御意見をお聞きしたいと思います。

○副議長（杉山寅三郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　まあわれわれの市は、地方自治法で定めて、地方公共団体という法律上の団体を形成しているわけですが、市内の自治会というのは、まあ地域性とか、こ

れまでの伝統等に基づきまして、一応自主的な任意団体、しかもそれは、地域の親睦やお互いの生活環境をともに守っていこうという、そういう自主的団体であります。日野市内には、まんべんなく二百幾つというふうな自治会の編成数になっております。そして、そのまた自治会の加入率もきわめて高い。地域地域のこの民主的な活動と市民運動と、こういう意味で大変いい傾向だというふうに考えます。そこで、そのできておる団体をわれわれの行政がその立場を認めつつお互いに共通の目的に協力をし合うという関係が生まれてくると思っております。それを一種の下部組織団体に取り入れて、そしてそこをすべて経て行政を行うということは、これはかえって弊害を及ぼすと。本来の行政は、やはり市民に直結である。つまり、税金を直接納入していただいているごとく直結である。まあこういうふうに考えております。

そこで、その自主的に生まれました市民団体だと、行政がいかに一つの一線を保ちつつ相互が信頼をし合い、協力しあうということができるのが理想であると、こう考えます。日野市内の場合、かなりうまくいっていると思っております。その一方には、お願いをすることもございますし、それから、いろいろな意見を集約をしていただいて、それのお答えをすると、そういうことも可能であります。あくまでやはり、下請機関、下部団体というふうな扱いは行ってはならない、これがやっぱり原則だと考えます。まあそういう基本的な考えの中で、いま申し上げましたような、あるいは先ほど部長がお答えをいたしましたような、そういう関係をつくり出していくと。

特にごみのことでありますとか、日常の下水路のことでありますとか、いろいろな面で協力をしあうということが、ともに市民生活に役立つということであります。よく私も自治会の方に申し上げるんですが、自治会も親睦なり、あるいは地域の環境をよくしていこうと、そしてみんなが気持ちよく生活をしていこうと、こういう目的であります。それからわれわれの自治体も、同じく市民生活を守り、いい生活環境、あるいはいい生活利便の中で、健康や福祉が守れるようにいたしたい。したがって目的は同じですと。そこに協力関係が生まれます。そういう関係で、お互いが何かこう、ぶつかり合ったり、あるいは従属したりする関係でなしにやってまいりましょうということで、御理解をいただいております。

いま各市の例を言われましたが、もしこれがなれ合いになりますと、また非常にまずいものに達していくと、それから、権力でこれに命令をするようなことになれば、戦前の姿が生まれてくると、こういうことでありますから、きわめて一面には原則を尊重しつつ、しかも協力をし合う、市民がお互いに理解し合うということで保っていくことが、一番適切であろうというふうに考えております。

○副議長（杉山寅三郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市民会議ということなんですが、まだ市民会議を行う段階に至っておりません。その際には、地域から選ばれた方というのがやはり自治会を運営されておりますから、その役員の方は尊重して一役買っていただきたい、こう考えております。

それから、行政協力費と言われましたが、そういう名目で出している金はないと思っております。これはつまり、間接に自治会活動がなるべく円滑に運営されるようにということで、一世帯当り百二十円、これは会員非会員をともに含めて地域の世帯数に差し上げておると、こういうことであります。そのことは、たとえば最近は、いま配っておりますが、市民便利帳でありますとか、あるいはもう一つ、二つ自治会に依存をしていると、お願いをしておるということがございます。そして、非会員のめんどうを見ないというふうにされてしまいますと、本来の地域自治会の意味がなくなりますからして、やはりひとつ一緒にやっていただきたい。また、非会員の平均的なこの市民サービスはぜひやっていただきたいとこういう考えで、全世帯数を基礎にして若干の自治会活動費を補助金として差し上げておる、こういうことでございます。（「休憩、休憩」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　一ノ瀬隆君。

○三十番（一ノ瀬　隆君）　従来より私は、革新市政と自治会との関係は重要であると考え、市役所内の各部門のアンケートに加え、警察、消防署、保健所などへの関連の調査を行っていきたいと考えました。そして、これらに基づいて各自治会へのアンケート調査なども考えてきましたが、時間がなく、今日まで残念ながら行うことはできませんでした。非常に厳しい情勢であり、その可能性は決して大きくありませんが、幸い現在の立場を来年以降も続けられたならば、本日の回答を参考にして、この自治会に関しての調査、研究を続けていきたいと考えます。

以上で終わります。

○副議長（杉山寅三郎君）　これをもって五の二、自治会に対する施策に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩し、なお休憩後の会議時間を十二時三十分といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午前十一時　十　分　休憩

午後　零　時三十六分　再開

○副議長（杉山寅三郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

六の一、第四中学校北側、旭が丘地内の市有地の都への売却を取りやめ、四中の校地拡張、児童館（学童クラブ）プール建設など市民要望を反映した使用目的に変更せよ、についての通告質問者、島村孝志君の質問を許します。

（二十八番議員登壇）

○二十八番（島村孝志君）　二十八番、島村でございます。

ただいま議長から申し上げましたように、第四中学校北側、旭が丘地内の市有地の都への売却を取りやめ、四中の校地拡張、児童館（学童クラブ）プール建設など市民要望を反映した使用目的に変更せよと、こういう非常に長い題で御質問を申し上げたいと思います。過去何回かにわたりまして一般質問の中で、この中に含まれております幾つかの問題について、質問を行ってまいりましたけれども、再度、全体的な部分をまとめながら質問を行いたいと思います。御存じのように、市政を執行する中で、あるいは市民要望を組み入れて行政を進める中で、何をつくるにつけても非常に議会の中でも論議になっておりますが、土地の問題が一番大きな問題としてクローズアップされてくると思います。費用の問題ももちろんですけれども、金を出してもなかなか適切な場所に入手しがたいという問題が常日ごろ議会の中でも問題にされております。そういう状態を考えながら、これからの質問を続けてまいるわけですけれども、まず、基本的な部分の質問をする前に前段三つにわたりまして、三点にわたりまして質問を申し上げ、最後四点目にそれらを含めた基本的な部分の質問を申し上げたい、こんなふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

まず一点目に、四中の校地拡張の問題について質問をしたいと思います。御存じのように、四中の校地拡張につきましては、四中のそれぞれの父兄の方を中心にしまして請願が出されておりますし、この問題については文教委員会等で種々の論議がされておると思いますけれども、なかなか一向に結論も出ておらないようですし、むしろ、議会側の請願審査とは別に理事者側としての考え方、あるいは私どもの立場での必要性、そういったものを申し上げてみたいと思います。

すでにこれも御存じかもしれませんけれども、現在、各それぞれの日野市内の中学校が持っております運動場、そういったものの用地を見てまいりますと、四中のみが非常に校地が狭い。ある面では、いわゆる運動場の形が非常に整理をされているから使いやすいという点で利便はあるんだから多少狭くても問題はないじゃないかというような言い方をされておりますけれども、運動会等々のいわゆる集団で使う場合には、もちろん使いやすさは出てくるでしょうけれども、児童の方々がそれぞれ休み時間等々を利用しながら運動する、遊ぶという場所については、それほど運動場の形は余り関係がないんではないかという

ことからいきますと、大体、中学校における標準的な一人当たりの運動場の広さというのは大体十二平米ぐらいだというふうに言われておるし、都の方でもそういう基準があるようです。で、したがいまして、そういうことから照らし合わせていきますと、第一中学校が十一・四四平米。これは一人当たりの運動場の広さですけれども、第二中学校が十二・四〇平米、それから、七生中学校が十四・七〇平米、日野第三中学校が十九・〇九平米、三沢中学校が十七・一一平米、それぞれ、大体十二平米の標準に当てはまっているか、あるいはそれを超えているというのは日野市内の各中学校の状況ですけれども、第四中学校につきましては、九・四五平米ということで標準から約三平米近く標準を下回っているというのが第四中学校の現状であります。これらを考えた場合に、将来、そのかいわいに、将来といってもごく近い時期にそのかいわいにさらに中学校が増設をされ、児童の方がそれぞれ分かれていくという形があれば、もちろんそのことによって解決はするんでしょうけれども、四中の場合、その必要性はもちろん現在の学校の規模等を見てもないわけではないでしょうけれども、今年度、現在、校舎の増築をしているという状況を考えれば児童はますますふえてくる。しかも、そのかいわいの所は西平山地域ですけれども、特に区画整理の話なども立ち消えになっておりますし、いますぐにというような状況ではないだろうと思います。これらを考えますと、

どうしても校地拡張というものを、運動場の拡張というものを考えておかないと、将来ひどいことになってしまうというふうに考えます。ところが、御存じのように、この四中の周辺というのは、三辺が大きな道路で囲まれております。すでに区画整理がされました後の部分ですから三面が大きな道路で囲まれております。したがって、三面については、今後校地の拡張の可能性はまずない、ということを申し上げて間違いないだろうと思います。ただ一つ残された部分というのはこの四中の北側、私の一般質問の表題にも書いてあります四中の北側の部分、市有地の部分にならざるを得ないという状況だろうと思います。そういう状況を踏まえて見ますと、四点目の質問の中で申し上げますけれども、現在、五千坪ほどありますいわゆる四中の北側の部分の地所との兼ね合い、あるいは、それをどうしても別のものをつくるんだと、あるいは別のものをつくるために売り渡すんだとこういうことになりますと、先ほど来申し上げております四中の校地拡張はどんなふうに今後考えていくのか、この辺について第一点目の質問といたしたいと思います。

第二点目につきましては、旭が丘地内のいわゆる児童館、これは、児童館につきましては、九月議会の某議員の質問にもありましたし、その答弁も私も聞いておりますし、メモもしてございますけれども、児童館の建設は、非常に旭が丘地内に限らず、現在の市の財政事情等々を考えた場合にはむずかしいと。

したがって、児童館の中に考えてくれというような質問の趣旨も九月議会ではありましたけれども、児童館は非常にむずかしいので、学童保育クラブという形の中でこれを各学区ごとにつくる、ということに重点を置いて進めていきたいと、こういう答弁もされておるわけですが、そういう点から考えていきますと、もちろん今年度四月に開校をされた旭が丘小学校の地内にも学童保育クラブは早速できました。したがいまして、一学区内に学童クラブをつくるという方向では取り組んでおられますし、非常にある意味での成果だろうというふうに思います。もちろん基本的に学童クラブの現在の運営の仕方について、全面的にこれが将来に向かってよしとするわけではございません。したがって、今後学童クラブを持続するという中では、十分どういう方向でこの学童クラブの運営をしていくかについては、担当部局、あるいはわれわれの段階も含めながら検討しなきゃならないとは思いますけれども、その部分はさておきまして、学童クラブを存続をしていく、つくっていくという形においては、非常に、現在ありますけれどもこれが問題があるんではないか、というふうに思うわけです。これもすでに教育委員会、あるいは市長部局でもお気づきになっているかと思いますけれども、現在御存じのように、旭が丘の学童保育クラブは校舎の一室を、教室の一室をこれに充てて使っている。しかも四階である。その他、非常に高いために児童に危険があるんではないかということ。あるいは、夕方暗くなってしまうと、非常に閑散とした学校の中を児童の方々、特に幼い方々が暗い中をくつを履きかえ等々に動かなければならないという状態を指摘をされておりますし、それはさておいたとしましても、現在の旭が丘小学校の児童数、あるいは今後の推移を見てみますと、五十三年度には十九教室が、いわゆる一般教室として使用せざるを得ない状況があるようです。現在、旭が丘小学校は普通教室二十二になっております。それから、特別教室が五つと、こういう状況ですが、その内の一室を使っているんですけれども、これも二十二のうちの十九を五十三年度には普通教室で使う。したがって、あと三つ残るわけです。ところが、五十四年度には一般教室で二十一使わざるを得ないのがいまのいわゆる児童の、この地内に通う学区内の児童の調査で出ております。二十一になりますと、現在特別教室が五つしかありませんので、こうなりますと、特別教室をどうしても二つふやし、七教室にしないと所定の数になりませんから、普通教室の余った部分を特別教室に回すにしましても、一教室特別教室すら足りなくなってしまう。じゃ、いまある学童保育はどこに行けばいいのか、教室は全然余らない、むしろプレハブを一つつくらなければならないような状態が生まれてくる、こういう中でこの学童クラブの行方いかんと、こういう問題が出てまいります。先日も父兄の方々集まりましたときに、たしか市からは助役が来ておりまし

たし、福祉の部長さんも来ておりました。そういう中で、父兄の方々の言い分も聞いておりましたけれども、あるいは、助役の答弁なども、部長の答弁なども聞いておりました。聞いておりましたけれども、どうもこの辺がすっきり解明をされたというふうに私には思えません。もちろん、将来方向では教室を使うということが本意ではないでしょうから、別の場所に学童保育クラブの場所を設置をするんだろうというふうには思いますが、この現在、申し上げた旭が丘小学校の児童の推移、教室の状態を考えますと、遅くとも五十三年度事業でこれを建設をしないことには五十四年度では行方がなくなってしまうというのが実情でございます。ところが、今度は場所の問題で大きなネックがあろうと思います。学校の地内に学童クラブを、いわゆる学校の校地の中に学童クラブをということも現在はある学校では行われておりますし、今後もできる限りそういう方向をとりたいような意向も伺っておりますけれども、現在の旭が丘小学校の校地、あるいは校舎、そういった状況を考えてみますとどこに学童保育クラブを建てる余地があるのか。そういう検討はされているのかいないのか、この辺もお伺いしたいところです。現実問題として、先ほど申し上げたように、五十四年度にはプレハブを一教室つくらないと特別教室が足らなくなるような状況ですから、近々には、当然のこととして増築予定地に増築をしないと足らなくなることが予想されますし、それらを考えると、学童保育クラブを建てる余地が果たしてこの旭が丘小学校の現在の残された校地の中にあるのかないのか。せっかく自然林を抱えた学校ということでうたい文句にしている自然林を取り崩さないとこれが可能性がないというふうな状況が生まれてまいるんだろうと思います。したがいまして、そういう意味では非常に無理がある。したがって検討されているのかいないのか、この辺もひとつお伺いしたいところです。もう一つは、それでは、ここにもしないとすればどこに用地を求めていくのか。公園の中に建ててくれという要望もありますけれども、これもいろいろ公園法との関係で非常にむずかしいというお話も聞いております。それらを踏まえながら、この学童保育クラブの、どんなふうに対処をするお考えがあるのか、この辺をお伺いをしたいと思います。

それから、三点目になりますけれども、旭が丘の地内に幼稚園をつくってほしいと、こういう住民要望が昭和四十八年に請願として出されております。四十八年の十二月の議会の中でこれが可決をされまして、市の理事者側の方に送られておるということは御存じだろうと思います。それを受けまして、私は、四十九年のたしか三月議会、あるいは六月議会でしたか、一般質問でそういった請願が採択をされているけれども、今後、理事者側はどう取り組んでいくのかという質問を申し上げましたけれども、それに対する理事者側の答弁は、四中の北側の市有

地、ここのところに東京都が、都の教育委員会が幼児教育研究所というものを建設をする、あるいはしたいと、あるいはそれをさせようと、こういう動きが都、あるいは市の内部にあると。これができると、地元の要望を幼児教育研究所施設ということで東京都の予算でで き、しかも、用地を都に買収をする費用で別の市民要望にこたえる形の施策ができる。一挙両得であると。したがって、それを期待をしているんだと、こういうお話がございましたけれども、現在、昭和五十二年もすでに終わろうとしておりますが、遅々として進んでおらないのが状況だろうと思います。具体的には、また四点目の質問で申し上げますけれども、そういった状況を考えながら、昭和四十八年に幼稚園をつくってほしいという要望された父兄の方々のお子さん方は、五十二年になると何歳になるのか、申し上げるまでもないと思います。すでに、学校に上がってぼつぼつ中学に行くんではないかとすら思うように年がたっております。やはり、市民要望というものを的確につかみながら、行政の中に生かしていく、この姿勢こそがやはり現在の市政に住民から要望されている部分ではないかと思うんです。もう一面、もっと具体的に、それでは、あの地内に幼稚園がそんなに必要なのかというような状況でございますけれども、御存じのように、第一幼稚園は二百何十名という――多摩平にございますけれども、二百六十何名ですかね。日野市内の市立の幼稚園の中では非常に規模が大きくふくれあがっております。しかも、大きいだけではございませんで、それが、旭が丘地内からは、あるいは豊田団地、西平山五丁目地内から通える市立幼稚園では一番近いところですから、かなり広範囲の方々が、児童の、お子さんの方々がそこに通わざるを得ないというのが実情です。それでは、じゃ、私立の保育園は近くにあるのかというと、これも全くございません。新興開発地域ですからやむを得ないと言えばそれまでですけれども、やはり、そうとばかりは言っておられません。幼い子供さんが四十分、五十分、一時間も歩かなければ幼稚園に着かないというような状況はまともな通園範囲ではないと思うんです。これは、市長の方の幼稚園政策といいますか、考え方そのものも、適正な通園範囲で市立幼稚園に希望する五歳児については責任を持っていくというのが幼稚園に対する取り組みの姿勢だというふうに私は承っておりますし、そう、私も認めておりますから、そのことについて考えてみますと、適正通園範囲ではもうないんではないかと思うんです。しかも、ある意味では、用地もある、こう考えていくと、四十八年の請願がいまだに実施されていないという実情は、東京都の教育委員会のおかげで振り回され過ぎたと、ぼつぼつ何とかする時期ではないかと、こういう意味合いで幼稚園の質問をしておりますので、三点目の、幼稚園の質問、よろしく御答弁をお願いをいたします。

その他、この地内、確かに地域格差等々の問題からいきますれば日野の東部、あるいは南部、そういった地域と比べれば区画整理等々は進んでおりますから、いますぐに、あれもやってくれ、これもやってくれというふうなことは申し上げませんが、冒頭申し上げたように、今後、地域格差の是正を図りながらそれぞれ不足している部分に体育施設、あるいは文化施設、教育施設、福祉施設、そういったものを埋めていく場合に、用地がなければ何もできなくなるわけです。そういう先々のことを考えていきますと、どうしても必要になってまいりますのが四点目の質問につながってまいるわけです。以上三点の中でかなり触れてまいりましたが、改めて四点目の質問として、東京都の幼児教育研究所施設、これについて質問をしたいと思いますが、私もこの問題については再三再四市長にも、あるいは助役にも、関係部課長にも現在の進捗状況、あるいは、できる場合の中身の問題を伺ってまいりました。なかなか適切な答弁は得られておりません。今年度、昨年の末でしたか、やはり同じ一般質問の中で、もう、東京都のこの用地買収、あるいは幼児教育系の施設をつくるということについてのめどが立たなければ、もう、ひとつ市長、あきらめてくれと、そして、市民要望にこたえてあの場所に幼稚園なり何なりをつくってくれと、こういう要望を申し上げましたが、そのときの答弁としては、今年度めどがつかなければ結論を出そうと、こういう答弁をたしか理事者側からいただいております。その後、東京都にはたしか一億近い予算が今年度ついたというふうに聞いておりますが、あの土地は五千坪からの土地ですから、一億や二億の金で売り渡すような状況ではございません。恐らく何年かの月賦になるんでしょう。しかも、東京都の予算のついている場所は教育予算ではないようです。そうすると、十年もかかって、あるいは十五年もかかってその代金をやっとこいただくにしましても、じゃ、上物はいつできるのか全くめどすらもないわけです。こんなところに期待をかけて市民要望に対して、それができるから待っていろと、それができれば市の財政も助かるし、別の要望もかなえられるし一挙両得だという言葉は、全然出てこないわけです、もう。私は、確かにこの幼児教育研究所施設の誘致の問題につきましては、全協の中で理事者側から提案があって、ひとつこういうところに、東京都に、ひとつ理事者側も議会側も一緒になってひとつ陳情をしようと。頼もうと。かつまた、都会議員にお願いしながら都に要請をしたこともあります。私は、全協の中ではっきり申し上げた記憶がございます。幼児教育研究所施設をわれわれはいわゆる大きい立場に立っての教育問題の施設を要望しているんではないんだと、あくまでこれができることによって、市の財源を使わずにいわゆる日野市民が利用できる、地元要望にこたえられる施設にならなければ誘致には賛成できないよと、そういう確認でいいのかということを何遍も質

問しております。それに対しては、全くそのとおりだと、そういう意味で誘致をしているんだというふうに答弁をされております。何年たったら期待にこたえられるんですか。こういう場合を考えてまいりますと、もう決断の時期であるし、しかも旭が丘地内は先ほど申し上げましたように、区画整理がすでに済んでおりますから、残された市有地はそうあちこちにございません。個人の持っている土地を市が買収するにしても非常に苦しい状態が生まれてくると思います。いろんな形の市民要望にこたえるためには、もうあすこのところは、幼児教育研究所の問題はあきらめる時期ではないかという意味で、いま、質問をしておりますのでこの四点について御答弁をお願いをいたします。

○副議長（杉山寅三郎君）　島村孝志君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問にお答えいたします。

市の、旭が丘にあります市有地、これの利用につきましての大きい政策転換を考えよと、こういう意味だと思います。お説のような、いろいろ市内の事情もあることも承知しております。しかし、すでに一個の自治体として、議会も同調をして、そうして大きい政策としてまた取り組んでおるのを、それを安易に中断をするということもこれも不可能であります。いま、私が考えておりますことは、とにかく一番、政策としてもあるいは一つの大きな判断といたしましても、一番メリットのあることを常に考えるべきだと、そういうふうな基本で考えるわけであります。いま、東京都にはすでに予算化の根拠もありますし、これを追求をしてそして、市民が求めるとともに、特に幼児教育の大きな方針を打ち立てる基礎をつくるということは決して意味がないことではない。大きな意味を持つ。私は、つくづく考えますのは、この日本の幼児の教育制度、特に幼稚園、あるいは保育園という二つの系列に分離されてあるということは、きわめて子供のために不適切である。これを何とか幼保一元というふうな方向が国政の中で打ち出されていかなきゃならないというふうに考えております。そういう、また、大きい仕事を日野市の中でやるということはきわめて意味があるというふうに思います。したがいまして、この、市民の直接的な利用と、地域的な利用ということもありますけれども、大局的に立った観点から今後判断をしたいと、こう考えます。東京都のその取り組んでおる予算の内容、その執行の仕方、これについても近く取り組みをよく聞いてみる、そういう機会を持つ予定であります。用地の利用につきましては、したがって既存の方針を当分追究をすると。そうして、そのしばらくの間は子供の遊び場等に開放して使わせると、こういうことで考えております。

それから、中学校の、つまり、第四中学の規模のことですが、第四中学は、いま増築をしておる範囲の教室数、あるいは生徒

数が一つの規模である、こう思います。したがいまして、グラウンドは現状で使うことだとこう思います。それから、今後は恐らく、平山の川北方面に中学校をつくっていく必要があると考えておりますので、そういう方法によって適正規模を保つことは可能である、こう考えます。

それから、児童館ないしは学童クラブのことですが、学童クラブは、旭が丘小学校の校地の範囲に設置することが可能である。これは、いつということはちょっと的確には把握しておりませんけれども、可能であると、こういうふうに考えております。それから、児童館をつくる考えはいまはありません。

それから、幼稚園につきましては、先ほど言いましたような幼保一元というような形で、何か新機軸をできないもんだろうかという模索は考えておるさなかであります。

四番は、お答えをするまでもなく、いままでの言葉の中で経過を説明をしておると思っております。以上です。

○副議長（杉山寅三郎君）　ほかに、補足の説明はありませんか。島村孝志君。

○二十八番（島村孝志君）　のっけから含み調の答弁がございまして、まことに否定的な、後ろ向きな、しかも、その大前提は将来の理想を掲げながら、いつできるともわからない大きな理想像を掲げながら、のっけから答弁がございました。私は、それぞれの項目について細い数字を示して質問しているんですから、答弁側も当然、それぞれの担当部局の部長さんいらっしゃるんですから、細かい数字に答えてひとつ御答弁をいただきたいと思います。

○副議長（杉山寅三郎君）　答弁、教育長。

○教育長（倉又秀作君）　四中の用地のことについて申し上げますと、確かに島村議員が言われたように、ここは、日野市の中では、一人当たりの校地面積というのは狭いことはこれはもう否定しません。しかし、そのときに島村議員も指摘されているように、形のいいか、悪いかっていうのはその利用価値の上でかなり大きな意味を持ちます。そういう意味で、四中の場合は大変使いいいグラウンドということになっておりまして、したがって、そういうことで、狭いということだけで、これはだめなグラウンドだとか、あるいは狭過ぎるという結論には私はならないと。いまのことで、特に教育上——それは、広いほどいいには相違ありませんけれども、いまの程度でひとつ十分やっていけるとこういうふうに思っております。

それから、幼稚園のことでございますけれども、確かに、一応は距離が遠いということは事実でございますけれども、しかし——それから一応は二百八十名という、四、七——七クラスございますから、二百八十名の幼児がおります。しかし、実際はかなりそれよりも下回りまして、今年は二百五十幾つかと思いますが、数はいまちょっと正確にはわかりませんけれども、

一クラスまでは少なくありませんけれども、それに近いかなりのゆとりがございます。そういうようなことで、いま少し、遠いというようなことはほかの地域でもあるんでございますので、この辺は全市的な立場で、ある部分についてはひとつがまんをしていただかざるを得ないというのが現状である、こういうふうに思っております。以上でございます。

○副議長（杉山寅三郎君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　理事者の答弁で尽きておるわけでございますけれども、私の方から補足申し上げたいと思います。

旭が丘の学童クラブにつきましては、市の基本的な考え方としましては、当初、新しく設置されました学校の教室の利用ということでスタートをしたいというふうなことで教育委員会の御協力をいただいておるわけでございます。この中で、将来の学童クラブ、旭が丘のあり方としまして、同様に学校の校地内の一部を利用させていただくという話まで協力をいただいておるわけでございます。ですから、市の考え方としましては、現在のところ、四階の教室を使っております。将来は校地の一部を利用しまして学童クラブを設定していきたいとこういう考え方でございます。こういう基本的な考え方で今後、的確な教室の、人口増等がございますので教室等もふえております。教育委員会から私たちの方で、そういう傾向というか、今後の見通し等も聞いております。そういう見通しに沿いまして、御心配のないように先ほど説明しました基本的な考え方の学童クラブの設定をしていくと、こういう考え方でございます。

○副議長（杉山寅三郎君）　島村孝志君。

○二十八番（島村孝志君）　質問の中でも申し上げましたけれども、四中のグラウンドにつきましては、形がいい。私も見て知っておりますから、形が確かにいいんです。ただし、これは運動会、いわゆる大運動会、そういった催しをする場合には非常に使いやすさがあるだろうと思います。ただ、児童が休み時間等々を利用しながらグラウンドで遊ぶという、運動するという場所には、これは、グループをつくってそれぞればらばらにいるわけですから、形がいい、悪いは余り関係がないわけですね。それは、人も入れないような狭い場所があれば別ですけれども、まあ、一定の場所があればそれほど関係がない。私は、いま、あしたにもこの校地を、運動場をふやせと言っているんじゃありません。全体的な見合いの中で、ふやさなきゃならない時期が来たときに、いま現在、せっかく隣りに持っているあの地内の市有地を売ってしまったらば、後、全然めどが立たないじゃないか。市長は、それは将来方向、非常に大きな意味での教育の成果というものを考えれば日野市にそういう施設ができて、幼保一元化の研究もできる。非常に意義あることだというふうに言われております。それはそれで理想像、私も

わかっているんです。ところが一方では、その隣に学校が、三面は道路でもうふやしようがありません。校地の方は標準の十二平米をはるかに現在でも割っている。増築をすれば児童、ふえるわけですから、この分さらに一人当たりの運動場面積は減ってくるわけです。標準は十二平米なんですよ。現在でも九・四五なんです。さらに減るんです、これは。こういう事実を踏まえて、ただ、形がいいから使いやすいだろう。同じような答弁をいつまでしても困るんで、もうちょっとひとつ、科学的に十二平米が標準だけれども、たとえば五平米まではこれは立派なんだとか、あるいは、十二という標準は多過ぎるんだとか、第三中学校の十九・五なんていうのは全然多いんだとか、いろいろひとつ数字を出しながら答弁をしていただかないと、ただ何となくかっこうがいいんですから、ひとつ使いやすさでなんていうんじゃ全然納得がいかないわけですね。

それから、幼稚園の問題につきましても、ちょっと遠いところはあるけれどもひとつがまんをいただいて。これは、適正通園範囲ということをうたっているわけですから適正通園範囲のうちなのかどうかね。五歳の子供が通うのに、四十分、五十分かかる所から通うのが適正通園範囲なんだと。市は、何ぼまでは適正通園範囲と認めているんだと、そういうものもお示しいただきながら御説明をいただきたい。それから、教育長、こういうやつ御存じでしょう、これ。これは教育委員会でつくったんですから。市立の各幼稚園に、園児がどこの幼稚園にどこから通っているかという分布図ね。市長、見ていらっしゃいますか、これ。見ておりますか。ひとつ見ておりましたら、もう少しひとつ丁寧な御説明をお願いしたいと思うんです。ただ、感じでものを言わずに。

それから、福祉部長にまたさらにお願いをしたいんですけれども、私先ほど質問しましたのは、これは市長もそういう答弁をされておりました。学校の校地の中に、校地を利用して行く行くは学童保育クラブをつくっていくんだとこういうふうに言われておりますが、先ほども質問で申し上げましたけれども、現在の旭が丘の小学校の図面を見ましても、現地へ行って見ましても、増築部分は間もなく増築せざるを得ないという状況が出てまいります。これは現実だろうと思うんですよ。としますと、あと、学童保育クラブをどたへ建てるのか。建てる場所がないんですよ。せっかくの緑地帯を崩して建てれば別ですけれども。じゃ、ない。緑地帯は一部崩す方向で実は考えているんだと、こういう答弁でもあれば話は別ですが、具体的にひとつ、先ほど数字を申し上げましたが、旭が丘小学校の現実はこういうクラス数に推移しているんだと。五十四年度ではプレハブをつくらなければ学校の教室すらもう不足になってくるんだと。五十四年度の、五十四年度というのは五十四年の四月からですから、五十三年度事業でやらなきゃならない仕事なんです

よ。そうしますと、それらを踏まえて、教育委員会サイドとはどういう話し合いになって利用していくということが認められているのか、いないのか。結論が出ているのか、いないのか。これ、五十三年度予算でやらなきゃならないということは、もうすぐに五十三年度ですからね。これ。予算編成期に来ているわけですから、ひとつその辺のところも、これは市長にお聞きしていいのか、部長にお聞きしていいのかわかりませんけれども、私は具体的に、数字期限等々示しながら質問しているわけですから、もう少し科学的に御説明をいただきたいと思います。とりあえず以上、補足をしていただきたいと思います。

○副議長（杉山寅三郎君）　御答弁願います。答弁ありませんか。福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　学童クラブの御心配いただいているわけでございます。確かに御心配いただくような先先の見通しというふうな状況にもあるようでございます。ですけれども、私たちも将来の心配ということもしておりますので、議員さん、数字的にはマキシマムな数字という御心配をされているんじゃないかとも思っております。ですから、将来見通しにつきましては的確に、教育委員会と要するに協議しまして、御心配されるようなことのないように、手落ちのない対処をしていきたいと思っております。

それから、どこの校地を使うかということでございます。教育委員会の庶務課長とは半年以上も前になりますけれども、御相談しました。どこということではございませんけれども、この自然林も校地の中に入っているということは知っております。ですけれども、校庭の大きさというものを制約せずに、校庭の中の、要するに子供が通常遊ばないような所の利用ということもいろいろ現実には考えられるんじゃないかと思いますので、総体的に校地の利用については御相談申し上げていきたいと、こういうふうな考え方でおるわけでございます。いろいろ御心配いただきまして御礼申し上げます。

○副議長（杉山寅三郎君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　いま、校庭につきまして、数字を挙げて、ここからここまでならいいんじゃないか、あるいは、ここからここならもっといいんじゃないかと、こういうようなものをいま急に求められましても、それでお答えするといういま数字は持っておりません。

それから、幼稚園につきましても、全校的にひとつどういう適正配置をするかということは、一つの幼稚園行政の上の非常に大きな問題だと。いま、私立の幼稚園とのかかわり合いなどもあわせて十分検討していかなきゃならんと思っております。そういう意味では、今後の一つの課題として検討していきたい、こう思っております。

○副議長（杉山寅三郎君）　島村孝志君。

○二十八番（島村孝志君）　時間はまだございますので、ゆっくりさせていただきます。

いま、教育長から、ひとつ検討させてくれというお話がありましたけれども、この幼稚園問題、実はもう、先ほど申し上げましたが、四十九年に私質問しているんですよ。市民要望はよくわかっているという答弁なんです。確かに必要だという答弁なんです。先ほども申し上げましたけれども、私立の幼稚園もないんです、あの近所には。市立もはるかかなたにしかないんです。しかもあの辺、工業団地ということで余り児童が、普通の、一般の住宅がふえないかと思ったら、かなりふえてきているんです。これらを考えますと、あの時代よりもまだ、いま、現在は非常に厳しいんです。私立の幼稚園に行くにしたって、バスではるかかなたに行かなければ行けないんです。それも、そうそう簡単にいまの事情は、あのかいわいの幼稚園非常に厳しいですから、そう簡単にぽっぽ、ぽっぽとは入れないんですよ、私立にしたって。いろいろお願いしている向きがございますから、余りぽんぽんは言いませんけれども、大変お世話になっている幼稚園もございますしね。それら考えると、これから検討します、なんていうことは、まことにどうも不手際きわまりないと思うんですね。四十九年に質問しているんですよ。それで、その質問に答えて、事情はわかっていると、だからひとつ幼児教育研究所を誘致して、市の金を使わずに東京都の金で市民の要望にこたえますと言っているわけですよ。で、売った金では別のものをまたつくってこたえますと言っているんですよ。これ、そうでしょう。市民要望にいつこたえるんですか、じゃ。いまだに検討もしていない。片方では大きな理想像を掲げて、いつかわからないものをまだ追い求めている。これが市民本位の政治ですか、これ。そうじゃないでしょう。くどいようにに申し上げてますけれどもね。三年も四年も前に質問して、認めている以上は、それがいつになるか片方がわからなければ、じゃひとつ、それはこの辺で、将来方向として続けていくにしても、別の形で市民要望にこたえようということをなぜ検討しないんですか。認めてないんなら別ですよ。あの時点で認めているんですから、必要なことを、理事者側は。ひとつその辺のところについて、再度御質問をいたします。

それから、これは、学童保育の問題について、実は今度は、教育長にちょっとお聞きしたいんですけれども、私は、教育委員会サイドでいろいろとこの問題について、学校校地内に建つものかどうかお話し合いをしております。増築部分も考えながら、これからの児童の推移も考えながら御相談をしておりますが、手元にも旭が丘小学校の図面がございますけれども、どこへつくるのか、いまだに話し合いもないというのはおかしいんですけれども、教育委員会サイドではこれはどんなふうにお考えなのか。この校地の中に学童保育クラブを建てる余地がね。

何か福祉の方から御相談があって、具体的に相談があれば、この中に、どっか建てる余地があるのかどうか検討したことはございますか。まだ話し合いされておりませんか。

○副議長（杉山寅三郎君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　そのことについてのお話は聞いております。というのは、ここへ、小学校の教室を使って、そして学童保育をやるという段階で、そういうようなことも話に出ましたけれども、当面の問題としてはそこを、さっきも御指摘がありましたように、五十三年までは使えるという見通しでございましたので、そこで一応落着して、現実に進めているわけでございますが、ただその後、ただ、教育委員会サイドで、それじゃすぐにできるのかと、三年間ぐらいは、監査を受けた後でないと、土地利用の問題が監査を受けて非常にうるさいもんですから、その後でないと、そこにつくるかつくらんかということはその後に、やっぱりしなきゃならんと、そういうふうに考えておりまして、まあ、少し先があるもんですから、時間があるもんですから、それはまたそのときで検討するというぐらいの話し合いしかしてありません。

○副議長（杉山寅三郎君）　前段の答弁、市民要望にこたえる。質問者の前段についての答弁ございますか。島村孝志君。

○二十八番（島村孝志君）　なければ結構です。実は、いま、教育長から、はからずも御答弁の中で出していただきまして大変恐縮でございましたけれども、これは、旭が丘小学校の今後の児童の推移によります教室利用の学童クラブは不可能になる、ということを申し上げましたが、それに対しては、はっきり日程的なめどは立たないけれども、校地内にこれを建てることによって、行く行くは解決をしていくんだと、こういうお話がございましたが、先ほども数字で申し上げましたように、旭が丘小学校の児童の推移というのは、昭和五十四年の四月にはもう教室は学童保育には使えない状態が生まれてくるんです。学校の教室自体がプレハブをつくらなきゃならない事態が生まれてくるんです。そうしますと、必然的な姿として、これはだれが何と言ったって必然的な姿として学童保育クラブを存続する以上は、どこかへ移動しなきゃならないんです。これはもう、こんなことはだれだってわかるわけですね。ところが、校地に建てようといったって、学校の方は二年、三年たたないと物を建てることができないと。へたに建てると監査によって非常に問題が起きてしまうと、こうなっているわけですよ。今年が、五十二年度があすこの用地買収の年度ですから、旭が丘小学校は。建つのは去年建ちましたけれども、買収は今年ですから。これが、二年、三年先になったら何年になりますか。その間どうつなぐんですか。（「議員に質問したってだめだよ」と呼ぶ者あり）たまたま前を向いておりますからそうなっております

けれどもひとつ、いまのことについて、どうつじつまを合わせるのか、まだ時間もございますので御答弁をいただきます。

○副議長（杉山寅三郎君）　答弁、市長。

○市長（森田喜美男君）　私どもは、平素物を考えますに、窮すれば通ずるということもありますし、それから融通無碍に物を考えております。したがって、御心配はありがたいですが、必ず、方法がないなんてことじゃないわけですから、そのように御承知を願います。

○副議長（杉山寅三郎君）　島村孝志君。

○二十八番（島村孝志君）　幾ら質問をしましても、どうも中途半端な答弁しか出てまいりませんから、質問をぽつぽつやめたいと思いますけれども、この際、はっきりとひとつ申し上げておきたいと思います。まず、基本的には、一つの教育政策というものに沿って、将来方向、大きな目的に向かって自治体が協力をしている、このことについて決して否定するものではございません。どうしても日野市にその問題を持ってきて、率先して取り組んでいくということがあるならば、場所はまだまだいっぱいあります。何も区画整理が終わって、あと非常に取得がむずかしいという土地を選ばなくても、これから区画整理をする場所等々を考えれば幾らも入手する場所はあると思います。そういう方向でぜひひとつ将来の大きな理想像に取り組んでいただく。それすらも、何年先にどういうものができるのか、時期も内容も、理想とする姿はわかっておりますけれども、わかっておりません、中身については。その辺をひとつ肝に銘じて考えていただきたいと思うんです。いつまでもあいまいもこの返事をしていないで。ひとつ姿勢を出していただくということを切にお願いをしておきます。

　さらには、質問しました三点の問題に触れてまいりますけれども、四中の校地の問題にいたしましては、やはり、これも何かひとつ感じでものをつかんだような答弁しかありませんが、しっかりとひとつそれぞれの学校の現在の運動場の面積、これから児童がふえてくるであろうそれらの状態等も加味しながら、あるいは平均的な運動場の面積がどのくらい必要なのかということも含みに置きながら、答弁にもありましたけれども、中央線の南側の方に、これもいつかわからない新しい中学校を夢見ながら、それで解消をするんだと。どうもひとつ数字的につじつまが合ってまいりません。もっとひとつきちんと答弁をまとめてひとつ——答弁というよりむしろ、今後の市政の方向として、きちんとしたものをひとつまとめて、そういう計画にのっとって市政を進めていただきたいことを、この四中の問題についてもお願いをしておきます。あの土地を売り飛ばせばもうあと、四中の校地拡張はあり得ません。ないんです、もう。全然ないんです。いいですか。東も西も、南も北もないんです、全然もう。いいですね。ひとつこの辺を肝に銘じていただきたい

と思います。

学童クラブの問題につきましては、昭和五十四年度の四月段階では、現在の児童の推移の状況を見ますと、はっきりと数字的に教室は学童クラブにもう使えないことは明らかなんです。しかも、教育委員会の答弁を再三再四聞くところによりますと、これは、再三再四というのはきょうだけじゃありません。過去も含めて再三再四聞くところによりますと、買収してから二、三年は、監査が終わるまでは、学校地内に別のものを建てることはできないんだと。もし、それをした場合には今後の学校建設補助というものが大きく問題になってくる、こういうことも言われておりますから、これらを含めると、はっきりともう、いつ、どこに、どう建てなきゃならないかは出てくるわけなんです。窮すれば通ずるなんて何を言っているんですか、政治家が。それは、場合によっては窮すれば通ずることもあるでしょう。はっきり将来にわかっていることはもっと科学的に解決をしていってくださいよ。市民の前に明らかにして市民を安心させてくださいよ。それが行政じゃないですか。そういったひとつ面を十分配慮していただいて、幼稚園の問題もしかりです。四年も前に質問をし、それを認めておきながら、いまだにいつ建つかわからない幼児教育研究所に期待を寄せて、市民要望を何だと考えているんですか。それら全部含めて御検討いただき、東京都の幼児教育研究所施設の誘致、ぼつぼつあきらめる時期だと思います。その辺は、全部あきらめよとは申し上げません。どうしても必要なら場所を変えていただいて、もうこれ以上取得がむずかしい地域については、市民要望を重点にひとつお考えいただくことをくれぐれも要望申し上げまして、質問を終わります。

○副議長（杉山寅三郎君）　これをもって、六の一、第四中学校北側、旭が丘地内市有地の都売却を取りやめ、四中の校地拡張、児童館（学童クラブ）プール建設など市民要望を反映した使用目的に変更せよ、に関する質問を終わります。

七の一、七の二、七の三、七の四の通告質問者、三浦重春君より、通院のため欠席する旨の連絡がありましたので、一般質問最終日に発言を許可することにいたします。

お諮りいたします。議事の都合により、ここで十分間の休憩をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認め、十分間の休憩をいたします。

午後一時三十五分　休憩

午後一時四十九分　再開

○副議長（杉山寅三郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

八の一、南平駅周辺地域の環境整備についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

（二十番議員登壇）

○二十番（米沢照男君）　共産党市議団の米沢照男でございます。

南平駅周辺地域の環境整備について質問をいたします。南平駅を中心に、京王団地、そして日鉱団地、さらには都営平山団地、そして南が丘団地等々多くの団地造成、そして人口急増が続いている地域がこの南平駅周辺だろうと考えております。さらには、小規模の宅地造成も年々数をふやしております。こういう中で、当然のこととして、通勤通学の歩行者が駅を中心に増加してきております。さらに、今後引き続いてこうした人口の増加、歩行者の増加が続くだろうと考えております。こうした人口急増の中で、道路あるいは側溝の整備、さらには交通安全対策、自転車置き場の設置、そして街路灯の増設や子供の遊び場の設置等々、多くの諸要求、諸問題がこの駅を中心に当面の課題になっていると私は理解をしております。これらの諸問題を早急に解決をしていく、こういう立場から幾つかの問題にしぼって、以下質問をいたします。ひとつ、やる気満々、積極的にこれに取り組むという姿勢で御答弁をいただくよう、まず、冒頭に要望をしておきます。

一つは、駅前の道路の拡幅整備の問題があります。もちろん現状から見て、あのままでいいということはないわけですけれども、それでは、拡幅すればそれでいいかというと決してそうではありません。学校の通学区の関係から、あの駅前の道路が拡幅をされる。車の交通が激しくなる。子供の交通安全の問題がこれに伴って対策として必要が迫られてくるわけでありますけれども、まず、この道路の整備と、そしてそれに伴う交通安全対策について、いま、この時点で、どういう計画があり、どのような見通しが持てるのか、まず一点お伺いしたいと思います。

二点目は、駅周辺への自転車置き場の設置でありますけれども、これは、数年前から、あの周辺の多くの住民、そして、毎年行われております公共住宅自治会協議会の要求の一つともなっております。これについて市当局としてどういう計画が今日あるのか、この点をお伺いをしたいと思います。

それから、三点目は、駅から、新設された南平西部地区センター、その隣接に学童保育所が開設をされておりますけれどもこの駅から、この施設に通ずる道路の整備、ガードレールの設置や街路灯の設置の計画がどうなっているのか、お伺いをいたします。

それから、四点目は、子供の遊び場の設置でありますけれども、南平駅の西北方向、浅川に近い場所でありますけれども、旧堤防敷があります。で、ここに用排水路が流れておりますけれども、かなりの幅があります。ここにふたをかければ、旧堤

防敷と合わせて、地形的には細長い地形ではありますけれども、あの周辺の子供の遊び場に利用できるのではないか、こう考えております。この点についての、事務当局、あるいは市当局の計画、ないしは見解をまずお伺いしたいと思います。以上四点について御質問をいたします。

○副議長（杉山寅三郎君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　お答えいたします。ただいまの御質問の、南平駅周辺地域の環境整備でございますが、南平駅から都道に通ずる細い道路につきましては、五十二年度、五十三年度の二カ年計画で、用地の寄付を受けまして、六メートルに拡幅いたします。

それから、三番目の、南平駅の天城から学童クラブに通ずる道路の整備でございますが、この道路につきましてもすでに五十年度より整備しており、今年度はその最終年度になっております。したがって、年度末には竣工いたします。なお、ガードレールにつきましては、今年度事業では施工いたしませんが本工事の竣工後、状況を見て設置を検討する予定でございます。以上です。

○副議長（杉山寅三郎君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　駅前道路の拡張に関連いたします安全対策につきましてお答え申し上げます。これにつきましては、危険のないように横断歩道、あるいはスピード制限など、警察と協議いたしまして安全を図りたい、このように考えております。

それから、自転車置き場の件でございますけれども、おっしゃるとおり、数年前からいろいろ伺っているわけでございます。市といたしましても、これにつきましては努力しているわけでございますが、ここの問題で申し上げますと、まず、用水路のふたかけの問題がございます。あるいは、京王帝都電鉄用地の借用と、こういうような場所以外には考えられないわけなんで、それにつきまして用水組合とも折衝してまいりましたが、現在、理由は明確ではございませんけれども、承諾をいただいていない。また、京王につきましては、上りホーム北側駅構内の踏切改良工事、これを京王でいま現在計画中でございますので、これにつきましても困難であるということ、それから、道路の西側につきましては、ただいま建設部長の方からお答えがございました市道の拡幅、こういった問題がございますので、この工事が終わらない場合は、ちょっといまのところ考えられない、こういうようなことで京王側からもいろいろお答えをいただいているわけです。その中でできることは、用水のふたかけ、これにつきましての問題、さらに用水組合交渉につきまして努力していきたい、とこのように考えております。以上です。

○副議長（杉山寅三郎君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　四点目の、子供の遊び場につきまして御答弁申し上げたいと思います。南平六丁目の二十三といいますと、南平の駅から西に二つ目の踏切を入りまして、浅川までの間に用水がございます。この地点は、御質問のように、非常に幅の広いどろあげ等がございます。それで、分譲住宅等も盛んに建っているわけでございますけれども、現状を見ますと、おっしゃるように半分、付近の方々の道路になっております。それから、半分が用水ということでブロック積みされまして、真ん中を普通の、水の少ないときは真ん中の小さい堀を流れているという構造になっておるわけでございます。それで大体、水路の方は三メートルちょっとあるんじゃないかと思います。それから、道路に皆さんが使っているというか、用水の廃河川敷といいますか、どろあげといいますか、この部分は五、六メートルの幅がございます。ここにふたかけをすれば九メートルか八メートルの広いものになるわけでございますけれども、この、相当の、百メートルとか百五十メートルの範囲にわたってふたかけというのは非常にむずかしいんではないかと。それで、廃河川でございますので国の財産でございます。で、直接的には東京都の管理でございますので、子供の遊び場としての使用ということに対するふたかけということになりますと、相当長いふたかけをしなきゃならんということでむずかしいでしょうし、それから、現実に皆さんが自然に、この辺の近くの家屋の進入路なり道路として使っていると。あるいは、ちょっとした畑にしている人もおるわけなんですけれども、非常に子供の遊び場に使うということについては、許可をもらう点でむずかしいんではないかと。それから、費用も相当かかんではないだろうかと。それよりは、こういう問題のない更地の提供を、通常の形での子供の遊び場の設置と同じような方法で求めていった方がいいんじゃないかというふうな課の考え方もございますし。——これでよろしいでしょうか。

○副議長（杉山寅三郎君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　街路灯設置につきましてはお答えを漏らしてしまいましたけれども、これにつきましても、道路の完成後検討いたします。以上です。

○副議長（杉山寅三郎君）　米沢照男君。

○二十番（米沢照男君）　再質問いたします。

駅前道路の拡幅については、五十二年度、五十三年度で六メートル幅の道路をつくると、こういう答弁をいただきました。私は、道路の拡幅ももちろん必要になってきているわけですけれども、通学児童を抱えた父兄の心配としては、通学の行き帰りにその道を横断するようになると、非常に駅に近いということもあって、車の交通が激しくなるだろうと。その際の子供の交通の安全をどう守るかという点で非常に不安に思っております。そういう点では、先ほど、横断歩道とスピード制限などの

対策を同時に進めると、検討するということでありますので、この点については十分、道路さえ拡幅すれば事足れりということではなしに、むしろ、その後の子供の交通安全対策を重視してその対策計画を練っていただきたいということを、まずこの質問の部分については要望しておきます。

それから、自転車置き場の設置でありますけれども、大分、一ころより後退した答弁になっております。きわめて残念だというふうに思います。一つは、京王の用地を提供してもらうという点ですけれども、私は、今年五月の段階で二回、京王本社に出向いていきました。で、京王本社の役員の言葉によりますと、こう言っております。私が、自転車が放置されているのは、京王電鉄を利用しているいわばお客さんだと。したがって、お客さんが乗り捨てていった自転車のために歩行者の交通が非常に阻害されている。そこへ車が通りかかると、もう歩行者はどこへ逃げていいかわからん、そういう状況がある。これは、京王電鉄の責任で自転車置き場を設置する、そういう社会的責任があるんじゃないかとこういうふうに詰め寄ったところ、京王本社側では、お客さんというのは改札に入って初めてお客さんです。改札に入る前の行為ですから、これはお客さんに対する京王の責任にはならないんだと、こういうふうに言っているんですね。そのくらいの企業を相手にするわけですから、通り一遍、要望書を持っていって返事が返ってくるのを待っていると、こういうことでは一歩も私は進まないと思うんです。で、私は二度出向いていって、どこまで話を詰めたかというと、市の方では、用水にふたをかけて自転車置き場を設置しようという方向で、いま検討が進められていますと。で、近く市側のその用水ふたかけの自転車置き場の計画がまとまるでしょうから、しかし、それは、大ざっぱに見込んでも五、六十台の設置面積しかないと。したがって、南平駅の上り線のホームの裏に細長い空き地があるので、ここを京王としても提供してもらいたいと、こういうふうに話をしたわけです。で、京王電鉄では、市側の用水ふたかけの自転車置き場設置の計画を見て検討したいと。で、市の方が積極的に設置をするという計画を示され、そして、しかしスペースがまだ足らないということで話を持ち込まれてくれば、ちょっと拒否はできないでしょうねと。こういうふうに言っているんです。そしてさらに、提供した場合には、固定資産税ぐらいは免除してくれるんでしょうね、そういう話すら今年の五月の時点では出てたんです。私は早速それを事務当局に伝えて、京王側もこう言っているからひとつ早速要望書を持って、そして、ただ単に持っていくだけじゃなくて、実は、用水のふたかけについてはここからここまでかける計画があると。しかし、いま放置されている自転車の台数からいって、どうしても面積が足らないので、京王もひとつこの計画に沿って協力してほしいと、こういうやはり具体的な要望をしてもらいたいということを私は伝えたわけです。ところが、先ほどの答弁しか返ってこない。一年前の、公住協の対話集会でもこの問題を私は取り上げました。そして、用水組合との話し合いを積極的にして、そして必要なら私ども公住協なり自治会として用水組合の代表とも会って、お話をして協力を要請することについてはやぶさかではないので、それは、その時点でサインをしてくださいと、一緒にひとつ運動を進めようじゃないですかという提案までしているんですね。で、もう一年たっているんですよ。せっかくこの五月で、私が京王と交渉をして、先ほど言ったようなところまで具体的に話を詰めてきているんですが、何かその時点から比べればぐっと後退した回答しか得られない。大変私は残念です。自転車を放置している人たちはお客さんではありませんと、なぜなら、改札に入る前ですからと、こうまで言う相手なんですから、そのくらい、やっぱり踏まえて交渉やらなければ一歩もこれは話は進まないですよ。もっと、本当にあそこの狭い道路の上に自転車が放置をされ、車がすり抜けるようにして行く。歩行者はどこに逃げていいかわからんようなそういう実態、切実な要求なんですよ。それはやっぱり積極的に受けて、一日も早く実現しようと、こういうやはり姿勢で取り組んでもらいたいと思うんです。その、積極的な姿というか、姿勢が少しも私は感じ取れないのが残念なんですよ。これまでの経過をたどってくどくどと申し上げても前進がありませんから、今後こうするという、もっとやる気のあるひとつ答弁をいただきたい、この点については。

○副議長（杉山寅三郎君）　市長、答弁。

○市長（森田喜美男君）　この、駅前の自転車の放置されておる状態は、全く目に余るものがありますし、しかし、これをどう考えるべきかということを、私も駅前を全部歩いてみた上で考えておるんですが、自転車そのものは、これは大変便利ですし、それから、一つの車社会に置きかわる考え方で、言うなれば乗り物としては弱者的な立場にあるこれをむげに悪く扱うわけにもまいりません。そうして、要するに場所、場所でこの問題は考える以外にない。置き場をつくっても十分な、すべての車がそこに収容できるというような置き場はとうてい、駅前のまた土地事情がありますから、むずかしいということを感じます。ただ、民地はあいているところもありますから、あれらが貸してもらえるもんであれば、使えばということもありますけれども、じゃ、金を払って、そうして自治体がこたえなければならない問題であろうかということになるとややちゅうちょを感じます。努力をするということはこれはいたさなきゃなりませんが、これももう少し大きな観点から、たとえば国の方でも、若手の議員さん方が共同提案をしようというふうな動きもあるそうですし、そういう運動と、地域、地域の住民運動と合わせて一つの社会風潮をつくり出すことによって一つのあ

るべき姿をつくり出すと、求めていくと、こういうことが今日考えられる考え方だと思っております。単に、用水路のふたかけをして置き場をつくる、あるいはその、京王なら京王の乗り物サービスをする。つまり、お客さんであるからしてそちらで処理せよと言っても、これまた場所の問題があるわけですから場所をひとつお互いが努力をし合って、そうして可能な範囲で求めていくと、そういうことで大変不徹底であります。不徹底でありますけれども、そういうその場その場の、場所、場所の対応によりまして、特に交通の安全に支障があってはいちばんそれが問題でありますから、指導員等を置いてということも考えておりますが、これまた、人を求めてみるけれども、それに応じてくる人がいままでまだないというふうなことで、ちょっと困っております。御趣旨は十分尊重をして対応すると、こういうことで努力を重ねたいと考えるわけでございます。

○副議長（杉山寅三郎君）　米沢照男君。

○二十番（米沢照男君）　自転車置き場の設置については、用水組合との話し合い、そして、京王電鉄との話し合いがあるわけです。この点についてはひとつ積極的に、早期に要求が実現できるように取り組んでいただきたいと思います。この辺は、強く要望をしておきます。

それから、ガードレールの設置、それから、街路灯の設置、これは、天城から地区センターまでの間ですけれども、確かに道路の一部は工事が進められました。しかし、その先がまだこれからという状況で、先ほどの答弁では、今年度中に完了するということであります。で、ガードレールと街路灯の設置の点では、できてから検討するという意味の答弁でした。しかし、現実に子供かその用水にはまって死亡したという事故もありましたし、夜行っていただければわかるように、真っ黒とこういう状況で、これは、道路の完成を待たずとも周辺住民の安全という点から言っても、緊急な課題なんですね。むしろ、遅過ぎたぐらいなんです。それが、この道路の完成を待ってから設置するという答弁ならまだしも、できてから検討しますじゃね、その必要性を認めてないのかと言いたいぐらいです。もう一度、この点は御答弁いただきたいと思います。

○副議長（杉山寅三郎君）　答弁、建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　検討をするということは、前向きで検討するということでございますので、御了解いただきたいと思います。以上でございます。

○副議長（杉山寅三郎君）　米沢照男君。

○二十番（米沢照男君）　そういう答弁をお役人答弁と言うんですよ、前向きに検討するなんて。まあ、私は、これ以上責め立てるような言い方しません。しませんけれども、ぜひひとつあの辺の実情を十分把握されて、ひとつ積極的にこの設置方を促進をしていただきたいということを要望しておきます。

大分時間も経過しましたので、最初の質問だけで時間をとるわけにいきませんので、南平駅周辺地域の環境整備についての質問はこれで終わります。

○副議長（杉山寅三郎君）　これをもって、八の一、南平駅周辺地域の環境整備について、に関する質問を終わります。

次に、八の二、公社平山住宅の諸要求実現の見通しについての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○二十番（米沢照男君）　公社平山住宅の諸要求実現の見通しについて質問をいたします。私がここで取り上げる問題は、関係住民から長年にわたってその実現が切望されてきたけれども、いまだに実現を見ていない、解決をされていない、そしてまた緊急に対策を必要とする問題に限って質問をいたします。積極的な回答を、冒頭要望しておきます。

最初に、地区センター設置についてでありますけれども、地区センターの設置については、すでに数年前、市長が自治会に設置をするという約束をしております。しかし、公社との折衝が煮詰まっていないために、いまだに実現できない状況にあります。これまで、市長が設置を約束された以後、今日までどういう経過をたどっているのか、この点についてまず経過と実情をお知らせいただきたいと思います。

二点目は、公社平山住宅の西側に走っている道路に沿って用排水路が流れております。これは、前々から夏場になると悪臭がひどいということでふたをかけてほしいという要求が出ておりました。最近になってこれにふたをかけるということが、悪臭の対策だけではなしに、道路事情からどうしても歩道を設置しなければならないと。もう一つの重要な課題があわせてこの問題にからんできているわけですけれども、したがって、これも緊急な課題であります。この点について、どういう計画と見通しを持っておられるのか、お伺いをしたいと思います。

三点目は、滝合橋の取りつけ道路、浅川の南側の堤防の上を下る形でセットされている道路であります。ここに歩道を設置してほしいという請願がすでに都市計画産業建設委員会で採択をされておりますけれども、実情は私がここで御説明するまでもなく、特に、朝夕のラッシュ時、歩行者のラッシュだけではなしに車のラッシュと重なって大変危険な状況にあります。この歩道設置も、実情から見てとりわけ緊急な課題だと私は理解をしております。これについての今後の計画、見通しをお伺いしたいと思います。

最後、四点目ですけれども、最近、平山住宅で水道の水が赤いと、赤さびのまじった水道が出るということで大騒ぎになっております。恐らく、担当部局でその対策が緊急に講じられるだろうというふうに思いますけれども、この点についての実情の把握と、それに対する対策がどうとられようとしているのか

お答えをいただきたいと思います。

以上、公社平山住宅の諸要求実現の見通しについて四点質問をいたします。

○副議長（杉山寅三郎君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　第一点目の、地区センターの設置についてのいままでの経過を御報告申し上げたいと、それで御答弁にかえていきたいと思います。御質問がございましたように、市長の方から指示がございまして、五十一年の、ここにあります記録は私が二回目に行ったときでございますけれども、住宅供給公社の理事の徳田さんという方、これ二回目でございます。第一回目は松野部長でございます。で、二回目に行ったときに、徳田理事が理事会との経過もあると。それから市との協力関係ということもいままで、今後ということもあるということで、前向きで協力しなさいと、こういう松野部長が指示を受けておるわけでございます。で、私たちも大きく前進したというふうなことで、その後も一度行っております。計三回行っておるわけでございますけれども、電話では、ここに記録がございますように、何回もかけております。それで、ピロティーの敷地はお貸ししますと、それから、市の方から公共住宅というもの、あるいは宅造をする場合、設置者というものがそれなりの開発行為の提供というものを協力をするということになっておりますので、ぜひ、地区センターの設置については市の方も設置する建設費を出すんだけれども、公社としても半分持ってほしいということを当初から言ってきているわけでございます。これについて前向きで協力しなさいとこういう理事の指示があったわけでございます。それで、今年の一月でございますけれども、各団地との供給公社との間で、環境整備費として四カ月分の家賃をお返しするというふうなことで交渉が出ていると。そこで、公社としてはいろいろ予算がありませんので、この中から要望を満たしていくんだという報告があったわけでございます。いつ、結論が出るかということで、たびたび電話で催促してきておるわけでございますけれども、公社と日野市の場合には、平山住宅の自治会でございますけれども、広報の中で、環境整備費というのが約一千万ほどございますけれども、これで、市を抜きにしまして話が結着ついたようでございます。自転車置き場と地区センターをこの一千万でつくるんだとこういうふうなことで、こちらも驚いておるわけでございますけれども、その後、市の方と約束しているピロティーの地区センターというものについての建設をこの一千万から出すんだということで今日まで来たと。だけれども、自治会と公社との間で、一千万の使途は別な地区センターをつくるというふうな話し合いのようでございます。そこで、公社と早速折衝したわけでございますけれども、公社の方としては、ここで土地だけ、ピロティーの下の土地だけを提供するんだと、お金は出せないんだというふうな回答のようでございます。それで、公文書を出すというわけでございます。で、私は、市の課長の方に、そんな公文書はいらないと、市の方は受け取れないと、当初の約束どおりに市長からも指示があるんだけれども、早急に三者会談を持つんだと。それで、公文書を、土地だけ貸すんだと、金は出せないんだという回答が来ましたのは、市の方から市長の指示で、早急に三者会談を持ちたいんだと。自治会と日野市と公社とで調整する必要があるんで三者会談を申し入れたところが、要するに、土地だけを貸す、金は出せないと、そういう公文書を寄こすというんで、公文書なんかは要求しているわけじゃないんだから、公文書は市の方としては受け取れないと。当初の約束のとおり、ピロティーに、地区センターといいましても十坪ちょっとなんですけれども、設置を、建設費を半分公社が持てと、開発行為の協力として持てという方向には変わりがございませんので、三者会談の早急な、要するに約束を現在取りつけていると、こういう段階でございます。

○副議長（杉山寅三郎君）　あとの三点について答弁、総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　二点目の御質問、お答え申し上げます。

この、歩道の設置でございますけれども、これにつきましては、すでに計画いたしまして、滝合橋から平山七号線までの三百メートルにつきまして両側に歩道を設置するということで地元の商店会等と話し合いを進めてまいりました。このたび合意を得ております。また、すでに用水組合の了解も得ております。そういうことで、建設部と協議いたしまして、できましたら五十三年度において設置していきたいとこういう考えでございます。

○副議長（杉山寅三郎君）　水道部長。

○水道部長（中島武雄君）　お答えいたします。ただいまの御質問でいきますと、供給公社というお話がございました。供給公社ですか、平山じゃないんですね。議員さんがいらっしゃるところじゃないんですね。（「そうじゃないです」と呼ぶ者あり）

これはちょっと、これに該当するかどうかわかりませんけれども、七月の四日に実はピーク時がありまして、三沢浄水場系統と平山浄水場系統の区域がえをしたわけです。いわゆる三沢浄水場系統がピークになったために非常に末端で水が出ないということになりました。したがって、平山の方はかなり余力がありましたので、計算をいたしましてここで切りかえをしたわけです。この余波が大体、細かいので七月十日ごろ、余り水を使っていないところが、いわゆる濁水ですね、赤い水が出たという電話連絡がありました。それ以外は、工事をやった場合に赤い水が出る場合がございます。これは、一たんとめまして、

今度は通水します。通水のときに水が、赤い水が出るわけです。これをどろ吐けと言っていますが、このどろ吐けを大体一時間ぐらいやります。工事は大体夜間を予定してやっておりますので、ほとんど被害はないはずなんですが、たまに電話連絡が来ますと、職員を派遣いたしまして、水の検査をいたします。これはどういう系統かということを調査しまして、原因を調査して、本人に御報告をいたします。大体、どろ吐けを三十分くらいやりますと、普通の五十ミリ管ぐらいでしたら連合栓の場合はやはり三十分ぐらいのどろ吐けをいたしますと赤い水がなくなります。本管の場合一時間ぐらいやっておりますので、恐らく普通はないんですけれども、平山住宅供給公社の赤い水については、工事よりも漏水事故があったのが一件ありました。それは、いつごろでございましたか、その辺がわかれば、まことに申しわけございませんが、御報告いただければ御本人の家へ行きまして調査をいたします。そういう事情です。

○副議長（杉山寅三郎君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　お答えいたします。

滝合橋取りつけ道への歩道設置についてでございますが、これは、河川の占用問題並びに構造的な問題等について、協議及び研究した後に施工が可能と判断できた場合、実施計画について検討したいと思っています。以上でございます。

○副議長（杉山寅三郎君）　米沢照男君。

○二十番（米沢照男君）　再質問いたします。

地区センターについて、先ほど部長から答弁がありました。これについて市長からも――この時点で、なおこういう実情という部長答弁です。で、今時点における市長のお考えをひとつ伺っておきたいと思います。先ほど部長が言われていた一千万というのは、これは住民の家賃なんですね。住民の金なんですよ。それを公的な施設をつくるのに充てるなんてのは、これはできるわけがないんで、ちょっとその辺は勘違いしているんじゃないかというふうに思うんです。ですから、当初、市長が自治会に約束された地区センターを設置すると。もちろん場所の提供その他ありますから、公社とかけ合うという問題は残されていましたけれども、しかしなお数年経過して全く解決の、いわゆる実現のめどが立っていないと、こういう状況です。市長から一言御答弁いただきたいと思います。

それから、二番目の、排水路へのふたかけ、そして、それを歩道に利用していく、設置していくという点については、関係住民と話し合いがついて五十三年度設置するという回答ですので、この点については再質問はいたしません。

それから、滝合橋の取りつけ道路への歩道設置、これは建設省との折衝があるわけですが、ひとつ積極的に実情をもちろん御存じだと思いますけれども、一日も早く実現できる方向で精力的に取り組んでいただきたいことを要望しておきます。

それから、水道の赤水の対策ですが、これはごく最近で、一戸や二戸じゃないんですね。ほとんど全体にわたってなんです。恐らくこれは、中を断ち割って見たわけではありませんのでわかりませんけれども、恐らく管が腐蝕したか何かで全体的にそういう状況が出ているんだろうと思うんです。これはぜひ、実情まだ御存じないようですので、早速にでも自治会の方にちょっと実情を聞いていただいて、対策を講じていただきたいと。飲み水ですから、毎日の生活にかかわる問題ですので、ひとつ至急に手を打っていただきたいと思います。

それじゃ、答弁は、地区センターの設置について市長からお答えをいただきたいと思います。

○副議長（杉山寅三郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　話が整っていたと思っているわけなんですが、確かに時間がかかり過ぎておりますので、近く担当者を派遣をして真意をもう一遍聞いてみたいと思っております。

○副議長（杉山寅三郎君）　米沢照男君。

○二十番（米沢照男君）　これは、長い間の懸案事項ですので、これまでの経過の繰り返しではなくて、ひとつ積極的に実現を図るように話を煮詰めていただきたいということを強く要望いたします。

以上、公社平山住宅の諸要求実現の見通しについての質問は終わります。

○副議長（杉山寅三郎君）　これをもって、八の二、公社平山住宅の諸要求実現の見通しについてに関する質問を終わります。

次に、八の三、南平学童保育所開設に伴う諸問題についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○二十番（米沢照男君）　南平学童保育所開設に伴う諸問題について質問をいたします。すでに、南平学童保育所は十二月から開設をして学童保育が実施をされておりますけれども、開設間もないということもあっていろいろ不備があるようです。幾つかの点についてお伺いをいたします。

一つは、学童保育所の周辺の整備の問題であります。併設された遊び場の整備、それがどういう進捗状況なのか。それから、当然、開設にあわせて設置をされなければならなかった街路灯の設置がどうなっているのか、この点一点お伺いをいたします。

それから、二点目は、備品の配置の問題でありますけれども、直接にここの学童保育所の父母の話によりますと、机やテーブルは使い古しの物が配置をされていると。冷蔵庫はない。遊び道具も積木とボールがたった一つと。本は、父母が持ち込んでいる。こたつもふとんも父母が持ち込みと、こういう状況で学童保育がここの場合はスタートをしております。それから、おやつは指導員が立てかえて買っていると。今日なおそうなのか

はわかりません。こういう経過がありましたし、それから、電話は豊田の学童保育所から移設と。で、豊田の学童保育所は電話なしと、こういう状況ですね。後追い後追いでやっていると。で、移設するのに、すぐそのそばから、豊田の学童保育所の方では困るわけですね。仕事の内容からいっても電話がない学童保育所なんていったらこれはちょっと使う側が、あるいは預けている父母が不便でしょうがないと思うんです。仮設電話を引いて、そして移設するならすると。これは当然のことだと思うんですね。なぜ、そんなあたりまえのことができないでやっているのか、全く理解できないんです、私は。この点について、備品の配備に関連して、どういう実情になっているのか、なぜそうなっているのか、お伺いしたいと思います。

それから、三点目は、ようやく長い間運動を進めてきた父母が、できたと、十二月オープンだというんで入所を申し込んだら、いや、入れませんと、いっぱいですって言っているんですね。あそこでも断られた、ここでも断られたということなんですよ。オープンしたばかりでどうして希望者がいるのに入所させないんですか。全くわからないことだらけですね。この開設に伴っての希望者の入所はどうなっているのか。開設後に希望を受け付けた、申し込みを受け付けた件数は何件になっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

それから、指導員の配置がどういう計画でいるのか。以上、四点をとりあえず質問いたします。

○副議長（杉山寅三郎君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　私の方からお答え申し上げます。

南平学童保育所でございますけれども、建設が大分遅れまして十一月の二十五日に大体工事が完了しました。これは、上屋の方の完成でございます。それで、十二月一日から子供たちを入れたわけでございます。それで、この南平学童保育所につきましては、学区は二小の学区でございますけれども、南平と、それから豊田の学童クラブの子供たちを入れていこうと、こういう考え方でございます。で、豊田の方は、もう二、三年になります。議会で採択されました地区センターの改造というものをしなきゃならんというふうなことで、どうしてもあそこに学童保育所も一緒に設定できませんので、南平の方に移っていただくと、そういうふうな状況にございますので、いろいろ備品等の不備もございます。と言いますのは、豊田の方で、お母さん方が、十二月いっぱいまでは、二十八日までですか、置いてほしいんだというふうな強い要望がございましたし、それから、豊田の地区センターも取り壊しも幾らか延びるというふうな状況にございましたので、現在のところ、変則でございますけれども二カ所でやっているというふうな、正規の学童保育所は南

平でございますけれども、一カ月間だけ豊田の方も臨時にオープンしておくというふうな処置になったもんですから、どうも理解に苦しむようなということをおっしゃられておりますけれども、備品などは二つに分けた形のものもございますし、調達が間に合わないものもあるわけでございます。

それで、街路灯につきましては、ちょうどここで予算をお願いしておるわけでございますけれども、早急に線路沿いに街路灯をつけたいとこういうふうな考え方でございます。

それから、備品とか机とか冷蔵庫だとか、本とかこたつとか、さっき言いましたように、臨時的に豊田の方を急に一カ月間存続させるというふうなことになりましたので、そういうことになりましたし、その後、こういう不便さを、あるいは不正常な形を埋めようということで努力をしておりますのでそのように御理解願いたいと思います。おやつの立てかえにつきましては、豊田の方は都市ガスでございますけれども、南平はプロパンでございますので、新しくガス器具等を買って当初からやっているような状況でございますので、おやつの方は正常化しておると思います。

それから、立て屋の方は十一月二十五日にできましたけれども、整地の方が遅れております。整地につきましては、十二日の議会の開催の日に整地は終わっております。フェンスを張るのはちょっと遅れまして、今週いっぱいかかるということでございます。それから、南の方の線路沿いに木を五本植えることになっております。それにつきましては手配をしまして、早速、この整地と一緒に植樹をすることになっておるわけでございます。

それから、保母の配置でございますけれども、保母の配置につきましては、さっき申し上げましたように臨時的な開設の一カ月間でございますので、そのように御理解願いたいということで、フリーの学童指導員というものを市の中には二名置いております。これは、学童指導員がいろいろ休む場合が、普通のわれわれと同じようにございますので、それらの休んだ穴を埋めるということ、あるいは、いろんなことがあった場合の応援というふうなことでフリーの指導員が二人おります。こういう人たちの協力を得まして、南平の方には豊田から一人連れてきました。それからフリー保母を一名つけまして二名で南平をやっていると。豊田の方は、前々からいました豊田の保母一人とフリーをつけましてやっているようなことでございます。御指摘の不備な点はあろうかと思いますけれども、それは、急遽決まった臨時的な一カ月の開設ということで、御理解願いたいと思います。

それから、十二月一日になってオープンしたんだけれども入れないじゃないかということは、私の方では保育園と同じように、保育に欠ける状態の調査ということを今後はやろうという

こと。それで、いままではっきりしたものはございませんでしたけれども、保育園の措置基準と同じものを学童クラブにつくったわけでございます。そういう規則を。それで、保育に欠ける状態によって入れていくんだということでございます。ですから、御質問のあった、入りたいけれども入れなかったというのは、親が家にちゃんといるとか、あるいは、年若いおじいさん、おばあさんが家にちゃんといるとかという家庭の子供は入れないわけでございます。希望はあっても保育所と同じに保育に欠ける状態によって、要するに保育園の場合には措置するというふうに言われておりますけれども、学童クラブの場合においても同様な趣旨で今後は処理していくんだと。そういうことのために入れなかったんではないかとこう思います。それで、課の方に、入りたいという申し込みはなかったそうでございます。ですから、申し込みのあった方は、南平七名入っておりますけれども、七名全部の申し込みが入れたということで、断ったケースはないということでございます。で、その七名というのは、皆措置に欠ける状態でございますので、七名措置していると。それで、十二月が終わって来年に入りますと、豊田から二十三名が引っ越していくと。そういうふうな状態の南平の学童クラブになるわけでございます。

○副議長（杉山寅三郎君）　米沢照男君。

○二十番（米沢照男君）　再質問いたします。

一番重要なことから再質問したいわけですが、せっかく目の前に学童保育所ができて、申し込んだら、あれは新設じゃありませんと、豊田からの移設ですからいっぱいです、入れませんと、こう言っているんですね。備品についても、使い古しの備品だからそのことでちょっと苦情を言ったら、ここの学童保育所は新設じゃないんですと、豊田からの移設なんだからと、向こうで使っているものを持ってきてあたりまえなんだと、こういう言い方が父母には返ってきているんです。現に、私は二人の人から、申し込もうとしたけれども、いっぱいですと言われたんで申し込みを思いとどまったと。何で目の前にできて入れないんだと、こういうふうに不思議がっているんですね。そこで、ひとつはっきりさせておきたいのは、希望者が、いま基準ということを言われましたその条件が備わっていれば、申し込めばいつでも入れるんだと、こういう確認をまずしたいと、一点は。

それから、新設なのか、移設なのか、この点もはっきりしておいてもらわないと困るんですね。とりあえず二点、質問します。

○副議長（杉山寅三郎君）　答弁、福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　古い備品につきましては、古いものもございますけれども、古いといいましても、あと大分古いものとか機能しないものだとかというものは、不自由かけないように係の方で補充していくというふうなことでございます。それから、指導員の机の方も、三つですか、調達しましたし、子供たちの使ういす五十脚につきましてもここで購入したそうでございます。

それから、市の方に、入りたいという申し込みは事実上なかったわけでございます。お母さん方が運動の中で、われわれの中に請願でこれだけの希望者があるという名簿はございます。ですから、それを申し込みと言われれば申し込みでしょうけれども、そういう形の中でお名前が出てきたと。市の方ではそういうお名前の人も市の方に直接希望はございませんでしたよ。入りたいという希望はございませんでした。ですけれども、調査しております。保育に欠ける状態ではございませんでした。ですから、保育に欠ける状態の方々は申し込みのとおりみんな入っております。そういうことでございますけれども（「移設か、新設か」と呼ぶ者あり）あの辺に豊田を廃止したわけでございます。で、豊田の子供たちが、入っておる子供たちがちょうど第二小の学区でございますので、向こうに移るという点からいけば移設でございますけれども、名前は、新しくたんぽぽの学童クラブということになっておるわけでございます。

○副議長（杉山寅三郎君）　米沢照男君。

○二十番（米沢照男君）　それでは、必要な条件が備わっていれば、申し込めば入れますね。その確認ちょっとしてください。

○副議長（杉山寅三郎君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　現在、南平へ七名入っております。（「確認だけしてください。時間ないですから」と呼ぶ者あり）それから、向こうから、豊田から三十二名。そういうことで、余裕がございますので、申し込みしていただければ保育の欠ける状態で入れるわけでございます。

○副議長（杉山寅三郎君）　米沢照男君。

○二十番（米沢照男君）　その点はわかりました。で、いろいろこの点に関連して言いたいことはありますけれども、時間がありませんからこんなことやっていられません。ただ、はっきり言っておきたいのは、申し込みの件数はありません、と部長は言いますけれどもね、申し込むところまでいかないんですよ。いっぱいですと、あれは新設じゃなく移設なんだから、豊田の方から来るんだから。こう言われれば申し込まないですよ、だれだって。そういう状況で申込件数が一件もないということであって、だから、申し込む前の段階でガードを固めちゃってるというのが実態です。これはもう、直接私聞いていますから。そのことについては時間がかかりますからやめます。

で、聞きたいんですが、移設だというんですが、じゃ、六月の補正予算どうなっていました、参考までに私、メモ取ってきたんですが、南平学童クラブ新設工事請負として一千万円、国

設備品として百万と。もちろんこの開設備品も南平学童クラブとこういうふうに予算書では計上されております。でき上っちゃってから、いまになって、あれは新設ではございません、豊田の移設だと言われると、これは議会側でも困るんですね。私は、この予算の計上、そして新設を、議会としても確認した中で補正予算が成立しているわけですから、いまになって移設だというふうに訂正するわけですか、その辺、はっきりと。そして、開設備品の百万円。私、百万あると相当いろんなもの買えると思っているんですがね。持ったことないので見当つきませんけれども。なぜ古い物を、父母が見て新設の学童保育所にしてはずいぶん古い備品を運び込んでいるなという、そして、直接市に電話入れて、何でですかというふうに聞くぐらいなんですから。六月にどうして、百万組んであるのに古いものをあえて使わなきゃならないのか、その点もあわせてお答えください。

○副議長（杉山寅三郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　学童クラブは、いろいろ問題これまで言われますように、完全な制度下のもとでやっていることではございません。そうして、われわれはその中でも何とか無理をして要求にはこたえたいという努力はしておるつもりであります。南平の場合は新設か、移設かということなんですが、豊田を廃止というふうに考えれば新設でありますし、豊田を、つまりそっくり収容しますからして、移設ということも言えるわけでありまして、それにプラスいたしまして、南平小学校の関係の子供も入れようと。関係位置として可能であると、こういうことからやっておる仕事であります。そうして、たまたま、十二月当初からいわゆる新しい発足をする予定でありましたが、豊田のクラブの母親たちが、日が短くなるからしてせめて年末までこのままにしてほしいという強い要求がありましたからして、それじゃ、そのようにいたしましょう、そうして、冬至が過ぎればだんだん日が長くなるからと、こういう理由を言われますので、それに応じたわけです。十二月の一日から新しい方に全部が集まって発足をしておれば、備品の問題、あるいは保母の問題、それらについての特別な不備は生まれなかったわけです。つまり、そういう事情のもとで、しばらく変則的であるということがあるわけであります。

　それから、学童クラブも、これは新設、要するに開きましてだれでも入れるということは、これは趣旨そのものにそういう制度ではありません。つまり、低学年の、小学校低学年の子供で、しかも、家に帰っても保護者がいないという家の子供のみを取り扱う施設でありますからしてそれを一定の基準を設けて、そうして、審査というと言葉が過ぎるかもしれませんが、以上は調べるということは、やっぱりこれは当然であろうと思っております。そういうような形で、必ずしも十分ではないながらもとにかくこたえていこうという姿勢で取り組んでおるというふうにお考えを願いたいと思っております。

○副議長（杉山寅三郎君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　備品でございます。百万円いただきました。まだ購入予定のものが少しあるようでございます。早急に、購入の手配をしてあるそうでございますので、補充していきたいとそういうふうに御了解いただきたいと思います。

○副議長（杉山寅三郎君）　米沢照男君。

○二十番（米沢照男君）　先ほどの市長の答弁ですけれども、誤解があるといけませんから一言断わっておきますけれども、決して、条件を欠いた子供を預けると、こう言っているんではありません。いま市長が言われたように、留守家庭児童を希望があれば入れなさいと、こう言っているわけです。決して、枠を広げて対象でもない児童も含めてどんどん入れなさいとこう申し上げているわけではございませんので、一言つけ加えておきたいと思います。

　で、一つ、まだ時間がありますのでお伺いしますけれども、電話の移設の点でお答えがなかったわけですが、たとえ一カ月でも電話なしで、そういう事情わかりますよ、私も。移設というか、で、父母の希望で豊田の方に二十八日まで残すと。したがって、両方にまたいで当座はやらなきゃならないと、そういう経過措置はわかります。わかりますけれども、豊田から南平へ、いままであった電話を移設した場合に、この一カ月間豊田は電話なしでいいのかといえば、決して私はそれでいいということにはならないと思うんですね。臨時電話で一カ月つなぐと、こういう経過措置がなきゃいけないと思うんです。ところが、実際には、父母が立てかえて電話を引いているんです。見るに見かねて、不便ですから。だから私は、そういう経過措置が当然されなきゃならないのがされていないためにいろいろ不備な点が、父母から不満として指摘されているわけです。この点が、当初から必要なことがわかっていても、まあ一カ月だからなくてもいいだろうという判断でいたのか、それとも、何らかの事情で経過措置が遅れてしまったんだと、こういうことなのか、その点、一点伺いたいと思います。

○副議長（杉山寅三郎君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　お答え申し上げます。

　電話の件でございますけれども、豊田の方から南平に電話を移設するということについては早くから決まり、電話局の方にそういう手配をしておるものでございますので、それで、豊田を残そうという話が決まりましたのは、十一月二十二日の晩にお母さん方と会った日以後、課の中で、何とか残す条件が整いそうだというふうなことで残したもんですので、豊田から無理やり持っていったということではなくて、当初からそういう手配になっておりました。それから、豊田の方の電話ですけれど

も、この、一カ月間というか、二十五、六日間でございますので、私たちの方の考え方は、一歩か二歩しか離れていない豊田の郵便局の局長さんが、郵便局の電話を使ってもよろしいですよと、それから、お母さん方から連絡があった場合には、指導員に私たちの方の局員がすぐに呼び出しに行きますよというふうな臨時措置で何とかやっていただけるというふうなことで、ただいまの電話の問題はそのようにしたわけでございます。それから、指導員が勝手に立てかえの電話を引くということは私の方は許しておりません。

○副議長（杉山寅三郎君）　米沢照男君。

○二十番（米沢照男君）　いまのは、指導員が立てかえたんではなくて、父母が立てかえたわけです。その点については、そういうことがあったと。したがって私は、幾つか不備な点を指摘したわけですけれども、やはり、せっかくの施策がこの、父母の不満が残る形で経過するというのは、やはり私は改善を必要とするんだろうと、こう思うんです。その点については、本来、冒頭申し上げるべきですけれども、時間の関係で、最後時間が残ったら一言つけ加えようと思ったんですけれども、学童保育の施策の面でも、革新市政になって大きく前進をしてきております。そういう中で、滝合小も、そして、南平も、そして、高幡台もそれぞれ学童保育所がつくられ、これまで働きに出られなかった母親が率先して働きに出られる、こういう条件が整えられつつあるわけです。これは、私は高く評価したいというふうに思いますし、これからも引き続き市民の要求に沿って積極的にこの分野での施策も前進してやっていっていただきたいということを最後につけ加えまして、私のこの質問を終わります。

○副議長（杉山寅三郎君）　これをもって八の三、南平学童保育所開設に伴う諸問題についてに関する質問を終わります。

議事の都合により十分間休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認め、十分間休憩いたします。

午後三時十九分　休憩

午後三時三十九分　再開

○副議長（杉山寅三郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

九の一、市長は選挙の公約を明年度予算に反映できるかについての通告質問者、石坂勝雄君の質問を許します。

（十三番議員登壇）

○十三番（石坂勝雄君）　十三番、日政会の石坂です。

許可を得ましたので、市長の選挙の公約を明年度予算にどう反映されるかということなんですが、実際には、明年度予算を財源等を踏まえて市長の選挙公約がいわゆる予算上にあらわせるかどうかと、これが。なぜならば五十三年度の予算は、市長の改選期なために遠慮されたというふうなことで、特に、五十二年の三月議会では市長のいわゆる施政方針がいろんな事情で聞けないという中で、恐らく第二期の森田市政というのは五十三年度予算が真に、私率直に申し上げまして、市長も意図するより立派な成績で二期目の当選をされて、いわゆるいままでの一期目と違って、私が一期目を見た場合には、ともすると人気取りというか消費的な施策が多かったんではないかと思います。必ずしもそうだとは断定いたしませんが、第二期というのは恐らく、市長としても腹を据え込んで恐らく何かをやられるんではないかと私は、何というか、そう期待をするとともに、反対の立場ではあってもやはり市民全体のためにはそうあることが望ましいという点で、財源等を踏まえた中でお聞きしたいと思うのであります。

まず、第一点に、東京都でもいわゆるいまの都議会なり九月の都議会等で、法人等の固定資産の不均一課税、この問題は何か聞き及ぶところによると、全体を不均一課税にするんならできるんだとかどうとか言いますが、私、税のことはわからないんですが、実際には、諸般の情勢というか、議会勢力の関係というか、できないと。そういうことが聞き及んでおります。それから、起債の自主権の問題。それから、われわれ直接都民に関係ある公安条例等の改正も、都議会等の勢力の関係もあるのではないかと思われますが、なかなか地方自治体に任された権能の中ではむずかしいと、こういうふうなことを私、踏まえた中に、しばしば私、期間を通して特に共産党の議員団から、いわゆる自主財源の確立ということがしばしば通告質問等で提起されております。そういうことで、市民が期待感だけで持つんではなく、特に市民全体の立場から見たならば、それが実施ができるとなって初めて財源的な裏づけができて、立派な施策ができるんではないかと。こういう点でまずお聞きしたいと思うんですが、市でもそういう中で新しい、よく共産党の議員団の人が、いわゆる中央道の下の固定資産の課税だとか、中央道の通過料というんですか、そういうものの課税だとかそういうことが、特に新税ですね、動物園に来るものの通行税とか、こういう課税ができるのかどうなのか、その点をまず第一点にお伺いしたいと思います。それでなければ、私が思うには、どうしてもわれわれ市民なり法人なりが納める市民税なり、明五十四年に改定される固定資産税のいわゆる改定による増額でなければ市税というのは増収できないのかどうなのか、この点を第一点にお伺い申し上げます。

第二点は、しばしば助役の報告等にも、諸般の報告にもあったのですが前々から二年がかりと申しますか、補助金等検討委

員会がかなり長期にわたってその結論が出ていて、補助金の多様性というか、この法律というか、この問題は、上は国から都われわれ市まで非常に問題にされている現状下で、この問題が補助金等検討委員会の結果がどう予算上にあらわれてくるのか。その点を具体的に発表になり得る時期に来ているのか。さもなければ五十三年は無理なのか。ぼくはどうもいまの市政を見ると、非常に、行政の調査会だとか、補助金等検討委員会とか、非常に、委員会ができるのは結構なんですが、どうしても実際に予算の面で反映されないと、それをつくった意義がないではないかと。そういうことで、早急に、しかも五十三年にそういう検討委員会の結論が予算上に出るかどうか、その点を第二点目にお伺いしたいと思います。

第三点は、市内に非常に財政等が、恐らく国のいわゆる経済も非常に厳しくなっている中で、都の財政はもちろんいわゆる交付金の不交付団体といえども、実際に歳入欠陥が一千億近いと、こういう中で、恐らく市でも、日野の市は非常に財源的には他市に比べるといいというようなことを私も聞いておるし、事実、行政視察等で他市に行ってみると、自主財源が半分あると。こういうことは、他市に比べれば非常によいことだと、また、恵まれていると感じますが、人件費等の膨張の中で、非常にこれから大変になってくるんじゃないかと、こう考える中で、市内の法人なり公団等が持っている施設なり、遊休施設に対して、恐らく建物に対しては課税されたり、ある場合には、全然、たとえば学校法人等の場合には、いわゆる土地そのものに対しても課税できないと。こういうことの中で、何か特に財源的なことを考えて市長は一大決意をもってこういうものに課税するなり、上部機関なりに諮る考えがあるかどうか。その点で、まず第一点に、第二百草団地と申しますか、実際には八十戸建ってございます。それに現在入っているのは二十戸でございます。非常に住宅の窮乏の中で、市営住宅の、いわゆるころがし方式等といろんな問題が提起の中で、公団は恐らくいろんな事情で、私も多少は聞き及んでいるんですが、いかような理由で二年有余も実際には二十世帯が入っておって、後の五十世帯は分譲するでもなければ入居させるでもないと。こういうものを、公団の施設とはいっても、市長はよく法人なりそういうものに対して厳しい態度で臨まれているところを見れば、何かこういうことに、公団に、早く言えば真意をただしてみるとか、このものに対して、その、たとえば建物には課税はできるけれども人が入ってないために市民税等が取れないと。何かいわゆる折衝なり検討を加えられたり、今後どう考えるかという点にお答え願いたいと思います。

それから、次は、都有用地が千代田学園の前にあります。過日の、自分は文体の委員会の中で、少しく市長に聞いたのですが、ここには、聞き及ぶところによると、養護施設ができるということを聞き及んでおりますが、これも少しでも、もとは東京都の農業団体である中央会の採種圃であったのが、いまの、多少近隣の人の子供さんの遊びの施設としては使われているが、本来の目的に対しては使われていないと。こういう中でこれを、市が何かの形で東京都に呼びかけて市の施設で利用するのか、さもなければ、都がこれにどういうものをつくるのか、そしてまた、これに対して少ない中でも何か市の財源的なることができるのかどうか、この点を第二点に伺いたいと思います。

いま一つの例は、これは、個人的というか、個人の所有のことに触れてはいけないと思うんですが、百草地区に杉野学園という学園が昭和三十八年に約一万八千坪の用地を取得しているんですが、整地をしたのが恐らく昭和四十三年だと思います。少なくともいま少しで十年は経過すると。その中で実際に使われているのは、幼稚園の園舎として、また園庭として約千坪か、千二百坪。それから、一部、どういう市では考えているか、いわゆる杉野学園の建物、三階建てのマンションというか、いわゆる集会所というか、そういうものが、これが、約五、六百坪使われている。約三千坪ぐらい使われている以外は、グラウンドというか、特定な杉野学園の人が、近隣の人に多少は開放しているが、必ずしも無料ではないと。こういうことを、たとえ学校法人といえども、いわゆる固定資産等が無税である中でもあるが、本来の目的に沿わない行き方を市がどういうふうな指導なり監督をしているのか。今後また、これに課税をするなりどうかするなりという考えがあるかどうか。いわゆる市内の法人、公団等の遊休施設、土地に対する点を第三問目でお答え願いたいと思います。

四つ目の質問は、新庁舎ができまして、私もこんな立派な中で議員をやらせていただくなんていうことは夢にも思わなかったんですが、自分も庁舎等特別委員長をやったときには無我無中で、実際の内容というのはわからなかったんですが、私、特にでき上って庁舎を見た場合に、特に六階の部門は全部がじゅうたん詰めであると。こういうことが長期にわたった場合の管理で、果たして有効、適切な、議場内のいわゆるじゅうたんとか、廊下のじゅうたんだというのはわかるけれども、いわゆる事務局なり、われわれの控え室なりが全部じゅうたんだということが長期の管理費等の関係で、立派な維持管理というのは、いわゆる経費を縮小の中でできるのかどうか。それから、特に建物等のいろんな、いわゆるこっちにトイレがどうとかということは私、申し上げません。いわゆる今後の新庁舎の管理費というのがいままでの庁舎の考えと恐らく数倍に加算するではないかと。こういうことは、少くとも消費的な経費だけによほど市長の英断というか、適切な考え方がないと、いわゆる掃除をするにしても何にしても、委託を合理化するとか等を考えなければ無理ではないかと。こういうことで、新庁舎の管理の運用

がどのくらいで、今後どういうふうなことでもっていくのかどうかということと合わせて、私は、公園の管理のことに対して、いわゆる新年度予算でどういうふうに考えるか伺いたいと思います。非常にいままでのような区画整理地域でやった多摩平の公園等は非常に面積が大きいので、野球場もできればテニスコートもできると、こういう公園なので、管理にしても、いわゆるよほど立派にしていかなければ利用価値もできないということが言えると思うんですが、いわゆる民間の開発行為でなされた公園は非常に小規模でございます。一例を挙げれば、百草にあります日本信販の、六百区画の中の公園が六つぐらいあります。一番大きなので大体千坪、小さいものでは恐らく二百坪ぐらいと、こういう公園は、ともすると何か管理の仕方によっては草ぼうぼうになると。一年に二回ぐらいの、自分は除草なり、草取りであったならば、しまいには悪い人たちの温床になりはせぬかと。そういうことと、特にこういうものの、いわゆる住民の自主的な意識を高揚しないとなかなか、いわゆる乱雑な使われ方がして、実際付近に住んでいる人がむしろ迷惑すると、こういうことにはなりはしないかと。そういうことで私は、提案とともに公園の管理の方も伺いたい理由は、過日、意見書の中で、社会党の島村議員が、高齢者事業団を早く発足させて、というようなことを申されましたが、私は、こういう公園の、いわゆる、たとえば委託料というか、いまでも臨時の雇い上げ料等が出されておりますが、こういうものを老人の、高齢者事業団等にたとえば委託するなり、住民の、近くにある自治会等に委託するなりして、住民意識の高揚とともに公園の管理をするということを考えないと、予算だけは膨張して、なかなかほかの投資的な事業の予算編成ができないんではないかと、こういう点に考えた場合に、公園の管理の経費と、恐らく年々膨大になってくるんじゃないかと思うんですが、いま見ると、公園そういう方の管理自体の費用というのは一千二百万か一千三百万ぐらいに私は今年の予算では見ておるんですが、今後、恐らくますます膨大していくんではないかと、これが市に来ておった場合には。その点の管理体係をどう考えておられるかということが第四番目でございます。

次に、最後に、私文体の特別委員長もやっておるんで、これを簡単に聞きたいと思うんですが、いまの文化体育なり、福祉センターを見ると、非常に、福祉会館を見ると、中央は旧日野にあります。それから、高幡会館、それから、湯沢会館、いわゆる片寄っているような感じがしています。それから、いま一つは、いわゆる教育的な図書館は、大体、中央館にしても大体七生支所等にあるんで、分布されているようですが、一番心配なのは、これからできる文化会館というか、恐らく庁舎の東側には中央市民会館というか、中央公民館というものが建設されるというふうに計画が発表されておりますが、一番これから大

切なのは、いわゆる七生農協の南側にできる文化会館的なものがどう計画的に設置されるのか。こういうことが、あすこだけつくっておしまいにするのかどうなのか。恐らく財政等、予算等、また考えてのことではないかと思うんですが、少なくともこれは、第二期目の市長の任期の中で、たとえば長期の展望に立っての計画を示すことが市民も安心するし、市民もこういうことを待ち望んでいることではないかと思うんです。その中で特に、いままでの日野の施設を見ると、湯沢会館は福祉センターだと、その上にある百草台団地にあるのは児童館だと、それから後は、高幡団地のあれは学童クラブだと、こういう施設が別々にできておりますが、私は、いわゆる老人の気持ちを子供たちに反映したり、子供たちの気持ちを老人に反映するには、やはり、ある場合にはいわゆる補助金等を受けるには大変なことがあると思うが、そういうものをミックスしたものをつくって、対話を行うことによって老人の生に対する希望もできたり、子供たちに対するしつけもできるんではないかと。こういう中で、旧七生地区というか、南部の、七生農協の南側にできる文化会館の、いわゆる構想というものは非常に大切になるんではないかと。過日の文体の委員会では、市長は、来年度予算の中で盛ると、万が一延びたとしても二年の計画で実施するということで、まだ規模等、内容は私はわかりませんが、そういう中で、こういうものをいわゆる幾つつくって、位置的にはどう考えていくんだということをお伺いしたいと思います。以上五点に対し御質問申し上げます。

○副議長（杉山寅三郎君）　石坂勝雄君の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　質問をされております表題が選挙公約ということを中心に言われておるので、私は、この二期目、四年間に、公約をいたしましたことを、また、市民の支持をいただきましたことを重い責任と考えて実現を図る決意でございます。そうして、その中で特に、経済の低成長時代に臨みまして、そのお説のとおりの財政問題が一番大切なことであるということを痛感いたします。よく、自主財源の確保というような言い方で、課税自主権、ないしは可能な財源の模索を考えるわけでありますけれども、特にこれまで言われております法人の固定資産税の不均一課税等につきましては、いまだ実施をしているというところが出てまいりません。われわれの同じ考えに立つ者の団体といたしましても研究はいたしておりますが、果たして、じゃ、それが今日の経済の不況な状況の中に可能であるかどうかということにつきましては、まだはっきりした結論を導き出しておりません。したがって、五十三年の予算の中に課税自主権ないしは自主財源というふうな形で芽を出すというものは非常にむずかしいというふうに考えております。ただ、一方、内部努力といいましょうか、自治体経営の面にお

きまして相当日野市は、これまで抑制をして市民負担の軽減を図っておる面もありますが、それらにつきましては、一面には社会的な公正を期する、ないしは、これからいよいよハードウエアといいましょうか、下水道事業でありますとか、大きな、本格的な事業に取り組まなければなりません。そこで、一応福祉の面でありますとか、それから、教育の面でありますとか、ある水準は保ち得たと思っておりますので、それらをもちろん後退させるとかいうことは考えられませんが、財源の内部的な使い方というものに十分配慮してまいりたいと。特に、土木工事、あるいは用地取得、道路交通の関係、あるいは下水道事業の関係、これらにつきまして相当な財政を振り向けなければならないとこういうふうに考えております。それが総論的な考え方でございます。そして、細かくそれに臨む姿勢を尋ねられておるわけであります。

その第一は、補助金検討委員会の結論を予算に反映させるかということでございますが、これは、一応御意見をいただいておりますので、十分尊重をした形で予算の編成に臨みたい、とこう考えております。

それから、一種の自主財源の確保の手段といたしまして、いま挙げられましたような、つまり、課税の可能なものにつきましては、極力課税の逸脱がないように求めていきたい、こう考えております。公団の空き家にいたしましても、あるいは学校法人の所有地にいたしましても、可能なる課税は行う考えでおります。特に、御質問の中にありました、名前も出ました杉野学園は、お説のとおりの経過でございますし、それから、学校計画がどういうふうになっておるかということを問うておりますけれども、この間、答えがようやく参りましたが、はっきり具体的なものはまだ出ておりません。したがって、建てられておるアパート風の建物には固定資産税を課しております。遊休用地についてもひとつこの際、課税についての検討をすでにさせております。それから、都有地、あるいは全農が持っております土地につきましても、いま子供の遊び場ということで免税をいたしておりますけれども、私はやはり、課すべきものは課して、そうして、もし払う必要のあるものは使用料として払う、そういう関係で確立をしていきたい、こう考えております。

なお、挙げられておりますところの、つまり新庁舎の管理費でありますとか、公園の管理費でありますとか、確かに経費が増高するばかりであります。特に新庁舎は、これはその規模におきましても相当かかるだろうということを計算をさせておりますが、約、旧庁舎の五倍、九千万円近い金がかかるというふうに概算をいたしております。したがって、この間も御報告したと思っておりますけれども、庁内に、庁舎節約委員会を設置いたしまして、全庁挙げてむだを省くと、そういう委員会をすでに発足をいたしております。じゅうたんのお話が一つの例として出ましたが、これは今日、特にこの議事堂等につきましては、どこに行っても赤いのが敷き詰められておるところもありますけれども、私どものところではなるべく質素に考えたということでございます。なおそれから、廊下等のこれは、じゅうたんというべきではなくて敷物程度のものでありますから、そういうぜいたくというふうには今日の時代は思わなくてもいいんではないかと思います。しかし、むだを省くということは、何といいましてもその財源が税金でありますだけに最大限に取り組んでまいらなきゃなりません。たとえば、職員は特別な場合のほかはエレベーターは使わない、ないしは室を空けたら必ず電気を消して出る。それから、水も中水道という一回使いました水の浄化をいたしまして、それをトイレに使用すると、そういうようなこともすでに行っておるわけでございます。

それから、御指摘をいただきました事柄は、すべて私どもが胸に痛く考えておることばかりでございますが、必ずしもまだその取り組みが正確である、というふうには言えないものもあろうと思います。特に、公園の管理は、確かにお説のとおりだと思います。これをよく整った清潔な状態に維持するためには、相当人件費も要しますが、これから発足いたします高齢者事業団等に委託をするとか、あるいは、近隣地域の老人クラブ、ないしはそれに似たような奉仕団体のようなところにお願いをするということも、特にこの自治体の性格上必要であると思います。そういう関係で、市民が自分たちの町を自分たちでセルフサービスをしながら守っていくと、これが一番望ましい考え方であると、こう考えておりまして、ときどきそういうことを申し述べたり、あるいは事業化をしようとしているわけでございます。

七生の文化会館は、確かに南部公共事業対策の一つの柱になるものであります。一応、農協とのお話し合いも整いましたので、用地の地形、それから、今後の使い方等をよく考えまして、そうして設計段階に入ろうと、こういう状況でございます。市民参加がこれにはもちろん大切でありますからして、基本設計を行いました上は、いろいろな形で、広報等にも発表いたしまして御意見を聞きながらなるべくいいものを有効につくりたいとこう考える次第でございます。

なお、それに関連して、あとどういうふうな考えを持つかということでございますので、私は、五十三年度の予算編成方針の中にも、白書をつくる、それからマスタープランをつくり直しをすると、こういうことを表明いたしております。白書は、これは何年に一回かつくり、前回を発表いたしましてから、ちょうど五年目にまた次のものを発表すると、こういうふうに考えております。これはもちろん、一つの中期計画を持ちながら人口の急増が必ずしも予測できる形ばかりではありませんので、なかなか、この一つの計画をつくり、そのとおりに年次予算で

実施していくということがむずかしいわけですけれども、そういったマスタープランをつくり、それの適切な改定をまた行いつつ、市民の御理解をいただきながら行政の執行をやっていきたい、こういうことに取り組んでおるわけでございます。総括いたしまして、公約をいたしましたことにつきまして、全力をもってその実現を図っていく、こういう姿勢でございます。以上。

○副議長（杉山寅三郎君）　石坂勝雄君。

○十三番（石坂勝雄君）　非常にるる御答えいただいたんで、再質問を簡単にしたいと思うんですが、これは、市長さんでなくて専門的な立場の人で結構なんですが、自主課税というか、この問題なんですが、どの程度まで一つの、自治省なら自治省の許可を得られればいわゆる市自体の、独自な自主課税というのはできるのか、できないのか。さもなくば、できる課税があるんなら、こういうものを日野では考えているということがおありであったら発表願いたい、ということが第一点です。

それから、いま一つは、文化体育施設の面で、こういう特に南部計画の、旧七生地区の隣り側にできる文化会館というか、こういうものは市に何カ所かつくる予定があるが、マスタープランを再生するんだというような市長、いまお答えなんですが、いま時点でどうしてもそういう確たるものは立っていないんだと、来年度予算で南部計画をまずやってみてからだということならそれで結構なんですが、もし何か、マスタープランの案のようなものがあるんならお示し願いたい。二点をお聞きしたいと思います。

○副議長（杉山寅三郎君）　答弁、助役。

○助役（前川恒雄君）　第一点についてお答え申し上げます。

先ほど石坂議員の御質問の中にございました幾つかの税の問題につきまして申し上げますと、固定資産税につきましてはもちろん限度額いっぱいに全部の固定資産税を上げるということは法律的にはもちろん可能でございます。ただし、これは非常に大きな問題がございますので、都でやろうとしましたのは、いわゆる不均一超過課税でございますが、これは現実の問題としまして非常にむずかしい。そういうことで、都でも一応見送った過程がございます。私どもとしましてもこれは現実の問題としては非常にむずかしいと考えております。それから、いわゆる新税といいますか、何か新しく、日野市独特の税をつくることができるかと、こういうことでございますが、いわゆる法定外普通税は自治省の許可が必要でございます。私ども新しく何かを考えましてこれをやろうとする場合に、私どもは単独ではこれはできません。自治省の許可を求めた上でやらないといけないわけでございます。これにつきましては日野市だけで考えていてもなかなか広く考えが及ばないものですから、いま、

三多摩の担当者を集めまして一つの研究会をつくって新しい財源を探っております。その中で、これはというものがあれば、ぜひ自治省の許可を求めたいと考えております。それから、中央道の課税でございますが、これは、果たしてあれがいわゆる道路であるのか、あるいは営業上の資産であるのか、こういうことで課税ができるかどうかという議論になるわけでございますので、これにつきましては、私どもは課税ができるんだという立場で関係市と手を携えまして、国に向って、あれは単なる道路ではないという立場から運動しているわけでございます。日野市だけで中央道に課税するわけにいきませんので、関係市あわせて、できるだけ税を取りたいと、こういうふうな考えでいるわけでございます。

それから、いろんな点につきましての計画があるかと、こういうことでございますが、御承知のとおり、南部地域につきましての公共施設の計画はございます。これをできるだけ早くやりたいというのが、実行したいというのが私どもの考えでございまして、先ほど市長が答弁申し上げたとおりでございます。そのほかにつきましては、先ほど市長が答弁の中に言いましたが、来年度ぜひ、広い範囲の計画、一種のマスタープランといいますか、そういう計画をぜひつくっていきたい。特にこの中で、下水道に関連しましたさまざまな問題を重点的に考えていきたいとこのように考えているわけでございます。現在の時点では、そういう計画自体はございません。来年度にやりたい、こういうことでございます。

○副議長（杉山寅三郎君）　石坂勝雄君。いいですか。

○十三番（石坂勝雄君）　結構です。終わります。

○副議長（杉山寅三郎君）　これをもって九の一、市長は選挙の公約を明年度予算に反映できるかに関する質問を終わります。

九の二、私立の幼稚園、保育所の保護者に教育費の補助金を増額せよ、についての通告質問者、石坂勝雄君の質問を許します。

○十三番（石坂勝雄君）　私立の幼稚園、保育所に保護者の教育費を、補助金の増額をしてもらいたい、こういうことが私の質問でございます。これは、私も紹介議員になりまして、公私立の格差是正、いわゆる教育費の格差是正の請願も議会に、今議会恐らく付託になると思うんですが、何人かの議員さんと一緒に紹介議員になっておるんで、なるたけ簡単にはしょりたいと思います。私、ひとつこの公私立の差額について基本的な考えというか、いわゆる根本は、いまの幼稚園なり保育所なりそういう面でいけば高校なり大学もそうなんですが、いわゆる設置者負担なのか、いわゆる受益者負担なのかと、こういうことが根本になるんではないかと思います。そういう点を踏まえて質問をしてみたいと思います。

まず私、一つ例で申し上げたいと思うんですが、日野と非常に条例が似ている延岡という市がございます。人口は十三万五千でございます。この市内に公立の幼稚園が八園あります。私立の幼稚園が十四園あります。その中で、私立の幼稚園の中に、十四の中に学校法人という幼稚園が八つあります。いわゆる延岡市の公私立の授業料は現在、公立の幼稚園の保育料というか月謝は三千円であります。そして、私立の保育料というのに格差が生じているという中で、問題が提示されたわけです。そういう点を踏まえると、非常に日野とこの延岡市が人口においても、日野の場合には公立の幼稚園は六つ、私立の幼稚園が十一こういう中で、人口においても幼稚園の規模においても全く相似通ったケースであるということなので、私、この例を引用して質問してみたいと思います。その結果、私立の幼稚園、どうしても税金の公平というか、いわゆる受益者負担の、当然公立といえどもある程度の受益者が負担をしなければならないと。現在日野ではそういう点では受益者が年間一万八千円しております。しかし、実際に市費から持ち出されているのは年間十七万五千円ぐらいになると思います。それで、私立の方へはいま四歳五歳児を通して、五歳児に四万八千円、四歳児に三万円出ております。過日、資料が配布された中に、全国的に見た場合には非常に日野の、いわゆる五歳児の二千円、四歳児の千円というのは決して他市に比べて低くはございません。そういう点では非常に、市に対する理解があるということを私は一応認めざるを得ないと思います。ただ問題は、公立と私立の格差が非常に大きい、しかも、同じ市民でありながら。私はある主婦からこういうことを聞かれました。公団の団地に住んでいると、公立幼稚園をつくってくれという請願がなされると。しかし、自分の子供は私立へ行っているためにその恩恵という、請願そのものの趣旨には、公立の幼稚園ができるのは大賛成であるが現実には、私の子供たちが行っている幼稚園の補助金なりが増額されなければ、われわれは市税を納めていても何の恩恵もないと、こういう話も聞き及んでおります。その中で、現在、その学校の教育基本法から見ると、いわゆる小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校、聾唖学校、盲唖学校、養護学校、そして幼稚園というのが学校教育法の中の種類でございます。しかし、幼稚園というのは決して設置の義務を市町村に指示しているものでもなければ義務づけられてもございません。それでは、じゃ、高校といえども決して義務ではないではないかと、しかし、高校の、いわゆる授業料にしても、都費で月額千八百円というような非常に安い授業料、国でいえば国立大学も私立の幼稚園を下回るような年間十二万やそこいらの、やっているんではないかと、こういうふうに恐らく理事者側は申されるんではないかと思うんですが、私は、一点だけこの場合が違うと思います。少なくとも市でも公立の、市立の高校を持っても、

学校の設置からいけば当然いいと思います。しかし、現実に戦後、幾つかの、たとえば市立、特に八王子市に、八王子市立の高校がありましたが、現実には都立高校に移管したと。こういう面を見ると、いま市町村でやっているのは小学校、中学の義務教育はこれは当然なことなのでありますが、いわゆる都道府県単位が高校であって、いわゆる市町村団体は幼稚園もしくは保育所の設置が最大の責任であると。こういう点を考えると、一番末端の、いわゆる就学前に行く幼稚園なり保育所の父兄の負担というのが公平でなければ私はならないと思います。そういう点を踏まえて、数点御質問したいと思います。

まず、第一点に、いわゆる公立ですね、日野で言えば市立の幼稚園の保育料は、これはどこを根拠にされて決められているのかどうか。前にも自分、聞いたことがあるんですが、今後、この保育料をさっき延岡市が六千円、水戸が四千円。水戸あたりは私立でも最高が九千円でございます。そういう中で、この公立の保育料をどういうふうに位置づけているのか。たとえば、何をもって年間一万八千円にされているのかどうかということが第一点。

また、第二点目として、この、保育料等検討委員会等で、もう二年前に答申も出ている中でこれを改定する意思があるのかないのか。これが第二点であります。その次に、私立の幼稚園保育所にいま出ている補助金は、国の方からは就園奨励費、それから、先ほど申し上げました都から、五歳児は二千円、市から二千円、四歳児に対して都から千五百円、市が千円と、こういうものが出ております。しかし、この補助金は、もちろん無認可の幼稚園にも出ておれば未認可の保育所にも出ていると思います。そういう点のことを踏まえると、ちゃんと認定された位置づけられた幼稚園、保育所の補助金というのは、もっともっと増額される必要があるんではないかと、こういうことを考えて二点目に、補助金の増額される意思があるかないかが第二点であります。

第三点に、公立の幼稚園、保育所の設置を、いままでできているのはもちろんですが、今後、幼稚園をたとえば主体にして考えていくのか、公立の場合には、保育所を増設することを踏まえて考えていくのか、この点に対して伺いたいと思います。その点では、一、二例を申し上げますと、五十一年の十一月に、行政管理庁から勧告が出ていると思います。幼保の一元化、それから特に、その中で指摘されている問題は、無認可幼稚園に対する学校法人化の措置とその必要性をすべきではないかと。第二点に、いわゆる設置基準の遵守。第三点には、学級増なり園舎の増、改築等を行う場合に、所定の手続きを経ているかどうか。こういう問題が行管から指摘されております。時間がありませんからまだまだ申し上げたいんですが、その程度にとどめます。そういう点で、今後の市の公立幼稚園、保育所、これ

をどっちに重点を置いて、どういうふうな設置のあり方をするのか、ということが第三点であります。その中で、ちょっとつけ加えますが、保育所の問題なんですが、児童福祉法の第一条に、国民の責務と児童福祉の理念という中で、いわゆる保育所の設置というのは市町村に義務づけられております。そういうことを踏まえて、また、保育所の性格上は四歳、五歳が主体ではなく、むしろゼロ歳から、幼稚園は学校教育法で行く幼稚園の修業年齢というのは、三歳から就学前ということになっているんで、保育所本来の使命というのはゼロ歳、一歳、二歳が使命ではないかと。こういうことを踏まえての、市は、どう今後対処されるかをお答え願いたいと思います。

次に、四番目の質問は、今後、公立と私立の問題を日野で、さっき言った公立だけでも幼稚園が六つと、私立が十一あると。保育園は十一ですか、十二ですか。こういう中で、公私立がどう、私学振興法の中でもいわゆる公私立の適正配置というものが非常にクローズアップされております。そういう中で今後、市は、どう調整していくのか。この中で、特にお聞きしたいのは、私も前にも申し上げたんですが、こういうもののいわゆる運営協議会というか、公私立適正配置協議会というか、そういうものを設置させる意思があるかないかが四番目でございます。

次に、先ほども申し上げましたが、いわゆる義務教育でない教育機関、幼稚園なり保育園が、設置者が負担すべきものなのか。いまの小学校、中学というのは義務教育でございます。そういう点を踏まえた場合に、義務でない、以外のものは、いわゆる設置者が負担するものであるならば、私立というのは当然父兄が負担すべきものだと思います。公立は当然、市町村が負担すべきものだと、こういうふうに考えられてくるんですが、その点が今後、財政上の問題を考えて、この問題をどう日野では対処していくのか、その点を以上、最初の点で二問ありましたが、五点をお答え願いたいと思います。

○副議長（杉山寅三郎君）　石坂勝雄君の質問についての答弁を求めます。助役。

○助役（前川恒雄君）　それでは、一番最初に、いまの千五百円の幼稚園の保育料は何の根拠で千五百円なのかと、こういうことでございますが、これは、当時といいますか、もう相当前に決めたことでございまして、現在、この千五百円の根拠があるということは非常に私は薄いと思っております。そういう意味で、現在の時点で、この根拠が千五百円ということは、過去の千五百円をただ、いままでかえなかったと、これだけの理由に過ぎないと私は思っております。それで次に、その千五百円の保育料を上げる気があるのかどうか、こういう御質問でございますが、いま、にわかにどうこうということはちょっと申し上げられませんが、当然これは考慮しなければならないと考えております。

それから次に、私立の幼稚園に通っている子供たちに対する補助金の増を考えるのか、こういうことでございますが、これにつきましては、いままで何度か上げてきた経緯がございます。で、私どもとしましては、一応、都の補助金、それからそれに見合う市の補助金を出しているわけでございますので、大きく情勢がかわれば当然補助金の改定も考えなきゃいけないわけでございますが、現在のところは考えておりません。

その次に、幼稚園を主力に考えるのか、保育園を主力に考えるのかとこういうことでございます。これにつきまして、基本的な点では先ほど市長が別の御質問にお答えいたしましたように、私どもとしましても幼保の一元というのが理想だと考えております。ただ、これをにわかに理想論を振りかざしてみましても実行できませんので、私どもの方としましては、どちらかというと保育園に重点をかけたいというふうに考えております。

次に、公立保育園は一歳児、二歳児を中心にやるべきなのではないか、とこういうことでございますが、この点につきましては全く同感でございます。

その次に、六番目としまして、公立、私立幼稚園、保育所の適正配置についての協議会の設置を考えているかということでございますが、私どもこの協議会という性格がどういうものかちょっといまここでにわかにわかりませんけれども、現在も私立の幼稚園の園長会、あるいは保育園の会、そういう会と私どもも当事者との会合は持ってございますし、そういう意味で、そういう設置につきまして十分考えていかないといけない。特に、二、三回前の市議会におきまして、剣持議員の御質問の中にございましたような私立の問題を重要に考えなければならない。この点につきましても私どもは、なるべくそのような形で今後は持っていかないといけないというふうに思っております。

それから、最後に、義務教育以外の教育機関の設置者負担か、受益者負担かとこういうことでございますが、これは、単に幼稚園、保育園ばかりではなくて大変むずかしい、いわゆる公共負担の原則がどちらにかかるべきかという問題でございまして、地方財政そのものの大きな問題でございます。私どもとしましては、すっきり割り切った返答がここでできないわけでございますが、なぜかと申しますと、この点につきましては、もちろん設置者でありますわれわれの、われわれといいましても、これは市民でございますが、市民全体がある程度負担していただく。しかし、すべてをこれを市民全体の方に負担していただくのはやはり私は問題があると思っております。当然、年に数十万円の利益を得る。子供を預けているというだけで利益を得るわけでございますから、その方々に一応の応分の負担をしていただくのは、これは当然じゃないかと考えております。そういう意味で、どの辺でそれを兼ね合わすべきか、これが一番大きな問題でございますので先ほど一番最初に言いました保育料の

問題をどうするかということと関連しまして、この点につきましては、現在の市の財政、それから、他市のそれぞれの負担の状況、それから、国の考え、これらを勘案しまして、いまの日野の状況で最も妥当であるという線に落ち着けていくべきだと考えております。以上でございます。

○副議長（杉山寅三郎君）　石坂勝雄君。

○十三番（石坂勝雄君）　再度何点かについて御質問申し上げたいと思うんですが、それでは、私立の現在出ている五歳児に二千円、それから四歳児に市の場合には千円。この線より明年度ではお考えにならないということかと確認してもよろしいかどうかということが第一点。

それから、いま一つは、私一番いまの経済状態を見た場合に、これは市の俸給体系を見ても大体二十九歳ぐらいから、二十八、九歳から三十三歳までの給与というのを見た場合に、現実を踏まえた場合に、いわゆる生活費、それから住宅費、たとえば家を借りている場合を考えた場合には、三十二、三歳ぐらいの人が手取り十三万から十三万五千ぐらいを考えた場合には、私立の、ここにちょっと私、資料を集めたものの中で見ると、東京都のいわゆる月額の私立の保育料というのは、五十二年度で一万一千四十円、これが市部です。それから、区部では一万二千四百十八円、明年度の保育料が区部で一万三千八百七十二円、市部で一万一千八百八十三円、こういう数字が出ております。

恐らく日野の私立の保育料は、いわゆる園則の、認可権者である市長のもとに、恐らく今年度の募集の中で明年度保育料なり入園金は報告がなされていると思うんですが、決して、私が聞き及ぶ範囲では他市に比べて高いものではないと。そういうことは恐らく、公立の幼稚園が千五百円という中で私立が謙虚な姿勢をとっているんだということをぜひ理事者にはお考え願いたいと。また、そうすることがいわゆる市民へのサービスになるんではないかというふうに考えます。そういう点を踏まえた場合に、再度、来年度の補助金が増額されないとするなら、私が一つの提案なんですが、いわゆるそういう弱者に対しというか、低所得者に対しては国は就園奨励費を行っております。今年度の国家予算には、今年が、五十二年度が五十五億だったんです。明年度の文部省案は百八億になっております。いわゆる倍近い九八％の増額を文部省が要求しております。これは、恐らく日野の就園奨励費の今年の予算を見てもわかるようになかなか、市民税に対する、たとえば市民税ゼロの人が何ぼ出るとか、いわゆる四段階に分かれておりますが、少なくとも私は、市の補助金が増額されないとするなら、国が意図している就園奨励費をどうか市長会なり、いろいろな市町村段階の結合の中で、都なりまた国へこういういわゆる少なくとも最低は全――国の意図しているのは少なくとも私立幼稚園に行っている父母の半分、五三％は出してやるんだというのが国の意図です。ところが、現実に末端に来て就園奨励費を受けられる数を見ると、恐らく三割か、いわゆる二八％か、三割だと思います。三〇％だと思います。そういう点を考えた場合に私は、このくらいの程度のことは恐らく市長会なりいろいろな会合の中で最低の就園奨励費ぐらいは、いわゆる国が意図するところへ全部持っていってやると。そうすれば最低でも、たとえば七千円出るということになれば、月額にすれば五百円増額になると。こういうことが運動の中でできるかどうかお尋ねしたいと思います。その、以上二点をお聞きしたいと思います。

○副議長（杉山寅三郎君）　答弁願います。助役。

○助役（前川恒雄君）　まず、第一点でございますが、私立幼稚園に出しております私どもの補助は、いま石坂議員のおっしゃったとおりでございます。これにつきましては、それはいろいろなお考えもあるわけでございますが現在、三多摩でも都が出しております補助以外には市は一銭も出していないという市もございます。日野市はその中では私はまだよく出している方だと考えております。で、特にこの補助金につきましては、個人に補助を出すわけでございます。言ってみれば、個人に二千円なり千円なりの金を出していくという、こういう補助につきましては、いろんな問題が出てくるわけでございますので、いまのような財政状況の中で、これを毎年上げていくということは困難でございます。この点につきまして、先ほど確認という御質問でございますので、来年度は上げられないということでお答え申し上げます。

それから、就園奨励費につきましての、国のそういう施策に対する市長会なり何なりの運動につきましては、ただいま石坂議員の力強くおっしゃったお言葉を私ども強く体しまして、ぜひそのようなことをやらせたいということで、力を尽したいと考えております。以上でございます。

○副議長（杉山寅三郎君）　石坂勝雄君。

○十三番（石坂勝雄君）　時間も、会期等で考えて、そう長くやるのもどうかと思うんで、最後に意見を申し上げたいと思いますが、市の財政が非常に大変だと。これは市だけでなく、都も国もそうだと思います。しかし、私は少なくとも人生で一番最初のいわゆる幼児教育の場である幼稚園なり保育所が、いわゆる行った先が違ったことによって負担が余りにも違うと、こういうことはあってはならないんではないかと。これはもちろん市町村だけの責任ではなく、都なり国の責任である。強いて言えば国の責任であるということは重々私もわかります。しかし、特にいま助役の答弁の中で、日野は他市より余計出ている。私もこの点も率直に認めています。しかし、東京都全体を見て、公立の幼稚園があるところの港区なり新宿なり、武蔵野なり、あるところが余計出ています。いわゆる対比するもののない八王子なり立川が、立川は公立がなくても金は出てお

す。こういう点を見た場合に、やはり日野の目玉である、日野というのは教育施設と教育の内容が充実しているんだと、こういうことは恐らく三多摩でなく全国的に見ても冠たるものだという点を考えれば、父母に対してやっぱり負担も公平であるべきが妥当ではないかと、こういう意見を述べて、終わります。

○副議長（杉山寅三郎君）　これをもって、九の二、私立の幼稚園、保育所の保護者に教育費の補助金を増額せよに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により十分間休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認めまして、十分間休憩いたします。

午後四時四十五分　休憩

午後五時　二分　再開

○副議長（杉山寅三郎君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

十の一、ごみと屎尿の問題点と対策についての通告質問者、林重義君の質問を許します。

（五番議員登壇）

○五番（林　重義君）　それでは、私は、ごみと屎尿の問題点と対策についてということで御質問をいたします。戦後、人口の分布が都市集中化の傾向がますますひどく、中でも大都市周辺の市町村は急激な発展をし、いずれの市町村も現在ごみと屎尿について重要な諸問題が山積しておるようです。このような観点から、私は二、三の、細かな点ですけれども御質問をさせていただきます。

一として、生ごみの容器がグリーンボックスにかわり、計画最終年次に当たり、従前の収集場所に対し何％ぐらい設置されたのか。また、道路事情等により設置できない場所に対する市民所有の容器について扱い方、考え方について。この質問は、初日、市川議員から質問がありまして、要旨はそのようなことで私は了解をいたしますが、私としましては、担当部長からそのときにおる、全市で残りが三二％という形の説明がなされております。それで了解いたしますが、私としましては、市川議員に対して担当部長は、今後検討するというようなお話をされたようです。この問題は、一応、一時日野市として三年計画で終わったという形があると思います。そのようなことから言っても、市民の間には、グリーンボックスの設置されましたところは別に心配がなく捨てられるという形もあるし、たまたま道路事情等によってそれを、市の施策を利用できない個所の方々については、やはり永久的にできない個所も私はあると思います。そのような観点から言って、現実の不公平といいますか、それは市として設置した以上、市民の不公平是正のためにも公

平の行政をとらなくてはならないというようにも考えます。そのような観点から言って、私は、検討するということでなくして、来年度予算に挿入しまして、やはり現実の問題でございますので、検討段階でなく早急に予算に挿入することを要望いたします。

次に、全市に完全に配置されまして、現在の配置終了後において、従前の収集方法との予算の上でどのような差異があるか、ということでございますが、これはやはり、一応三年計画によって配置されましたグリーンボックスと、いままでの、従来の収集方法と、そのような形になった場合との予算上の差異が多いのか少ないのか。その点を御説明を願います。私も設置について、市民のそれぞれの声を聞いております。担当課として、グリーンボックス設置後の担当課として市民の声をどのような形でとらえておられるかということを、二点だけお聞きしたいと思います。生ごみについては以上です。

それに、いま一点。置き場の整備については、現在、やはり区画整理といいますか、造成団地については置き場がございますが、やはり道路上に現在のように置いてございますが、その点が、その形で置くのか、その後についてそのような置き場所の設置というか、そういうことを市が考えておられるかということをつけ加えます。

屎尿についてですが、各家庭で水洗、または簡易浄化槽の普及によりまして、浄化槽汚泥が市として扱い方も大分ふえておると思いますが、その処理方法は、現在はどのような形で処理されているかということと、ただ、汚泥についても個人の浄化槽につきましては、まだ、何といいますか、一時に大量のものが、処理についても汚泥清掃についても出てこないではないかと思いますが、大団地の汚泥処理の問題について、そのような形も含めてどのような処理法をやっておられるか、ということでございます。

二点目として、用水路関係でない町中に、U字溝に流れ出る処理水、これは、日野市としたら三年ぐらい前だと思いましたけれども、その時点から一応U字溝の設置してある場所についてもやはり建築申請のときに、市としての了解というか、市としてそれを許可しておるというか、そのような形でなされておるような形で、現在では、家の改築その他によって大分数もふえて、町中のU字溝にたくさん浄化槽の汚水が流れ出るというこれはやはり、浄化槽自体が流れ出るためには清水という形で流れるという解釈かもしれませんけれども、現状については、道路を通りましても大分あちこちで臭気が漂うというような結果も見られておりますので、その点は市としてどう考えておられるかということです。この問題は建設部関係になるかもしれませんけれども、一応この問題は公害の問題もございます。建築許可の市としての扱う問題もございます。許可については市

の管理課が扱い、苦情と清掃については余儀なく道路上のU字溝でございますので、清掃課がやっておられるという現状な形ですし、管理の補助とかそのような形については公害と――苦情と清掃については土木課、管理の補助金の問題、書類の取り扱いとか、その点につさましては清掃課で扱っておるというような、何かそこに各課についての問題点があるんではないかという形も見られますので、その点をどうお考えになっておられるか。二点だけを質問いたします。当初二点だけを、現在のごみと屎尿の問題について質問いたします。

○副議長（杉山寅三郎君）　林重義君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（加藤一男君）　お答えを申し上げます。御質問は四点ございますが、まず、第一点の問題からお答えをさせていただきます。

第一点は、グリーンボックスの配置状況でございますが、このことにつきましては、本議会の冒頭に市川議員さんの方の御質問に対しましてお答えをいたしましたとおりでございます。ただ、いま追加質問の中で、道路事情等で永久にダストボックスの配置ができないところがあるであろうと。これは不公平であるということで、早急をその対策をたてよということが第一点の御質問かと思いますが、私は、検討をいたしますということをお答えさせていただいておりますが、もちろん五十三年度予算につきましては、まだ積算中でございまして、現時点でどうということを申し上げられません。御趣旨はよくわかりますので、改めて五十三年度の御質疑の際にいろいろ詳細申し上げさせていただきたいということで、御了解賜りたいと思います。

それから、第二点の問題につきましては、配置の終了をいたしたが、前と現時点での予算上の差異がどうかという御質問でございます。このことにつきましては、大変むずかしい御質問でございまして、明確な数字が実は出ません。しかしながら、一言で申し上げるならば、若干の費用上昇、いわゆる予算上のオーバーはいたしてございます。一つの例を申し上げますならば、ごみの収集車両、十台のバックマスターがいわゆるクレーン車になっております。この車両につきましても購入費は高うございますし、また加えて、ダストボックスの費用も御承知のように二万ちょっとの予算を必要とします。したがいまして、予算的には前よりも若干多いということだけ申し上げさせていただきます。ただ、その反面、衛生的である、あるいは環境を損なわないという良い点はございますけれども、予算上からいきますと、一言ではそういうことが申し上げられるかと思います。二点がごみでございます。

あと、三点の問題でございますが、これは屎尿関係の御質問でございます。個人浄化槽の汚泥はどうしているかという御質問でございます。さらに、大団地の引き抜き汚泥はどうなのか、と二つの内容の御質問かと思います。当市の場合、個人浄化槽の引き抜き汚泥の処理につきましては指定業者を定めております。浅川を中心としまして南北に分けまして業者の指定をいたしております。個人の浄化槽の引き抜き汚泥につきましては、現時点は私ども清掃課の方で処理をいたしておるのが現状でございます。ただ、大団地の引き抜き汚泥につきましてはいろいろ問題があるわけでございます。一つの例をとるならば、高幡百草団地の例をとらせていただきますと、あの団地建設にあたりまして、その引き抜き汚泥の処理能力は当市にはございませんので、建設の段階で、公団の責任において処理をしてほしいということを前提に、あの百草、高幡団地の建設がなされております。したがいまして、現時点で、あの団地の引き抜き汚泥、その他の住宅供給公社等もございますけれども、その引き抜き汚泥は当市の清掃課では処理をいたしておりません。それぞれの団地の組合におきまして、あるいは公団でいうならば公団の責任において処理をお願いしているのが現状でございます。

それから、第四点の問題は、私どもと建設部との関係がございますけれども、御質問の内容は、町の中のU字溝に個人浄化槽の汚水が流れ込んでおる。非常に悪臭を放っておるというような御質問かと思います。確かに、私どもの公害対策課の方に入ります苦情は、こういう問題も若干ございまして、それぞれの設置者に対しまして指導はいたしておるわけでございます。しかしながら、建築確認もなされた段階でのことでございますので、なかなかその点の指導がむずかしゅうございますけれども、私どもの方といたしましては、公害サイドからこの悪臭、悪臭までもいかないにおいでございますけれども、その方は指導してまいりたいと思っております。以上四点についてお答えをさせていただきます。

○副議長（杉山寅三郎君）　林重義君。

○五番（林　重義君）　ただいま部長からいろいろと御説明がございましたが、前段の二点については要望ということで私は終わります。

それで、市民の反応が、お聞きになったかどうだったかということで、質問を落としたような気がするんですけれども、ダストボックス設置について、一点だけ。

○副議長（杉山寅三郎君）　生活環境部長。

○生活環境部長（加藤一郎君）　失礼をいたしました。第二点の御質問の中で、市民の声をどんなふうに取り上げているかという御質問かと思います。もちろん、市民お一人、お一人の意見も私どもの清掃課の方で直接聴取する場合もございますし、それから、各自治会長さんの御意見を聴取することもございますし、それから収集業を委託いたしております、たとえばごみで言うならば、環境保全の職員の方からも意見を聴取する場合もございます。そういうことで現時点は大勢をつかんで

おるわけでございますけれども、その中で、御質問の趣旨とは若干違うかもしれませんけれども、ダストボックスについての設置についての反対の方、あるいは賛成の方、いろいろございます。で、賛成の場合ですと、非常にきれいである、環境を損なわないというようなこと、それから、反対のような場合ですと、やはり、ダストボックスの積みおろしについて非常にうるさいとか、あるいは、交通上支障があるんだというようなことが上がってまいります。そういうことで、市民の声を取り上げておるわけでございます。これが、声の取り上げ方でございます。

それから、いま一つ落としましたことは、道路上にダストボックスを設置しているが、これは将来ともこの姿で置くのか、あるいは、設置場所をまた改めて考えるのかということが一つございました。現時点では、設置場所を市の方でいわゆる買収なりその他の方法でやる考えは持っておりません。道路上等の占用をさせていただきましてごみの収集をいたしていきたい。万やむを得ない場合についての例外は、あるいは将来起こるかもしれませんけれども、少なくとも現時点では、道路の占用等をさせていただきまして収集をいたしたい、かように考えております。

○副議長（杉山寅三郎君）　林重義君。

○五番（林　重義君）　予算の面については部長からお話ありましたけれども、幾らか上昇という形のような説明でございました。やはり、その利益としましたら、生活環境の問題と衛生的な面だという御説明のようですけれども、現在の段階で予算上昇をしなくてはできないんだという、ボックスの関係その他によってできないんだということでございますが、それ以上来年度に、先ほど申し上げましたように、不公平さをなくすというか、是正というか、そういう形に設置できない個所の何なりの手だてをするとなると、やはりまた相当な予算面の上昇も上がるんじゃないかというふうに考えます。果たして、そのようなことから言って、現在の設置されましたダストボックスが、果たして市民自体が全般的にいいというだけで設置されるということも、またむずかしい難点があるんじゃないかと思います。今後、その点については、今後の問題として、市としても考えていくべきことがあるんじゃないかというふうに私も考えます。

それから、置き場の問題につきましても、やはり置き場の問題につきましては私もあちこち、いろいろと質問ではございませんけれども御相談を受けるんですけれども、やはり道路上に置いていいのかということの照会もあるわけですけれども、やはり、役所へ行きますと、都道関係につきましては、道路はああいうものを置くもんじゃないという形でたまたま、それも危険物の問題のときに起きて、ダストボックスについてもそのような形の相談を受けるんですけれども、役所に行きましてもやはり、道路上はまずいんじゃないかという形。それをやはり自治会が申請してそのまま置けば黙認だと思うんですけれども、そういう形で結構だと思うんですけれども、それが果たしてどのくらい続くものやらということで、一応道路上ということで質問をしているようなわけなんです。その点もやはり市のお考えがどうかということなんですけれども。

それで、ごみ、こういうふうな個々の処理というか、自分たちがごみを処理するという形で行う場合、いままでの、従来のような処理の方法ですと、やはり、遠くから提げていくには小さな入れ物でございますので、重たいから量も減らすという形にもなる。やはり、お母さん方がその点で注意してごみを捨てられるというような、細かい点ですけれどもそういう観念もわいてくるんではないかと私思います。ある程度の、一定の大きな入れ物にぽんぽんと捨てれば楽なものでございますから、そういう観念をなくしてやはり、確かに市でも予算が足りますから、ごみとしたらいまも社会通念として問題が多いのでそれは貴重なもんだという形の処理方法を考えておってやられる方々もあると思いますけれども、そうでない方もおられますので、そういうことから言って、やはり、一定の場所に簡単に、便利だ、衛生だということのみにやはりとらわれて、ごみ処理ということは行うようになると、やはり、片方ではそのような、何ぼ広報に出して普及しても、人間というものは実際に体で扱うというか、体で身にしみなければやはりその方たちが個々の考えというものが動かせない。楽になれば楽なことをやはり上に置いて、そのようなことは後に置くというのが人間の習性という形でしょうか。そういう形にもなるんじゃないかということで私もこのような質問を出して心配しておるのでありますが、そういうことから言って、果たしてそれが、いま市の行った行政がこれからの考えの中でいいものだったか、悪いもんだったということもまた一つの検討というか、そういう形にもなるのではないかというふうに私も考えます。そのようなことから言って、果たして、片方では一生懸命ごみの減量普及をして、片方ではそのような形をとられるということが、その点も一応今後の市の行政の上で検討をお願いしたいということを要望いたします。

で、屎尿の問題につきましては、大団地の汚泥と市の、各家の処理方法でございますが、各家の処理方法は、市がそのような形で処理しておられるということでございますが、大団地の汚泥処理は、組合というか、公団なり各事業組合に任せて処理を図っておるということでございます。それについてやはり、現在のそれも日野市にそれだけの処理施設というか、そういうこともないので、個人の屎尿についてもこれから清掃というか、浄化槽もますますふえていくんじゃないかというふうに私は考

えます。そのようなことから言って、果たして現在の処理場がどのくらい続くのかということで、その点についてはどのくらいまで戸数がふえたらば、現在より増加したらいまの処理場の施設が使用できなくなるようなことになるのかということを一点だけお聞きしたいと思います。

用水路関係については、確かにこれは一応許可条件というか、都の許可条件について市なり、用水組合とかいう処理の、流す場所については一応許可というか、規則にはございませんけれども、その場所の市なり用水組合の承諾という形を添付すれば許可になるという、都の方が許可になるという、法律にはないと思いますけれども、そのような形で許可になっておるということでございますので、やはり許可して、管理は、指導とかは清掃課でやっておられるようですけれども、果たして清掃課の指導が、規則によりますれば一年に一回ずつの清掃をしろということでございますけれども、その間の苦情が来られればやはり都の公害課に市の方から連絡しまして、せいぜい確認するという形のようで、やはりその下の、市としてもその下の段階で何らかそこに清掃条例ですか、公共用水の浄化に関する条例も出ておりますので、そのような形で、許可の段階で何らかそこに市民の善意というか、そういう形にばかり任せずに、許可の項目についての、個人に対して、清掃をするというふうな、月に一回なり三月に一回なり清掃をするというふうな項目も、契約事項ではございませんけれども、届け出の許可の場合、そのような形もとられて、一応なお一層、許可をきつくするわけでもございませんけれども、そういうふうな気持ちをお互いに市と浄化槽を設置される方とのつながりを強くするということも必要じゃないか、というふうに私も考えます。そういうことがこれからの問題として悪臭をなくなす一つのポイントになれば結構だと思うんですけれども、そういう点から言っても、この点についてはいま少しその下の段階で、一番うわ積みの問題で、市としても三課が行っておりますので、いろいろ協議されて、いい方法がありましたらそのような形でやるべきじゃないかと。ただ、具体的に言いますと、一応許可の段階では確かに清掃しなさいということが載っていると思います。条例には載っていると思いますけれども、そうしますと、土木課の方たちが確かに道路のU字溝が汚ければ、市民の方から連絡があればそういうふうにするんじゃないかと思います。そうしましたときに、確かに市民サービスの上でしたら、はい、そうですか、という形でやるのは結構だと思うんですけれども、それにはやはりこのような時代の変化によって市内もかわってきましたので、多少なり皆さんも掃除するような形もやってもいいんじゃないですかと言えるぐらいのやはりその辺のところにポイントですか、言えるぐらいの市としても態度があってもいいんじゃないかというふうに私も感じますので、そのようなことを申し上げているんです。そういうことから言って、いままでの許可条件とかそういう形もございますが、いま一歩進んだ、その辺のところでいい案がございましたらば、そういうふうな形で今後つくっていただきたいということを、この点については要望いたします。

○副議長（杉山寅三郎君）　林重義君の先の、答弁。生活環境部長。

○生活環境部長（加藤一男君）　第一点の御質問につきましてお答えを申し上げます。御質問の内容は、個人浄化槽がだんだんふえてきて生屎尿が少なくなっている、日野市の処理能力はいかんと、こういう御質問かと思います。御承知のように、市の処理施設は、生屎尿の処理能力を有した機械でございます。私も専門的にはよくわかりませんけれども、設置をされました目的は生屎尿の処理でございます。したがいまして、厳密に言うならば、浄化槽汚泥の処理能力はないと言えるわけでございますけれども、現時点ではどういうふうにしているかということでございますが、先ほども申し上げましたように、個人浄化槽の汚泥につきましては、うちの方の清掃課で受けています。それは、現時点では生と、その引き抜き汚泥と混合した形で処理をさせていただいているわけでございます。したがいまして、もう現時点でかなり処理能力は頂上に来ておると思います。これ以上引き抜き汚泥がふえますと、生屎尿と引き抜き汚泥が逆になります関係で、処理能力は減退していくという状況になろうかと思います。そこで、いま私どもで考えましたことは、九月の議会で、議会の方でいろいろ御審議賜りました、二十七キロリットルのクッションタンクということをたしか申し上げたと思いますけれども、このクッションタンクにより当分の間、この引き抜き汚泥については処理をしていこうと、要するにクッションを置いて処理をしていこうということが現時点での私どもの引き抜き汚泥の処理に対する考え方でございます。そういうことで、大団地につきましては、先ほども申し上げましたように、そういうような方法でやっていただいています。それ以外のことですと、かなり当分の間は現時点の清掃課で処理できるというふうに判断をいたしております。

○副議長（杉山寅三郎君）　林重義君。

○五番（林　重義君）　最後に私は、ただいま説明がございましたように、市の屎尿にしろごみにしろ、処理能力というかそういう形で、何かお話に聞きますと、現在処理が何年ももたないじゃないかというふうな気もいたします。大団地についてもやはり、大団地も好んで来たわけでございませんし、会社がつくったと言えばそうなんですけれども、中に住まわれている方はやはり日野市民だと私は考えます。そのようなことから言って、組合処理という形ならば、やはり、市民の個人個人の負担によって行っておるんじゃないかというふうに、形も見

受けられます。そういう形から言って、日野市の汚物というか、ごみと屎尿の問題についても先行きが余り長くはないんじゃないかと私は心配しておるのでございます。そのようなことから言って現状の処理施設が完備、確かに早急に必要だろうというふうに考えます。そのことから言って、処理の方法についても果たして産業廃棄物なり屎尿なり、ごみについて、市長も従前から言っておられますけれども、何なり利用すべきものはするんだというふうな形の発言も、前議会を通じてもされているようですけれども、その点について、いずれか生かして使うという方法があるじゃないかというふうに私も考えます。そのことから言って、生かして使用できるような考えを持たれることも一つの方法論としてあるというふうに考えます。ですから、その観点から言って、処理施設を早急に改善する考えがあるかということですね。ありましたら、いつごろまでに予定しておるのか。構想もあるのかということで、ございませんければ結構ですけれども、最後にその点を、市長なり部長からお答えいただきたいと思います。

○副議長（杉山寅三郎君）　生活環境部長。

○生活環境部長（加藤一男君）　お答えを申し上げます。

再利用、そういうことについて考えがあるかという、一口で言うとそういう御質問かと思います。御承知のように、屎尿の処理につきましては若干他市よりも遅れている面が正直言いましてございます。目下、清掃課を中心として考えておりますことは、いまの御質問のように、生屎尿につきましても引き抜き汚泥につきましても再利用の方法を実は考えようじゃないかということを、実は目下考えておりまして、五十三年度の予算計上に向かっていま検討をいたしております。それはどういうことかと言いますと、生屎尿につきまして、あるいは浄化槽汚泥も若干まじっておりますけれども、その処理方法はどうしても乾燥をして、焼却まで持っていってしまおうという考え方でございます。いまの施設は乾燥はありませんし焼却ももちろんないわけでございますから、それを乾燥、焼却まで持っていこう。そうして、その焼却したものは肥料化に持っていこうと。どうしても肥料化にならない場合でしたら、埋め立て処分しかございませんけれども、そういう考え方で屎尿関係につきましては、いまそういうふうに考えております。

それから、ごみにつきましては、冒頭市長から説明もございましたように、どうしても有価なものはごみとして出さない方法を考えよう、ということで、旧庁舎の方にごみ減量、仮称でございますが、対策本部等設けて、何とか考えようじゃないかということでございます。一日百二十トン出ております当市のごみを少なくとも減らそうじゃないかという姿勢をいま出しております。後刻、御審議をいただきます一般会計の補正の中でも若干その費用を御審議賜りますよう計上いたしております。積極的に、五十三年度に向かってごみについても減量していこうという姿勢でございます。

○副議長（杉山寅三郎君）　林重義君。

○五番（林　重義君）　ただいま部長から、五十三年度について処理場の問題についてはこれから積極的に行っていきたいという発言でございました。私も、その前々から市長さんにも申し上げているんですけれども、屎尿処理の問題で、うちの方でも農業世帯員でございますので、確かに、あれは町田市ですか、町田市の木曾の団地の下に処理場ございますが、そこまで行って農家の方たちが毎年定期的に畑の中に屎尿の廃棄物を捨てるというような方法をとっておりますので、農業委員会としてもその問題についていろいろと検討をしておるようでございますけれども、それにはやはり、重金属の問題いろいろあるということだそうですけれども、そのような形でいっても、町田の処理場自体もそういう形で完全な、肥料価値はどうかもしれませんけれども有機物として畑に還元して、それを他市からももらってくるというような、遠くまで行って、運賃かけて他市までもらってくるような状態では、やはり農地がある以上は施設をつくっても、それが市の方でもいいし、もらう方たちもいいということでしたらば確かにいいじゃないかという形で、来年度からそういう点についても積極的に予算の問題について検討していくんだということですので、この質問は終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（杉山寅三郎君）　これをもって十の一、ごみと屎尿の問題点と対策について、に関する質問を終わります。

十一の一、市民の健康管理について、の通告質問者、大下博君の質問を許します。

（二十六番議員登壇）

○二十六番（大下　博君）　それでは、市民の健康管理について質問いたします。このことについては、もうすでに二回にわたって続いて質問をしていますし、今回が三回目になりますので、できるだけ前置きは省略して時間を守っていきたいというふうに思います。健康管理といいますと、やはりみずからが自分の体を鍛え、そうして、留意しながら健康に持っていくというのが当然なわけなんです。しかし、それだけでは十分とは言えないし、管理ができません。つまり、健康管理に対する条件の整備がなってないと十分ではないということが言えるわけです。いままで二回にわたり私は質問してきましたけれども、これは、行政の面から福祉を考えた健康管理の条件整備が必要だということを二度にわたって述べてきたわけですけれども、やはり、国が十分な施設をつくってやると、つくるというのが最も基本でなければならないというふうに痛感するわけです。しかし、現実には、現在の日本の状況を見ますと、特に老

齢化しようとしている日本のそういう健康管理に対する整備というものは、大変お粗末であるといいますか、さびしいものがあるというふうに言えます。世界の各国の、後進国を含めた国を見ましても、やはり福祉と健康という面を重点に置いて国の施策がなされている、というふうに私は、いろいろな面で見たり、あるいは聞いたりしているわけです。ここで、一つの例として申し上げたいわけですけれども、スエーデンの例などを見ますと、定年が六十五歳で、その後は住宅の保障、この住宅の保障はアパートに入るか、あるいは庭つきの家に入るか、あるいは老人ホームに入るか、これは本人の自由意思でそれが選定できるというまでになっているというふうに聞いています。そうして、健康づくりについては、スポーツ施設はこれは老人というものに限らず青、壮年、少年を含めた健康管理の、健康に役立ついろいろな施設が完備していると。また、学習とか、あるいは自分の趣味とか、そういう部屋まで各施設に置いてあるというのが現実なわけです。そういうところまで今日日本がいくということは、これはとうてい遠い話ですけれども、そういう方向に向かっていかなければならないというふうに感ずるわけです。たまたま私、数年前にアメリカに行く機会があって、二カ月ばかりアメリカなり、あるいは南米の方をちょっと回ってきましたけれども、アメリカあたりは四十時間の、あるいは三十九時間の週休二日制を完全にやっていると。で、私聞いたわけですけれども、この週休二日制完全にやっているというのに、その二日をどのように使うかということを聞いたわけですけれども、土曜日はまず、自分の庭なり家庭の中のいろいろサービスをし、午後は本当の休養をすると。そうして日曜日は、一般的には教会へ行き、そうして午後はみずからの体の休めをするんだと。後五日は十分に働いていくんだということを言っているわけです。で、土曜日の午後の休養というのをよく聞いてみますと、やはり、健康づくりの施設の中で、アメリカは大体施設といっても公共施設もありますけれども、多くはやはりお金を出して行く施設が多いわけですけれども、それにしましても、そういう形で施設が十分に整っているというのがアメリカだからしようがないということは言えるかもしれませんけれども、しかし、そういうふうな方向に全各国がそういう方向でいっていると、そういう状態なわけです。そういうことで、ひとつ日本としても私は、健康づくり、いわゆる心の健康を含めた体力づくりというものがぜひ必要ではないかと。それには、繰り返すようですけれども、行政の面では福祉を考えた、いわゆるそういう健康管理の整備が必要だというふうに思うわけです。そういうわけで、いずれにしましても、なかなか現実の問題として日本の国、政府は、いまは期待できないと。そういう中で、いま日野の森田市政は、今日までのいろいろな一般質問の中で答弁がありましたように、いわゆるスポーツ施設とか、

あるいは桑園の移転した場合の構想なりいろいろな答弁がなされているように見受けるわけです。また、私がこの前質問したときに、幾つかの質問の中で、地域保健協議会を設立したと。で、今回のまた広報を見ますと、あるいは今回の議会の中でも、第五庁舎をそういう地域保健協議会の施設に使うんだという説明がありましたので、この点にだけきょうは、時間がありませんのでしぼってお聞きするわけですけれども、旧第五庁舎をそれに充てるということですけれども、一体その協議会がどこまで具体的に話し合いが進み、特に私は、医師に対しての考え方を頭に置きながらお伺いするわけですけれども、その協議会が具体的にどのように進んでいるか、あるいは、どういう問題でデッドロックに上がっているかということをお伺いしたいと思います。以上、これだけにしぼってお答え願います。以上。

○副議長（杉山寅三郎君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（杉山寅三郎君）　御異議ないものと認めます。よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

大下博君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（加藤一男君）　お答えを申し上げます。

ただいま御質問をいただきました件につきましては、三月と六月の定例市議会にも同一の御質問をちょうだいいたしております。で、そのときに、いま御質問の中にもございましたように、地域保健協議会を発足させて、市民の健康を守るんだというようなお答えを、簡単に申し上げますと、お答え申し上げたと思います。で、この地域保健協議会は、要綱を定めまして、三月二十九日、十五人の委員をもって発足をいたしてございます。いま御質問の中にもございましたように、福祉を考えた健康管理ということで、まず地域保健協議会で取り上げましたことは、事務局が、私どもの生活環境部と福祉部が中心となりまして、この問題にとりかかっておるわけでございますけれども、まず取り上げました地域保健協議会の問題は、訪問看護についての問題を取り上げました。現在まで五回の協議を重ねまして、十一月に正式に訪問看護制度についてのことを取り上げることに決定をいたしました。したがって、現時点では、特に中心は福祉部でございますけれども、このことについて、事務的に煮詰めているのが現段階でございます。で、そこで、本議会の冒頭、市長の方から旧庁舎の、もと広報がいました、もとの消防署の跡の庁舎につきまして、仮称健康センターという発言をいたしましたが、この場につきましても地域保健協議会の中でひとつ取り上げていくということになっておるわけでございます。現時点ではどうなっているかといいますと、やはりそのような

建て物の構造になっておりませんので、五十三年度の予算におきましてまた御審議を賜るわけでございますが、若干の内部改造をして、そうして健康センターということで発足をしようということでございます。目下、担当の予防衛生課を中心といたしまして、日野の医師会の幹部の先生方と、どうあるべきか、どうしたらいいかということを煮詰めまして、目下積算中でございます。ですから、具体的には、どういう姿でどういくかということは、まだ御説明できないわけでございますけれども、要は健康センターということで、要するに予防接種とかあるいは検診とか、そういうようなことも行く行くは取り扱っていきたい、こういう考え方でいま進んでおることを御説明させていただきます。

○副議長（杉山寅三郎君）　大下博君。

○二十六番（大下　博君）　予防接種とか、そういうものについてはいまそれぞれ、現状のとおりにやっているわけですけれども、それをそのセンターに持ってくるということの一つの方法で、いい方法かもしれませんけれども、もっと積極的な、何ていいますか、土曜日なり、あるいは日曜は救急病院とか、日曜診療というのが、医師などもありますが、そこで応急な、急病とか、そういうものを当番制でそこで医師がやるとかいうような方法までは医師との合意は出ていないのか。あるいは全然そういう問題は協議会の中では考えておられないのか。その辺をもう少しお伺いしたいと思うんですが。

○副議長（杉山寅三郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私からお答えを、大まかにさせていただきます。

地域保健協議会は、もちろんこれは市民の健康を守るための一番もとになる意見交換の場だと、こういうふうに性格を持っておるわけであります。医師会、それから歯科医師会、薬剤師会、それから知識経験を有する市民、それから、市議会の厚生委員会正副委員長、それから、消防署長、保健所長、これらをもって構成いたしております。いまデッドロックに上がっているなんてことは全くなくて、これから大いにやろうという意気込みで皆さんがいろいろな議論をしていただいております。特に医師会は、これは、医師会、開業医家自身の立場のこともありますし、それから、そういった医家、お医者さんですね、お医者さん抜きの健康行政も成り立たないわけでありますから、なるべくそういった医療の公共性の立場で、医師会がむしろ中心になるくらいに取り組んでもらおうという考えであります。大変、期待どおりにいま進んでおるというふうに見ております。

それから、施設のことにつきましては、将来、休日、夜間の当番診療所にするとか、もっと積極的な行事を行う場所にするとか、そういうことも医師会自身も内々に考えておりますので、そういう方向の実現に持っていきたい、こういうふうに考えております。時間もありませんので、これで終わります。

○副議長（杉山寅三郎君）　大下博君。

○二十六番（大下　博君）　いま市長がおっしゃったような方向で進んでいるということは大変喜ばしいことだというふうに思います。これは意見になるかもわかりませんけれども、とかくそういう高度な知識と経験を持ったいまのメンバー、そういう、いまのというかそういうメンバーだと、とかく理想といいますか、いうものに、医学は医学の立場から、あるいは学者は学者の立場からということで、理想がどこにあるかという非常に高い理想になっていきやすいと、論議が。そうなると、それは結局は実現が不可能だと、これも一応見送っておきましょうというふうにとかくなりやすいんではないかというふうに私、憂慮するわけですけれども、そういう点はそういうことでこれが、すべてのものが、すべてというのもまたあれですけれども、理想を追い過ぎた中でどうしても実現が不可能だという方向に私は、行かないように務めてもらいたいわけですけれども、いずれにしましても、いま市長がおっしゃったような方向で行っているということであれば、大変私は結構だと。で、さらにこれが、要するに休日診療、これが、ただ単の現象の具体的な面でしょうけれども、総体的な、理想的な、いわゆる余り高度を一遍に求めない、いわゆる現実に合った協議会であり、そうして、一歩一歩進んでいっていただきたいということを切望します。時間もありませんので、これで終わります。

○副議長（杉山寅三郎君）　これをもって十一の一、市民の健康管理についてに関する質問を終わります。

以上をもって、本日の日程はすべて終わりました。本日はこれをもって散会いたします。

午後六時一分散会

十二月十六日　金曜日　（第五日）

昭和五十二年
第四回定例会

日野市議会会議録

第三十五号

十二月十六日　金曜日（第五日）

出席議員（二十七名）

一番	滝瀬政吉	君
二番	滝瀬敏朗	君
三番	奥住芳雄	君
四番	正国大治	君
五番	林　重義	君
六番	飯山　茂	君
七番	黒川重憲	君
八番	鈴木美奈子	君
九番	橘　祐子	君
十番	板垣正男	君
十一番	谷　栄吉	君
十二番	剣持佐吉	君
十三番	石坂勝雄	君
十五番	杉山寅三郎	君
十六番	市川芳太郎	君
十七番	秦　正一	君
十八番	名古屋史郎	君
十九番	竹ノ上武俊	君
二十番	米沢照男	君
二十一番	高橋通夫	君
二十二番	佐々木昭雄	君
二十三番	日野源作	君
二十四番	三浦重春	君
二十六番	大下博	君
二十七番	大柄保	君
二十八番	島村孝志	君
二十九番	本間久	君
三十番	一ノ瀬隆	君

欠席議員（二名）

十四番	清水芳雄	君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	前川恒雄	君
収入役	杉本好次郎	君
企画財政部長	松村清栄	君
総務部長	加藤一郎	君
市民部長	田倉高光	君
生活環境部長	加藤一男	君
建設部長	森久保三次	君
都市整備部長	成井正夫	君
福祉部長	赤松行雄	君
水道部長	中島武男	君
病院事務長	遠藤政之	君
教育長	倉又秀作	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	中村亮助	君
書記	朝倉敏夫	君
書記	鈴木晴彦	君
書記	五十嵐隆	君
書記	荒井一雄	君
書記	樫村正男	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所所長　関根雪峰
速記者　田辺雅子君

議事日程

一、一般質問

昭和五十二年十二月十六日（金）
午前十時開議

本日の会議に付した事件

日程第一

○議長（名古屋史郎君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員十六名であります。一般質問に入る前にお断り申し上げておきます。助役は、建設省へ公務のためどうしても行かなければならないというので、午前中欠席という連絡がございましたので御了承願います。なお、市川芳太郎議員も午前中欠席の連絡がございました。それでは一般質問に入ります。

十二の一、第十九小（仮称）通学路についての通告質問者、高橋通夫君の質問を許します。

（二十一番議員登壇）

○二十一番（高橋通夫君）　仮称第十九小学校の通学路につきまして質問いたします。人口の急増により平山小学校が過大校となり、それを解消するために、京王団地の上に仮称第十九小が明年四月開校を期して建設されることになったわけですが、これに伴います学区の変更が起こり、平山苑のいままで平山小学校に通学していた児童が今度第十九小学校に通学することになりまして、その通学路についていろいろ問題があったことは皆さんよく御存じのことと存じますが、その後、市側の示した通学路と自治会の通学路の案とがいろいろ混乱を起こして、暗礁に乗り上げたということですが。なお平山苑の自治会の父兄が、仮称十九小学校へ行くことを拒否したというようなことも聞いておりますが、その後どういうことになっているか。

○議長（名古屋史郎君）　高橋議員、御質問はそれでよろしいんですか。

○二十一番（高橋通夫君）　そういう事実があったかどうか。これに対して教育長はどういうふうに処理するつもりであるか。なお、その後変化があったら、それについて御回答願います。

○議長（名古屋史郎君）　高橋通夫君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　そのことは確かに経緯の中では、いま高橋議員の言われたようなことはございましたけれども、一応いまのところは平山苑の自治会、あるいはさつき自治会、その方との話し合いがつきまして、この十七日には大体了解に達すると私たちは聞いております。したがって、この学区の問題、通学路の問題というのは一応解決していると、こういうふうに理解しております。

ただ、なぜそうなったかといいますと、結局自治会案の示したもの自身が、決して悪い案だというふうにわれわれ考えているわけじゃないんですけれども、それは、道路がちょうど係争中、というのは田園都市開発と京王不動産でございますが、この二つの間の係争の土地で、いま触れてはならん土地になって、そこに通学路をつくるということになっておったものですから、

それで、そこにつくるということが非常に不可能だということがお互いに理解されて、こういうような結果になったんだと。それで、自治会の方もその点については了解をして、ただしかし、初めに市が示した案を幾分改良しております。そういうことで一応話がついたと、こういうふうに聞いております。したがって、この十七日の日に、土曜日でございますが、その話し合いが最終的に行われると、こういうふうに私聞いております。なお、その細かいことについては助役がその衝に当たったわけですけれども、ちょうどいま助役がおられないので、かわって私が答弁申し上げると、こういうことでございます。

○議長（名古屋史郎君）　高橋通夫君。

○二十一番（高橋通夫君）　その両者が合意に達したという道路について、どういう道路であるか具体的にちょっと御説明願いたいと思います。通学路についてです。

○議長（名古屋史郎君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　その道路は、初めはあそこの谷のところをずっと上の方へ行って、それから、京王の二丁目の一番西側の方へ取りつける様子だったわけですが、その場合にはかなり見通しなどもよくないということから、そのコースを少し東の方へつけまして、そして二丁目の一番南のところでございますが、平山二丁目でございますが、そこへ通路をつけてくれと、こういうような形で大体折り合いがついていると聞いております。

○議長（名古屋史郎君）　高橋通夫君。

○二十一番（高橋通夫君）　大変円満に解決して結構だと存じますが、なるべく開校に間に合わせるように、ひとつ努力していただきたいということを要請しまして、この質問を終わります。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって十二の一、第十九小（仮称）通学路についての質問を終わります。

次に十二の二、西武団地と百草団地を結ぶ道路についての通告質問者、高橋通夫君の質問を許します。

○二十一番（高橋通夫君）　次に、西武団地と百草団地を結ぶ道路について質問いたしますが、この質問を出したときは、まだこの仮称十六小の用地が解決されてないというようなことを前提として出したわけですが、解決されたというようなことですが。前に質問したとき、この仮称十六小の建設と合わせてその道路をつくるということになっている、という報告を聞いたんですが、この道路はどういう幅とか、そうした構想があったらひとつ発表していただきたいと思いますが。なお、時期はいつごろ完成される予定であるか。そういう点について質問します。

○議長（名古屋史郎君）　高橋通夫君の質問について答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　道路といたしましては、幅員

いております。

○議長（名古屋史郎君）　高橋通夫君。

○二十一番（高橋通夫君）　階段の数とか、そういう危険度について除去されたかどうか。そういう点は…。

○議長（名古屋史郎君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　その点についても最大の努力をして、そして、そういうものの危険性を除去するということの努力をして、かなりのいい線いっていると私は思っております。

○議長（名古屋史郎君）　高橋通夫君。

○二十一番（高橋通夫君）　それは結構だと思いますが、それで、大体工事は開校までに間に合うかどうか、そういう点。

○議長（名古屋史郎君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　そのことについては私たちは、できるだけ間に合わせてくださいと、こういうことでお願いしております。ただ、ここまで来てしまったために、四月一日に果たして間に合うかどうかというのは少し危惧を持ちますけれども、天候でもよければどんどん工事は進んでいくだろう。それから、天気でも悪くって雪でも降ったりすると、工事はやはり遅れて、やはりしばらくの間はがまんしてもらって、下を通って、そして、仮称十九小へ子供たちに通っていただくと、こういうふうにしたいとこう思っております。

十六メートルのうちがすでに決まっておるわけであります。それの線形でありますとか、あるいは車道部分でありますとか、あるいは歩道部分、つまり歩道の割合のことでありますとか、それらにつきましては、関係住民の方々とまだ協議を詰めなきゃならん部分が残っておりますが、なるべく開校時点には同時に完成をするように進めたいと、こう考えております。状況として全く対立ということではなくて、合意が可能であるというふうに考えております。以上です。

○議長（名古屋史郎君）　高橋通夫君。

○二十一番（高橋通夫君）　それでは、この倉沢自治会、あるいは西武団地、あるいは百草台の自治会関係者とよく話し合いまして、そしてなるべく早く建設されることを要望いたしまして、この質問を終わります。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって十二の二、西武団地と百草団地を結ぶ道路に関する質問を終わります。

次に十三の一、第十九小（仮称）のその後の経緯についての通告質問者、杉山寅三郎君の質問を許します。

（十五番議員登壇）

○十五番（杉山寅三郎君）　ただいま十九小の仮称の通学路の問題については、もう少し具体的にお伺いしたかったわけですけれども、施政方針の中あるいは一般質問の中で大体方向づけとしてはわかったわけですけれども、ただ、私がこの問

題を提起したときといまとの時点が若干時間的にずれがありますので、その間の動きがきわめて重大な岐路であったようにも聞いておりますので、いずれにしても回答は教育長からさっき答弁がありましたので、余り重複することは避けまして、この問題は了解いたしたいと思っております。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって十三の一、第十九小（仮称）の通学路のその後の経緯に関する質問を終わります。

次に十三の二、南平小の学区変更についての通告質問者、杉山寅三郎君の質問を許します。

○十五番（杉山寅三郎君）　議長の許可がありましたので、十三の二の南平小の学区の変更についての質問をさせていただきたいと思います。これは御承知のとおり、潤徳小学校に通学する南平地域の児童に対する、簡単に申し上げますと学校として、南平小学校の現時点に開設されたわけですけれども、その後いろいろな情勢で、学区のきわめて至近距離から第二小学校だとか、あるいは平山小学校に通っているということで、地域的には南平小学校に通学するのは一般的な考え方として非常に妥当というか、当然のような考えがありますけれども、やはりそういうふうにして建った南平小学校だけに、簡単に学区の変更ということは非常にむずかしいんではないだろうか、といういろんな話もありますけれども、この点に対して教育長の考え方をひとつお伺いいたしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　杉山寅三郎君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　南平小学校の学区を変更したらどうかというようなことについては、南平七丁目の自治会の一部だと思いますが、そちらからも私たちのところへ陳情というんでございますが、それを持ってきておられます。それに対しまして、いまの段階から、来年からそういうふうに変えろという意見も強く出ていたんでございますけれども、これは来年それを、平山小学校から南平小学校の方へ移すと、仮称十九小をつくるということとの問題などがいろいろ出てきまして、結局補助金などを返さなきゃならんというようなむずかしい問題が出てきますので、このことについては、少なくとも何年になるかわかりませんけれども、当分の間はそういうことについては触れない方がいいんじゃないかと、こういうふうに考えております。

しかし今後ともそれを全然動かさないのかといいますと、これは、あの地域は人口増加の流動的な地域でございますので、もう少し落ちついたところで、本当のいい学区というのはどういうふうにしたらいいのかと。というのは、南平小学校のすぐ隣にあるところが二小へ行っているとか、かなり込み入ったところでございますので、その辺のことを、地域の人たちの意見を聞いたり、あるいはその通学距離などを考えたり、あるいは、

その地域の情勢などを考えながら、再検討する時期というものは恐らく来るんじゃないかと、こういうふうに思っておりますけれども、ここ一年二年の間には、ちょっとそういうことを考えますと、かえって混乱してくるんじゃないかと、こういうふうに思っております。

○議長（名古屋史郎君）　杉山寅三郎君。

○十五番（杉山寅三郎君）　確認の意味で、いろいろ父兄からいま教育長が言われたような形で、いろんな形でそういう希望というのがあるということは事実であろうし、また、私たちも一般的に考えて先ほど申し上げましたとおり、地域的に考えれば南平小学校が一番近いわけですからよく気持はわかりますけれども、そういったいろんな関係で、当分はそういう学区の変更はできないというふうに解釈をし、なおかつそういう対象にされる児童に対する、父兄に対してもそういう形でやはり何といいますか、理解を求めるというのか、あるいは説得をされていることだと思いますので、これは、この問題についてはこれで終わりたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって十三の二、南平小の学区変更に関する質問を終わります。

次に十三の三、第八小の過大校の解消対策についての通告質問者、杉山寅三郎君の質問を許します。

○十五番（杉山寅三郎君）　この点につきましても施政方針、あるいは一般質問の中で相当やりとりがありましたので、その経過などもわかります。ただ、私なんかもやはり先ほど申し上げましたとおり、この問題を提起するときには、やはり開校の時期だとかということで非常に心配がありましたので出したわけですけれども、いままでのやりとりの中でその経過はわかります。ただ、一番何ていいますか、最近になっていろいろな話を耳にしているわけですけれども、この校地の獲得については、同僚の議員である一ノ瀬議員が大分お骨折りされたということで、その御苦労に対しては非常に敬意を表するわけですけれども。何か開校の時期が、五十四年度に開校すると言っている人もあるけれども、議会の方は、何か市では五十五年だとか、一体おまえどうなっているんだというような質問も受けておりますので、その辺はどなたがどうおっしゃったかわかりませんけれども、市長あるいは建設部長の先般の一般質問のやりとりの中では、技術的には五十四年では無理なんだと、五十五年だよというような返事はいたしておいたんですけれども、何か市民の中では、いやそうじゃない、五十四年に開校だ、と言ってくれる人もいましたよっていうから、これは早くなれば結構なんだけれども、事実はそうではないんだというような回答をした中で、再度そういう意味では何ていいますか、せっかく建設部長がこの間、組織的に何ていいますか、いろんな事務系統を踏まえての説明があったわけですけれども、絶対五十五年でなければ開校できないのかどうなのか。ひとつもう一回お答えをいただきたいと

思います。

○議長（名古屋史郎君）　杉山寅三郎君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　ただいま十六小の開校時期について御質問ございましたけれども、先般申し上げましたとおり、五十五年四月開校に合わせて目下努力中でございます。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君）　杉山寅三郎君。

○十五番（杉山寅三郎君）　私は、申しわけないんですけれども、建設部長に対して、その答弁だとわかっているわけなんですけれども、これはこうで絶対五十五年でなければ開校できないんだと、やはり早期開校というのは絶対できないんだ、というふうにお伺いしたかったわけですけれども、そういうような解釈でよろしいのかどうなのか。建設部長のもう一回のひとつお答えをいただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　工期的に見て、やはり五十五年三月以前の開校は無理であるというふうになっておりますので、そのように御理解いただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　杉山寅三郎君。

○十五番（杉山寅三郎君）　了解しました。これで十三の三を終わります。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって十三の三、第八小の過大校の解消対策に関する質問を終わります。

次に十三の四、中学校の五十三年度以降の建設計画についての通告質問者、杉山寅三郎君の質問を許します。

○十五番（杉山寅三郎君）　十三の四の、中学校の五十三年度以降の建設計画ということでございますけれども、小学校が一つ二つ、旭が丘小学校、程久保小学校、来年は第十九小学校等々の小学校の建設が年々あるわけでございますけれども、それに伴いまして中学校ということも当然考えられていかなければならないと思いますけれども、五十三年度以降のまず構想といいますか、中学校建設の目標をひとつ最初に市長からお答えいただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　杉山寅三郎君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　いま中学校が六校ありまして、浅川をはさみましてそれぞれ三校ずつという配置になっております。そして、今日、人口の動態は南部地区、あるいは北部地区ほぼ半分に近づきつつあります。そこで、現況から推測いたしまして第一中学、それから第二中学を母体といたします新設中学校が適当な場所に必要であるということ、それから、旧七生地域には比較的西寄りの方、つまり川北のあたりに一校いずれ必要になってくると、こういう状況を推測いたしております。

年次的て何年度建設、あるいは何年度開校というふうには固めておりませんが、用地につきましても、どのあたりが好適である、ないしは、どういう方法で取得が見込めるか、というふうなことを考慮いたしておる状況でございます。

○議長（名古屋史郎君）　杉山寅三郎君。

○十五番（杉山寅三郎君）　いま市長から全般的な見通しといいますか、構想が述べられたわけですけれども、一中、二中の問題、これについても施政方針の中で若干のやりとりがあったようですけれども、やはり一中二中に対する一つの現在の学校の状態から考えて、当然早期にやはり中学校を建設する必要があろうと思いますし、用地については、これまた施政方針の中で、どこそこというようなことまでも出ておりましたけれども、当然いま市長の言われていることはわかりますけれども、やはりこういう大きな問題ですから、最初五十三年度からこういう所をこういうふうにしたいというような所をひとつさっても可いしたいと思います。それにつれまして四中の問題につきましても、昨日の一般質問の中では若干いわゆる拡張ということで話があったようですけれども、四中、七中を含めての、やはり適正校の配置といいますか、いま市長の言われました川北地区、いわゆる滝合小学校あたりの裏あたり、このころはいいか悪いかわかりませんけれども学校は建ててほしい、しかし、自ずからそれでは困るんだ。いわゆる学校公害というようなことも出ておりますので、やはりいまのうちならば余り人家もありませんし、たまたまその当該地は、東京都のある局からの指し金といいますかどうかわかりませんけれども、そういった形で業者が若干動いているような形跡がありますので、やはりそういうものを市としては中学校の用地なら用地として、早急に何ていいますか手をつけていくべきであろうと考えますし、私の記憶が間違いでなければあれですけれども、日野市の開発公社の予算の中にも、確か中学校の学校用地の取得と、あるいは造成費と、こういうものが予算化されているように私もちょっと記憶しておりますけれども、それらを踏まえた中でひとつその辺はひとつ再度市長から御答弁をいただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　確かなことは、まあ何とも言えないわけですが、一中、二中の母体校といたしましては、先日報告いたしましたある工場の跡地ということが一応考えられます。それから、四中と七生中に関しましては、比較的西の方という配置が適当だと思っておりますので、滝合かいわいということになるんではなかろうかと考えます。なお、このことにつきましても十分早目に手を打っていくということは、あわせて考えておるわけであります。

○議長（名古屋史郎君）　杉山寅三郎君。
○十五番（杉山寅三郎君）　私たちは、議員としては当然市民要求というのか、要望要請の中で具現していく責任もあるし、また一方、やはり行政に協力して、その実を挙げていかなければならないという立場もあろうかと思います。そういう意味でいろいろ突っ込んだ質問をさせていただくわけですけれども、できるだけ早い時期にやはり市の態度を明確にしていただいて、そうしたやはり中学校用地をこの際早急にスタンバイしておく必要があると私は考えますので、ぜひその点で市長に強力に、ひとつ積極的にアクションを起こしていただくよう強く要望いたしまして、この質問を終わりたいと思います。
○議長（名古屋史郎君）　これをもって十三の四、中学校の五十三年度以降の建設計画に関する質問を終わります。
　次に十三の五、高校誘致のその後の経緯についての通告質問者、杉山寅三郎君の質問を許します。
○十五番（杉山寅三郎君）　この件につきましては、いまさら申し上げるまでもなく、子を持つ親として当然高校の建設の問題については非常に熱心に、何ていいますか、熱心に心配されるということではありません。非常に関心の深い問題でございますし、学校は請願も出ておりますし、議会でも認めております。そういう関係で今後日野市にぜひ高校を誘致してほしいという熱望の中で、非常にこの高校誘致の行方についてはこう考えております。役所の中にもそれの、都との交渉の責任者を決めて強力な詰めをしようと思っております。以上です。
○議長（名古屋史郎君）　杉山寅三郎君。
○十五番（杉山寅三郎君）　これは相手のあることですから、なかなか自分で考えていてもむずかしいと思いますけれども、現時点では市長の言われる工場の跡地、何か一万数千坪あるそうですけれども、これはいまはそういう意味では、市はいまの段階ではいずれの形にせよ話にはタッチされてはおられないわけなのか。それとも、幾らかそういう糸口というのか、そういう形がとられているのか。ひとつ再度御質問させていただきたいと思います。
○議長（名古屋史郎君）　市長。
○市長（森田喜美男君）　この間、市政報告の中でも申し上げたんですが、工場側の、つまり企業側の責任者の方から何回かすでに報告をいただきまして、そして、行政指導が非常に必要な場所であるし、また、それ抜きには工場の持っておられる、移管もむずかしくなりますから、まず従業員対策を完全に早く決着をつけて、その報告が来次第、次の手に直ちに着手すると、こういうふうに伝えております。そういう意味で、一昨日も報告においでになりましたので、いま申し上げましたような、年が明けましたら早々に一カ月くらいで一つの見通しを定めたい、こういう状況でございます。

○議長（名古屋史郎君）　杉山寅三郎君。
○十五番（杉山寅三郎君）　私は、細かいことは余りお伺いいたしませんけれども、すべて私の通告質問である五項目はきわめて時間的には短かったわけですけれども、これをもって終わりたいと思いますけれども、やはり何ていいますか、いずれの問題をとりましても日野市は教育の施設、あるいはいろんな意味で非常に全国的に有名になっておるそうですけれども、そういう中で、やはり私が取り上げた問題は全部学校に関係いたしますが、そういう中で一日も早くこれらの問題についての具体的な活動をされて、どの項目についても父兄のといいますか、関係者の心配を一日も早く解消していただきたいことを強く要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。
○議長（名古屋史郎君）　これをもって十三の五、高校誘致のその後の経緯に関する質問を終わります。
　次に十四の一、下水道事業の進展状況と東部地区開発（公共施設建設）についての通告質問者、本間久君の質問を許します。
　（二十九番議員登壇）
○二十九番（本間　久君）　それでは十四の一、下水道事業の進展状況と東部地区開発の公共施設建設についての質問をいたしたいと思います。
　御承知のように下水道調査会が五十一年の一月に発足をいたしました。一月の発足以来九月には、この黄色の一つの答申で関心がありますので、この際市長からその辺の何ていいますか、考え方というよりも、具体的にこうしたいんだということの時点がいまだろうと思いますので、ひとつ市長の方から御答弁をいただきたいと思います。
○議長（名古屋史郎君）　杉山寅三郎君の質問についての答弁を求めます。市長。
○市長（森田喜美男君）　都立高校の日野市内誘致につきましても、これまで豊田の駅の操車場の西のあたりということを想定いたしまして、都と交渉段階に入っておりました。五十四年の開校をぜひ確保したいという考えで交渉をやっておりました。たまたま御承知のとおりの別の工場跡地という問題が浮かび上がってまいりまして、場所としてはむしろその方がすぐれておりますし、それから、市としても伴う経費が少ないという判断もいたしました。まだ交渉とかいう段階には入っておりませんが、これもできれば十月いっぱいぐらいには、工場側のまた御都合もあるそうですから、都と十分詰めてまいりたいと思っております。いずれにいたしましても、なるべく早く日野市に高校を誘致すると。ただし、その工場跡地という場合に五十四年開校ということはちょっと無理があるように感じます。そのあたりの調整がどのように成り立つかという点も重要なポイントでございますので、なるべく一日も早く、しかもりっぱな高校が日野市内に設置されるように取り進めてまいりたい、

すね「日野市下水道事業のあり方と方向について」と題して九月にその答申がまとまり、十月にこのパンフが発行されたわけでございます。そして、五十一年の十月から五十二年の三月に至る間、調査会、すなわちプロジェクトチームによる市の基本方針案の検討に入って、確か三月に方針案がまとまったというふうに聞いております。以来、その方針案に沿いまして五十二年の六月には基本方針案の確定がされ、同じくことしの七月の十二日から説明会が延べ四十三回にわたって開かれたというふうに聞いております。この説明会が開かれたときの内容ですが、どういうような意見が、主な意見が出ていたかと。賛成反対それぞれあると思いますけれども、あるいは心配ごと、そうしたものについて若干御答弁を願いたいというふうに思います。

それから二つ目に、終末処理場の用地の取得の問題と、それから、周辺の住民の環境整備についての質問をしたいと思うんですが、特に用地の取得についてはどのような考えで進めていこうとしているのか。まず基本的な考え方をパンフ等についてはは触れておりますけれども、ぜひこの点を具体的にちょっと触れていただきたい。それから、周辺住民が一番心配されている環境整備という面につきまして、特に橘議員の方からも質問がありましたように臭気の対策です。これが一番問題になるようです。それから、調整池だとか、あるいは第二沈でん池ですか、あるいは曝気槽上部にふたかけをすると、あるいは堤をつくるとか、いろいろうわさされておりますけれども、それらについて非常に住民に対して圧迫感を与えるというような点があると思うんです。そういう点についてどのように考えていこうとしているのか、ということを聞きたいと思います。それからさらに、工事中の騒音だとか車の往来等についての対策、説得力はどの辺とで持っているのかということが解明されていきませんと、なかなか周辺住民も下水道事業についての協力というものが、やはり私はかなり問題になってくるんじゃなかろうかというふうに思うわけです。すでに日本電建が建設しました住宅ですね、下田住宅ですか、あそこの住宅の住民は反対を声明しておるし、市の方に対しても意見書が、あるいは陳情が出ているというふうに聞いておりますけれども、それらについてどう回答していくのかということについても、若干お答えを願いたいというふうに思います。

それから第三番目には、万願寺の土地の区画整理事業の進捗状況といいますか、それとの下水道計画との関係です。これをどういうふうに進めていこうとしているのか、それらについてつまびらかに回答を願いたいというふうに思います。それからあとは、過日橘議員からも言われましたけれども、南多摩流域分の計画というものが、果たして方針どおり進んでいけるのかどうなのかというふうなことがちょっと疑問があるわけです。それというのは、五十三年に事業認可になり、五十四年着工、

五十八年ということで五カ年計画だと、こういうことが予定されておりました。それで、国の計画としては第五次の計画の中に入れていきたいという経過があるそうですけれども、市としては第四次計画の中に入れるように進めているということが言われておりますけれども、これらについて、かなりそれが確定的なものがあるかどうかと、自信を持って言えるのかどうかということをお聞きしたい。と同時に、これ若干補足質問のような形になってしまうんですけれども、あの辺の周辺の区画整理なんかについては考えているのかいないのかということも若干聞きたいと思います。ただ下水道が敷かれていくと、区画整理というものも、やはりその地域は考えるべきじゃないかというふうに思います。また落川、百草あの辺の住民の意向、あるいは市の考え方、これについてもお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、あとは雨水排水の問題ですけれども、二・二・十の路線が、計画道路ですか、これがなかなか思ったとおり運ぶかどうかわかりませんけれども、地区外排水ですね。この地区外排水が恐らく新井、石田の住民の方々に根川を改修するときに、確か五年後にはこれが完成するからということの了解が何か取りつけられているような感じもするんですけれども、果たして二・二・十の線に沿った雨水排水——東町に抜ける、これが近年中に工事着工できるかどうかと、完成できるかということについて詳しく説明願いたいというふうに思います。

そして最後に質問を続けておきますけれども、南部高幡地区に対しましては開発計画っていうものが発表されております。残念ながら東部の関係につきましては、その計画案なるものも姿を見せていないと。ただ下水道、ごみの処理場をつくるんだと。ちょこっとあるのが余熱利用の住民対策の施設きりしかないということでは、東部の住民も納得するはずがないわけですから、これらについて早急に東部開発の、いわゆる公共施設等の建設予定をするような計画案、そうしたものをつくる予定があるかどうかと。そういうものを示しながら下水道事業に着工していく考えがあるかどうか、ということをお聞きしたいと思います。一応この程度でまず質問をしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　本間久君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　それではただいまの御質問につきまして答弁いたしたいと思います。まず第一点でございますが、下水道事業基本方針案の説明会を実施をしたと。そういう中で住民のいろいろの意見要望と、こういうふうなものが出たと。そういうものについてはどうなのかと、こういうことでございます。これにつきましてはいろいろな問題が出てございます。全市的に見まして、その地域によりまして質問の内容は違っておるわけでございますが、この処理場の特に予定地の周辺の住民の方、こういう方々は強い反応を示し、いろい

ろ意見、そういうものが出たわけでございますが、特に処理場の内外の環境の問題、公害と、こういうふうな問題、あるいは移転の問題と、こういうようなことが切実な問題でございまして、そういうものが一番大きなものでございます。また、全市的にほかの地域につきましては、早期のいわゆる下水道の普及と、こういうふうな要望、さらに、受益者負担金の関係と、こういうふうなものにつきましてはどうなるのかというふうな質問要望、こういうふうなものがあったわけでございます。

それから、第二点の処理場用地の取得の関係の御質問でございます。これにつきましては、用地の取得について直接的には都が買収をすると、こういうことになりますので、事業認可後でなければ制度的にはできないと、こういうようなことでございます。しかし、早期買収を図るため、都市計画決定後直ちに地主と事前交渉を行うというふうなことも考えておるわけでございます。また、その他替え地につきましても何とか早く住めるということを考えております。それから、この処理場の施設の中で、これについてふたかけをすると。こういうようなことで、それが築山と申しますか、高くなりますので、高低差によって付近の住民の方に圧迫感を与えると、周辺の方に。そういうふうなことで確かに苦情がございました。そういうことで、これにつきましては特に電建の下田団地の方々の強い要望でございました。そういうことで、これにつきましても何とかそういうことにならないように形を変えて、あるいはまた、なるべくそこに設計しないようにというふうなこと。先ほど申し上げましたように説明会を相当回数全市的に実施しておりますので、そういうことを踏まえまして、その対策と改善の方法、これらにつきましてわれわれが考え得ることは、また、市でできることは市の方でいろいろ検討をすると。特に技術的な問題につきましては、これについて東京都の下水道局、あるいはまた、流域下水道本部と、こういうところでそれらの問題提起をしまして、その開設の方法、これらを検討していただくと、またその中に入って一緒に検討すると、こういうことになっております。

それから、万願寺の区画整理事業との関連でございますが、これにつきましては前々にも説明をする機会があったかと思いますが、終末処理場の建設の事業と競合しないように区画をはっきりするということは、まず処理場の予定区域を決めまして、そのほかの地域でございますが、それ以外の地域について万願寺の区画整理事業を実施すると。この間、用地の重複、こういうふうなことはないようにすると、こういう基本の方針で進めておるわけでございます。そういうことでございますが、ただいろいろな問題につきまして、土地の問題につきまして、万願寺区画整理の事業と関連をいたしましていろいろ処理をしなければならないというふうな問題がございます。環境整備の問題につきましても、あるいは管渠の布設の問題、街路整備、こういうふうな事業はやはり並行して進めなければならないと。こういうふうなことで、現在、処理場の予定地の関係につきまして反対の住民の方と話し合いのための機関がございまして、若干停滞しておりますが、これにつきましてはやはりそういうような問題を積極的に話し合いの中で解決をしていきまして、これらの解決の後では、やはりこの事業と同時に万願寺の区画整理事業も並行して進めていくと、こういうふうな考え方を持っておるわけでございます。

それから次に、南多摩の流域下水道の関係につきまして、市の方では積極的に進めていくと、こういうようなことであるが、国の方ではやはり年次の五カ年計画がおくれていると、こういうようなことで実際予定どおりできるのかと、こういうようなことでございますが、これにつきましては先ほど市長の市政報告のときでございましたか、関連しまして御説明したこともございますが、これにつきましては国の方の四次の計画ですか、そういうようなものに入れてもらい、さらに予算と、補助でございますが、こういうようなものもつけていただくと、こういうことで都の方の工事もどんどん進めていただくと、こういうふうなことをお願いしておるわけでございます。そういう中で事業認可をぜひ五十三年度にとっていきたいと。五十四年度からは関連公共下水道のこの地域の工事も一部進めていきたいと、こういうふうにも考えておるわけでございます。なお、周辺地域についての区画整理はどうするのかと、こういうふうなことでございますが、一応いまのところはそこまで考えてございません。現状の道路にまず雨水管を布設してあの地域の浸水対策と、こういうようなものも重点的に進めると、こういう方向で行きたいと思っておるわけでございます。

また、その次の御質問で二・二・十の路線の関係でございます。これについての建設は、先ごろこの都道沿いのいろんな浸水と、こういうふうなことの解消のために、バイパスを中央高速道の側道に入れたわけでございますが、その中で、五年後にはこの二・二・十の路線に排水管を布設すると、何とか開通させると、こちらを通すと、こういうふうなことのお約束があると、こういうことでございますが、私どもはそのお約束を守りまして何とかこれに間に合わせると、こういうことでこの二・二・十号線の道路の建設については、もちろん日野市だけでなくて立川との関連もございまして、これの隙情などもしておるわけでございますが、それらの建設を促進しまして用地買収にかかると、こういうふうな時点では先行してここのところに雨水排水管を布設すると、こういうことで、そのことは十分承知しておるわけで、それに間に合わせるように一生懸命努力をしていきたいと、こういうふうに思うわけでございます。

なお最後に、東部のこの地域の開発の計画はどういうふうに考えているかと、こういうことでございますが、これにつきま

しては昨日石坂議員の御質問でしたか、その中で市長あるいは助役の方からマスタープランの見直しと、その中で東部地域につきましても、南部計画と同じように開発の計画を立てて、この地域の開発を図っていきたいと。これは、特に下水道との関連において実施計画を考える、というふうな発言もあったわけでございますが、このときはちょっと本間議員がおられなかったようですが、このような考え方で進めていくと。個々の何をつくる、こういうふうなことについては五十三年度ですね、検討をして早急に計画をつくっていきたいと、こういうふうに思っております。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君）　本間久君。

○二十九番（本間　久君）　どうもちょっとわかったようなわからないようなことでありますけれども、いま成井部長の説明を聞いていますと、これは下水道方針はできて説明会は開いているものの、かなりむずかしいんじゃないかなあという考えが浮かぶわけです。やはり全体的に考えてみますと、下水道をつくれというのはあたりまえなことで、一日も早く欲しいというのはこれあたりまえなことなんです。ところが、どこへつくるか、つくる場所はどこなのかと考えた場合、結局あの合流点が一番最適だろうと。しからば、つくる場合、あそこら辺の住民の人たちは賛成なんだろうか、反対なんだろうかと、その地区に対してどういうようなことを考えているのかと。また、周辺の区画整理なんかも含めてどう考えているのかとなってきますと、何か区画整理の方はさっぱりわかったようなわからないような答弁をされていると。下水道の問題につきましても、その辺がどうもはっきり住民に対する計画というものがないと、答えられないでいると。

　たとえば、われわれは、よく説明会なんかでも聞いていた範囲ですけれども、確かに住民が一部不安がるのもわかるような気もするし、いま反対をしているっていうのも十分理解をできるような市の方針、市のいわゆる下水道をつくるという技術的な方針は固められたとしても、それに対する住民対策としての方針が練られてない。しっかりとでき上がっていないというふうに見えます。たとえば、もう臭気の対策の問題にしても第二沈でん槽の、あるいは曝気槽の上部のふたかけの問題にしても、当然そういう問題は出てくるわけですね。出てくることが想定され、わかっているわけですから、あらかじめそれらについてどのように技術的にも最大限対応できるような、あるいは住民を説得できるような形で理解をさせていくというような、了解にこぎつけていくという、そういうものがちょっと不足をしているんじゃなかろうかというふうに考えます。まあ技術屋さんが主に、私も会社にいたときはいわゆる技術者やっていたんですけれども、技術屋の頭というのは、自分が理想を掲げてそれができることに一生懸命になるんであって、ついつい消費者や、

あるいは周辺のことを忘れがちであるというふうに、自分がりっぱな建物を設計すると、りっぱな建物が建ったなと多くの人たちがそれをほめてくれると、それで満足感を得て終わってしまうというようなところがあるんです。やはりそうじゃなくて、一番この場合肝心なことは、その周辺に位置する住民の必ずしも完全に望む方法どおりにならないにしても、やはりもう少し突っ込んだ研究といいますか、対応策が必要じゃなかろうかというふうに思うわけであります。

　もともと下水道、今回の場合考えてみますと、分流式というそのものが公害を完全に除去する装置では私はないというふうに思うんです。合流式の方が公害を除去する理想的な装置なんですね。恐らく私は、日野市の下水道が完成をしていくころには分流式というのはなくなっていくんじゃなかろうかというふうに思うんです。というのは、大気から降ってきた雨が、いわゆるいまは、どこもかしこも舗装されているわけです。ですから当然そこに重金属類の、いわゆる水とかそういったものについて、流動物によって薄まらない部分の公害というものが蓄積されるわけです。それが黙って川へ流れちゃうわけですから、こういうのは恐らく私は、ある専門家にも話を聞いたんですけれども、結局分流式にするというそのもの一つ取ってみても、それは経費の関係、あるいは処理場の面積の関係、そうしたものから分流式にせざるを得ないということだって、大きく言えば、合流式でなければ、完全に公害をなくすための下水道であるというふうにはならないということなんです。それはあくまでも屎尿水だとか家庭用の雑排水なんか含めてそうした大まかな、そうしたものに対する下水処理場はできたとしても、雨水排水については、やはり私は少なくとも将来はそういうようなことを考えた上において最大限の処理場といいますか、下水道計画を私は考えていき、そうしたものに対するもとに、なおさら住民の関係についても説得力を持ったような形の方針を、私はもう少し突っ込んで考えていただきたいというふうに思います。まあそのような能書きは別にしましても……。

　それからもう一つ、二・二・十の雨水計画。これは約束どおり守るように努力しますということなんですけれども、それはそのとおり受け取って努力をまつほか、これ以上答弁はないというふうに思うわけですけれども……。

　それから最後に、この南部高幡地区開発の計画というものはでき上がっていると。東部開発について下水道とは関係ないといいますか、下水道とも合わせながらということで、私がたまたまいなかったからということを言われましたけれども、まあ余計なことを言わないで、いないのは通告質問をしてある人もいないんですから。いないで、ちょっと専門的なことを聞こうとしたって無理なわけですから、それはやめますけれども……。とにかく東部地区に対する開発計画というものについては何ら

出されていないと。現状出されていないわけですから、それはあくまで下水処理場との関係、万願寺土地区画整理との関係、そうしたものをもう一つ現状との認識の上に立って、やはり東部南部が今後やはり優先されて開発計画が出されていくということでなければ、私は周辺住民も市民も納得をしないだろうというふうに思います。そうした積極的なものがあって、それで初めて下水道もこうなりますと、この場所へ来ます、このようになるんでひとつ御協力を、ということがあればいいんだけれども、それをひとつ先に出してほしいと。そういう東部地区の計画案を先に出してほしい。その上に立って下水処理場の用地買収だとか、あるいはその前に説得を、住民に対する説得をしていくのが筋じゃないかと。それもなしに、ただ下水処理場つくりますから皆さん了解してくださいと、電建の皆さん反対をやめてくださいと言っても、それは了承されるものじゃなかろうというふうに思うわけですけれども、その辺についてどのように考えているのか。市長の方からちょっと答弁いただきまして、時間もそろそろ来たようですけれども聞きたいと思うんですけれども……。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　下水道事業というのは非常に大きな事業でありますからして、まだまだ不確定要素も多く、それから、理解をするまでの不安というものは、当然伴ってくることはわれわれも覚悟の上でございます。そうして、大局的に言いまして下水道施設というのは、つまり市民生活を都市基盤の中から整え、かつ守っていこうということなんですから、そのためにまた、副次的な公害的な要素をもたらすというようなことであってはならないわけであります。そうして、確かに住民の方々の理解もいろいろあります。つまり、よくわかる方も、よくわかって、つまり今後の推測が比較的確実にできる方もありますし、なかなか不確定要素が多いわけですから、想定もなかなかむずかしいという受け取り方もあります。現に本間議員も、分流式が下水道方式としてはおくれの方式だと言っておられますけれども、私はそうではなくて、つまり合流式というのは、これは雨水を、つまり降水時には汚水も含めて、汚物も含めて希釈をし、流そうという方式です。それから、雑排や屎尿は少なくも確実に処理をして流すと。この方が進んでおることは間違いないと私は思っております。そういうごとくなかなか不確定要素があります。

　そうして、特に大局から考えまして、こんなで東部は一番日野の源をなす場所でありながら、これまで丘陵地でありますとか、あるいは遠い山林畑であったようなところが、今日は都市化の方が先に進んでしまったと。そのことが明らかに降水時に雨水が浸水地帯をつくり出すとか、あるいは高い方の不完全な、浄化装置が不完全ですからして汚水を下流にまた流すと、こういう被害関係が生じておると、これは一般的に言えることです。そうして、ごみの処理場でありますとか、あるいは屎尿の処理場を、やはりまたその低い方の合流点に設置しようと。感情的に言いましても、やっぱり東部の方が何となく被害感を持たれる、これはあり得ることであります。したがって、私はそれらをこの東部のこれからの、あなたは開発と言われますけれども、私は整備という感覚で整えていこう。公共施設も、それから、道路も整えていこうと、こういう考えでおります。これは熱意をもって行えば必ず理解をされると思っておりますし、また、しなきゃならんことですからして、われわれは全責任を感じて取り組むわけでございます。（「頼むぞ」と呼ぶ者あり）

　じゃ、どのようなことをすれば納得がいくか、満足がいくかということが次に考える課題であります。処理場は大きな施設ですから、大きな施設を比較的窮屈なところに持ち込むというところに一つの問題がありますから、なるべくでき上がりは自然に近いような状態をつくり出す。それからいま懸念されておるのは、その臭気というものがどれだけ除去できるかということでありますからして、これは完全に覆い蓋をすればこの点に臭気が出るということはないはずでありますし、それから、近ごろだんだん技術も開発されまして、実際にそういうことができておる場所ができつつあります。これからつくる日野の流域下水道処理場は、恐らく全国でも一番見本になる、一番先進的なものをつくるという意気込みで、東京都自身の技術スタッフも取り組んでおります。われわれもそれをひとつ全面的に支持をしたいと思っております。処理場用地は、これは仕事を急ぎますために、区画整理事業で生み出すことはむずかしいと。つまりその処理場をつくることに伴ってその範囲が決定すれば、それに伴います周辺の区画整理区域というものがおのずから決まってくる、そういう関係において万願寺の整理もいたしたい、こう考えております。文化施設あるいは体育施設、それから、公園、こういったものはそれらの地積を確保することによって、いずれも皆できる可能性が生まれてくるわけですから、やっぱりいまの計画を根気よく、また、住民の気持ちを十分理解をし、それに対応しながら整えていくべきであると。取り組むに値する大事業でございますからして、全力を挙げてまずその端緒をつくっていくということが今日の取り組みの現状でございます。お説のことはよくわかりますし、また、そのとおりにならなければならないと、こう考えております。

○議長（名古屋史郎君）　本間久君。

○二十九番（本間　久君）　といいますと、私が質問いま市長にしたのが東部地区の開発といいますか、開発という言葉がよくなかったら、それは整備でも環境整備でもいいんですけれども、同じようなものだと思うんですけれども、整備をされれば開発ということになるんですけれども、ぜひそういうの

を前面に出しつつ下水道事業に着手してほしいというふうに思います。先ほど来言いますように、ともかく住民の意向を、周辺住民の意向を十分尊重しつつ、尊重するという前に市の方からむしろ積極的に「このような」ということで代案を出しながら進めていってもらいたいというふうに思います。

それからもう一つ、分流式、合流式の市長のあれがありましたけれども、別に沈でん槽とか、あるいはそういったろ過槽を持っていれば分流式でも雨水排水が処理するには可能だと思いますけれども、普通の場合に、私も中野のうちにそういった類の人たちがいっぱいいますけれども、まず合流式の方が、いまのところはそういうものがなければ合流式の方がいいということは事実なんです。ですから、そういう意味でその他の公害というものを考えますと、やはり雨水排水なんかについても十分完全に公害を除去するというような、重金物類を除去するということにはなっていかないわけですから、それについても各大企業なり、あるいは家庭なり、あるいはそういうものをたれ流さないような規制をやっぱり強めていかなければ、完全に公害、いわゆるＰＰｍの分野というのは――あれは酸素の量を指して言うわけですから、そうじゃない重金物についての公害除去について、私はそういうものを考えながら下水道事業を考えるべきであるという意味であったわけであります。まあ経費の関係とか、あるいは全体的ないま下水道の技術の関係の中では、分流式というのはやむを得ないと思いますけれども、そういう状況の中での下水道計画、これをぜひひとつ実行していっていただきたい。ともかく、いま現状反対ということで周辺住民がいるわけですけれども、説得力を持つには、とにもかくにも東部の開発計画をやはりきちんと出して、整備計画を出して、そして住民に当たる、折衝に当たるということをぜひしていただきたいと。それよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）正式に答えてください、立って。（笑声）

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そのとおりであります。

○議長（名古屋史郎君）　本間久君。

○二十九番（本間　久君）　わかりました。終わります。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって十四の一、下水道事業の進展状況と東部地区開発（公共施設建設）に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午前十一時四十四分休憩

午後　一　時　六　分再開

○議長（名古屋史郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に十五の一、文化財調査についての通告質問者、大柄保君の質問を許します。

（二十七番議員登壇）

○二十七番（大柄　保君）　ただいま議長から発言のお許しがございましたので、少々時間を拝借をいたしまして、文化財、これは埋蔵文化財でございますが、この調査についてということでの質問をさせていただきます。私たちの生まれた日野でございます。お茶屋の松を境にしまして東光寺から日野駅周辺の明治天皇のお野立場、夏はアユ釣りの多摩川、さらに下りまして、下田方面も旧家を除いてはいままで人家もなかったヨシの茂ったところでございました。それから下りまして、三沢、落川と続き、百草、倉沢暗やんだというような古老の口ずさんだ百草、倉沢方面、また、秋の高幡山のもみじ、子供の虫封じに効くと言われた寿徳寺、平山城址、桑の実をたくさん食うと山の病院に連れていかれるよと、われわれ子供のころ古老から言われました帝室林野局、さらには八王子競馬場とか、上人塚、一里塚、これに伴っての昔の人間関係においても隣近所のおつき合いも相当深いものがありました。夜通し話し合ったお日待ちとか、あるいは何々講の集りとか、これらのすべてが昔の思い出になっている私たちの郷土日野でございます。わが郷土といった意識がなくては真の郷土愛が生まれてこないのではないでしょうか。単に一つの地図の上に「日野」という字を書いて、その中に住んでいるという意識の人々の集まりばかりになってしまえば、法律的には権利だとか、あるいはまた義務だとか主張する、毎日毎日がぎすぎすした日野市になってしまいます。本当に心に潤いのある日野づくりの基本は、われわれの郷土を愛するという形がつくり上げるものではないでしょうか。郷土を愛するということに関連をいたしまして、市内でもこの古い遺跡の発掘調査がただいまなされておりますけれども、現在何カ所くらいのこの発掘調査が行われておるのか。まずこの一点について最初に質問をいたしたいと思います。

続けて、次に昔の日野と比べて開発も急速にふえております。ただいま現在は住んでいる人々の気持ちも千差万別があります。片方では調査が必要です。片方では、調査をしていると工事がおくれてしまって、学校あるいはそのほか公共施設、この種の問題がおくれにおくれてくる、というような声も市民の間から起こっております。これにつきまして、この指定地内に構造物をつくる場合にはどんな手続が必要なのか。これについて個人の場合と公の場合を教えていただきたいと思います。また、この調査に関する費用の点でお伺いをいたしますが、聞くところによると、所有者もこの調査の費用を負担をするということで所有者にかかっているそうですが、この点いかがになっている

かお伺いをいたします。以上です。

○議長（名古屋史郎君）　大柄保君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　三つの質問についてお答えしたいと思います。

まず第一番目に、現在、ことしですね、どの程度の調査が進んでいるかということでございますが、これについては神明上地区は申請件数が二十二、しかし、調査済みは四、実施中は三、年内予定が二、未定が十三。吹上地区は申請件数が八、調査済みが一、実施中が一、未定が六。それから、平山地区は申請件数が四、調査済みが一、実施中が二、それから、未定が一ということでございます。これは、申請をされても実際を言うと調査団そのものの能力が十分でないということと、それからもう一つは、御存じのようにことしは――夏休みというのが一つのこういう仕事を進めていく上のかき入れどきなんでございますけれども、ことしは大変雨が降ったために、そのためにおくれが出たということなども合わせまして、少しおくれております。現在はこういうのが調査の概要でございますが、ただ、たまたま日野市の場合は吹上地区、あるいはここの神明上地区というのは、ちょうど区画整理が行われ、開発が進められるような状況になっているものですから、どんどんそういうことの申請が多くなってきて、これに実際を言うとなかなか対応しきれないというのが現在の状況で、大変困っている問題でございます。

それから次に発掘でございますけれども、これは大体こんなふうにしております。これは私的なものであろうと、あるいは公共的なものであろうと同じわけでございますけれども、まず周知の遺跡地域について調査が申請されてきますと、これをまず、すべてのところに遺跡があるとは限っていないわけでございますので、まず確認調査というのをやります。それからその次に、確認調査が行われてもし何も出てこなければ、もちろんそれはそのままそこにいろいろなものを建てていただいても差し支えないわけですが、もしそこに遺跡が出てきた場合にはそれを本調査をやります。そして、記録保存をするという形になっているわけです。それから、そうするとその調査をする費用が一体どこから出るのかということでございますが、これは、現在はまだ国なり何なり全部これ負担してくれるわけではありません。現在のところでは、それについては各個人の原因者負担というのでございますが、それを開発する、あるいは家を建てるという人たちによって費用を出していただいていると、そういうことになっております。しかしこれは、この費用につきましても、いままではそうなんですが、だんだん国の方も放置しておくわけにいかないということで、五十三年度以降では個人住宅については、これについては一応調査の費用というようなものを一部分、国、一部分、都、一部分が自治体というところで出すというような方向でいま進んでいるというのが実情でございます。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君）　大柄保君。

○二十七番（大柄　保君）　ただいま三点についての答弁があったわけなんですけれども、私はどうしても納得がいかないところがあるわけなんです。ということは、この遺跡の調査をしなければならない地域内に土地を求めた市民が、自分の家を建てるについて申請を出すと、ちょっとそこは遺跡の指定地だから待ってもらいたい。それには、いま教育長が言われたような手続が必要なんだ。そうすると、その上にまだ建築確認だとか、あるいはその他の工事の関係だとかで日が延び延びになってしまっているものについて、またその上さらに調査の確認が終わらないときでなければ工事にかかれない。これだけでもうすでにかなりその所有者というか、建築主はかなりな工期的に打撃をこうむっているんではないかと思うんです。その上さらに所有者の負担ですよということで、その発掘調査の費用まで持たされたのでは、これは市民は大変に、はっきり言って、えらい所に土地を買ってしまったなと、このような考えが浮かんでくるのは当然ですけれども、いま教育長おっしゃっておられましたけれども、私は先ほど、どんな調査に対する費用の点でお伺いをしておいたんですけれども、これは大体どこを算出基準として、どのくらいの費用でやるものですか。その点お聞きしておきたいと思いますが。

○議長（名古屋史郎君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　お答えいたします。確かにいま大柄議員が言われるように、この文化財の保護法が昭和五十年十月に改正になったわけでございますが、その中には現実に合わない問題というのは確かにあることを、われわれ行政の立場から言うと痛切に感じているわけでございます。したがって、こういうようなものの改善というものは、今後あらゆる面から実情に合わせるように努めていかなければならんと。これは、われわれ教育長会などでも言っていますし、恐らく市長会などでもそのことについては国などに働きかけておられることだと思っております。

それからさらに、これはどのくらいのお金がかかるのかということでございますけれども、これは場合によっていろいろ違うわけでございますが、たとえば確認調査というのはブリットというんですか、四角な市松模様に一応穴を掘りまして、そこでもって確認していきまして、大丈夫だったとすればそれだけの費用ですからそう大きな費用はかかりません。しかし、そこにもし何か遺跡が出てきたとしますと、これは実に手工業的に調査していかないと機械ではちょっと調査できない問題でございますから、出てくる遺跡の数によったり、あるいは深さによ

ったり、事によると重なって出てくるような場合もあるんでございます。そうなると、そのときそのときによって費用というものはかなりかさんできます。私いまちょっと、そのためにどのくらいかかっているかというようなことはわかりませんけれども、たとえばいまあそこは大名淵の上でやっております。あそこなどは恐らく全体としては一千万以上かかるんじゃないかと、こういうふうに思っております。あれは一つは学術調査でもございますけれども、そういうふうにして、かなりほとんどはこれ人夫賃なんでございますけれども、かなりの費用がかかります。大体人夫賃は一人――アルバイトを使っております――大体四千円くらいじゃないかと思います。そういう形でやっていますので、その場合ケース・バイ・ケースでもって、いろいろな費用には違いがございますけれども、そういう主として人夫賃が多くかかっているということでございます。

○議長（名古屋史郎君）　大柄保君。

○二十七番（大柄　保君）　何かどうも私ども素人にはわかったようなわからないような、大変いま困っておるところでございますけれども、遺跡が出た場合、たくさんの調査費がかかってしまったと、こういうときにはそれを地方自治体と所有者との折半ということになるんでしょうか。それと、先ほど私は、個人の場合と公の場合とということでお尋ねをしてあるんですけれども、個人の場合を含めてのこの数だと思いますけれども、たとえば学校の増築工事、あるいは公の道路架橋の建設工事というようなものにも当然この種の問題が含まれてくるんではないか、とこのように考えておるわけなんでございますけれども、それらの個人の所有している所有者の負担と公の、たとえば建設公社だとか、あるいはその持っている土地が公のもの、このような場合はどうなんですか。再質問をしたいと思うんです。

○議長（名古屋史郎君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　その調査をする場合の費用の負担でございますね。それにつきましては、いままでのところは原因者負担ということになっております。これは法律でそういうふうに一応なっております。原因者っていうんですか、その土地を持って、それから、そこでもって家を建てるとか、そういう場合にそのために遺跡を壊すような場合には、その方にひとつ負担していただくというのがいままでのたてまえですけれども、来年からは、そういうことであってはならんと、やはり民家の場合などは非常に切実な問題がございますので、そういうようなものについての改善をしていかなければならんという方向でいま進んでいると私は聞いておりますが…。それから、公のものにつきましても、私的な個人的なものについても全くそれは同様でございます。そして、そのやる順序などにつきましても、申請が出てきたところからやっていくという、公正を

期さざるを得ないということで、調査団ではそういう形で取り組んでおります。

○議長（名古屋史郎君）　大柄保君。

○二十七番（大柄　保君）　だんだんにわかりかけてきたんですけれども、何か聞くところによりますと、ちょうどたまたま、わしの土地が遺跡を発掘して、調査をしなければ家が建たないんだというような申し出がありました。そこで、どういうふうにあなたしましたかと、このように私は尋ねたわけなんです。いずれにしても二十万円必要だから、二十万円のお金は支払わなければならない。罰金ならば十万で用が済むけれども、自分の肩書を持っている以上罰金というようなことでは困るというようなことで、わしは二十万円を支払って工事に取りかかったわけなんだけれども、どうもそのような点についてはっきりした法律があるのか、あるいはどうなのかわからない。このようなこともたまたまあるわけなんです。その二十万払った人は、金にしてみれば、われわれにしてみれば大きなお金ですけれども、たくさん土地を持っている方にとっては微々たるものかもしれないけれども、これがせっかくローンなり何かを借りて土地を求めて、新しいうちで住もうというような勤労者、あるいは中小企業の皆さん方、このようなときには大変調査費用として大きな負担になるんではないか、このように考えて、今一般質問にも取り上げてみたようなわけでございます。それについて十万円の罰金よりも二十万この際払ってしまった方がというようなことですけれども、これについての罰則があるんならば教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（名古屋史郎君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　いま大柄議員が言われましたように、この法律という文化財保護法でございますが、それの一部改正というようなものについては、確かにいろいろな問題があることはもう事実なんでございます。それですから、われわれ教育長会議などでも、あるいは市長会などでも、こういうものの改善というようなものをもっとどうするかということをしょっちゅう申し出ているわけなんでございますが、まだできたばかりで二年目くらい、五十年にできたわけでございますから。そういうことで、いまの段階ではそういうふうにして原因者負担ということになって、しかも、それに対して、それを守らないでどんどんやっていったときにどうなるのかということですが、これはさっき十万円とおっしゃったけれども、五万円の罰則なんでございます。もっと安いんでございますが、五万円でございまして、いま罰則ですね、罰則金というんですか、罰金というんですか、そういう状態でございますので、非常にその辺についても大変矛盾を一つ持っている。一種の精神的な法律のような面も少しあるんでございますから、その辺を実際に適用していく場合にどうするかということで、今後その法律

そのものの改善などについても、実情に合わせたものにしていっていただかないと、どうにもならないというふうに私たちは考えているわけでございます。

○議長（名古屋史郎君）　大柄保君。

○二十七番（大柄　保君）　ただいま具体的な例を引用いたしましてお耳に入れたわけなんですけれども、何ですか法律的な罰則としては五万円ということがあるわけなんですね。そうすると、かなり二十万なり、あるいは三十万なり調査費にかかったと。大柄君、実はこれだけのお金があなたのところではかかったから払ってもらいたいというようなことで出た場合、役所なり、あるいは上部機関から出た場合、それならば五万円の罰金で用が済むものならば別に要求どおりのお金を支払わない方が、これはわれわれはっきり言って、極端に言ってその方が安くて用が済むというようなことなんですけれども、これはわかりきったことだと思うんですけれども、現在そういうようなところがあるのかないのか、この点についてお伺いをいたします。

○議長（名古屋史郎君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　いま大柄議員が指摘されるように、この法律にはそういう点の大きな矛盾がありますが、どちらかというと、これは一種の憲法的な、こういうことが望ましいという方向の性格を多分に持った法律なんでございます。

それが実際においては非常に利害が相反するようなものに適用されてくるわけなんでございますけれども、その点についても、この法律というものについて、今後十分検討していかなければならない法律だと認識しております。

○議長（名古屋史郎君）　大柄保君。

○二十七番（大柄　保君）　いま教育長の答弁で、これから先、直していかなければならないというようなことですけれども、できるものならば私どもは余りこの法律を直していただきたくない。もっと罰則が強くなった場合にはえらいことになる。このように考えておるところでございますけれども、最終的にこれが、発掘の調査の地点から発掘された土器なり、あるいは文化財なりが、これは出た場合の保存方はどうなっているのか、最後にお聞きをしておきたいと思います。

それから、最後に市長にお尋ねをいたしますけれども、ただいま教育長の方から、国の方針で行っている現在の遺跡の発掘調査というようなことでございますけれども、この点等について市長会、あるいはその他の関係の調査会なりで話がどういうふうに出ているのか。できるものならば、遺跡の調査は当然必要だ、それには市民が負担をするというようなことでは困るというようなことを、国なり、あるいは都なりに上申をしていくお考えがあるかどうか、この点、市長にお伺いをいたしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　お答えいたします。遺跡の収蔵でございますけれども、この遺物は、そこから出土した遺物でございますが、その遺物は、結局これは持ち主のないような形になって、私たちは一応警察へ書類でもって届けると、そうすると警察からまた文化庁の方へ届ける。そして、それぞれ発掘したところで保管すると、そういう形をとっております。日野市の場合は、その一部分は図書館などで飾ってあります。一部分は公民館のそばの倉庫に収めて、これは収蔵しているわけです。もう一つは、いまそこにあります発掘事務所がございますが、そこに保管しております。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　遺跡の調査保存につきましては、現実の社会の一日の動きとなかなかかみ合わないものがありまして苦慮しているところでございます。もちろんこれは、祖先の遺産を大事にするということは、これは民族的な立場からも大切なことでありますが、特に日野市のような場合、どんどん開発が進行すると、特にまた公共事業を年々一定なタイムリミットをもってつくらなければならないというような場合に最も困難が生まれておるわけであります。そこで、御質問の趣旨でありますが、この私どもの市長会でも、市長会の中に、また文教委員会というような分科会もありますが、調査そのものには、これは皆異論はないわけですけれども、たとえば個人負担ないしは自治体負担において経費はかかると。しかも、その経費も決して軽くないというところに問題が一つあるわけであります。そのことにつきましては、国が責任を持って全額負担をしてもらいたい、こういうことを一つの原則にして運動をいたしております。これは全国的に問題になっておりますから、何らかの国の財政的な裏づけないしは調査の現実に即する、そういったことが生まれてこなきゃならない。また、学術問題ですからして、専門家が不足というようなことも一つの原因になっておりますから、そういう学術専門家の養成と、それらとあいまって一定のバランスが保たれなければこの問題は解決をしない、こういうふうに考えております。したがって、国に対しましても、あるいは学術の関係の方々に対しても現実問題から要請をいたしておるところでございます。

○議長（名古屋史郎君）　大柄保君。

○二十七番（大柄　保君）　ただいま市長の方から、これから先も国なり都なりに要請をしていく、このように私はとったわけなんですけれども、いずれにしても先ほどから申しておりますように、せっかく土地を買い求めた所が遺跡の調査をしなければならない所であるというようなことなんですけれども、それが事前にわかっていながら土地を求めるならば、そこには、そこでしようがないというような考えもあると思います

けれども、あるいは一部土地の業者などの、事によってはそういうことが知らされないまま土地の売買がもしなされたときには、だれが一番困惑をしてくるかというと、買ってそこに永住をしようという市民が、これは大変なことだというようなことにもなりかねないと思います。諸物価高騰の折から、それまで調査費として払わせられるのではかなわないというようなことが、当然市民の間の不平不満となって出てくることは確かだと思います。郷土を愛することは、あるいは古い文化財遺跡の調査、教育の材料に、また子孫のために残すためにもこの調査発掘は当然必要だと、このように私は考えておりますけれども、ある反面、一部の人が調査のために使わなくてもいい金を使っていかなければならないということも十分に考えていただいて、これから先、できるものならば市民に負担のかからないような方法を国、都に上申をしていっていただきたい、このように考えまして要望をいたします。これで、埋蔵文化財の発掘についての質問は終わらせていただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって十五の一、文化財調査に関する質問を終わります。

次に十五の二、公園と遊園地の遊具及び照明についての通告質問者、大柄保君の質問を許します。

○二十七番（大柄　保君）　ただいま第二問目の質問のお許しがございましたので、公園または遊園地の遊具及び照明についてということで質問をさせていただきます。

当日野市内に設けられている都市公園が十七カ所、都市公園以外の公園として二十四カ所、これが公園条例として載っておりますけれども、この公園についての遊具が――遊び道具、ある公園には何基かそろっておりますけれども、ない公園には全く見られないような状態だと、このように考えておりますが、この点について公園管理者である課長なり、あるいは部長なりはどのようなお考えを持っておられるのか、その点初めの質問としてお伺いをしておきたいと思います。

それから、忠霊塔のある、さっきもお話しいたしましたけれども、お野立場といいますか、昔からのところでございますけれども、いまは戦没者の忠霊塔が建っております所でございますけれども、この地域がまだ公園緑地課の方に移管になっていないというようなことだそうですけれども、あそこも非常に夏の夕方、あるいはその他の子供たちの遊園地として広く使われておるところでございますが、なぜあそこの場所につきまして公園緑地課の管轄になっていないのか、この点お伺いをいたしておきたいと思います。

続いて遊園地について、幼い子供たち、あるいは小学校の児童を対象にしての遊園地が、市内にはおかげさまであちらこちらに設置をされておりますけれども、これらの遊園地の中の遊具もまだまだ不足ではないか、あるいはこんなに壊れていてもいいのか、ベンキがはげていてもいいのか、このように考えているわけでございますが、この保守管理については現在どういうふうになっているのか。あるいはまた、今後どういうふうにしていくのか。この点も続いて質問をいたしておきたいと思います。

それから、照明についてでございますけれども、公園につきましては水銀灯等が何基か見受けられますけれども、事、児童遊園地に限ってはほとんどの児童遊園地にはこの照明の設備がないようでございます。これら問題が、市の理事者の執行部の皆さん方の間でいままで話題にもならなかったのかどうか、私は非常に疑問を持っておるところでございます。具体的に申し上げますと、昼間は当然子供の遊び場でございますけれども、事、夏の夜等になりますと、大変風紀上よくないような場所が展開をされてくるところがいままで再三にわたって見受けられました。この点等について、市側はどういうふうなお考えを持っているのか。あるいは明年度、どんなこれらに対しての考えがおありなのか、以上質問をいたしておきます。以上です。

○議長（名古屋史郎君）　大柄保君の質問について答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　お答えいたします。ただいま御質問ありましたとおり、各公園の遊具施設につきましては若干の格差がございますので、これが格差をなくすために、今年度より利用状況等を考慮して年次計画を立て、遊具を整備してまいりたいと思っております。また、公園灯につきましては、各公園の規模に応じ設置しておりますけれども、今後、特に設置の必要な個所があれば順次整備したいと考えております。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君）　都市整備部長。

○都市整備部長（成井正夫君）　忠霊塔の付近の公園、矢の山公園のことだろうと思いますが、これにつきましては、この忠霊塔の東側の民有地の整地も事業計画の中でようやく終わりまして、公園との境界も確定したと、こういうことで事業計画の中で定めてございますベンチとかブランコ、すべり台の工事をこれから設計し施行し、五十二年度中には終わると、こういう予定になっておるわけでございます。そうしますと、その後、公園緑地課の方に移管し管理されると。現在においてはまだ神明上の区画整理事業の中で実施をすると、こういうことになっておるわけでございます。以上です。

○議長（名古屋史郎君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　後段の遊園地についてお答え申し上げたいと思います。遊具に対する不足とか、壊れている現状だとか、ベンキの補修の問題ですか、保守管理の問題、これらにつきましては、本年度におきましても全体の遊園地につきまして、児童課において二回ほど見回りをしまして、壊れ

ているものから順次取りかえる。あるいは壊れそうだといいますか、ブランコなどは壊れてからでは大けがしますので、壊れない前から手入れしていくと。こういうふうな形で、五十三年度におきましても御指摘のような状況を改善していくという考え方でおるわけでございます。この保守管理については、遊園地につきましては児童課が当たっておるわけでございます。それで、各遊園地の日常の管理というか、気をつけていただく、あるいは草取り等は地元の自治会にお願いしておるわけでございますけれども、ここで近隣のたんぼに球が入るとか、球を取るために子供が入るというふうな状況等もございましたので、市の方の保守管理とか見回りを強化していると、こういう現状でございます。

それから、後段の二点目の照明でございますけれども、児童遊園地は全部で、児童遊園と名がつきますのが二十一カ所ございます。それから、子供の広場、運動の広場、これらは十三カ所と二カ所あるわけでございます。運動広場につきましては、河川敷を使っているということで、構築物を置くことはできません。それから、子供広場につきましても農家の農地をお借りするという短期間のものでございますので、やはり子供の球遊び等が主体になるということで、遊具等の設置は一応できないというふうな環境でございますので、そのように御理解願いたいと思います。それから、一番最後に問題になりました風紀の問題でございますけれども、これにつきましては子供の遊び場でございますので、日が暮れてから児童遊園におるという子供の状態というものはよくございませんので、照明等は児童遊園そのものを目的として考えられないわけでございます。それで、状況を調べたわけでございますけれども、児童遊園内に照明があるものは一つもございません。ただ、道路の状況だとか近くの公園だとか、いろんな周囲の条件で照明があるものが数カ所ございますけれども、さっき申し上げましたように、遊園地それ自体で中に照明があるものはないわけでございます。これにつきましては、児童遊園といいますのは、もう日暮れになりましたら子供は危険ですからうちに帰るというたてまえでおりますので、児童課としてはそのような基本に沿っておるわけでございます。

○議長（名古屋史郎君）　大柄保君。

○二十七番（大柄　保君）　福祉部長に再質問をいたしますけれども、そうすると、児童遊園地の照明については、これから先も全然考えていないと、このように解釈をしてよろしいですね。夜は子供は入らないんだから当然要らないんだと、こういうふうなことなんですね。そして、それと風紀の問題は、構わないというふうに曲解をしてもよろしいんですか。そのことについての答弁がなかったんですが、私はそれをお願いをしているわけなんです。

○議長（名古屋史郎君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　まことに恐縮でございます。私のお答えが非常にそっけなく感ぜられたんじゃないかと思いますけれども、私の方は児童課という範囲の中でお答えしたものですから、何かそっけなく感じられたんじゃないかと、そういうつもりはございません。ただ児童遊園の目的で私の方であの中へあかりをつけるというわけにいきませんので、もっと広い立場で考えるか、対策というか、あるいは回りの条件として考えるかということで、児童課としては考えられないんだと。そういうことで木で鼻をくくったわけではございませんので、御了解いただきたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　大柄保君。

○二十七番（大柄　保君）　そろそろ終わらせます。ただいま福祉部長が、木で鼻をくくったような答弁ではなかったと、こういうことですけれども、私にはまことにお粗末な答弁じゃないかなと、このようにとれたわけなんです。私の質問の裏を申し上げますと、児童遊園地だからこそあそこは児童課が受け持っているんでということ。時たまいままでもそういう答弁が、私の課はこれだけを仕事をすればいいんだというふうに、どうしてもわれわれ議員にとってはそうとれてしまうわけなんです。そういうような指摘があったならば、ほかの各課とも連絡を取りながら、しかるべく市民の皆さん方の要望にこたえていくと、このようにこれから態度を失礼ですが改めていただきたい、このように考えての私の質問です。時間も五十五分ばかり経過をいたしました。この辺で私の質問は終わらせていただいて…（「一時間半だから大丈夫だ」と呼ぶ者あり）一時間半だから大丈夫だというお声がありますけれども、（笑声）次回ということもありますので、この次どんどん皆さんに要望注文をつけていきますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって十五の二、公園と遊園地の遊具及び照明に関する質問を終わります。（「休憩」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め暫時休憩いたします。

午後一時五十四分休憩

午後二時　十九　分再開

○議長（名古屋史郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に十六の一、学校災害救済の互助制度設立についての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

（八番議員登壇）

○八番（鈴木美奈子君）　学校災害救済の互助制度設立についての質問をいたします。学校の管理下のもとでの子供の事故災害が非常にふえてきております。七十五年には日本安全会の給付件数だけでも八十九万五千件、死亡廃疾は八百件を超えております。七十六年には、これが百万件にも達し、死亡事故は減っておりますけれども、後遺症の残る廃疾事故が急増していること。そして、植物人間や一生を車いすで送らなければならないという悲惨な事故がふえてきております。これについては対策を講じなければならないと考えております。

学校事故、学校災害の原因、これは児童生徒の不注意、また、不可抗力、こういうこともあるかもしれませんけれども、学校施設設備の不備や欠陥、こういうものから起きてくる問題もあるかと思います。憲法や教育基本法、こういうもので守られている学校教育が行われていれば、児童生徒に対しても健康で安全な教育を受ける権利、これを守っていかなければならないと思います。しかし、いまの国の救済制度では、死亡や廃疾という悲惨な事故が生じた場合には日本安全会から出される見舞い金、これが出る以外は都道府県や市レベルの独自での見舞い金、また、救済制度などが実施しているところは裏づけされますのでよろしいんですけれども、とてもこれが補償ということにはならない。それ以上の補償を求めますと、よく新聞にも報道されますように損害賠償の訴訟が起きるわけです。日野市でもたびたび議会によってこうした学校災害の報告はされます。こうした学校災害をなくし、不幸にして事故が起きた場合の救済についての質問をこれからしたいと思います。

一つは、学校管理下の災害状況について、安全会の災害救済の給付を受けた件数です。それから、給付を受けないけれども、発生した事故件数。これを小学校、中学校に分けてお知らせをいただきたい。二番目には、事故防止のために学校はどのような対策をとり、指導しているか。三番目には、相互扶助制度など独自の救済制度を市でも検討していただきたい。四つ目には、国に対して学校災害補償法制定を求める運動を起こし、他の市にも働きかけていただきたい。この四点につき、まず質問いたします。

○議長（名古屋史郎君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　お答えいたします。まず学校管理下の事故について、安全救済給付を受けた件数はどのくらいかということでありますが、これは昭和五十一年度の安全会給付申請状況でございますが、これは全部受けております。幼稚園が三十件、それから、小学校が三百八十五件、中学が二百四十件、こういうことになっております。もちろんこれは二回三回にわたって給付を受けている継続のものもございますので、全体とすればもっとふえておりますが、しかし、件数だけで言えばいま言ったようなことで、小学校全体を合わせますと六百五十五でございます。それがいま言った件数でございます。それから、受けてない事故件数はあるのか。これは恐らく医者にかかるほどの事故でない場合も恐らくあると思います。すりむいたとか、あるいはちょっと何ですか、こぶをでかしたとか、そういうようなことはあると思いますけれども、それ以外、大体医者にかかるようなものについては、学校においてそういう事故があった場合には、これは安全会の方へ申請してその給付を受けていると、こういうふうに考えていいんじゃないかとこう思っております。

それから、その次に事故防止のための学校はどのような対策をとり、指導しているかと、こういう御質問でございますが、私たちやっぱり子供たちのそういう痛ましい事故というのは、本人にとってもこれは非常に気の毒なことですし、それからまた、父兄にとっても大変なこと、特に後遺症が残ったり死亡したりすれば大変な不幸でございます。それからまた学校自身が余りそういうようなことに消極的になってしまっても大変これは困るわけでございまして、その辺のことで学校の事故というようなものはいろいろな問題を含んでいると、こういうふうに思っておりますが、指導の方ではどんなふうに考えているかと。さっきも御指摘がありましたように、最近子供たちの事故が非常にふえているんだと、これも事実だと、というふうに統計上にもそういっております。しかし、これはなぜそうなるんだろうかというようなことも、ここでちょっと私なりの、私見になりますけれども申しますと、これはやはり自己防衛の精神というようなものが、どっちかというと子供自身にどうしてもいまの子供は欠けるというのは、それぞれ赤ん坊のときに、それから、もっと大きくなったときに、子供たちが自分で自分を防ぐというようなことをする機会がわりあいに少なくて、親に非常に保護されているというようなことが一つの原因なんじゃないだろうか、こういうふうに考えていますので、そういう自己防衛の機会というようなものを折に触れてとにかく児童生徒には徹底するようにしているわけです。それから、日野市の学校の教育目標の中においても、健康で安全の教育というものを重要な一つのポイントとして行っております。そして、具体的な内容としましては、学校の学年とか学期初めにおいては、安全指導というものを登下校の通学路の安全について、あるいは地域の方の協力などを得てそういうようなものを指導しております。それからもう一つは、わりあい事故の多いものは自転車の正しい乗り方というようなものがなかなか行われないために、これは校外などにおいても事故を起こしたり、あるいは私がこちらへ来ましてからもたしか死亡事故というようなのが二、三件あったというように思っていまして、これも非常に重要なことであ

りますので、自転車の正しい乗り方というようなものを日野警察署などの協力を得て指導しております。それからもう一つは、避難訓練というようなものも大いにやっておりまして、大体年間十一回以上は避難訓練というようなものをやるようなことで、安全を、自分の身は自分で守ろうという気持ちをつくり上げていこうと、こういうふうに努力しております。それから、校内事故防止策としましては、この場合には施設設備用具とか遊具、こういうものの不備から起こった事故があっては大変だということで、この安全点検については強い配慮をしております。それから、先生方に対しても指導中の防止策として、たとえば水泳における事前の水難救急講習会を開いたり、理科実験における薬品器具の扱い方などについての手引書を出しまして、そして、こういうようなものに万全を期するようにしております。

それから、次に相互扶助制度ということでございますが、これは確かにさっきも申しましたように、学校の教育が先生方が大いに注意してくださるんですけれども、それでもなお事故というものは起こる。それだから事故なんでございましょうけれども、その場合に、事故を恐れる余り先生方は消極的になっては困ると。そういうものを防止するためには、やはり相互扶助制度のようなものがあることは大変結構なことだと、こういうふうに私ども考えておりますが、その一つのあらわれが学校安全会ということになってきているんだと、こういうふうに思っております。それから、ただ学校安全会だけでは、これはさっきもちょっと申されたかもしれませんが、せいぜい死亡したときなどでも三百万円くらいの補償しかされていません。それで、日野市では全国市長会の学校賠償責任保険というようなものに加入しまして、できるだけ補償を大きくしていきたいと努めているし、それに加入しているわけでございます。しかし日野市だけでもってそういう制度をつくるということは、これは非常に財源をたくさん要ります。大ぜいで入ってもそういう制度というようなものが意味を持つわけでございますので、日野市だけでそういうようなものをつくるということはなかなかむずかしい問題じゃないかと、こういうふうに思っております。

それからもう一つ最後に、国とかなどに働きかけてそういうようなものを、学校災害の補償というようなものをもう少し増額していったらどうだろう、こういう御質問かと思いますが、これにつきましては市長会でも恐らくそうだろうと思いますが、教育長会などでもそういう会合があるたびに、それを推進していくよう、もっと増額していくようにということを言っております。そういうようなことが実ったのが、現在ある安全会制度を抜本的に改正して、たとえば死亡弔慰金が従来は三百万円だったのを、これも余り多い数じゃありませんけれども、千二百万円というように増額していくと。それから、後遺症の伴った疾病に対しては終身年金の最高月額十五万円というような制度

確立するということで、学災補償制度に対していま積極的に議会などでも取り組んでいると聞いております。そういうふうにして、確かに学校における痛ましい事故というようなものを起こらせないことがまず大事なことでございますけれども、起こった場合には、いま言ったような形で何とか救済していく措置というものを大いに考えていかなければならん問題だと、こう思っております。

○議長（名古屋史郎君）　鈴木美奈子君。

○八番（鈴木美奈子君）　ただいまの教育長の答弁によりますと、幼稚園が三十件、小学校が三百八十五件、中学校が二百四十件ということで、五十一年度だけでも六百五十五件の学校での子供たちの事故が起きているわけです。一年間三百六十五日ですから一日二件以上、この中で日野市の中で子供たちの事故があるわけです。幸いにして簡単なある程度のちょっとした事故だったらいいわけですけれども、骨折でありますと一カ月以上学校を休まなければならない。そしてまた、家族に対するいろいろな病院に入院する費用、また、付き添い、こういうことも起きてくるわけです。また、ある中学校ではもっとひどい後遺症の残る事故も発生しております。こういうことに対しても私が最初に申し上げたとおり、施設の点から起きてくる問題、子供の不可抗力で起きる事故と、それから、施設が不備なために起きる、過密校のために起きてくる事故がかなり多いということも聞いております。

そういう中で一点目の再質問は、この学校でどこが一番事故が多いのか、そのことを一点目お聞きしたいと思います。それから、二点目の事故防止のための学校の対策、これにつきましても交通事故の問題、それから、自転車の乗り方とか、そういうことの外に向けての指導はあるかもしれませんけれども、学校内での事故、たとえば体育の場合とか、クラブ活動、遊び時間の問題、こういうことがあると思うんです。そしてまた、もし一たん事故が起きた場合には教師に対しての過失責任の追及、こういうことがなされますと教育活動そのものが消極的になってしまうんではないかと考えられるわけです。そういう点で、そのようなことがないのかどうか一点お聞きしたいと思います。

それから、三点目の相互扶助制度の問題では、なかなか市独自では財源の問題があってむずかしいということが、いま答弁で出されましたけれども、まあ例としては、これは岩手県の例ですけれども、これは県全体でやっておりますけれども、県の方では市長会とか町村会、小中学校長会、それから、県P連、健康法P連、こういう代表で構成して県の学校安全互助会、こういうものをつくって、会費は年間小学生が四百円、中学生と高校生が五百円、そして、この見舞い金が現行の学校安全会の見舞い金の上にこれが上乗せされる。こういうことで学校災害の救済についてはかなりの充実が図られる、こういう点がある

わけです。学校安全会があるからいいということでなくて、私はいまの学校安全会が非常に問題点があるということから質問しているわけです。学校安全会の救済制度の問題では、もし事故が起きた場合の補償の問題ですね、災害給付、これに関係する実質的な請求というものが父母になくて、この安全会との契約といいますか、それは学校設置者、つまり市長になります。市長と学校、そういう関係で、もし事故が起きた場合には教師の方になるべく不利にならないようにということで、学校安全会の方に資料を出す場合に文書上いろんな点で配慮がされることもありますし、また、一番子供たちの状況が真実に伝えられないという、そういう面も出てくる恐れもあるわけです。そして、この安全会の役員ですね、この役員というのが文部省の一方的な任命によって役員が任命される、そして、一番学校の事故に関係の深い父母、教師、こういう方たちの声がこの安全会に反映できないという、こういう仕組みになっているわけです。そしてまた、医療費以外の給付についても見舞い金であって補償金ではないということで、もしこの事故が長期にわたる療養、そしてまた、一生車いすで送らなければならないという場合には、まあお金が打ち切られてしまう。そしてまた、国は要保護こういう世帯の掛金だけしか国が補助しない。そして、安全会の事務に要する経費の一部、これだけしか国はお金を出さないという、こういう私たちこれを受ける側の父母や家庭にとっては、大変事故が起きた場合不利な安全協会なわけです。ですから、この学校安全会をもっといいような、私たちの声が届くような学校安全会に変えていかないと、なかなかこの補償の点でも満足できるような補償ができないと思うんです。そういう点で、財源的な面もあるかもしれませんけれども、もし日野市独自でできない場合には、都独自の学校安全会、こういう先ほど述べました岩手県の例、こういうものなどを参考にしながらこの三多摩の市町村、ここと一緒になって相互扶助制度、こういう独自のものをつくり上げて、そして、学校事故の救済をやる。こういうことで検討をしていただけないか、こういうことをお聞きしたいと思います。三点だけまずお聞きします。

○議長（名古屋史郎君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　一つは、どこで事故が一番起こりやすいかということでございますが、これについてのいま残念ながら細かいデータいまちょっと持っていませんが、もし必要ならば後で調べます。それからもう一つは、施設設備の上での問題から事故というのは起こってきているんじゃないかということがありますけれども、いままでのところは、これは遊具の点検というようなものについては、最近は先生方からまずやってもらう。それから、三年に一度ぐらいは専門家によってそういう点検をしてもらうと、そういうような形をとっているものですから、いままでのところは特に施設設備が悪かったから特に大きな事故があったということは私たち聞いておりません。それから、さっきの事故の追及というんですか、先生方が事故を起こしたときに、先生方の事故だけを追及する、そういうことはもちろんしませんが、ただ先生方が力が、そういうことへの配慮が足りなかったような場合には十分反省を求める、そういう形はとっております。それをいたずらに先生方が悪いんだというふうな姿勢は私たちはとっておりません。ただしかし、いま言ったように反省は、ひとついろいろなことでそういう面についての力もつけていただきたいということは申し上げたり、時にはそういうことをお願いしておきます。

　それから、岩手県などの例を挙げられて、この災害給付などについてのものをひとつ研究してみたらどうだ、こういうことは私たちもひとつ研究してみたいと思いますが、さっき申しましたように、日野市という小さい単位ではこういうものはなかなかうまくいかないんじゃないか。だから、いま鈴木議員も都などへ要請しろと、こういうふうにおっしゃっているんだろうと思いますが、その辺については私たち教育長会など大いにその辺を主張して、都はそれぐらいやったっていいじゃないかというくらいな意見で要請をしたり、あるいは研究を進めていってみたい、こう思っております。以上。

○議長（名古屋史郎君）　鈴木美奈子君。

○八番（鈴木美奈子君）　それでは私は、やはりこの事故の問題は過密から起きてくる問題もかなりあると思いますので、いまここに資料がないということですので、後日ぜひ学校別の事故、どこで一番多いのか。それと、一番多い月があるわけです。一番多い月というのが十一月が小学校が七十六件で中学校が四十四件であります。それから、一月が小学校が五十四件で中学校が四十七件。この月がどういうことでこの月に集中しているのか。そういうことも、もしこの次おわかりでしたらお教えいただきたいと思います。そして学校事故の対策ですね。そのために教育の上でいろいろ支障を起こさないように、先生方がせっかくいい教育やろうと思っても、事故のことを考えていくということの中で、学校教育いろいろな弊害を起こさないような教育をぜひやっていただきたいと思います。

　それから、国に対しての学校災害補償法制定を求めるこの運動が私はどうしても必要だと思います。学校安全会についてもいろいろないま指摘をいたしましたけれども、この制度を確立する運動というのがいま全国的にも大きく盛り上がってきておりますし、この最初は、一九六一年の大宮で廃疾事故が起きてからこれを全国に呼びかけて、そして、ことしの三月には二百七十の各自治体が学校災害補償制定の決議を行っております。やはりこういう決議を日野市議会、また市長あたりで各政府に対しての要請を起こすことも必要かと思います。そして、この救済制度、これは学校、そして自治体だけでなくてＰＴＡや先

生方、自治体、そういう人たちと一緒になってこの相互扶助制度、各互助制度など独自の救済制度を発足させていく、この運動をさらに進めていく必要があると思うわけです。共産党の国会議員の山原健二郎衆議院議員も、ことしの三月には文部大臣の方に被災者の実情を、見合った救済制度を確立しろということで文教委員会の中でも発言して、そして五十三年度から特別な救済制度を創設すると、こういう回答も出ているわけです。これは本当に共産党がやったということでなくて、もう全国の各自治体で、そして、学校で父母たちもこの救済制度の問題では大きく運動も盛り上がっておりますし、そして、マスコミなどにも通じて賠償の訴訟が起きた場合のこと、よく新聞などにも報道されます。いま私たちが、この自治体の財政の苦しい中で、もし事故が起きて父母の側から訴訟を持ち込まれた場合には、自治体の財政にかなりの影響を及ぼすわけです。そういう意味で私は市長にお尋ねいたしますけれども、学校災害補償法制度の確立を求める運動、これをぜひ市の方でも積極的に働きかけていただきたいと思いますけれども、その点についてお聞きいたします。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ときどき学校で痛ましい事故の話を聞いて心を痛めておるわけでありますが、いま一日に二件以上というような市内の学校で子供たちの事故が起きている、ということを聞いて驚いたわけであります。どの程度の事故かはっきりわかりませんが、いま鈴木議員のおっしゃいますそれらの学校内での子供の事故、これに対して何らかの手だてをするという必要につきましては同感でございます。安全会のみでは不十分だということがあるとすれば、もっと勉強していかなければならないと思うわけであります。それで、いま伺っておりまして、共済であるのか、保険であるのか、補償であるのか、ちょっとそのあたりがはっきりいたしませんが、ひとつ後日勉強いたしましてそういう運動にも火をつけたい、こういうふうに思うわけでございます。

○議長（名古屋史郎君）　鈴木美奈子君。

○八番（鈴木美奈子君）　ぜひ御検討いただきたいと思います。それから先ほど相互扶助制度の問題では教育長は、財源がかなりかかるのでということで、それは教育長の立場でおっしゃったと思いますけれども、市長の立場として財政的にどれほどかかるのかという、こういう点なんかも検討していただきまして、日野市では革新市政になってから、この安全会の費用を市独自で全部、父母の負担を軽減して私ども父母はこれを払わなくていいというふうな、市が肩がわりしてくださったと、こういう例もありますので、それで、ぜひこの事故をなくすことはもちろんそうですけれども、市独自の救済制度も確立するためにどれほど財源がかかるのか、そしてまた、国に対しての

この補償の運動です。もし事故が起きた場合に、この後始末をきちんとやらないと、本当にこの点で各地で起きているのは自治体と父母との訴訟です。そして、市の方に学校設置者の方に不利な条件がそろいますと、かなりの補償金を自治体財政から出さなければならない。こういう面があるわけですから、この厳しい状況のもとでは、やっぱり学校のこの事故の発生をなくすと同時に、こういう不幸が起きない、こういうことをぜひやっていただきたいと思います。そして、私が先ほどから述べておりますが、被災者を救済する自治体独自の条例だとか救済制度、こういう運動が進んでおり、そしてこれを実施している市、県、これがかなりあるわけです。青森県、兵庫県、愛媛県、香川県、熊本、こういう県や、大阪府でもこれは実施しております。そして、いまの学校安全会の中での事故になった場合の給付の問題もあるわけですから、この給付の問題でも教職員やそれから、児童生徒の過失、無過失を問わないという、すべて国の責任で安全な保障する、完全な補償する、これを行うような特別立法を制定する、このことが必要だと思うんです。そして、学校の事故を防いで、そして、教職員や父母の意見を取り入れた民主的な学校の安全基準、そして、学校設置基準、こういうものを設けて教育環境の整備を行っていただきたいと思います。私どもも、これから学校災害補償の成立の問題では国会議員団とも力を合わせながら奮闘いたしますけれども、市独自でもこの補償制度確立のために大きな運動を市民ぐるみの運動を国に向けて、そして都に向けて進めていただきたい。こういうことを要望いたしまして、この件での質問を終わります。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって十六の一、学校災害救済の互助制度設立に関する質問を終わります。

次に十六の二、学童保育の将来展望と現状についての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

○八番（鈴木美奈子君）　引き続きまして、学童保育の将来展望と現状について質問をいたします。一つは、豊田学童クラブ移転に伴う諸問題です。南平学童クラブ、これは名称タンポポ学童クラブというふうに名前がつけられまして開設が始まっております。そして、豊田の学童クラブ、この二つのクラブが同時に態勢がないまま開かれておりますけれども、この運営が両方ともきちんとやられているのかどうか。昨日、米沢議員が南平の学童クラブの開設に伴う諸問題について質問いたしましたが、私は、この豊田の学童クラブが南平の開設によっていろいろ諸条件が低下している、こういう問題からこの質問をやるわけです。それから二つ目には、父母は一応十二月までということで、本当は来年の三月まで豊田に残っていただきたいと、こういう要求があったわけですけれども、十二月いっぱい残ると。こういうことで確認されておりますけれども、交通事故、特に二小の前から橋を渡っていくあの道路は狭くて車の

非常に多い所です。こういう所を小学校一年生から三年生までの低学年の児童が通うわけですけれども、この交通事故対策、こういうものに対してのきちんとした対策がとられているか、この点をお聞きします。それから三点目には、もし地区センターを改築する、こういうことでこの場所に戻られるかどうかというその可能性です。前からも地区センターは地区センターとして残すんだという意思表示がされておりますけれども、もし地区センターを改築してこの二階でできるかどうか、その点をまず一点。

それから二つ目には、旭が丘の学童クラブ、これも昨日島村議員の発言と同じような内容になりますけれども、ここでもいろいろと学校内の施設ということで問題点が出されております。そしてまた、次の二年間という契約の中では、まだ時間的な余裕があるからということで、どこの場所に建てるからという回答がなかったわけですけれども、なるべく早くこういうことは、きちんと早目に場所の決定などについては父母と協議した上で決めるべきではないかと考えますので、その点についてお聞きしたいと思います。

それから、三点目については新設の学童クラブを設置する場合の市の考え方をお聞きしたいと思います。学童クラブの設置を求める運動、これは日野市だけでなくて全国的に保育所をつくる運動、これと同じように大変父母の間でも学童クラブの設置運動は盛んです。こういう中で日野市も市民の要望を受けて次々と学童クラブを設置しているわけですけれども、市が新設するときに、その設置する場所に責任を持ってよい運営をやっていけるのかどうか。緊急措置、こういう緊急避難の場として学童保育をつくる、こういう立場でやっているために、たとえば旭が丘であるとか豊田の学童クラブ、こういうことが後でいろいろと問題が起きてくるわけです。ですから、新設の学童クラブを設置することについての市の考え方、これをお聞きしたいと思います。

それから、最後に今後の学童クラブを設置する構想です。ますます入所希望者が多くなると思います。働く親がどんどん多くなる。こういう中で保育所も設置されてきております。保育所を卒園した子供たちは、次の段階では学童保育に入所するわけです。いま、学童保育に入所している子供と保育園に入所している子供との数かなり差があると思いますけれども、小学生だからうちにいてめんどうが見れる。そういうことではなくて、やはり小学生でも低学年の子供たちは学童クラブという場の中で放課後伸び伸びと過ごさせる、こういうことが必要かと思いますが、今後の学童クラブ設置の構想、この点についてお聞きいたします。

○議長（名古屋史郎君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　昨日お答えした問題と重複されるところもあるわけでございます。それで、豊田とタンポポの問題でございますけれども、タンポポの、要するに十二月一日のオープンでございますけれども、態勢がないままというふうな形でスタートしたわけではございません。十一月の二十二日でございますか、豊田の学童クラブの部屋でお母さん方と対話を申し上げたと。そのときに、十二月二十八日ですか、十二月一ぱいまで置いてほしいと。ちょうど十二月というのが一番日の長い、冬至であるということと正月休みのうちに、タンポポの新しい学童保育園はここなんですよと、こういう道順で行くんだよと、こういう指導をしたいので十二月まで置いてほしいんだと、こういうお話でございました。それで、課の方へ帰りましてからいろいろと調整しまして、豊田地区センターの建築の進みぐあいといいますか、そういうもの等を考えまして、十二月いっぱいまでそれでは臨時にやっていきましょうという形の中で豊田とタンポポが一カ月間併存するという形になりましたものですから、いろいろとおっしゃるような多少、条件に欠けたというふうなところもございます。それから、タンポポ自体も新設でございますので、庭の方の整地が一週間おくれるとか多少のことはあるわけでございます。そういうふうなことで、おっしゃるほど態勢がないままというふうな状態ではないと思います。いま申し上げましたような話し合いの中で十二月いっぱいまでやることになったと。

それから、交通事故の問題でございますけれども、線路沿いの、要するにタンポポへの道でございますけれども、二小からの道でございますけれども、行きどまりの道路でございまして、そうおっしゃるほど交通があるわけではございません。普通の道路よりははるかに少ないという状態でございます。行きどまりでございます。それから、ここには街路灯をつける用意をしておるわけでございます。それから、二小から、いま申し上げました線路沿いの道路までの区間でございますけれども、人道橋等の新しい設置等もございますので、おっしゃるような交通事情じゃなく、そう危険はないというふうに考えておるわけでございます。

それから、豊田へ戻れるかどうかということでございます。豊田の地区センターにつきましては、現在設計が進んでおりますけれども、中央地区センターとしての六十坪の確保がむずかしいというふうな条件でございます。大きな、要するに駅の近くの中央地区センターでございます。どうしても中央地区センターが必要な地区でございます。大体六十坪が欲しいわけでございますけれども、五十八坪を欠けるくらいというふうな状態でございます。そういうわけでございますので、その上でも下でも学童クラブをセットすることは非常に設計上も立地上もむずかしいということでございます。それから、将来戻れるかどうかということでございますけれども、これにつきましては、

いまのところはっきり申し上げられないわけでございますけれども、市の方としてはいろんな協力の中で、要するに用地の確保とか施設の確保とか、そういう中で学童クラブをやっていくという基本に立っておりますので、要するに協力の展開によって将来は打開されるというふうに考えておるわけでございますけれども、現在では明言できないような状態にあるということでございます。

それから、旭が丘でございます。校内で問題点があるんだということについてはいろいろ承っておりますし、改善していける改善はしていきたいというふうに考えております。それから、昨日島村議員からも御指摘がありました、要するに校舎の使える限界と、それから、早目に新しい学童クラブのセットということと同様だろうと思います。手落ちのないように進めていきたいと思います。

それから、新設についての市の考え方でございます。緊急避難とかというふうな特段な考え方ではないわけでございますけれども、やはり私たち厚生省の家庭児童局へ参りましても、学童クラブとか、かぎっ子対策というものについては考えたこともないと、考えも及ばないというふうな態度でございます。それから、日野市で学童クラブをやっていますのは、東京都が指導員の給与の一部を支援していただいておるわけでございます。実際に払う給料の半分に足らんわけでございますけれども、そういう支援もございましてやっておるわけでございます。そのような上部官庁だとか、あるいは法律だとか行政環境の中でやっておるものでございますので、やはりそれについてはそれなりに御理解をいただきたいということでございます。

それから、今後の構想でございますけれども、私たち現状としては、ほっきり申し上げて頭打ちの状態でございます。それから、一つの反省期に来ているんではないかと、こういうふうに申し上げざるを得ないということでございます。いろいろないような施設を苦面しながら利用しながらやるわけでございますけれども、そうしますと、開設した後いろんな要望が絶え間なく、要するにさっき申し上げましたこの学童クラブについて、法律の環境だとか行政環境だとか、あるいは日野市が学童クラブについて努力している現状というものについて、もう少し御理解が得られればいろんな要望はそうそう、やはりもう少し要望というものも控え目な形になるんではないかと、私はこう思うわけでございます。一つセットする。まあ二、三年待ってくださいよと言っても、二、三年待てない。あそこが狭いとかいろんな状態でございます。もう少しそういうふうな状態なものですから、終の住みかという考え方がございます。ですから、学童クラブも終の学童クラブをつくるという考え方なら文句は出ないわけなんです。それを待つ間の二、三年についていろいろ問題が出てくるわけです。そうすると、二、三年はそういう

補完作業をしないで、終の住みかをつくるまで待っていただかざるを得ないんではないかというふうな、私たち頭打ち、あるいは反省というふうな状態にきているわけでございます。そういうふうなことで、終の住みかの構想をこれからつくり上げざるを得ないんじゃないか、というのが今後の構想でございます。

○議長（名古屋史郎君）　鈴木美奈子君。

○八番（鈴木美奈子君）　豊田の学童クラブのことですけれども、態勢がないままやったのではないということを言われますけれども、私はここのところで、赤松部長のおっしゃることと私が言うことと違うわけです。南平で開設したときに、指導員を一名派遣してフリーの保母を配置いたしました。そうしますとフリーの指導員は、そのほかの十園あるわけですけれども、もし十園の中で指導員が病気になった場合には、もっと多くのクラブの人数の中でのクラブの運営も一人でやらなければならないと、こういう条件が出てくるわけです。それから、残っているこちらの豊田の学童クラブでは、一人の指導員が二十数名の子供を見なければならない。そして、とても無理だからボランティアだけでも置いていただきたいという、こういうことに対しても困るという、ボランティアではだめだという、後でボランティアもいいことになったらしいですけれども、こういう中で無理をしてでも南平を開設しなければならないという、こういう状況をつくってきたわけです。父母の方では、本当は来年の三月までしようがないから、ことしいっぱいはだめでも来年四月からは移らざるを得ないだろう。しかし、そうしたらもっといい内容で、そして、父母の希望を入れたようなクラブにやっていただきたいという、こういうところまできていたわけです。しかし市の方でそれを受け入れないために、やむを得ず十二月いっぱいは豊田に残るからということになったわけです。ところが、こちらでまだ一カ月間以上の運営するそういう学童クラブの中で、指導員がいない間に品物を持ち出したり電話を移したりする、こういうことがあったわけです。私はこれは本当に、南平ではちゃんと設備費という予算が組まれております。そういう中で新設ということであれば、先ほどタンポポは新設だと言われました。きのうは新設だということをおっしゃいませんでした。そういう意味で、新設であれば新しい品物を購入して入れるのがあたりまえだと思うんです。その点で私はちょっと食い違いがあると思うんです。

それから、交通事故の問題でも、これは車の通らないところだと言いますけれども、多摩平から抜けて川崎街道まで通るあの車の量をごらんになったことがあると思うんです。非常に狭い道路に川崎街道に抜ける車が非常にたくさん通ります。歩道もあるからいいじゃないかというふうにおっしゃるかもしれませんけれども、小さな子供が二小からあの南平まで、三十分以上かばんをかついでクラブに通わなければならないという、こ

ういう現状をぜひ考えていただきたいと思います。

そして、もしこの地区センターがもうだめということであれば、地区センターの前にあるあのボーイスカウトが利用している土地、これをもう一度私はこのボーイスカウトのこの施設について、市が積極的な働きかけをもっと突っ込んでやっていいんじゃないかと思うんです。これは何回も交渉していただいておりますけれども、これを使っている方がうんと言わないということはどこに一体原因があるのか。その辺をこの豊田学童クラブについては再質問したいと思います。

それから、新設の学童クラブ、これはやはり緊急避難の場という日野市の学童クラブに対する考え方、これを考えない限りこれは次々と出てくる問題だと思うんです。いろいろいま赤松部長の方から国に対することが出されました。私も、これは国が保育所と同じようにやらないからこういう問題が起きてくるんだと思うんです。ですから、市の方も父母に目を向けるんでなくて、国に目を向けていったならば、父母と福祉との対立ですね、要求での対立はないと思うんです（「そうだ」と呼ぶ者あり）父母がいろいろと要求出してきますと、これだけ建ててあげて、これだけやっているのに何で文句言ってくるのかと、こういう態度がしばしば見られますけれども、私は、よりよい保育をやるためには父母も指導員も一緒になってこの施設の改善を求める運動をするのは当然だと思うんです。しかし、赤松部長の考え方ですと、父母の方に目が向けられておりますけれども、私は国に対してもっともっと目を向けていく、こういうことが必要だと思いますが、その点についてちょっと意見が違いますけれども、もう一回その点についてお聞きしたいと思います。

最後の、今後のクラブの設置の構想ですけれども、市の方では、私はこの設置の構想というのはこれからどの学校区につくっていくのかというその構想をお聞きしたいわけです。その三点お聞きいたします。

○議長（名古屋史郎君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　豊田からの引っ越しでございますけれども、いろいろとおしかりを受けるような、二つ併存させるということは急に決まったものですからおしかりを受けるようなことになるわけなんですけれども、それ心ならずも急に十一月の末に、十一月一日からもう一つ残すんだということに決まったものですから、電話の方はひったくっていったんじゃなくて、前から移設するということを電話局と打ち合わせしてありましたので、暮れには行ってしまったと。それで、あと遊具を土曜日に黙って持ってきた。これは課長の方でお母さん方に謝っているようでございます。そういうわけで、心ならずも急に決まった併存という形でございますので、そういう形で御了解いただきたいと思います。

まあ、ボーイスカウトについてはずいぶん努力しているわけなんですけれども、理由については、まあ私も想像ですから申し上げるわけにはいきませんし、何ですかずいぶん固いんです。今後も続けて交渉したいと思います。

それから、私たちも緊急避難ということではなしに、できるだけということでやっているわけでございます。はっきり申し上げまして反省期だとか、部長自身は頭打ちの状態にあるということは、ひとつ二、三年ここでやってほしいというふうにセットしても、いろんな状態でお母さん方が大騒ぎするもので、私自体がお母さん方からそういう立場に追いやられていることで、まあ今後についてはもっと勇猛心を起こして対処していきたいと思いますので、お母さん方の協力も得たいと思います。

それから、どこにということは、やはりさっき言いましたように土地の問題が一番でございますので、これから探していかなければならんということで、ここでどこどこということはまあ考え及ばないし、また、どこどこに欲しいという要望等も承っております。その線に沿って努力していきたいということでございます。

○議長（名古屋史郎君）　鈴木美奈子君。

○八番（鈴木美奈子君）　それでは豊田の学童クラブにつきましては、ボーイスカウトが使用しているあの土地、南口にとってはあの場所は大変いい場所ですので、そこへやはり子供のセンターとしての位置づけをすれば地域住民の方たちの協力も得られると思うんです。そういう意味でボーイスカウト使用していらっしゃる方にぜひ積極的に働きかけていただいて、あそこの場所に学童クラブも使用でき、そして、ボーイスカウトも使用できるような、こういう施設をつくっていただきますようにぜひお願いしたいと思います。

それから、旭が丘学童クラブにつきましても、学校内のいま四階を使っているわけですけれども、いろいろと改善の問題では委員会の中でも指摘いたしましたので、徐々に改善されていると思いますけれども、早急に場所の設定ですね、それは父母と協議の上で決めていただくようによろしくお願いしたいと思います。

それから、新設につきましても、やはり住民と要求する父母と市とが対立するんでなくて、一緒にこの学童クラブをつくっていくんだという、そういう本当に市民参加の市政ということをよく革新市政のもとで言われますけれども、一緒に私はつくっていけば、その中で住民の要求が入れられていけば、次にそれほどエスカレートして、市がこうやらなかったからこういうふうにするんだというところまで行かないと思うんです。そういう点では今後とも十分に話し合いの上で場所の設定とか決めていただきたいと思います。

それで、最後のこれからの学童クラブの構想ですけれども、

私は、豊田だとか旭が丘だけのことでなくて、日野市全体の学童クラブの設置の計画です、それをお聞きしたわけです。何か聞くところによりますと、学童クラブはやらないんだ、というようなうわさも聞いておりますので、そうでなくて、やはり保育所ができれば学童クラブも必然的に必要なわけです。そういうわけで、ぜひ希望にかなうような学童クラブを計画的に配置していただきたい、そういう要望なんです。それでは、回答は結構ですけれども、ぜひ住民と市とが対立する関係でなくて、一緒につくるという関係をぜひつくっていただきまして、学童保育の運動では市の正職員化の問題もありますし、大変市としても、特に福祉部長頭を痛めている問題も多いかと思いますけれども、私どもも協力してまいりたいと思いますが、ぜひ学童保育所の運営ができますようにお願いいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって十六の二、学童保育の将来展望と現状に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め暫時休憩いたします。

午後三時十八分休憩

○議長（名古屋史郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に十七の一、再び地元業者の育成について問うについての通告質問者、秦正一君の質問を許します。

（十七番議員登壇）

○十七番（秦　正一君）　再び地元業者の育成について問うという表題で質問したいと思います。この件につきましては、昨年の十二月の一般質問でも取り上げて問題提起しております。今回再び質問するわけですが、地元業者の育成というのはもっとほかにもたくさん施策はあると思いますが、とりわけ今回の場合に土木建築関係は除きまして、これはすでに成果も上がったというふうにみなしてほかの面に質問してみたいと思います。

まず最初に、市の庁用車の修理、点検、整備、購入についてですが、前回の市の答弁では、市の庁用車と、それから消防車を含めて約九十台と、このように記憶しておりますが、その中で市内業者に依頼する分、仕事発注する分、これが約五〇％だというふうに言われております。ただ購入の場合は八王子の業者が主に取り扱っていると、このようになっております。現在どのような発注状況になっておるか、その点をお伺いします。なお具体的に車の台数、こういった面を取り上げて説明してくだ

されば幸いだと思います。ただ、特殊車両については日野の業者ではなかなか賄い切れない無理な点もあると思いますが、これは除いたといたしましても、いずれにしても地元業者の育成ということで、市の方でかなり前進はしていると思いますが、その点の状況をお伺いします。

次に市役所関係の消耗品についてですが、これは大量に購入する関係上、市内の業者では無理だというふうな点はあると思います。極力地元業者の育成ということで地元業者の利用を望むわけで、この点についての状況を説明願いたいと思います。それから、学校関係の物品の購入等どのように進捗しているか。特に細かい点ですけれども、地図なんかは三年に一度くらいは購入すると思いますが、こういった点も地元業者にゆだねているかどうか、その点をお伺いします。以上、三点について最初に質問します。

○議長（名古屋史郎君）　秦正一君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　お答え申し上げます。第一点目の庁用車の関係でございますけれども、これにつきましては五十二年度現在までの状況から御報告申し上げますけれども、現在十五台新規に購入してございます。内容は、小型自動車、小型貨物車、普通乗用車、乗り合い自動車、あるいは特殊用用途車、それから、消防自動車、こういう内容で十五台購入しております。この中の乗り合い自動車を除きました十四台につきましては市内の業者から購入してございます。それからなお、これに対するその他の庁用車現在百八台でございますが、その中で修繕あるいは点検という状況でございますけれども、マイクロバスを除きましては全車両市内の業者に点検修繕をお願いしてございます。

それから、消耗品の状況でございますけれども、市内業者につきましてはパーセントで申し上げますと約六三％、それから、市外業者が三七％、こういう状況で業者の方にはお願いしてございます。特に市外業者の中で申し上げますと、これにつきましては特に保育教材、あるいは学校関係の教材関係、これにつきましては特殊な状況でございますので市外の方にお願いしていると、こういうことが実態でございます。

それから、学校関係の教材でございますけれども、先ほど一つの例として地図ということが出ましたけれども、こういったことにつきましても特殊な教材ということでございますので、市外の業者にお願いしている、こういうのが状況でございます。以上でございます。

○議長（名古屋史郎君）　秦正一君。

○十七番（秦　正一君）　ただいまの答弁で、かなりもう前進した、市の方で地元業者の育成ということで相当努力した結果がこの数字の面ではわかります。さらに今後、不況の折

から零細地元業者は本当に苦しい状態に追いやられております。その関係で、これを契機にさらにめんどう見てもらいたいと、このように要望しておきます。

ただ一点、市民の間から聞かれているわけですけれども、市役所のマークがついた、これは特殊ごみの収集車両ですけれども、市外のところから受けてそれで市内に来ていると。これは市の直接の車じゃないんじゃないかというふうに私は返事をしておいたんです。恐らく環境保全の方の関係の車じゃないかとこのように思うんですけれども、いずれにしても市から補助金を出している関係で、安く修理ができればそれだけ助かるわけですから、そういった点も市内の業者に直接、これは改造ですけれども、そういった改造の方向に指導していく必要があるんじゃないかとこのように思います。細かい点ですけれども、何ならばその会社の名前を申し上げても結構ですけれども、三多摩自動車協業組合、この整備会社が川口市の業者から受けて仕事をやっているわけです。直接川口を通さないで、その三多摩自動車協業組合へやればそれだけ安くなるんじゃないかということです。これは本当に微々たるものですけれども、直接市のあれじゃないんでしょうけれども、かなり市の方でも補助金も出している関係上、そういった面の指導をしなければならんじゃないかと思うんですけれども、もしその点について答弁があればお願いしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　ただいまおっしゃられたことにつきまして、環境保全の方へ指導といいますか、お話しを申し上げたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　秦正一君。

○十七番（秦　正一君）　市の方の努力がかなり報いられてきていると。一年たった現在、このように庁用車や、また、消耗品等の関係が前述したというふうにみなして、さらに今後もこの不況の折から、大変な地元業者の育成ということで御配慮願いたいと、このように要望いたしまして質問を終わります。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって十七の一、再び地元業者の育成について問うに関する質問を終わります。

次に十七の二、不燃ごみ減量についての通告質問者、秦正一君の質問を許します。

○十七番（秦　正一君）　続きまして、不燃ごみの減量についてという表題ですけれども、これは不燃ごみに限定されず広義の意味で不燃という言葉を使ったわけで、この中には日常の生ごみを焼却したごみも入るし、また、その灰も入るし、それから、汚泥等も含まれます。厚生委員長の立場でこれを質問するのも恐縮ですけれども、いずれにしても現在の一つの大きな課題となっている関係でただしておきたいと思います。

何しろ生活様式が昔と変わって文化的になり、日常生活のすべての面でこのごみの問題が大きくクローズアップされております。最近、近年における使い捨ての時代から物を大事にする傾向にきていますが、現実はなかなか量は減っていないと、ますますごみの処理問題は増大していくんじゃないかと、このように思うわけです。特に日野の場合においては人口もふえて、山間部を開発されて都市化された中では、処分地というものもなかなか求めることができない、というのが現状じゃないかと思うんです。現在九市で廃棄物処分地組合の地域組織をつくって、三多摩内、また、その近県の処分地を探しております。なかなか思うような穴が見つからないで苦慮しているわけですけれども、いまとりあえず自区内処理ということでやっておりますが、これはいつまでも長く続くわけではないし、今後市としても大きな課題になってくるのは当然だと思います。

じゃ、日野市の場合どのくらいのごみを処理しているか。この数値は参考までにデータをもって発表したいと思います。これはことしの八月、九月、十月の資料ですけれども、この数字を見ると大体八月、九月、十月のうち十月が平均値を大体占めているようなもので、とりあえず十月の分を申し上げますが、十月分の投入実績、これが残灰として三百三十トン、それから、不燃物として六百トン、汚泥として六トン、計九百三十六トンです。これを十月分の一日の平均を見ると、残灰が――焼却炉から出てくる灰ですね、これの残灰が十三・二〇トン、それから、不焼ごみ、燃えないごみ――ビニールとか、それから、びん、かん、こういった使える物は抜き取ると思うんですけれども、燃えない塩化ビニールとかいろんなそういうごみが二十四トン、それから、汚泥が〇・二四トン、一日の大体平均が、トータルが三十七・四四トン、このようになっております。これを金額的に直すと、各町内から収集して、日野市内から収集したものをまとめてごみ処理場へ持っていく費用です、穴へ持っていく費用、これが輸送が大体トン当たり四千円と言われております。穴へ埋める費用がトン当たり五千円から五千五百円。大体日野から運んでその処分地の穴へ入れるのが九千円から一万円、このように言われております。したがって、この十月の平均を、三カ月の平均九百三十六トン、これ金額に直すと九百三十六万、大体一千万近くの、月に運んで捨てる費用がかかるわけです。したがって、年間を通して見ればこの十二倍ですから一億二千万、一千万ちょっとになると思いますけれども、このような経費がかかっているわけです。処分地は、いまのところなかなか見当たらない。また、あっても環境整備やら、また公害防止等のそういった施策を講じないとならない。また、輸送に運賃がかかる。いま申したように多額の市財政がつぎ込まれていくというのが現状であります。

ごみ処理というのは、表面的にはなかなか目立たない、見えない、じみな作業だと思われます。そうかといって、市民にとっ

てみれば一番日常生活にかかわりのある問題でありまして、行政の立場としても一日として欠かすことのできない目立たない仕事ですけれども、大事な仕事だというふうに考えられます。そこで、市としても少しでもごみを少なくする方向にしていく。要するに減量作戦、これを展開していかなければならないんじゃないかと、もうすでにその段階に来ていることは明らかだと、このように思うわけです。したがって、市に対してもごみ減量に対しての構想が、具体的にはどうかわかりませんけれど、いずれにしてもその構想はあるんじゃないかとこのように思いますが、参考に申し上げれば、過日、私の方の自治会でも減量作戦として、紙類、それから、びん・かん、それから、金属類、こういったのを分けて集めておりますけれど、これは定期的にやらなければ意味ないことだし、そうしなければ実際の効果が上がらないと思いますけれども、いずれにしても資源を生み出す上からも必要なことじゃないかとこのように思います。

減量について方法はいろいろあると思います。過日、三原市に行った場合に、この不燃物の減量についての方法を見たわけですけれど、ビニール類それから、びんとかかん、もちろん不燃物です。金になる物は抜き取るでしょうけれど、圧縮して公害の出ないコンクリートブロックで再生する処理法です。それで、製品は土地造成などに利用していると、こういう方法であります。これは、ここに写真がありますけれど、かなり利用されているということが……。なおそのコンクリートブロックは業者とかそういう人たちもどんどん分けてやるという方法であります。それから、滋賀県の草津市に行った場合に、これはプラスチックの廃棄物をマイクロ波によって二次公害をなくして、熱分解して、元の石油に還元していくと、それで再生していくその施設を持っております。これは製品は花を生ける花びんとか、花を生けるはちとか、また、用水路等のせきとか、ふた、これ腐らないですからいつまでも持つわけで、このように使われております。また、近くは千葉県の市原市でも急激な冷却を与えて分解しているという例もあるようですけれど、これは私まだ見ておりませんけれど、草津市の場合はここにも写真があります。いずれにしてもこのように生ごみと、それから、危険物、そのように二通りに収集する方法や、また、分別収集、いろんな方法がとられておりますけれど、分別収集の場合にかなり場所も必要だし、また、収集するのに大変だというふうなこともあります。そういう面から、市当局としても何とかやる方法を腹を決めて取り組んでいけないものかどうか、そのように思うわけです。まず質問の項目としては、市としては減量作戦をまずやる考えがあるかいなか、その点をお伺いします。また、実施する場合、どんな方法でやるか。また、時期はどのくらいにめどをつけているか。また、市当局の姿勢、市民の協力態勢、これもなければならないし、その点につきましての考え方をお

聞きしたいと、このように思います。

○議長（名古屋史郎君）　秦正一君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（加藤一男君）　お答えを申し上げます。ただいまの御質問は、ごみの減量の問題についての御質問でございます。ごみの減量についての考え方があるか、あった場合は実施はいつか、そういうようなことについての御質問かと思います。このことにつきましては、昨日も若干相違はいたしますけれども、同様な御質問をいただきましてお答えを申し上げたわけでございます。確かにただいま秦議員さんが御指摘のように、当市のごみは年々増加をいたしまして、処分地との関係からどうしてもこれは減量していかなければいけないということでございまして、全くおっしゃるとおりだと思います。

そこで、市といたしましては若干おくればせではございますけれども、先般も広報で掲載をいたしましたように、ごみ減量本部というものを旧庁舎につくって、そうして真剣にごみ減量問題について考えていこうと、こういう姿勢を打ち出しておりますし、それから、今議会でも若干の費用ではございますけれども、ごみ減量推進委員会、仮称ではございますけれども、そういうような賛用を若干お認めをいただきまして、御審議をいただきまして、真剣に取り組むということを考えておるわけでございます。昨日も若干申し上げましたけれども、いま御指摘がございましたように、日野市のごみは十月の実績でいま御指摘がございましたけれども、そのとおりでございまして、おおよそ一日の投棄するごみは残灰、汚泥、不燃物を含めまして約四十トンでございます。そういうことで、どうしてもこの量を減らしていかなきゃならんということが先決でございます。そこで、来年度に向かいましては、清掃課を中心といたしましていま検討を重ねております。まずは不燃ごみの分別をしようという考え方でいまいるわけでございます。それから、かん・びん類は分けよう。それから、かんについては圧縮していこう、そういう考え方で取り組んでおります。それから、汚泥につきましては昨日も申し上げましたように、また改めて御審議の分もあるわけでございますけれども、何とか乾燥焼却の段階まで持っていこうといたしております。そういうことで取り組んでおりますということをまずお答えさせていただきます。ただ減量といいましても、いま御指摘がございましたように、不燃ごみは日二十四トンでございます。まるっきり減らしましても二十四トン、これは全くなくなってしまうということはございませんので、どうしてもその埋め立て処分をしなければならないものは出てまいるわけでございますけれども、極力減らしていこうという考え方でございます。したがいまして、いま考え方という御質問でございますが、市といたしましては、以上申し上げたような考え方でいま進んでおります、ということをお答

えさせていただき、実施につきましては現時点では何月何日ということは申し上げられません。なるべく早い時期に何とかその方向に移っていこう、こういう考え方でございます。

それから、反面ただいま御指摘ございましたように、市民の協力態勢という御指摘がございましたけれども、これは収集車が運搬をする前の手段といたしまして、いま御指摘のようなことを実は考えております。これは、有価なものでございますけれども、びん・紙・かん、そういうものを中心といたしまして、収集前にそういう処置をしたらどうかということでございます。これはもちろん地域住民の皆さんの御協力がなければならんし、中心となるものはどうしても自治会であろうということを実は考えておるわけでございます。すでに市内の自治会でこの運動を実施をされている自治会もすでにございますけれども、そういうものを全市的に広げていって、そして、二十四トンの量を少しでも減らそうという考え方でございます。そういうことで真剣に五十三年度から取り組みたい、そういうことだけお答えをさせていただきます。

○議長（名古屋史郎君）　秦正一君。

○十七番（秦　正一君）　ただいま、ごみの減量については五十三年度をめどに実施していきたいという答弁なので、今年度の補正予算にもごみの推進委員会ですか、こういった面の費用ものっておりますけれども、ごみ減量推進本部というものを設けたにしても、いずれにしてもこれは市民の認識を得て、また、行政においても市民からの協力を依頼していかなければならないし、ただひとり市長が訴えても道は開けていかないと思うんです。市役所職員、部長、課長、係長、議員においてもそうですけれど、全員が協力態勢でいかなければなかなか実現されていかないんじゃないか、このように思います。したがって、市長は相当腹を決めていかないとこれはむずかしいと、このように思うわけです。市民が快的な健康で文化的な生活を営む上からも、一日も早くこういった問題の解決に努力してもらいたいと思います。市民にお願いしたいことはお願いする、また、市としてやるべきことはやっていく、というこの連携関係が大事じゃないかとこのように思います。いずれにしてもこのままではかなり大きな社会問題となっていくと思いますもので、部長の方からは一応五十三年度からそのように考えていくと、実施は無理にしても考えていくということなんですけれど、市長の気持ちを最後にお伺いして、いま私申したこのごみ減量についてどのように考えているか。賛同していると思いますけれど決意のほどをお伺いしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ごみの問題は一番まだ解決のめどの立たない、しかも、きわめて切実な問題でございます。今日、ごみは金なりと。ごみは、つまりごみを処分するために

大変金がかかります。そういう認識でごみの減量に金を使って、そうして、その金はなるべく日野市内に市民の手元、あるいは市内に残る形、そうして、支払う先をなるべく市内にすると。こういった基本的な考えを持ちたいと内々考えております。つまり、市が場合によったら仕切り屋の仕事まですると、このくらいの決意が必要だろうと思っております。

それから、処理工場といたしましては、破砕、それから、圧縮、梱包、こういった設備をしなければなりません。それらを含めまして汚泥の処分の問題もございます。汚泥のなるべく乾燥をして利用のできるようにすることが一番だろうと思いますし、それが、それでもなお処理できなければ最終的には焼却の処理をすると、そうして、とにかく繊維にいたしましても、びん・かん類の不燃物にいたしましても、あるいはプラスチック、ビニール等の焼却不能の物質にいたしましても、とにかく姿を小さくし、それから、公害にならないような配慮をしながら基本的に取り組んでいこう。これがごみ減量研究会の考え方であり、それから、市民の方にお願いをするにしましても、とにかく精神運動のみならず実効に上げるということが目的でありますので、特別な決意をもって取り組もうと、こういうふうに考えております。ただ私どもの市は、いま例に挙げられますような市原でありますとか、それから、別の大きい市のように冷却処理法、あるいは溶解をして、そうしてコンクリート化するというようなことを考えましても、ちょっと場所が成り立ちません。そういうことで、破砕、圧縮、梱包と、こういうようなことで姿を小さくして、そうして最終処分地に持ち出す。最終処分地ではなるべくつまり支払い経費が少なくなるようにやっていきたい、こういうふうに考えておるところでございます。来年は、つまり五十三年はごみと下水の年である。こういう認識で取り組んでおりますということをお答えいたします。

○議長（名古屋史郎君）　秦正一君。

○十七番（秦　正一君）　市長の決意はわかりました。先ほどいろんな参考に他市の状態を申し上げたわけですけれど、日野市よりも小さい市はいっぱいあります。ですけれど、ごみ減量がどこまでできるか、また、その施設をやってその点の効果を考えていかなければならないし、私は、どういう方法でやるということは言いませんけれど、少なくとも市の方で一つの原案というか方針、そういったものをはっきりと打ち出して、あくまでもごみ減量推進委員会というものは専門的なそういうものは無理でしょうから、やはり専門的な立場でその方途は考えてもらいたい。で、お願いすべきことは、こういう委員会を通してどんどん市内の方たちにお願いするという方法をとってもらいたいと思います。また、市議会においても、こういう厚生委員会の、要するにそういう専門的な立場——技術的には専門的じゃないかもしれませんけれども、そういったものもある

わけですから、そういった点も配慮の中に入れてやってもらいたいと、このように要望いたしまして質問終わります。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって十七の二、不燃ごみ減量に関する質問を終わります。

次に十八の一、これからの町づくりについて（なかんずくごみ問題）についての通告質問者、剣持佐吉君の質問を許します。

（十二番議員登壇）

○十二番（剣持佐吉君）　これからの町づくりについては、すでに日野市の行政調査研究会の報告がございまして、ごみの問題も取り組んでおりますし、それから、このタイトルは非常に大きな問題でありますので、なかんずくごみの問題について私は質問しようと思ったら、あにはからんや市川芳太郎君、林重義君、いままた桑正一君の質問がございまして、その上また、この予算を見ましても、減量研究会ということになるでしょうか、そういう委員会の構想があるようでありますし、それから、この本議会には出てまいりませんでしたが、市長の旧庁舎の利用の問題で構想を、発表を承りますと、そこには不用品交換所を設けて、いわゆる減量に取り組むということを言われておりますし、もうそうなってくると私の質問の場がなくなったような感じがいたしますが。私はこのごみの問題については早くから考えもありましたし、それからごみの問題について大体、経済とのからみ合いにおけるごみの処置、位置づけというものについては、日本がもうすでにおくれていたということ。それから、日野市においてもこれが大問題であるということを、初めて議会に出たとき、もうすでに提唱したのでありますが、そのときには余り関心がなかったようでありますし、ことに市長の態度としては、私は余り納得できないものがありました。しかし、まあここで市長が最後に決意を述べたところを見ますというと、あえて前のことを追及したいとは思いませんけれども、あるときには、非常にごみの問題について予算を多くしたからこれでいいじゃないかと、それから、ごみの収集についてはよく言ってあると、私は「悪い」と言っているんだが、市長は「よくいっている」という答弁もございました。これは見解の相違でありますから、私はあえてその次は、卑近な言葉で言えば「そうですか」と言って下がったようであります。またあるときには、よそから自動車で持ってきて不法投棄して困ると言ったら、それは「剣持議員は、それを押さえればいいじゃないか」と。私には権限がないのに、押さえればいいじゃないか。市役所の職員ならば権限はあります。不法投棄に権限はあるけれども、それは、こういうことを警察に告発する権利は市民に平等にあるわけですけれども、私にはそれがない。それは剣持議員やればいいじゃないか、と。まあしかし私はそういうことをいま追及しようとは思いませんし、市当局がその態度であることによって、ここにこういう私の想定していたこの段階に、

いわゆるやむを得ざる段階に来たということを私はいま思い起こして、この私が質問の領域が非常に縮まったことにむしろ欣快を感ずるのでございます。（笑声）

このごみの問題は、大きいことを言って申しわけありませんが、所得倍増政策、すなわち人間の生活が向上するということは消費生活も多くなるということです。それを考えなかったかつての、いわゆる私は自民党を特に攻撃するとか、どこを攻撃するとかじゃなくて、当時の責任者のことを一口言いたいんですけれども、所得倍増に伴う公害の問題を考慮しなかったことは、私はわが愛する自民党といえども反省すべきだと思っております。自分を含めてそれは考えざるを得ません。しかし、だれが政治をやろうと、ここの行き詰まりの前にだれかがこういうことを言ったそうですが、窮すれば通ずということを。ごみの問題、窮すれば通ずというようなことでは私は政治家としての姿勢ではないと思います。もしそういうことが言われたとするならば反省をすべきだと思いますが、しかし、この段階に来てまだごみの問題は、市長がいま述懐したように直ちに解決することはできないと言っております。そのとおりであろうと思いますし、私は、過去のことは過去のこととといたしまして、今日市長がここでごみの問題を正しく見る姿勢に対しては敬意を表して惜しまないものであります。

そこでこの減量の問題でありますが、減量の問題について委員会を設けるといいますけれども、この具体的な内容はどうなのか、発想はどうなのか、そういうようなこと。それから、具体的な内容について承りたいと思います。それから、不用品の交換の問題。これもいわゆる減量運動に伴う一つの問題でありますが、大体国民生活が向上して、消費生活がそれに伴うものでありますが、生産はすなわち消費、ごみになるわけです、全部。そういうことは政治家が気がつかなかったかどうか知りませんが、いままでは日野市においては行われなかった。これについて取り組もうというんですから結構なことでありますが、不用品交換についても私は大きな問題があろうかと思います。たとえばここで要らなくなったものをこっちで使う方々があるわけです。それをどういう方法でやるかということもひとつお知らせをいただきたい。

それから、市街地の一画に粗大ごみの置き場がございますけれども、これは公認された所であるのかどうかあいまいです。道の片端に文句のない所へ粗大ごみを置こうという、人のあんまり目につかない所へ粗大ごみを置こう。これが公認されているかどうかわかりませんし、それから、粗大ごみは、いま生活環境部長が言われたように、前の日に出すようにと。それから、次の日は片づけると。そういうことをやると言っておりますけれども、このやり方については相当私は時間もかけなければならないし、かなりの犠牲を払わなければならないと思います。

私は、そういうことをかつて言ったことがありますが、当時民生部長は、あなたがそう言うから、あなたの方へビラを流してやる、こんなことではできません。きょうやるから後は地元の人に掃除してください。これくらいの協力を受けることは、私は地元に押しつけることがいいということではありませんが、これは大体自治という基本的な精神は、自分のものは自分で片づけるということ。自分のものは自分でしますということです。これは自主精神の基本であろうと思うんです。ところがいまのごみ問題を見ますというと、こっちで押し出してここへ置いた、向こうへ持っていくのは業者だから、後はほったらかしておく。これで町がきれいになるわけがございません。それでまた、日本が恵まれたというんですか、そういう悩みがなかったせいでありましょうが、外国の話をして大変恐縮でありますけれども、アメリカのワシントンを思い出すんですけれども、毎日掃いているわけです。それが日本にとっていいか悪いかは別として、私は、その後をまただれかが掃く。それは皆さんが掃いてくださいよということ、そういうムードをつくるべきだと思うんです。だから、ごみを持っていったから、市役所が、出せば持っていったからいいんだというような簡単なものではありません。だから、市民そのものが自分のことは自分でするんだという、いわゆる精神的な教育もまた必要になってくるゆえんはそこにあると思うんであります。また、一つの方法としては、このごみというものは、あなた方の出したごみはこうなっているんですよと、それを知らせることが一つの方法ではないか。社会教育でいろいろのことをやってくださっておりますけれども、これも社会教育の一端ではないか。出せばいいんだ。大体自治ということを基本的に精神的に考えますというと、いまの状況いい悪いは別としまして、税金を納めているんだから役場はやるのはあたりまえだという。それが、税金はこういうふうに使われているから、私のやる領域はこうするんだというところまで教育していく必要があるんではないか。それには、ただ自治会や何かに押しつけるということではなくて、啓蒙、いろいろ時間がかかると思います。こういうようなことを考えているんでありますが、このごみの持ち出しの時刻、これを周知徹底させて、その後を掃除する。それから、持ち出しについては梱包しろと言っております。徹底しているかどうかは追跡調査はされていないのかいるのか知りませんけれども、ぶん投げる人もあれば、ちゃんとまとめる人もあるという状況。これを市民全体がこのごみについて関心を持つように指導教育するのも、町をきれいにする一つの方法ではないか。

それからもう一つ申し上げます。私の言うことはほとんど言われたから私はそれだけでも済むのでありますが、しかし、まだもう一つ申し上げたいことがあります。この間テレビ見たのを、これがいいか悪いかはわかりませんけれども、生ごみを集

めて、これには焼却にはかなり苦労するそうでありますが、これを集めてある市では飼料をつくる工場をつくりました。これいいか悪いかはわかりませんけれども、こういうことを考える必要はないかどうか、そのようなことについてもお伺いしたいと思います。もう一つ考えたいのは、もうすでにかなりおくれた感がないでもないけれども、人間生活の中では必ずごみがあるということです。しかも、産業経済がこれだけ発達して世界のレベルに達しますとごみはたくさん出てくるわけです。たくさん出てくるんですが、その置き場が都市構造の中に、都市開発の中に一つも考慮されてないというところに一つの問題がありゃしないか。だから、これらのことを将来都市改革あるいは区画整理の段階において、いま市が応分の負担をしろと指導をしておりますが、要請しておりますが、このごみの置き場、そういうようなものをセットするようなことを考えるべきではないか。それがいいか悪いかは別として、考慮に入れて研究をすべきではないか。そうなってくると、専門家の集まり、知恵をかりなければならないと思いますが、この減量委員会とか、あるいは減量に対するいろいろごみの問題について検討するその基本的な構想、それについてこれらの問題を含めてお伺いをしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　剣持佐吉君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　剣持議員が、市民生活として自分のことはまず自分がするという基本的な態度といいますか、市民自身の考えが一番もとだとおっしゃることに対して、私も全く同感でございます。ごみから入れば私は、自治ということが非常に鮮明になってよくなってくるというふうに考えております。そして、この問題を考えます際に四つの面があると思います。つまり、行政といたしましては、一番最後に出てます最終処分地の確保。その次はごみの処理工場。つまり焼却ないしは先ほど言いました破砕でありますとか、圧縮でありますとか、梱包でありますとか、そういうごみ処理工場、それから、今度はごみを出す側にPRをしなきゃなりません。それで、ごみ減量運動本部ないしは、ごみ減量研究会、これはつまりPR向けの母体で考えております。そうして、そこで消費者、それから、ごみに見識のある方などに数名集まっていただいて論議をしていただく。そのことをまた広報等でPRをする。それから、一つには「ごみ読本」というふうなものをつくって、そうして、ごみに対するひとつ市民の日常生活のわきまえを市民サイドから、つくってもらった「ごみ読本」によってよく理解をしていただくと。また、絶えずそういうことを繰り返す必要があろうと思っております。それからもう一つのは、剣持議員も御指摘のとおり、不用品を途中でやっぱり別のコースに乗せて、そうして再利用すると。こういうことがやはりごみ減量の大きな役

割りをすると、こう考えます。まあそういう四面の、四面といいますか、四つの問題をそれぞれにくみ上げて実効のあるようにシステム化をうまく動かすことが、これすなわちごみに対する対策だと、こう考えております。そういったつもりで取り組むつもりでございますし、また、相当まだ研究を要する部分もありますから、一度や二度の予算化で事が解決するなんてことは考えられませんけれども、この間、林議員も言われたような、いままた剣持議員もおっしゃるような、ごみの肥料化ないしは飼料化、こういうこともありますけれども、ちょっと日野市の場合にはどの程度それがごみの減量に役立つだろうかという点でも、これまた検討を要する部分だと、こう考えております。以上をまとめまして、ごみの総合的な減量事業、あるいは減量運動の考え方に置きたいと、こう思っております。

○議長（名古屋史郎君）　剣持佐吉君。

○十二番（剣持佐吉君）　まだ二つばかりございます。粗大ごみの置き場を、つまり町にはんらんしているあのごみを整理する一時置き場のようなものをつくることの奨励と、新しい都市開発の場合におけるそれの義務づけ。これが法律的な義務ということはちょっとむずかしいかもしれませんが、そういうことの考えはないか。いま、粗大ごみが町の状態を見ますとほとんど道路です。この道路が狭隘になるというだけではなくて、道路がごみ置き場という状況になりますと、せっかくの文化都市が文化都市ではなくなるわけです。図面の上ではきれいかもしれませんがそうでなくなるわけです。これは、なかなか固定するということは土地も買収しなければなりませんし、それから、道路のわきに、あるいは店をつくらなきゃならない所へごみを置くというようなこともあるでしょうから、かなり困難でありますけれども、しかし、この問題は私は、いますぐやれということでもないし、それから、私が仮にその立場に立ったところでできるとも思われませんけれども、しかし、何かこの文化都市にふさわしい姿をつくるためにはそれを研究する必要はありはしないかと思う。それを私は、その研究を要求しているわけです。

　それから、生ごみの飼料化についても、これは収集の便の関係からいっておのおのその町の特徴があるわけです。したがって、市長がそういう飼料化するというようなことはいいか悪いかは疑問であるという、その答えを私はけしからんと言っているんではございません。そういうものがあるところ、いわゆる先進都市のそれを参考にして取り組む姿勢を欲しいというのです。そのことについてのお答えを願いたいということです。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　申しおくれました。今日、開発指導要綱並びに中高層建築物指導要綱の中では、粗大ごみの置き場をその設計の中で、つまり土地利用の中できちんとつくってもらう。そういう指導をして、最近のものはほとんどそういう場所をつくっております。これはボックス置き場並びに粗大ごみの置き場であります。それから、既成の町にはそういう場所を特に義務づけては事はできませんし、したがって、空き地とかなるべく支障のない場所を選んで地域地域で暫定的に置かれておる、こういう状況であります。ですから、おっしゃいます家が建つにつれ、あるいは町が密度が満ちるにつれてだんだんそういう場所はなくなってまいりますから、そういう場所の確保ということも今後の課題になってくると、こう考えております。

　それから、ごみの減量の過程におきまして、ごみの特に肥料になる、あるいは飼料になる、これは少なくも肥料になる部分も大変あるわけであります。また、汚泥のそのものも肥料化が、あるいは土壌の改良に十分役立つわけであります。私の言いましたのは、日野市の場合はそういうことを行う処理工場にスペースがない、ということを日ごろ感じるものですから、日野市の場合に採用できるかどうかということを自信を持ち得ておりませんが、そういうこともあわせて研究課題にいたしたい、こういうふうに思っております。

○議長（名古屋史郎君）　剣持佐吉君。

○十二番（剣持佐吉君）　それではこのことは承りました。これからどういうふうに展開していくかは、またその次の段階においてこの問題が論議されるであろうと思いますので、このことはこれでおしまいにいたしますが、もう一つ、これからの町づくりについて行政調査研究会の報告によりますと、日野市は、川崎街道と甲州街道、中央線と京王線、これで東京を中心とした放射線的につながれている。南と北、つまり浅川を境として南と北が離れ分断されている。こういうことをはっきり言っております。これをつながなければならない。そういう問題は、この調査研究会の報告以前に問題はすでにあったわけです。その当時は日野と七生は別々でありましたから、それはそれでよかったんですが、これが一丸となった場合には、これを一体化しなければならないという私は要求は必然的に出てきていると思います。これは文化経済交流の関係ばかりではなくて、いわゆる行政施設の平等均等均てんという意味からいっても、ただ一つ例を申し上げますというと、日野市市立総合病院が多摩平にございますが、これを恩恵を受けるには浅川がかなり障害していると思います。今度文化会館のようなものができても、やっぱりそういうことが言えると思います。これは、日野と旧七生とが一緒になって同じ速度で文化向上を図るとか、こういうことのほかに、いわゆる市民の税金をいかに有効に効率的に使うかという問題についても将来問題があると思われますし、それから、市で盛り上がったこれからの町づくり、そういうようなものについても交流がなければできないわけです。

したがってこの浅川は、いわゆるこれを清流に取り戻す。市長は一生懸命でやっておりますし、それは、やがてそういう時代が来ると思いますし、それで、あそこはやっぱり草もあるし小鳥もおりますから、自然に恵まれたいい存在です。しかしこれによって、この道路網を改修して南と北と自由に交流できるようにすることが望ましいということが書いてございますが、そのことについて市当局はもちろん反対ではないと思います。これを尊重していると思いますが、しからば、この道路網整備についての腹案があるのかないのか、いま。これは、この調査報告がない以前にすでに問題になっていた問題でありますが、これがあるのかないのか。なければどうしようとするのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　浅川を境にして南と北が分断をされて、市民生活の上でも、あるいは市民感情の上でも統一に支障があるということは、これはもうだれしも認識するところでございます。そして、それをなるべく一体化するためには、やっぱり道路交通がまず第一になるわけであります。そこで、御質問は構想があるのかないのかとおっしゃいます。構想はこれまでも御承知のとおりだと思いますけれど、一番中心になるのが二・二・五の路線だと、こういうふうに現状考えております。それから、高幡橋は改修が整いましたし、それから、平山橋も間もなく南北が整ってくることは間違いありません。そういうことで、だんだん滝合橋もできております。だんだんこの南北の関係が整ってくるわけでありますから、それらを今度はより密に細かい点まで路線バスが走れるとか、あるいは歩道が整うとか、いろんな施策を行いながらなるべく一体感、それから、たとえば例に挙げられます病院もまんべんなく便利に使えると、こういうふうにぜひしなければなりませんし、それをすることが町づくりの大きな眼目でございます。私は特にごみ車の幹線になるそういうルートも合わせて考えたいと思っておりますが、その際には、この中央道の側道をつくるということが非常に有効である。このこともぜひ実行したい。道路公団等にも働きかけをしてお る状況でございます。

○議長（名古屋史郎君）　剣持佐吉君。

○十二番（剣持佐吉君）　それではこれをもって町づくりについての質問を終わります。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって十八の一、これからの町づくりに関する質問を終わります。

次に十八の二、市民文化祭の反省についての通告質問者、剣持佐吉君の質問を許します。

○十二番（剣持佐吉君）　二、三、気のついたことを申し上げますが、一つは、いわゆるこういうことはいいか悪いか知りませんが、いわゆる老人に対する待遇の問題、一つは職員の一体性の問題、以上二つの問題について申し上げますが。

高齢者展が開かれます。これは、文化祭は十五回目になりますが、いわゆる高齢者展というのはかなりおくれて、最近、私は日時は忘れましたが二、三年前だと思います。こういうおくれという関係でやむを得ない面もあったかと思いますが、高齢者展というのは年寄りがやるんだという、その年寄りというイメージが非常に日本全体の問題として悪いように、それから、老人そのものも老人という言葉をきらっているような傾向がございます。これを私はいますぐ立て直せといったって、これは歴史が物をいうんです。なかなかむずかしい問題だと思いますが、まず文化祭で高齢者というと、その文化祭の中に参画します。その発言をするところがまずあってもしないのか、ないのか知りませんが、ほとんど発言のところがありません。そういう状況の歴史をたどって今日に来たのでありますが、去年の文化祭で余りに展覧の、いわゆる展示の場所が狭過ぎて気の毒であったので、ことしは新しい庁舎もできるしというので、市長にも直接お願いもしたし、それから、教育長にもお願いしたし、社会教育にもお願いしたし、こういうことでことしは倍にしてもらったわけですが、ところが、去年よりことしは三倍、四倍という作品が出たわけです。こういうことは市長も教育長も、ことしはよくごらんいただいておわかりになっていただいたと思いますけれども、まだ老人はどっかの片すみにというような感じが、これは私のひがみかもしれませんが、ないでもないということを言わざるを得ないわけです。

私も老人会のことはもう十何年関係して知っておりますが、いま社会問題として、国の問題として、この老人、いわゆる高齢者対策というものは、国の政策として大きく問題がクローズアップしてきたはずであります。外国の話をして大変恐縮でありますけれども、先進国はスエーデン、ノルウエー、デンマークと行っておりますけれども、デンマークの老人対策、高齢者対策としては全く至れり尽くせりでありますが、今度は若い人の税金が日本の何倍と取られるところにまた問題がある。それから、定年が六十歳だか五十五歳だか知りませんけれども、ある年齢に達するともう一年働かなければならない。もう一年働かなければ今度老人の待遇受けない。つまり生活保障を受けない。言いかえたならば、遊べないということです。まだ働ける体をここまで福祉がいくということは、私は日本でいまこの程度がいいとは言いませんけれども、これがいいとは言われません。一口には言われないと思います。そうすると、若い人の意欲が衰えて年をとった人ばかり、早く年をとって、そして、その福祉政策の恩恵に浴そうというようなずるい考えが、人間本来は本能的なずるい考えがありますので、これがいいとは決して思いません。しかしながら、日本においてはまだ老人に対する対策が、医療無料化制度もありますし、年金保障制度もあり

ますけれども十分でないと言われます。

しかし、老人問題について私は大きな問題を市長に要求するわけではありません。これは国、都でやるべき問題であって、われわれは議論として言えるかもしれませんけれども、この実務の問題として市長に要求することはできませんが、この文化祭のことぐらいは市でできると思います。この文化祭に対する大体老人の作品に、一年をどういう気持ちでいるかとすると、あそこへ展示してもらうという希望だけで非常に老後の生きがいを感じている傾向があるわけです。老人対策というのは、私は市段階における老人対策というのは、いかに老人が楽しくやれるかということを世話をしてやるのが老人対策だと思うんです。医療保障とか老後の生活保障というものは市段階ではできませんから、だから、そういうことになると、この文化祭に対する態度も変えてもらわなければならない。この文化祭の問題について私は教育長にも言ったりするけれども、教育長が文化協会というものに委託するんですけれども、この委託のやり方についてもいろいろ議論の余地があると思うんですが、そういうことを言っているんでなくて、まだそこで老人が発言の機会がないのを、しからばどうするかという問題は、福祉と教育と両方でもってもっと理解してもらわなければならないと思うんです。

具体的な二、三の例を申し上げますというと、たとえばこういうことがありました。老人が、いま芸能にかなり興味を持ち、そして、それは老後のレクリエーションとして、そしてしかも、生きがいを感じてやっている傾向が、三十八の団体がこぞってそういう傾向があるわけです。ところが、文化祭におけるところの芸能発表の機会を老人会がやろうとしたら、それにだれが文句言ったか知りませんけれども、何が老人ができるかというような傾向があったそうでありますが、私はその場にいなかったからこれは聞いただけのことにしていただきたいと思いますが、もしそういう傾向があるならば、これは市独自の立場から老人はどうすべきかということを考えていただかなければならないと思う。私は文化協会のそういう文化祭の何か委託、そういう計画プランを立てるときには、来年はむしろ老人会は独自、たとえば三曲連盟の民謡連盟もあります。そういうものと同じように、それ以上に意欲が盛り上がっているわけです。福祉大会というのがありますけれども、福祉大会には一つの団体が十分くらいしか出れない。これじゃ満足ができないで、ゆっくり踊りたい、ゆっくり歌いたいという傾向があるわけです。それくらいのことは時間を延ばせばできるわけです。それから、場所を与えればできるわけです。そういうこともひとつ教育長あたりは、市長はそういうことは考えていると思うが、教育長は具体的にその問題に取り組んでいただきたいと思う。こういうことをひとつ教育長にお願いして、その態度のほどをひとつ、いやだとは言わんでしょうけれども、さらに改めて確認をしたいと思います。

それから二つ目、この文化祭という事業は、私は市を挙げてやるべきものだと思います。それから、全国の菊花大会がありましたが、こういう問題は産業が担当するけれども、それが中心となるのであって、これは市がやっぱりやってもらわなければならないと思います。市が中心となって、市が全部一緒になってやってもらわなければならない。

それから、この間こういうことがございました。私はおかげさまで監査委員をやらしていただいておりますが、監査委員の研修会がありました。自動車置き場と会場とそろったところはないわけです。あそこを借りよう、ここを借りようとしたんですが、場所はあっても自動車の置き場がないという状況で高幡を借りました。このときに私は市長に直接お願いしました。これはもう日野市がまだこれができないから、できないというと日野市の体面だからお願いします、こう言ったら市長、快く受けていただいてそれをやっていただきました。これはまあ市長ひとりでできる問題でありますが、今度文化祭の場合になりますと、こういう問題が起きたわけです。問題と言えるかどうか知らんが、私は問題としてとらえたんですが、福祉センター中央会館、ここで高齢者展覧会があったわけです。それは去年の倍も広げてくれた。それでも狭過ぎる。それで不平が出て、もっと広ければいいという不平が出ている。そこへ今度バザーの後片づけをしたんで、その余った物らしいけれども、ごみの山が入口にあって入れないほど、それを分けて入って自分の作品がこんなに詰まっているわけです。それで、それを注意したら片づけてもらいましたが、それは福祉の人に片づけてもらった。それは何か心身障害者のバザーだそうですから文句も言えないわけです。これはしかし、老人会が気の毒だからと言ったら、すぐ片づけてくれました。そういうことを今度は社会教育のある担当の職員に私は好意的に言いました。こういうことがあったから、「こういうことがあったから」という連絡をしたら「それは議員さんに言ってください」、私は言いました。「言ったらいいじゃないですか」と、こういう言い方。あの福祉会館は、これは福祉から借りているんですよという言い方です。これは私は、福祉部長が、貸しているんだからおれの言うことを聞けとは私は言っているとは思わないんです。ところがその職員の言い方は、福祉部から借りているんだという、単なるその言葉が私は悪い気持ちで言ったとは思われない。ここに問題がある。大体文化祭の問題について庁議をやったかどうか知りませんけれども、全庁一体となってやっているという姿ではないという気がするわけです。ここに問題があるわけです。

こういうことをもう一つ言いましょう。これは教育の問題だと思うんですが、ある支所へ、私はあるところから調査を頼ま

れたので、その報告をそこの窓口へ持っていった。「これは福祉部長」に。なるほど福祉部長と書いてある。福祉部長のところへ行く書類じゃないんです。その下の社会課へ行く書類なんです。ところが、福祉部長と書いてある。そしたら「これは福祉部長に届けてください」福祉部長に届け方私は知っているんです。便宜的に支所へ行けるはずなんです。そういうことをシステムになっているから行ったんです。そしたら「これは福祉部長に届けてください」福祉部長に届けるならそこまで私は持っていかないです。これは私は大した政治の問題とはしないんです。この一つのことを。そういうことがもしあるとすれば、私だからわかっているから「いや、これは調査を頼んだから」と、無理に持っていってもらいましたよ。ところが、それが普通の人であったら、やっぱり寄りつけないことになりゃしないか。ところが市長は、この庁舎はサービスステーションであり、市民のコミュニケーションの場所と言っているわけです。また、そのつもりで市長は指導していると思うんです。ところが、末端がそうでないというところに問題があるんです。私は、一人一人のそういう口先を言っているわけではございません。そういうことが役所と、縦割りの弊害というんですか、責任を重んじるがために全市的な市長の気持ちが行ってないということはよくあることです。たとえば私も役所にいたことがあるんでそういうことはわかりますけれども、これは徹底をしてないということに思い直すものがありはしないか。それで、それがひいては汚職の問題につながったり、それが直ちに直結するとは私は考えておりませんけれども、汚職の問題につながったり、私は汚職はやってもいいとか、それから、厳しく市長がそのために取り締まりということはどうか知りませんが、監督指導を部長諸君に言っていると思うんです。その態度を望んでいると思う。ところが、末端でそうはいかないところにいまだしの問題があるという。こういう問題について、何ていうんですか、綱紀確立委員会というものができたようでありますけれども、こういうものはどういう運動をしようとするのか。それから、私がこれを言ったことに対して反問があったら言ってください。私は福祉部長があのセクショナリズムというんですか、おまえたち福祉教育なんだから、貸してやるんだから何時何分には引き払えと、そんな冷淡なことを言っているとは思っていない。ところが、末端の職員にそういうまだ感覚があるとするなら、これは市全体の問題ではないか。しかも、この庁舎が市民のコミュニケーションの場所だとかそういうことにはならんではないか。この姿をどう展開していこうというのか。どう反省しようとするのか。綱紀確立委員会の問題をも含めてどういうふうにやっていこうというのか、それをひとつお答えいただきたい。

○議長（名古屋史郎君）　剣持佐吉君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　一番初めに言われました、高齢者を何かなおざりにしている。このことは大変私は気になる言葉だったと思いますので一言申し上げたいんですが、確かに言葉の不十分でありますとか、あるいは親切さの落ち度でありますとか、そういうことでもってわれわれが日常考えておりますことが徹底してないということについては残念だと思いますが、ただ、高齢者は日野市の場合は、床の間になるべく座っていただくと、こういう姿勢で日常臨んでおりますことをぜひ御理解もいただきたいと思います。（「してなきゃだめだ」と呼ぶ者あり）それから、その他の職員の落ち度ないしは、われわれの指導の不十分、不徹底、そういうことはたくさんあろうと思っております。これらは新しい庁舎もできまして放送施設もしたし、それから、まとまっていろいろ話し合う場所もできましたから、だんだんそれらを徹底し得るだろうと、こういうふうに考えております。

　なお文化会館は、これは文化祭はまさに場所の問題が大きく左右いたします。広いスペースを差し上げるということが市民の文化活動に大変必要なわけでありまして、それは、今後は旧庁舎の市民ホール部分、あるいはこれから、もう現実が、最近できてまいります市民体育館、あるいは七生の市民ホール、これらはすべてそういうことに活用できる場所になると思いますので、だんだんよくなるに違いないと、こういうふうに考えております。

　あらましのところだけお答えをさせていただきまして、欠けるところは担当の方からお話をさせていただきます。

○議長（名古屋史郎君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　高齢者展に関連してのいまいろいろな反省を求められたわけでありますが、そのことについて私も担当者からも聞いております。いま剣持議員が指摘された面については、全く不十分な面があったと、こういうふうに思っております。それで、ここであります高齢者展と、それから、文化祭とのかかわりでございますけれども、これについては本来的には高齢者の活動というのは、一応これは綜割りというとおこられるかもしれませんが、福祉ということでございますけれども、担当はそうでございますけれども、文化祭を直接担当する教育委員会とは非常に密接な関係をとりながらやっているつもりなんでございますけれども、その点について不足があれば、今後ともひとつ反省していかなければならんと、こういうふうに思っております。いろいろな御不満あったと思いますけれども、しかし、さっきのバザーのときの問題などにつきましても、確かにせっかく高齢者の方がりっぱな展示をしておられるところに、その入口のところでバザーが開かれて、それが何か焦点が二つになっていたというような印象が、恐らく高齢者の方は感じられたんじゃないかと、こういうふうに思って

おりますが、この点なども来年度の場合には大いに考えていかなければならん問題だと、こういうふうに思っております。どうも失礼いたしました。

○議長（名古屋史郎君）　福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）　私の方からもひとつ御理解いただきたい点をお願いしたいと思います。私の方で老人会とか、あるいは高齢者展の方をどうするとかということは全くございません。それで、四年前から御存じのように、老人福祉係というはっきりした係を設定し、まいっているようなことでございますので、そういう点については十分な要するに配慮をして対処しておるわけでございます。それで、老人福祉係のした職員の企画の中には、老人クラブを指導するというふうな条項等ございますけれども、老人クラブが誕生しまして何年にもなります。当初は指導するというとおこがましいですけれども、多少そういう節もございましたが、最近はきちんとした組織が、他に組合、連合組織等もできまして、御自身の考え方、皆さんの集約で活動しているとと。老人福祉係の方は事務局としてお手伝いするというまでに育っているわけでございます。高齢者展の方もそういう考え方で、老人の方の自発的なお考えで参加していただいて老人福祉係の方は高齢者展の搬出入だとか、そういうものをお手伝いすると、こういうふうな状況でございます。

○それから、文化祭のころといいますのは、十月の終わりから十一月の初旬まで会場が非常にあちこちの会場を使いまして、いろんな会合に制約がございます。お互いに譲り合ってやっていくというふうな状況でございます。そういう状況でございますので、バザーのときごみが出て邪魔になったという点については、私の方で福祉センターの会館管理をしておりますので、会館管理上の手落ちじゃないかと思っております。そういう点については今後も十分気をつけなければならんと、こういうふうに考えておるわけでございます。老人に対して片すみに追いやるという考え方は毛頭ございません。何分の御理解を得たいと思いますし、今後はボランティア等で老人の芸能サークル等の活動等もお願いしたいということに考えておるわけでございます。よろしく御理解を賜りたいと思います。

○議長（名古屋史郎君）　剣持佐吉君。

○十二番（剣持佐吉君）　私はさっき質問をして、市長は私が誤解をしているように言いましたけれども、私は、市当局やら教育長が老人をないがしろにしているとは一つも言ってないんです。ただ、いままでのいきさつからいって、やっぱり老人そのものも発言を遠慮している傾向があるし、ところが膨大な希望を持っているわりあいに発言が遠慮している傾向もあるし、社会的な風潮としてもまだ年寄りが大事だという老人問題という、高齢者対策問題というのは政治のレベルにいる人だけは知っているけれども、現実に社会問題化していないから、

だから、そういうときにこういう問題があったから今後の指導についてはやってくださいと言っているわけです。福祉部長がいままで老人ないがしろにしたなんて一つも言ってないです。よけいなことを言うから時間がかかるんです。私は、いままで皆さんが老人をないがしろにしたと一つも言ってないんです。速記録見てください。（「了解、了解」「わかった」と呼ぶ者あり）ちょっと私の言うことをよく聞いてください。それで、そういう縦割りの状況から、福祉にも関係のある老人の文化祭に対するところの処遇については、福祉にも関係があるのに、これを冷遇したとか言っているんじゃないんです。まだそれが挙庁一体という姿が出ていないというのは残念だけれども、いままでの歴史的の過程があるんだと、私はそれは理解しているんです。だから、今後の指導についてはひとつ老人に希望を持たしてくれと頼んでいるんです。言いわけをするから私の時間を食っちゃうんです。

もう一つそれでは申し上げます。文化体育施設の委員会がございます。この問題についての報告は委員長がしますから、内容については申し上げませんが、この取り組み方においても挙庁一体の姿は果たしてあるかどうかという問題は、これはまたいろいろあれをこれをと私は指摘をして、それが悪い、おれがいいとは言っているんじゃないんです。いままでの経過からいって、文化体育のこの施設促進委員会に出てくるのは教育長と、それから社会教育課長だけなんです。いまここでもってセンターができても、必要な各部落におけるところの既設の施設を文化体育施設に利用するなら、相当な予算が要るから全部で取り組まなければならないといっても、これは呼ばないのが悪いのか、来ないのが悪いのか知りませんけれども、私も含めての反省ですけれども、企画財政部長もいつでも出てこないんです。こういうことでは、来年はやりますと言った本年は、文化施設の改造として何をやったかと、マイク一つ買っただけです。それは取り組み方が、だから市長の方針がそのまま挙庁一体という姿で取り組んでいないということです。それは、文化体育施設の委員会に私たちが呼ばなかったのが悪いかもしれません。しかし、挙庁一体の姿はないから、いままでのものはいままでとして自分を含めて反省するから、ひとつ今後は挙庁一体で取り組む姿勢をとってくれと、こういう言いわけしろというんじゃないです。できますか、それ。私の言うことが悪かったら悪いと言ってください。はっきり。市長の態度をお願いします。

○議長（名古屋史郎君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いろいろな御教訓をありがたく承りまして、今後、全庁挙げての教訓を徹底させるようにいたします。（「名市長」「いい答弁だ」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　剣持佐吉君。

○十二番（剣持佐吉君）　言えるだけは言ったし、それ

から、市長の態度にわかったし、問題は、これをどうしてスクラム組むかという問題がまだ課題で残っていると思います。今後の実績を眺めながら将来を期待して、質問を終わります。

○議長（名古屋史郎君）　これをもって十八の二、市民文化祭の反省に関する質問を終わります。

お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名古屋史郎君）　御異議ないものと認め暫時休憩いたします。

午後五時　十七　分休憩

午後五時三十三分再開

○議長（名古屋史郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

以上をもって本日の日程を終わりました。本日はこれをもって散会いたします。

午後五時三十四分散会

十二月十九日　　月曜日　（第六日）

昭和五十二年
第四回定例会

日野市議会会議録

第三十六号

十二月十九日　月曜日　（第六日）

出席議員（二十七名）

一番	滝瀬政吉	君
二番	滝瀬敏朗	君
三番	奥住芳雄	君
四番	正国大治	君
五番	林　重義	君
六番	飯山　茂	君
七番	黒川重憲	君
八番	鈴木美奈子	君
九番	橘　祐子	君
十番	板垣正男	君
十一番	谷栄吉	君
十二番	剣持佐吉	君
十三番	石坂勝雄	君
十五番	杉山寅三郎	君
十六番	市川芳太郎	君
十七番	秦　正一	君
十八番	名古屋史郎	君
十九番	竹ノ上武俊	君
二十番	米沢照男	君
二十一番	高橋通夫	君
二十二番	佐々木昭雄	君
二十三番	日野源作	君
二十四番	三浦重春	君
二十六番	大下博	君
二十七番	大柄保	君
二十八番	島村孝志	君
二十九番	本間久	君
三十番	一ノ瀬隆	君

欠席議員（二名）

十四番	清水芳雄	君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	前川恒雄	君
収入役	杉本好次郎	君
企画財政部長	松村清栄	君
総務部長	加藤一郎	君
市民部長	田倉高光	君
生活環境部長	加藤一男	君
建設部長	森久保三次	君
都市整備部長	成井正夫	君
福祉部長	赤松行雄	君
水道部長	中島武男	君
病院事務長	遠藤政之	君
教育長	倉又秀作	君
監査委員	牧野秀夫	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	中村亮助	君
書記	朝倉敏夫	君
書記	鈴木晴彦	君
書記	五十嵐隆	君
書記	荒井一雄	君
書記	樫村正男	君
書記	川上輝子	君
書記	安原清美	君
書記	小松恵美子	君

議事日程

昭和五十二年十二月十九日（月）
午後一時開議

（議案審査報告）

一　議案第　七七号　議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（総務委員会）

二　議案第　八五号
三　議案第　八六号

（請願審査報告）

四　請願第五二―二五号
五　請願第五二―四一号
六　請願第五二―四二号
七　請願第五二―四五号
八　請願第五二―四六号
九　請願第五一―四二号
一〇　請願第五一―四七号
一一　請願第五一―五一号

（都市計画産業建設委員会）

市道路線の一部廃止について
市道路線の廃止について

（総務委員会）

都道一五五号線の信号機設置に関する陳情
市内循環のマイクロバスを運行に関する請願
南平二丁目四番八九地先のがけ崩れについての陳情
交番設置と防犯街灯増設に関する請願
信号機設置に関する請願
市民要求を実現させる新財源として大企業固定資産税の超過課税実施を要求する請願
減税、税制改革、自主課税に関する請願
都営住宅払い下げに関する陳情

（文教委員会）

一二　請願第五一―五八号
一三　請願第五二―三九号

小学校体育施設の一般開放及び七生中学校への夜間照明施設設置促進に関する請願
通学路舗装の請願

（厚生委員会）

一四　請願第五二―　六号
一五　請願第五二―五四号

高齢者研修センター設立に関する陳情
希望の家に保育室の増設に関する陳情

（都市計画産業建設委員会）

一六　請願第五二―　三号
一七　請願第五二―二〇号

豊田駅南口地域の排水処理の改善に関する陳情
排水溝建設について陳情

一八　請願第五二―二二号

市道整備に関する請願

一九　請願第五二―二七号　滝合橋東口路の歩道設置の請願
二〇　請願第五二―三三号　側溝改修に関する請願
二一　請願第五二―三八号　道路整備についての請願
二二　請願第五二―四〇号　道路側溝の整備に関する請願
二三　請願第五二―四三号　側溝のふたかけをし歩道の設置に関する陳情
二四　請願第五二―四九号　旧道復帰の請願
二五　請願第五二―五〇号　道路の舗装並びに側溝設置に関する請願
（議案上程）
二六　議員提出議案第一九号　日野市議会昭和五十一年度一般会計決算特別委員会設置及び委員の選任について
二七　議案第　九三号　神明上地区跨線道路橋設置その一（下部）工事請負契約の専決処分の報告承認について
二八　議案第　九四号　日野市立新坂下保育園（仮称）新築工事請負契約の専決処分の報告承認について
二九　議案第　九五号　昭和五十一年度日野市一般会計決算の認定について
三〇　議案第　九六号　昭和五十一年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について
三一　議案第　九七号　昭和五十一年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定について
三二　議案第　九八号　昭和五十一年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について
三三　議案第　九九号　昭和五十一年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について
三四　議案第　一〇〇号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
三五　議案第　一〇一号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について
三六　議案第　一〇二号　日野市立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
三七　議案第　一〇三号　日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について
三八　議案第　一〇四号　日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について
三九　議案第　一〇五号　日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
四〇　議案第　一〇六号　日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について
四一　議案第　一〇七号　昭和五十二年度日野市一般会計補正予算について（第五号）
四二　議案第　一〇八号　昭和五十二年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第二号）
四三　議案第　一〇九号　昭和五十二年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第二号）
四四　議案第　一一〇号　昭和五十二年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第二号）
四五　議案第　一一一号　昭和五十二年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第二号）
四六　議案第　一一二号　農業共済無事戻金の交付について
四七　議案第　一一三号　市道路線の廃止について
四八　議案第　一一四号　市道路線の認定について
四九　議案第　一一八号　日野市衛生処理場電気設備改修工事請負契約の締結について
（請願上程）
五〇　請願第五二―五六号　日野市下水道事業計画案反対について陳情
五一　請願第五二―五七号　市議会議決事項の措置に関する陳情
五二　請願第五二―五八号　通学路整備の請願
五三　請願第五二―五九号　日野集合住宅建築許可についての陳情
五四　請願第五二―六〇号　児童遊園地設置に関する請願
五五　請願第五二―六一号　少年野球場確保に関する請願
五六　請願第五二―六二号　バス路線新設に関する請願
五七　請願第五二―六三号　日野台バイパス（都道二・一・四）へバスの運行方請願
五八　請願第五二―六四号　日野第五小学校校舎改築に関する請願
五九　請願第五二―六五号　公私立幼稚園保護者の教育費負担格差是正について請願
六〇　請願第五二―六六号　日野市民文化会館建設に関する請願

日野市立図書館
☎81－7354
13 68 142